

平成 18 年

第 6 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 18 年 12 月 6 日

閉会：平成 18 年 12 月 22 日

柳川市議会

第6回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月6日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
12月7日	木	考 案 日	
12月8日	金	本 会 議	議 案 質 疑
12月9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	考 案 日	
12月12日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月13日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月14日	木	休 会	
12月15日	金	委 員 会	
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	委 員 会	
12月19日	火	委 員 会	
12月20日	水	事務整理日	
12月21日	木	事務整理日	
12月22日	金	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第117号	専決処分の承認について 専決第18号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例	18.12.08	承 認
議 案 第118号	平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	18.12.22	原案可決
議 案 第119号	平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	18.12.22	原案可決
議 案 第120号	平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について	18.12.22	原案可決
議 案 第121号	柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について	18.12.22	否 決
議 案 第122号	柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について	18.12.22	否 決
議 案 第123号	柳川市小規模休憩施設条例の制定について	18.12.22	原案可決
議 案 第124号	柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決
議 案 第125号	柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決
議 案 第126号	柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決
議 案 第127号	柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.22	原案可決
議 案 第128号	柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決

議案 第129号	柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決
議案 第130号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	18.12.08	原案可決
議案 第131号	柳川市民温水プールの指定管理者の指定について	18.12.22	原案可決
議案 第132号	福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について	18.12.08	原案可決
議案 第133号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について	18.12.08	原案可決
議案 第134号	工事請負契約の締結について	18.12.22	原案可決
議案 第135号	医師・看護師等の増員を求める意見書について	18.12.22	原案可決
議案 第136号	療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書について	18.12.22	原案可決

その他

処分要求書について（懲罰特別委員会委員長報告）	18.12.22	懲罰を科さないことに決定
一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置について	18.12.22	閉会中の継続審査
緊急質問（三小田一美議員）	18.12.22	

柳川市議会第6回定例会会議録

平成18年12月6日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	啓	司
福	祉	金	子	健	次
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
学	校	龍		英	樹

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第117号 専決処分の承認について（専決第18号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程（４） 議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程（５） 議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について
議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について
議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定について
- 日程（６） 議案第124号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第125号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号 柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第129号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（７） 議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
議案第132号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第133号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について

午前10時1分 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成18年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成18年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、台風13号の対応について御報告をいたします。

非常に強い台風13号が九州を直撃することが確実となりました9月16日午後5時、災害警戒本部を設置いたしました。そして、翌17日正午には避難所10カ所を設置するとともに、市民に対しましては避難所開設と台風に対する警戒の呼びかけなどの広報活動を行いました。さらに、同日午後3時には災害対策本部に切りかえて、災害に備え体制の強化を図ってまいりました。

結果的に、台風は17日午後6時過ぎ、長崎県佐世保市付近に上陸するという、当地方にとりましても最も被害が発生しやすいコースをたどりました。このようなことから、自主避難された方は810世帯、1,553人に達しました。最大瞬間風速は52.8メートルを記録し、家屋、農水産物等に甚大な被害をもたらしました。

台風襲来が有明海の満潮時と重なったため、沿岸部で水稻、大豆畑の塩害等が発生しましたことから、被害額は農業関係で16億円、水産関係で64,000千円、また公共施設被害は70,000千円に上りました。市民の方々の家屋被害につきましては、一部損壊が1,997件、床下浸水が2件、また停電の被害も多数あり、一部では停電が2日間にわたった地域もありました。

その後、これら台風による被害の調査確認作業や災害復旧の対策等を取りまとめ、9月28日午後5時に本部を解散いたしました。

続きまして、市長会の動きでございます。

10月5日、春日市において福岡県市長会が開催され、その際、本市から「有明海再生に向けての総合的対策の実現について」外28議案を提案し、全議案承認されました。よって、県

市長会長名において関係機関へ要望書という形で提出されるということになりました。

また、同じく本市から提案しておりました「国民健康保険制度の抜本的改革」につきましては、10月12日、長崎市で開催されました九州市長会総会におきましても承認決定されました。よって、九州市長会名で関係省庁へ要望書が提出される運びとなりました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告をいたします。

まず、矢部川・中島地区河川改修協議会では、11月8日に筑後川工事事務所、九州地方整備局、11月15日には地元選出国會議員、国土交通省、財務省に対し、事業の早期実現について要望をいたしました。

そのほか、柳川市が関係する福岡県土地改良事業団体連合会、大川・瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、有明海沿岸道路建設促進期成会、有明東部地区農地海岸事業促進協議会、福岡県農地海岸保全協会、福岡県海岸協会等の活動として、それぞれ国土交通省、農林水産省、財務省を初め関係省庁及び地元選出の国會議員、福岡県等に対し、事業の早期完成と来年度予算の確保について要望・提案をいたしました。

次に、農業関係でございます。

まず、先日行われました冬春ナス指定産地品評会及び生産振興共励会について御報告をいたします。

これは、冬春ナスの生産拡大と生産者の士気向上を図ることを目的に開催されているものでございまして、品評会、共励会2部門において、最優秀賞と優秀賞を柳川市の生産者が受賞されました。品評会の部門では、最優秀賞を三橋町中山の堤年彦氏、優秀賞を大和町栄の内海一雄氏が、また、共励会の部門での最優秀賞を大和町皿垣開の松藤和文氏がそれぞれ受賞されました。受賞された3人の方々の日ごろの地道な努力に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。これを契機として、柳川産「博多ナス」ブランドの一層のネーミングアップと消費の拡大を期待するものでございます。

また、本市はかねてから「農産物特産品づくり」の支援を行っておりますが、このたびはA女性部を中心として、イチジクを加工したジャムとリキュールの商品化を行いました。早速、先日行われました柳川市民まつり会場で試験販売いたしましたが、その結果、消費者からも好評をいただきました。今後は、量販化に向けた一層の調査研究が続けられることとなっておりますが、今後の課題といたしましては、品質や容器などのデザイン性の向上、製品の製造事業者の選定、製品のPR、そしてまた販売ルートの開拓などが挙げられております。

次に、水産業関係でございます。

10月8日、ノリの種つけ解禁とともに、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われ、去る11月22日には秋芽ノリの初入札会が行われました。ことしは暖かく雨も少なかったため、被害も心配されておりましたが、出品枚数は1億5,500万枚、入札額は昨年を若干下回ったものの、質・量とも例年並みとなり、初入札としてはまずまずのスタートとなりました。

有明産ノリは、厳しい産地間競争に勝ち抜くため、ことしから共販組織を立ち上げ、新ブランド「福岡のり」として全国にアピールしていくことになっております。市といたしましても、新ブランドの全国的な普及のため、業界と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、私が会長を務めております福岡県有明海漁業振興対策協議会では、11月29日、県に対し、「有明海再生に係る有明海特別措置法の運用」や「筑後川水系・矢部川水系等の水資源管理に伴う水産業への配慮」など、合わせて6項目の要望書を提出いたしました。

近年の有明海漁業は、非常に不安定な状況が続いております。有明海をかつての豊穡の海に再生して、有明海漁業を将来に引き継ぐ確固たる産業とするためには、自治体、漁業者が一層連携を強めていくことはもとより、さらに広域的な運動として具体的施策を展開していく必要があります。

最後に、「第2回柳川市民まつり」が11月26日開催をされました。時折雨が降るあいにくの天気でありましたが、6万5,000人を超える市民の皆さんの御来場をいただき、盛況のうちに終えることができました。今回は、関係者のお力添えにより歩行者天国も実現し、家族連れで安全にゆっくり柳川のイベントを楽しんでいただけたことと思います。これもひとえに、実行委員会を初め多くの方々の御努力と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、衷心より関係者の方々にお礼を申し上げます。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成18年第6回柳川市議会定例会の会期、日程等については、12月4日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月6日から12月22日までの17日間でございます。

その内容について申し上げますと、本日、開会・提案理由の説明、7日は考案日、8日を議案質疑、9日、10日は休日で休会であります。11日は考案日、12日、13日、14日を一般質問、15日を委員会、16日、17日は休日で休会、18日、19日を委員会、20日、21日は事務整理日、22日を採決・閉会にいたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程 2 が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程 3 が、議案第117号の上程であります。

日程 4 が、議案第118号から議案第120号までの 3 議案の一括上程であります。

日程 5 が、議案第121号から議案第123号までの 3 議案の一括上程であります。

日程 6 が、議案第124号から議案第130号までの 7 議案の一括上程であります。

日程 7 が、議案第131号から議案第133号までの 3 議案の一括上程であります。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が、議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。議案第117号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第118号から議案第120号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第118号は総務委員会に審査を付託、議案第119号及び議案第120号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第121号から議案第123号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第121号及び議案第122号は教育民生委員会に審査を付託、議案第123号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第124号から議案第130号までの 7 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第124号から議案第126号までの 3 議案は即決、議案第127号は教育民生委員会に審査を付託、議案第128号から議案第130号までの 3 議案は即決といたしております。

次に、議案第131号から議案第133号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第131号は教育民生委員会に審査を付託、議案第132号及び議案第133号は即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、これで終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2 番古賀澄雄議員及び28番山田奉文議員を指名いたします。

日程第3 議案第117号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第117号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第117号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本案は、法律の改正に伴い、柳川市手数料条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年10月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

内容を申し上げますと、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成18年11月1日から施行されるに伴い、条例に引用しております法律の条項が改正されましたので、その他の文言の整理とあわせて条文を整備したものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第118号～議案第120号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第118号から議案第120号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第118号から議案第120号までの補正予算案3議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整、農業水産業の振興のための各種施設等整備事業補助金及び教育施設の耐震調査に要する経費などの予算措置が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額29,293,460千円に129,400千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,422,860千円としようとするものでございます。

予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、各款にわたります職員の人件費につきましては、総額6,656千円を減額しております。これは、本年4月の人事異動に伴う調整及び職員共済組合負担金の負担率の改定による共済費を追加する一方、中途退職、育児休業等に伴う不用額を減額するものでございます。

次に、人件費以外について款ごとに御説明を申し上げます。

2款・総務費は、37,905千円を追加しております。これは、自衛官募集に要する経費、平成17年度の福祉事業の国・県の補助負担金の精算に伴う返還金のほか、固定資産税に係る過年度還付金を追加しております。

固定資産税のうち冷凍倉庫の課税につきましては、国・県の見解があいまいのままで、冷凍倉庫の定義や取り扱いについて明確な判断基準がなく、県からの非木造の評価の通知でも区分がなかったため、減価率の低い一般倉庫として課税していましたが、現在は冷凍倉庫として課税を行うこととなっております。そこで、平成17年度以前の課税分について、課税誤りとして、これらの過年度分の還付に要する経費を追加しております。

3款・民生費は、はり・きゅう・マッサージの利用に対する助成11,000千円を追加しております。

4款・衛生費は、大川柳川衛生組合負担金301千円を追加しております。

6款・農林水産業費は、45,777千円を追加しております。主なものは、アスパラガス集出荷場及び自動受け入れ選別機整備などの農業振興補助金、ノリ移送ポンプ設置事業などの水産振興補助金及び大坪地区内の排水機場、幹線水路を県営湛水防除事業にて整備していくための実施計画作成費を県への負担金として追加しております。

10款・教育費は、32,453千円を追加しております。まず、学校教育関係では、小・中学校の校舎等の耐震化について国・県から強力的に指導が行われており、そこで、本市において昭和56年以前に建築した施設を対象に、耐震化の事前調査として耐震化優先度調査を行うための経費、及び緒方記念科学振興財団からの寄附金をもとに、中学校6校の教育振興のための備品購入費を追加するもので、このほか小・中学校の準要保護児童就学援助費、私立幼稚園就園奨励費事業費を追加しております。

また、社会教育関係として、地区内の公民館の改修に要する補助金及び市民温水プール施設の各種備品購入費を追加しております。

11款・災害復旧費は、柳川市瀬高町土木組合災害復旧特別負担金3,758千円、及び花宗太田土木組合災害復旧特別負担金4,862千円をそれぞれ追加しております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

9款・地方交付税は、普通交付税88,900千円を追加しております。

13款・国庫支出金は、優良建築物等整備事業費1,346千円、幼稚園就園奨励費744千円、及び自衛官募集事務費168千円を追加しております。

14款．県支出金は、強い農業づくり交付金事業費28,280千円、及び畜産振興総合対策事業費4,861千円を追加しております。

16款．寄付金は、教育費寄付金600千円を追加しております。

19款．諸収入は、過年度収入として平成17年度の福祉事業の国県補助負担金の精算金4,501千円を追加しております。

このほか繰越明許費として、6款．農林水産業費の漁業団地建設費のうち281,752千円、及び8款．土木費の柳川駅東部土地区画整理事業費のうち89,478千円について、本年度中に完了が困難なため、翌年度へ繰り越すための予算措置をしようとするものでございます。

また、柳川地区の中学校の給食の実施に伴う調理業務を平成19年度から21年度までの3カ年委託するための経費、また、市民温水プールについて指定管理者制度の導入を予定しております。平成19年度から21年度までの3カ年の指定管理料について、それぞれ債務負担行為として予算措置をしようとするものでございます。

次に、議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、医療制度改革に伴い、平成19年度から改正される高額医療費支給制度についての準備経費を計上するものでございます。

平成19年4月から、70歳未満の被保険者等の入院に係る高額療養費については、あらかじめ受診者の申請に基づき、自己負担限度額に係る認定証が新たに保険者から交付されることになり、医療機関の窓口では各受診者に応じた自己負担限度額までの支払いに変わり、限度額を超える部分については、審査支払い機関を経て各保険者が負担することとなります。そのため、所得により複数の区分があります自己負担限度額の適用認定証の交付や資格管理について国の補助を受け、電算システムの開発費用を補正するものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額9,431,670千円に2,646千円を追加し、歳入歳出それぞれ9,434,316千円としようとするものでございます。

次に、議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

この特別会計は、以前、同和対策特別事業において住宅新築資金等の貸し付け制度があり、現在はその貸付金の収納及び償還業務を行っておりますが、今回、債権者から繰り上げ償還の申し出があり、福岡県に対し繰り上げ償還申請をいたしましたところ、承認を得ましたので、繰り上げ償還に伴う費用を計上するものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額8,327千円に2,643千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,970千円としようとするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第 5 議案第121号～議案第123号

議長（田中雅美君）

日程 5 . 議案第121号から議案第123号までの 3 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第121号から議案第123号までの 3 議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、本市の汚水処理人口普及率が非常に低く、水環境の整備がおくれているため、生活排水対策として戸別浄化槽の早急な整備を推進するものでございます。

内容につきましては、公共下水道全体計画区域外を対象に、現在個人が設置した浄化槽に対して補助金を交付する方法から、市が公共工事として浄化槽を設置し、維持管理を行い、個人からは設置時の一部分担金と月々の使用料を徴収する方法で浄化槽の整備普及を図っていくものでございます。このため、浄化槽設置の個人負担がかなり軽減されますので、浄化槽整備が推進されるものと考えております。

浄化槽整備に係る財源につきましては、国が推進しております浄化槽市町村整備推進事業による国庫補助金、設置費用の一部を負担してもらい分担金、下水道事業債による市債を充てることにいたしております。

なお、市民への周知期間、事業実施の緊急性につきましても御配慮の上、御審議いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、市が公共工事として浄化槽を設置し、維持管理を行い、個人からは設置時の一部分担金と月々の使用料を徴収する戸別浄化槽整備事業で、分担金及び使用料を期限までに納付しない者に対する督促及び遅延金の徴収並びに滞納処分に関する事項を規定するものでございます。

次に、議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、本市の観光振興と市民の健康増進を目的に、現在、柳川市弥四郎町 9 番地に建設している小規模休憩施設の管理・運営について、新たに条例を制定しようとするものでございます。

内容を説明いたしますと、名称を「からたち文人の足湯」とし、天候その他の理由による臨時休場や利用時間変更を除き、年中無休及び午前10時から午後6時までの利用時間と、さらに利用料金は無料と設定しております。また、将来、指定管理者による管理も検討できるような条を規定しているところでございます。

施設の内容につきましては、1,672.60平方メートルの敷地面積に、147平方メートルの広さで文人紹介のパネルを設置し、一度に約50人が足湯を利用できる足湯棟のほか、多目的トイレを備えた公衆トイレ、貯湯タンク、身障者専用を含め16台収容可能な駐車場で構成しております。

なお、施設につきましては来年2月に完成する見込みでありまして、準備が整い次第、速やかにオープンしたいと考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第124号～議案第130号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第124号から議案第130号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第124号から議案第130号までの7議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第124号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の扶養手当の改正を含む「一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律」が、本年11月に制定・交付されましたので、本市においても国に準じて職員の給与について改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、3人目以降の子などに係る扶養手当の額について、平成19年4月1日から現行の月額5千円を6千円に引き上げようとするものでございます。

次に、議案第125号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴う市町の名称について条例の一部を改正するものでございます。

平成19年1月29日に山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃止され、みやま市が設置されるため、別表に掲げる市町名を改正しようとするものでございます。

次に、議案第126号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、個人情報保護をめぐる社会情勢に対応して条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、指定管理者に係る施設の管理など新たな制度導入に伴い、指定管理者に個人情報保護措置を義務づけることや、国の法律、県や他市の状況、合併における事務事業の調整での検討を踏まえ、厳格な保護対策として職員等を対象に罰則を新たに設けようとするものでございます。

次に、議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

現在、条例に基づき、はり、きゅう、あんまマッサージ指圧施設の利用者に対し、施術料の金額にかかわらず、70歳以上で1,500円、69歳以下で1千円の助成を行っております。ところが、施設によって施術料金に格差があることで利用者負担に差が生じており、施術料金に応じた助成額を設ける必要があること、さらに、施術所の新設に伴い助成額が増加するなど、財政状況をかんがみて平成19年度から施設利用料金の区分を設けた助成制度に変更しようとするものでございます。

次に、議案第128号 柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年6月に制定されました「学校教育法等の一部を改正する法律」により、条例の一部を改正するものでございます。

平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲学校、聾学校及び養護学校が障害種別を越えた「特別支援学校」に一本化されるため、引用する柳川市企業立地等促進条例の該当条文の整備を図るものでございます。

また、柳川市工場誘致条例及び柳川市工場等誘致条例の二つの条例につきましては、柳川市企業立地等促進条例を引用しており、当該条例を全部改正したため、条文中の条例番号を改正するものでございます。

次に、議案第129号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、旧柳川市の柳城中学校、昭代中学校、蒲池中学校及び柳南中学校の4校において完全給食を実施するため、「柳川市久々原232番地1」に「柳川市柳川学校給食共同調理場」を新たに設置しようとするものでございます。

施設の概要を申し上げますと、鉄骨づくり一部2階建て、延べ面積1,357.84平方メートルの建物で、調理場内は衛生的な完全ドライ方式を採用し、1日最大2,000食の調理が可能です。完成は来年3月の予定で、同年4月からの給食供給を予定しております。

次に、議案第130号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年9月に公布・施行されました「非常勤消防団員等公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」により、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した政令の趣旨に準じて、非常勤消防団員等の傷病補償年金、障害補償及び介護補償において、障害等級区分とその区分における措置など条文の整備を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

日程第7 議案第131号～議案第133号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第131号から議案第133号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第131号から議案第133号までの3議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を求めるものでございます。

この指定管理者制度は、福祉施設や文化施設など公の施設の管理・運営を民間企業やNPO法人などに任せることで、よりよいサービスの提供と経費の削減を目的としております。

柳川市民温水プールにつきましては、本年3月30日に福岡県から旧県南女性センターを無償譲渡され、現在改修工事中でございまして、来年の4月にオープンの予定でございます。

指定管理者の候補者につきましては、公募による方法で本年10月2日に告示をし、10月16日から11月2日までの受付期間を設けたところ、2社の応募があり、11月6日に開催されました選定委員会での審査を経て候補者を選定いたしましたところでございます。

この結果、株式会社サンハウスワールドスポーツ柳川を当該施設の指定管理者に、期間として平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間、指定しようとするものでございます。

次に、議案第132号及び議案第133号の一部事務組合に関する議案について御説明を申し上げ

げます。

この2議案につきましては、平成18年10月1日、八女郡上陽町が八女市へ編入合併されたことにより、一部事務組合を構成する関係市として協議するものでございます。

議案第132号は、福岡県内全市町村で構成しております福岡県自治振興組合、議案第133号は、同じく福岡県内全市町村で構成しております福岡県市町村災害共済基金組合と、それぞれの組合を組織する地方公共団体の数の減少について、市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成18年12月8日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	啓	司
福	祉	金	子	健	次
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
生	活	磯	村	信	義
学	校	龍		英	樹
漁	業	松	尾	昭	義
団	地				
推	進				
室	長				
補	佐				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人
務	係	長							

5 . 議事日程

日程 (1) 議案質疑について

- 議案第117号 専決処分の承認について (専決第18号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例)
- 議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について
- 議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について
- 議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定について
- 議案第124号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第125号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第128号 柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第129号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第130号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
- 議案第132号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第133号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程第1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのらないようお願いをしておきます。

議案第117号 専決処分の承認について（専決第18号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第117号 専決処分の承認について（専決第18号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

10番（藤丸富男君）

10番藤丸です。通告書の内容をまず冒頭申し上げますけれども、先般、この280,000千円

近くの繰越明許費が出ておりますと。当初予算では290,000千円、ほとんどこれは使っていない状態だろうと思います。だから、これは結局、物揚げ場の建設費で294,000千円。それから、団地造成で93,000千円の18年度当初予算が上がってきている。その中で、この281,752千円という繰越明許費が出たということですが、大体12,000千円ばかり使っているですね。これはどういう内容で使われたのか、まずそれから、国庫の補助金、これは補助金がたしか国が40%か、いろいろあると思いますけれども、その関係がどうなのか、いつの時点でこの繰越明許をやりますという手続をとられたのか。考えてみますと、ほとんどこの事業についてはやっていないと言っても過言ではないと思います。

結局、18年度の当初予算ではどういう計画をされたのか、恐らくこれはノリ業者、先般の全協では9月から11月まではノリ漁業生産者の意向を酌みながらやれないと、当初からこれはわかっておられるわけなんですよ。だったら、結局、4月の予算で組まれて、可決したんだから、例えば6月なりから9月までやらざるを得んというもともとの結果が出ておるといえますよ。だから、とりあえずその3点ですね、説明をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

まず一つ目の使用内容についてということでございますが、この繰越明許費につきましては、物揚げ場の建設工事費294,000千円、それと漁業団地造成工事費の93,000千円の残工事55,777千円を合わせましたところの349,777千円から、今後発注予定をしております工事の資金前渡金、前払い金でございますが、70,071千円、これを差し引いた金額でございます、これが281,752千円ということで、これの繰り越しをお願いしているところでございます。

それから、二つ目の手続でございますが、国庫の繰越手続でございます、9月13日に平成18年度国庫補助事業の翌年度にわたる債務負担の申請を行いまして、11月17日付で承認を受けているというところでございます。

それから、ほとんど事業をされていないがということでございますが、平成18年度当初の事業計画としまして、予算のとおり物揚げ場建設工事費294,000千円と漁業団地造成工事の93,000千円を計上させていただいたところでございますが、物揚げ場につきましては、供用施設の供用開始が19年10月であるということで、それに間に合わせるような計画にしております。

それから、事業実施されていない理由でございますが、10月から来年の3月まではノリの漁期であるということで現場の施工ができないということでございまして、残りの造成工事につきましては、工事の搬入路が他の事業と競合しているということで、事業調整のために本年度3月までに工事の完了をすることができないということで繰り越しのお願いをしております。

なお、平成19年度の供用施設の建設工事に必要な分の造成工事、これを先に発注させてい

ただきまして、37,222,500円、これを11月に発注をしております。残事業につきましては、すべて年明けて1月の終わりか2月に発注をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

10番（藤丸富男君）

いや、私は、せっかく予算を組まれたので、実施をぜひしてもらいたいと、その事業がおくれないように、そういう意味で言っておるわけです。もともとこの繰越明許費というのは、どういう場合にされるかということはもうおわかりのとおりだと思いますけど、例えば、天候が悪かったとか、突発的な事故が起きたけんされんじゃったとか、そういう場合にやるとでしよう。それをあえて、ああそうですかというわけいかんとですよ。こういう市の予算の中から、大切なお金の中から3億近くのお金を振ってやっておるのに、事業計画は立てての予算だろうと思うですよ。だから、ノリ業者は当然、5月ごろからその前に途中で中断してノリ業者が3月までいるので、9月からはそれまで、とにかく7、8月、もう精力的にやって、そして途中で中断してまたやるというのならちょっと話はわかりますけど、当初からもうこれはあなた、計画はやっちゃみたものの、恐らくこれは合併協議会の中での40項目の中での先般の漁業団地についての説明資料、当初からいただいておるんですけどね、これは大和町から現状を含めて、平成19年度ですかね、供用開始とか、こういうふうに書いてある、それがあなたおくれはせんですか。そしたらあなた、また19年度の予算でこの物揚げ場なり、また予算を組んで、一遍に例えば、今度2億近く、280,000千円、それにまた来年度、19年度で3億か5億ぐらいの工事が1回にできますか。結果的にずれるでしょう。それを言っておるわけなんです。だから、業務量がふえて職員体制が足りないとか、その辺を含めて、もうちょっと、先ほど言いましたように、事業計画を立てての予算を取ったんだから、だからその辺については職員の皆さんも含めて私は努力してもらいたい。

もしも職員の配置で、ちょっとこの件についてもっともっとこれ、結局、漁業団地推進室と、こういう課も設けて、課長はスタッフにおらっしゃってでしょう。それをあなた、漁業者が9月からできませんと、はなからわかっておることをなぜやったのかという、もう一度そこら辺はもうちょっと説明してもらわんと、これから先も簡単に、これ同じ、何と申しますか、継続費のこれはいわゆる単年度でできなかった分をやるということですからね、繰越明許費。普通の継続費と違うとでしようが。例えば今回、土木費の繰越明許費2件出ておりますよね。柳川駅東土地開発については大体14億何千万円、それに大体89,000千円ぐらいの繰越明許費が、ちょっと早過ぎりゃせんかとも思うとですよ。その辺も含めて、もう一回お願いします。

漁業団地推進室長補佐（松尾昭義君）

先ほど議員御指摘のとおり、事業につきまして実施できなかった、繰り越しせざるを得な

かったということでございますけれども、この事業の交付申請をやりまして、交付決定が来ますのが6月の上旬でございます。それから工事を発注するという手続になっていきますけれども、実際に契約までが約2カ月間程度かかります。契約しても工事ができないと、実際に2カ月間かかりますと、6月、7月で実質着工が8月ということになってしまいますので、1カ月間しか工事ができないというふうな状況になりまして、やむを得ず今回繰り越しせざるを得なかったということでございます。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどの工事の関係でございますが、基本的に海岸の事業とか河川の事業につきましては、本来ならば早期着工ということで前年度に債務負担というふうな形をとりまして、4月から工事が着工できるような形を一般的にはとっていくわけでございますが、今回の場合、事業の調整等がございまして、その手続まで至らなかったという経過がございまして、そして、この河川内の工事がどうしても8月末までに終わって、あと10月から工事ができないということでございますので、18年度につきましてはこういうふうな流れになったということでございますので、どうか御理解をお願いしたいというふうに思います。

10番（藤丸富男君）

だから、こう流れがなりましたという性格のものではないと思います。私は、この事業計画を立てる予算編成と申しますか、その思いというですかね、重要性から考えて、ああそうですかということにはならんものだと私は、そういう予算の執行についてはですね。

そしたらもう何か、聞くところによると、団地内の館の入札がもう行われているということも聞いておりますけれども、そうしてまいりますと、アンバランスと、館の方はある程度進んできた、しかしながら、そういう物揚げ場もあり、漁港が1年おくれたために、それが同時発車のできんような、一応連係プレーしながらのノリ業者さんたちの仕事がずれるような形になると思うですよね。

結局、ノリシーズンはそういうことでどうでん、ましてや団地内ですから、これはノリ業者さんと余り関係ないと思うですけれども、いわゆる船で行ったり来たりするので、一気にそしたら18年度と19年度と、18年度の積み残した分、そして19年度のまた当初予算が組まれるかと思えますけど、それと一緒にやるということになってくると大変なこっじゃろうということで段階的にこういう予算を組まれて、最終的には50億近く、40何億じゃったですかね、48億程度の予算は段階的に組まれて事業計画がされるということでもありますので、こういうことがないようにちゃんと事業計画を立てながらやっていただかんと、ああ、この事業は継続しました、ああそうですか、わかりましたという性格のものじゃないということだけちゃんと頭に入れておいて、これから先の漁業者、そしてまた話し合いですね、意見の調整と申しますか、そういうことで私が言いたいのは、せっかく予算をつけてやった分を積み残しがないように、先ほど言いましたように、突発的な事故とか何かそげんかふうなことが発生した

ならいざ知らず、何かこう後からっちゃよかるうもんちいうか、そういうことがないように、ぜひこれから取り組んでいただきたいということを申し上げて、私は終わります。

議長（田中雅美君）

答弁は要らんでしょう。（「いや、そればちょっと再度言うてくれんですか」と呼ぶ者あり）

産業経済部長（田島稔大君）

今年度につきましても、19年度の10月から操業に入るというふうな計画でございますので、それまでに物揚げ場の建設を終わるということで、その事業の調整等々については、常に漁業関係者の方ともやりながら事業計画を進めてきております。

先ほど議員から話がありますように、工事の方につきましても、現場で錯綜しないように、例えば、18年度と19年度の事業で工事ができないような形をとらないようにというふうなことで、その事業の計画につきましても十分検討しながら、支障がないような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎です。議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねいたします。

この中にあります幼稚園就園奨励費、国庫補助金3分の1で744千円が上がっておりますけれども、これを受けられる対象者は何名で、1人当たり幾らになるのかということです。

それと、無認可の幼稚園と保育園があると聞いておりますけれども、このような無認可に対する扱いはどのようになっているのかということです。

それともう一つが、いわゆるイラクへの自衛隊派遣など問題が多くっておりますけれども、この中に自衛官募集事務費とありますけれども、これはどういうものなのか、またどういふふうに使っておられるのか、以上3点ほどお尋ねいたします。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の幼稚園就園奨励費の対象者は何人で、1人当たり幾らになるのかということに対して、まずお答えをしたいと思います。

現在就園している園児は、最終的にですけれども、365人を見込んでおります。また、1人当たりは総事業費が31,828千円を見込んでおりますので、365人で割りますと87,200円程度になるわけでございます。なお、このうち国の補助は実質的には25%程度でございます。

次に、無認可の幼稚園についてでございますけれども、当事業は学校教育法上の幼稚園が対象となりますので、無認可に就園している園児については対象外となっているところでご

ざいます。

以上でございます。

市民部長（大曲豊喜君）

自衛官募集事務費についてお答えをいたします。

この事務費につきましては、自衛隊法の第97条に基づきまして、これの法定受託事務となっているところでございます。それに伴いまして、実際どういう内容を行うかといえますと、自衛官募集の広報を印刷した窓口封筒の作成を計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。私は新人議員でございますので、この質問は前の議員さんたちならわかっておると思います。そういうことをあらかじめ申し上げまして質問をさせていただきますが、議案第118号の平成18年度柳川市一般会計補正予算書（第6号）、これの14ページでございます。13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、これの4の土木費国庫補助金、これが1,346千円補正額として来ております。具体的に報告をお願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

教育部の方からお答えさせていただきます。優良建築物等整備事業費1,346千円でございますが、これは三橋中学校のアスベスト除去工事に対する国の補助金でございます。これが土木費国庫補助金というふうな名称になっておりますのが、一応国土交通省の所管の補助制度を活用しました関係で、このような形になっております。それで、三橋中学校の校長室及び放送室の天井の改修をしたわけでございます。施工面積が92.4平米、それから、工事金額が4,546,500円、平米当たりで申しますと49,205円でございます。このうちの補助対象といたしましては、4,308千円が補助対象経費でございまして、その3分の1であります1,346千円が今回補正をさせていただいたものでございます。

なお、補助対象外といえますのは、あくまでアスベストの除去に係る工事については補助の対象になりますけれども、その復旧です。つまり、校長室の天井はアスベストを含んでいるということで除去したわけですが、その後にもまた張りかえる、その張りかえに要する経費については補助の対象にならないということで、工事金額と補助対象経費が少し違っているということでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。つまり、三橋中学校の校長室と放送室の天井にアスベストがあったということですね。その除去費として使いましたよということでございますが、一つ

は、この除去した、わかりやすく言うるといいますか、坪単価にした場合、幾らの除去費になるのかというのが1点でございます、それと、その除去した業者の住所と名前を教えてください。それと、ほかにもこの柳川市が持っているものについて、このようなアスベストがあるのがほかにあるのかないのか、あったら、いつ除去するのかということもわかれば教えていただきたいと思いますと思うのであります。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

坪当たりということでございますが、一応平米で申し上げますけれども、49,205円ほどかかっております。

それから、業者でございますけれども、九州産業衛生協会、久留米市中央町32番地の24にございます環境科学センターで行っているところでございます。

それから、ほかにはないかということでございますが、学校施設につきましては当センターで調査しましたところ、ほかにはないという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になりますが、学校以外でのアスベストがついているところがあるかどうかということをお尋ねしたいと思います。具体的によかったら報告をお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

先ほど学校の件は報告ございましたので、昨年、アスベストを含んでおるか含んでおらんかということで公共施設調査をいたしました。その結果、市民会館が含んでおりましたので、それについては予算を決定していただいて、既に除去工事を終わったということでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありますか。（「ほかにはないわけですね、そんなら。私が質問したとおり答えてもらわにゃいかんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

先ほど申し上げましたように、公共施設関係はすべて調査をいたしまして、市民会館にございました。それと三橋中学校は先ほど報告があったように、校長室と放送室にあったと、3カ所にあった分については予算の御決定をいただいて、既に工事を終わっておるということでございます。

あと、公共施設と言えるかどうかわかりませんが、ピアスに含んでおるといふふうに聞いております。

以上です。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

もう3回終わったでしょう。（「終わったけれど、まだ満足した回答が出ていないわけですよ」「答弁が足らん」と呼ぶ者あり）答弁が足らんち。（「親切に」「いや、だからピアスは調査しとっちゃんね、ピアスは」「公共工事は違うとやろうもん」「公共施設です」「いや、柳川市の持ち物でということを行っているわけですから、つまり公共施設でしょう」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

柳川市の持ち物でというのは、先ほど申し上げましたように、市民会館ですね。それと三橋中学校の放送室と校長室、3カ所でございます。もう一つ、ピアスも一応公共財産になっております。これについてはアスベストを含んでおるということでございます。

以上です。（「つまり、それ以外はないと理解していいわけですね」「そうです」「給食センターはどうですか」「ほかはないと理解していいんですね」と呼ぶ者あり）

給食センター、ちょっと三小田議員から……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

後でまた答え持って行ってください。（発言する者あり）

総務部長（山田政徳君）

何遍も同じような答えになりますが、ピアスを含めて4カ所については、吹きつけがなされておったということございまして、（「だから、それ以外についてはないと」と呼ぶ者あり）あとはですね、固形材には含んでおる可能性はありますけど、それについては一切飛散するおそれもございませんので、それについては対象外にしております。

以上です。

7番（白谷義隆君）

7番白谷です。私も新人議員で、初めての質問であります。どうぞよろしく申し上げます。私がお聞きしたいのは、議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねいたします。

予算書6ページの債務負担行為についてでございます。来年度より稼働が予定されております柳川学校給食共同調理場について、調理等の業務委託が計上されておりますが、この新しい施設について業務委託をされる理由をお尋ねしたいと思います。

教育部長（佐藤健二君）

現在、建設いたしております柳川給食センターの調理業務を委託する理由ということでのお尋ねでございます。

その一つとしまして、財政負担の軽減が考えられるところでございます。二つ目には、近年、学校給食の調理業務を受託します業者がふえておりまして、実績を有する業者さんがふえてきたということで委託が可能になってきたということが上げられるかと思っております。三つ

目に、直営ということで現在三橋、大和はやっておるわけでございますが、その中の臨時さんですね、それから、給食センターには嘱託さんはいらっしゃいませんけれども、いわゆる臨時さん、嘱託さんの雇用条件が厳しくなっております、なれた人を長期間雇用するということが難しい状況になってきております。そういうことの原因によりまして、今回委託を考えているところでございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

7番白谷です。先ほどの臨時職員の長期雇用が難しいという回答ですが、具体的にはどういふことか、お尋ねします。

教育部長（佐藤健二君）

地方公務員法、それと労働三法で、臨時的に雇用する者については1年以内ぐらいと、それ以上になってきますと、正規の職員のような扱いをしなければならないようになっていふことを聞いております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

7番（白谷義隆君）

そうすると、現在臨時職員で雇われている分については、どういふふうに考えてあるわけでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

それは現在あります三橋と大和の分ということでございましょうか。今回の質疑は柳川センターの方だというふうに理解しておりますけれども。（「先ほど臨時職員の雇用については非常に難しいと、1年でなければならないとか、そういう御説明でしたが、だとすると、現在雇用されておる臨時職員についても同じことが言えるんじゃないかと思っておりますけど、そういうことでお尋ねをしております」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

臨時職員の問題でございますが、先ほど教育部長も少し御説明をいたしました。臨時職員については、基本的に6カ月でございまして、最長1年ということになっております。そして、嘱託については3年をめでに雇用するということになっておりますが、これを超えて雇用すると、なかなか雇いどめ、途中で切り捨てる、そういうのが法的に難しくなると。そういうことで、今後はその辺を厳正に運用していかなんといふことといたしまして、そういう意味で教育部長は申し上げたと思っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）につい

ては、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について

及び議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定について、以上の3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）

提案理由の中に、個人負担がかなり軽減されますと言っておられますが、具体的にどれくらいになるか、御説明をお願いします。

市民部長（大曲豊喜君）

個人負担額の軽減についてお答えいたします。

個人負担額の軽減につきましては、5人槽の負担額についてお答えしたいと思います。

5人槽の本体工事についてでございますが、個人負担額の現行の場合は平均工事費が910千円と一応算定をしておるところでございます。それに補助金が342千円ございますので、個人負担額としては568千円の個人負担額が今のところ発生しているところでございます。それを今回提案をしております市町村設置型で説明いたしますと、工事負担金のみの102千円となりますので、工事負担額の差といたしましては466千円が軽減されると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

2番（古賀澄雄君）

2番古賀でございます。議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について、議案書12ページでございます。

浄化槽の設置にかかる費用負担についてでございますが、市の説明では、市の負担が今回の市町村設置型、これまでの個人設置型に比べると、5人槽で139,325円負担増になっているわけでございますけれども、税金の公平性についてお伺いをしたいと思います。

2番目に、第2条ですけれども、戸別浄化槽、維持管理についてでございます。これは市が設置し維持管理をすると、こういう文章でございますけれども、これまでの既存の個人設置型浄化槽、この維持管理については、当局はどのようにお考えで措置されるおつもりなのか、お伺いします。

3点目は、第16条、15ページになりますけれども、修繕費の負担についてでございます。これは、この中に「責めに期すべき事由により」とありますけれども、いわゆる修繕をどちらがするかという判断基準と申しますが、どのようにされるか。

それと、この責めに期さない、いわゆる個人が修繕しなくてはいけないですよという事由以外の修繕については、費用負担についてどういうふう考えてあるか、3点お願いします。

市民部長（大曲豊喜君）

まず1点目の個人型と比較すると、139,325円の市の負担が高いということに対します市税の公平性についてお答えをいたします。

これにつきましては、個人設置型と市町村設置型を比較いたしますと、確かに市の負担額が高くはなりますが、今回は浄化槽の設置に関する補助制度を変更するものでございます。それに伴いまして、制度変更の際は一般的に何事にも若干の不公平が出てくるかとは考えているところでございます。そういうことを含めまして個人負担は考えているところでございますが、あくまでも個人負担が大幅に軽減できるためということを想定しているところでございます。

2点目は、既存の個人浄化槽の維持管理の措置についてでございます。

既存の浄化槽につきましては、寄附採納を一応想定しているところでございますので、維持管理につきましても本事業が市民に定着した後を予定しているところでございます。

続きまして、第16条にかかわります責めに期すべき事由による事由判断と、責めに期さない事由による修繕費用負担につきましてお答えいたします。

1点目の「責めに期すべき事由により」の事由判断につきましては、基本的には、浄化槽の正常な機能を妨げる殺虫剤、洗剤、油脂類、紙おむつなどの流入による機能不全、それと

浄化槽の電源を切る行為による機能不全、それと浄化槽の上に機能を妨げるような荷重をかけたことによる槽の破損などの機能不全等を一応考えているところでございます。

2点目の修繕費用負担につきましては、責めに期さない事由による市民の修繕費を負担ということで、一般的な自然災害等が発生した場合とかを一応考えているところでございます。以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

古賀でございます。説明的に少し十分でないところがあるようでございますので、お尋ねしますけれども、税金を不公平に、制度変更だからしょうがないと、こういう答弁のように聞こえましたけれども、もう少し詰めた計画が必要ではないかと、そういう感じがします。特に今後、個人型設置は下水道計画区域は残るわけですね。となると、当然二つの事業が行われるということで、そこでもバランスがとれていないというふうに思います。そういうことで、現在、下水道区域は何世帯あるのか、また年間何基ぐらい今設置されているのか、その市の負担の格差についてはどういうふうに考えられていますか、そこら辺をお願いしたいと思います。

それと、寄附採納、予定しているけれども、後でやるということですが、やはりこの事業を実施する上においては、これはきちんと今回提案すべき問題ではなかろうかと私は思っているわけです。そこら辺はどうお考えですか。

次には、修繕について、先ほども市が負担する場合は自然災害、相当な負担が大きな問題だと思いますけれども、こういった予算についてはどうされるのかお願いいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

1点目の下水道地区の問題でございますが、これは計画区域外の、今まで説明を行っておりますピンクの部分に当たりますが、計画区域外の戸数としては3,150戸が今のところ予定をしているところでございます。あ、済みません。計画区域内の認可区域内で3,150戸を設置戸数として予定しております、そのうち実際に設置戸数として、今現在までの設置実績といたしましては、平成17年度に34基、平成18年度に16基の工事を今のところ行っている、補助事業で対応しているところでございます。

それと、個人の浄化槽の維持管理は具体的にどういう計画をしているかということでございますが、これにつきましても、前回市長の方より答弁をされている内容でございますが、一応めどを3年という形で考えております。なぜ3年かといいますと、実際に工事が始まりまして物理的に体制の整備とか業務量が増大いたしますので、人件費が増大しないような形をとっていきたいと考えているところでございます。

それと、実際の責めに期さない修繕費用の負担のことでございますが、これは福岡西方沖の地震のときとか、ほかのところの地震等の災害等をいろいろ検討しておりますと、ほとんどそこでは修理費が発生していないということを知り及んでいるところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

形あるもの必ず壊れるわけでございますので、想定していないというのは非常にあいまいな、非常に計画性のない答弁じゃなかろうかと思っております。

今回の汚水処理事業については、提案されたものを含めると、大変事業内容が複雑で、区域的にも多岐に分かれて、住民の皆さんには非常にわかりにくいという部分はおわかりだと思います。そういった周知についてどういうふうに考えてあるのかということと、私ちょっと調べたところによりますと、この市町村型を早くから推進してあるところが今回市町村合併をしたということで、公共事業が、下水道事業が可能になったということがございまして、そのところの今の市町村型の合併浄化槽について、その話が盛り上がっている内容というのが、国からの補助金を全部返還して、もう一回一番最初からやり直せないかというような意見が出始めているということも聞きました。そういうことで、市の説明責任というか、そういったところをどう考えられているか。

市長（石田宝蔵君）

今、古賀議員、随分御心配いただいております、私どももこの6月に市民の皆さん方に、議会に提案をしながら説明をし、また広報等でも啓発をしているわけですが、なかなか正しい情報といえますか、そういった御理解をいただけないというのが実態でございます、その責任を感じているわけでございます。

今、古賀議員が言われました質疑の中で、公共下水道を中止して、いわゆる合併浄化槽に切りかえるということなんですか。（「いえ、公共下水道が可能になった、その地域がですね」と呼ぶ者あり）公共下水道が。（「市町村合併によって。ですから、公共下水道のいいところを、勘違いかどうか知らんけれども、そういう今見直していきたいと、いかれるのかどうかというようなことを今話が出ているというのを聞いたということです」と呼ぶ者あり）

ちょっと変則になりましたけれども、私は現実問題としてこれは考えられないと思います。と申しますのは、参考までに申し上げますと、市の負担、現在試算してみますと、個人設置型が5人槽で、市の負担ですよ、1世帯当たり114千円、それから市町村型、5人槽を同じくやりますと、今、古賀議員おっしゃいましたように253千円、個人の負担は減るけれども、市の負担は若干高くなります。

それから、公共下水道につきましては1世帯当たり1,441千円、市の負担です。それから、農村集落排水、これは漁村集落排水事業も一緒です。ほとんど同じだと思いますけれども、1世帯当たり1,692千円、連檐地じゃなくて、ごく一部の市の密集地の部分で、個人浄化槽よりも極めて効率的と、こういうふうに判断された、ごくごく一部の市ではないかなと思いますけれども、ぜひ教えていただきたいと思います。数字的に見ますと、こんな厳しい財政

状況の中で、常識的には私はやれないんじゃないかなと、こう思います。

議長（田中雅美君）

答弁なそれで終わったですかね。（「答弁はですね、最後に言った部分だけで、説明というか、市民に対する周知の部分についてはいかがですかということ」と呼ぶ者あり）

市民部長（大曲豊喜君）

市民に対する周知につきましては、前回、全協のときにもちょっとお話をしていたかと思いますが、一応4カ月ほどの期間を置きたいと考えているところでございます。

議長（田中雅美君）

ほかにはありませんか。

8番（森田房儀君）

私は、9項目にわたりまして執行部のお考えをお伺いするところでございます。

まず、私が一番最初に疑問に感じますことは、前議会において廃案になっておる。その反省もヘチマもないままに、また提案をされているということにつきまして、非常に疑問を持っておるところでありまして、やはりそのことについては、基本的にどういうふうにお考えになっておるのかをまず冒頭お伺いしておきたいと思えます。

なぜ廃案になったんだろうかと。私も原案を見せていただきました。ああ、これは当然だと。やはりこの条例の中には行き過ぎがあるし、一方的であるし、おまけに、やっぱり民でできるものは民でしなきゃならんというのが国の方針なんだけれども、その方針とは逆行の条例になっておるということを考えますときに、やはりこの浄化槽法というものは、整備に関する条例というものは少し機を逸している、時期を逸しているのではないかというふうにご考えておるところでございます。大体もともとが、浄化槽の普及がおくれているのは高いからだけ、あるいは浄化槽の本体自体が安いとお考えになっておるようですが、もともとは管理料が高いんです、管理料。いわゆる、どう考えてみても、ランニングコストを全体的に見ますと、いわゆる568千円という個人負担だとおっしゃいますけれども、もっともっとこれは大変な額になります。だから、その部分について、やはり基本的に、なぜ、いわゆる浄化槽の普及が遅いのか、少ないのか、この部分についての執行部の見解について、ぜひ基本にお伺いしておきたいと思えます。

まず第1番目に考えられますことは、市町村型の導入をどうしてもやりたいというのが今度、いわゆる廃案になってもなおかつ御提案をいただいたところだろうと思えますけれども、その前にもっとやるべきものがないのかという疑問が実はわいてまいります。それはなぜかといいますと、浄化槽を設置する場合に、市、一番高いときには800千円ぐらいの補助がございました。今は5人槽で315千円ぐらいですか、数字的にはよく覚えておりませんが、大体それほど安くなってきた。ところが、これを、いわゆる浄化槽を設置する場合に見積もりというものが業者から出される。ところが、現実的にはいわゆる浄化槽の購入代金と

というのは公定価格で、例えば、700千円とか680千円とか、それは業者次第によっていろいろ変わってきますけれども、現実には公定価格よりも、やはり4割から4割5歩ぐらいの形で購入ができるわけです。それをそのままいわゆる700千円という見積もりを出されてくる。一般の人たちは、その700千円という公定価格の部分を、いわゆる希望価格ですが、これを出されてくると、見積書を出されると、ああそうですかと言わざるを得ない。だから、それはなぜそうなるかという、業者がほとんど指定された業者になってきておる。水道業者とか、そういう業者でなければなかなかできない。中にはございます、浄化槽設置業者。そういう資格を持った人が、設備士の資格を持った人はおりますが、この人たちには余り仕事が行っていない。ほとんど水道の指定業者等を含めた特定の業者に仕事が集まってきておる。

したがって、何を言いたいかといいますと、いわゆる浄化槽の補助金として出されてきておる問題がほとんど丸々、いわゆる設置業者の方に行ってしまうおる。したがって、個人負担というものが非常に高くなってきておる。だから、それを行政指導という形で、行政努力によって、やっぱり安定した価格運用をしていくように業者に指導をしていく必要があるのではないかと。そうしていきますと、わざわざこういう市町村型というようなものを取り入れなくていいのではないかと気がいたしますので、その部分について、どういう努力を今までされてきたのか、野放しではなかったのかという気がいたしますので、その部分についてお伺いをいたしたいと思っております。

通告に従いまして、まず第1番目の第3条、「市長は、浄化槽によりし尿及び雑排水の処理を行おうとする区域を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。」ということではありますが、この中で私が何だろうと思っておりますのは、実は公共下水道地域の指定、認可を受けているところの中に、排水管の敷設がなされていない地域がある。そういうところには、じゃ、どういうふうな行政措置をおとりになるのか。

それから、指定地域、いわゆるピンクの地域になりますけれども、この問題についても古賀議員の方からちょっと御心配について質問がありましたけれども、これは、じゃあどういふふうな形で対応をされていくのかということを知りたかったんでありますけれども、大体今市民部長の方からのお話でわかってまいりました。

それから、2番目に、いわゆる第5条でございます。「市長は、浄化槽の設置及び維持管理に必要な限度において、職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）に浄化槽を設置する住宅等の敷地に立ち入らせることができる。」、2項として、「住宅所有者は、浄化槽の設置に係る土地を無償で市に貸与するものとする。」、これは私は、その文字感の、いわゆる精神というものを考えてみますときに、じゃ、逆に言いますと、土地を無償で提供しない人にはしてあげませんよと、言うことを聞く人にはしてあげますよ、しかし、そうじゃない人にはしてあげませんよという、文字の裏にそういったものが隠されているのではないかと、そういう心配を実はするわけでありまして、この問題はやはり、民間の土地に公共物

が鎮座するということが果たしてこれは通るのかという問題を考えるわけです。疑問を持っております。

憲法第29条には、「財産権は、これを侵してはならない。」と明確にうたってあるわけです。ところが、この条例に基づいて、これを無償で貸与しなければならないということ、これはうたえるのかどうかという疑問を持っておりますので、そこいらについての御見解をまずお伺いをいたしておきたいと思っております。

それから、第3番目に第10条、「市長は、浄化槽の利用について、利用者から使用料として次表の人槽区分に応じて定める額を徴収するものとする。」、これは古賀議員の方からの質問の中でも、少し高いかもしれないけれども、やはり浄化槽の設置コスト等を考えますと、ある程度これはやむを得ないのではないかと、公共料金というのは高いのが当然だという御答弁がございましたが、私はそれは間違いだと。これは絶対基本的な間違いだと思うわけですが、5人槽で月4千円という、実際には48千円、消費税入れますと50千円超すわけです。前の調査資料、説明資料を見ますと、11条検査、それから清掃費、点検代、プロアの破損代、こういうものは含むということですから、それは結構だということですが、消費税は含まれていない。それに、実際には50千円。6人槽に至っては60千円で3千円の消費税、63千円。それから、8～10人槽に至っては6,300円で75,600円、消費税まで入れてまいりますと約80千円、79,380円になります。実際に行われている今の民間による料金とは物すごい格差がある。だから、こういう高い値段で、この条例で、まさに条例に基づく市民いじめみたいなものがここに出ているということは、この料金はどういうふうな算定をされているのかという気がするわけでありまして。

神奈川県は二宮町ですが、月に1戸当たり2千円です。静岡県は富士市、これ2,500円です。このあたりとよく似ております滋賀県びわ町、これ2千円です。4千円、5千円、6,300円、11～15人槽に至っては10,400円で124,800円もかかる。そういう料金設定をしておいて、これが妥当だということは非常におかしいと思っておりますので、どういう根拠に基づいてこういう料金設定をされているのか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

議長（田中雅美君）

森田議員、途中でですけど、ここでちょうど中間でいいごたるけん、10分間休憩をとらせてもらいますけどいいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時6分 休憩

午前11時19分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森田議員の発言を許します。

8番（森田房儀君）

次に、4番目に第11条、とにかく滞納金についての延滞金利息が14.6%、余りにも高い。これはなぜかと申しますと、大体全部1万基も据えるというと、いろんな階層の方がおいでになるであろうと思うわけです。そうすると、いや、お金がちょっと都合のつかんけん、待っていただくようお願いしますと。今、民間でやっている部分についてはこれをずっと取っているんです。ところが、こうなってくると、延滞金が14.6%、何が何でもついて回る。いわゆる一番苦しい方たちをいじめる条例になりはしないか、その心配をいたしておりますが、この算定根拠、これはもう大体国あたりがこういう滞納金を取るような、延滞金利息を取るようになっておりますから、ただ単に、市民のことは考えなくて、国がそうですから市もそうですよという単純な計算に基づく、どうもそういう利息の設定ではないかという心配をしておりますが、そここのところについてもお伺いをいたしておきたいと思えます。

それから、5番目に、第15条のいわゆる文言の部分でございますけれども、これは保管義務、「住宅所有者、利用者及び浄化槽が設置されている土地について権限を有する者は、当該浄化槽を適正に保管しなければならない。」、これはもう当然ですけれども、この文言の中に「土地の所有者、占有者その他、土地について権限を有する者」というのが妥当ではないかというふうに思いますが、これについてはどういうふうにお考えになってこういう文言のままお出しになったのかをお伺いいたしたいと思えます。

それから、6番目に、第18条及び19条についてお伺いをいたしたいと思えます。

これは地方自治法第244条の2第3項に規定するということでありますけれども、市有地に設置されたものが、いわゆる244条の2第3項というのは、公共施設、公の施設ということでございますから、これが果たして純然たる公共施設というものであって、244条の2第3項が該当するのかどうかということについてお伺いをいたしたいと思えます。

次に、指定管理者の業務であります。これはどういうことなのか、私もよくわかりません。これは要するに、業者がちゃんとおりますと、そういう業者に市でできない部分については委託をしますということだろうと思えますが、これは法外な料金設定をしておいて、はい、これをあなたたちにお任せしますよと、既存業者にお任せすると、委託をする、そうすることが逆に言いますと、既存業者を守るためにおやりになっているのではないかという心配をするわけありますから、これはどういうことなのか、1の浄化槽の維持管理に関する業務、それから、2にいわゆる料金の徴収については指定管理者そのものに料金も全部、徴収もお任せしますよということだと思えます。そうなってくると、いわゆる既存業者が企業努力もせんまま、競争原理そのものの導入すらないままに、業者が安穩として、私たちの仕事だということをおこの条例の中で指定してしまうというような心配を私はしているわけありますから、これはどういうふうなことでこういう指定管理者の業務ということで出しておいでになるのか。そして、その他市長が必要と認めるもの、これ何なのか。市長じゃなけれ

ば、これは行政の長である以上そうでしょうけれども、この認めるものが何なのか、さっぱりわからない。私の想像するところによると、納入業者、そういう人たちも全部私が決めますよというようなことで、どうも勝手に権力集中型の条項になってしまうのではないかとこの心配をいたしておりますから、この内容はどういうものを想定されているのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

また、21条でございますけれども、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」、規則で定める以上、議会も何もへったくれもないわけです。勝手に執行部の中で規則をつくっておやりになるということになってしまうだろうと思いますが、この条例の中に全く定めのないものを勝手に規則をつくってしまうということは、自由におやりくださいと議会がいわゆる保障をしてしまったような、そういう条例になってしまっておるのではないかとこの心配をするわけでありますので、この部分についてはどういうものを指しておるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

大体この条例の21条の中に、市長がこれをというものが20あります。いわゆる全部市長がおやりになること、それは結構だと思います。全責任者でありますから。しかしながら、余りにも市長の意思によってこの条例が運用されて、場合によってはこれが違う方向に行くのではないかとこの心配をいたしておりますので、そこいらについて、まずその市長がどうということじゃなくして、もっと違った管理の方法というものはないのかということについてお伺いをいたしておきたいと思います。

それから、古賀議員の方からちょっと話があったおりました、既設浄化槽の措置についてはどういうふうにお考えになっておるのか。大体民で、自分の責任において補助金もらっておつくりになっている、うちにはそんなあなた、市の補助金なんか要りませんよ、市からやっていただかなくても結構ですよと、私は私の方でやりますからと、ましてや私のところに立ち入ってもらったり、何かすると市長の許可がなくては何にもできないと、そんなことじゃ私たちはやっぱり市に無償、いわゆる寄附採納というものはできませんよという人たちがおいでになったとすると、それについてはどういうふうな措置をお考えになっているのか。やはり、これは浄化槽法の第10条、いわゆる問題は、浄化槽そのものを管理するのは管理者、所有者が全責任を持ってやりなさいというのが浄化槽法の精神なんです。いわゆる自己管理をちゃんとやりなさいと、自己の責任によってやるべきですよというのが法律の精神なんです。ところが、この浄化槽は指定管理者制度をとっておりますから、業者がやらないとだめですよということを宣言しているものと同じなんです。だから、こういったものをどういうふうに理解をされて、いわゆるこういう条例案をお出しになっているのかについてお伺いをいたしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

市民部長（大曲豊喜君）

私の方からまず質疑に関係します条例に関係します部分についてお答えをいたします。

まず、処理区域の取り扱いで、下水道の排水管敷設のできない地域への対応ということで第1点に御質問いただいております。これにつきましては、下水道の区域内につきましては、補助事業に対応できませんので、完全な個人の設置というような形になるかと考えております。

それと、第5条の無償でないところをしないということかということ、立ち入りと無償使用についてという項目でございますが、これにつきましては、浄化槽の設置をするために市の事業とすることになりますので、市の事業とするためには、それぞれの宅地に立ち入りをしたり、市の施設を設置するということになりますので、それに伴いまして、土地の所有者の方と土地の無償貸与契約というのを結ばないといけないかと考えております。これは民法に基づく契約を結びたいということを一応考えているところでございます。

続きまして、第10条の使用料につきまして、実際の今の管理運営と格差があるんじゃないかということでございますが、これを算出しておる根拠につきましては、今現在管理運営をされております費用をそれぞれの業者ごとにお聞きいたしまして算出いたしました金額をもとに算出させていただいております。近隣で今現在設置しているところと金額的にはほぼ同額の金額になっているところでございます。

それと、11条の取り扱いでございますが、延滞金についてはいろいろな階層、苦しい方のいじめになるんじゃないかということでございます。これにつきましては、一般的な税法上の取り扱いをそのまま利用させていただいております。地方税法に基づきますものを基本にいたしまして、それとか市税条例の延滞金の計算をもとに算出させていただいております。

それと、15条の文言につきまして、土地の所有者及び利用者についてでございますが、これを設定しておりますのは、あくまでも土地の利用者、実際にその土地の利用者の方が基本になるところでございますが、借地等もございまして、そういうことを含めましてこういう住宅所有者及び利用者というような書き方をさせていただいております。

18条、19条の公共施設となるのかということでございますが、これにつきましては、市町村の整備事業につきましては、あくまでも浄化槽を市の所有物ということで、公の施設となるために浄化槽の管理を指定管理者というような形で取り扱いをすることについては特に問題ないと考えて設定をさせていただいております。

同じく、今度は21条の規則につきましては、これはちょっと私の方では判断がつきにくいかと思います。

最後になりますが、既設の浄化槽の考え方でございますが、先ほど古賀議員にも申し上げましたように、一応3年をめどに既設の浄化槽の寄附採納をお願いしたいというような形を取り組みを今後進めていく予定に考えているところでございまして、実際に体制的にこの事

業を進めますと、人力的な体制の整備とか、業務量が増大いたしますので、それに伴いまして一応3年をめどということで寄附採納を考えさせていただいております。

それと、寄附採納をどうしてもしないといけないかということでございますが、あくまでも浄化槽の整備を進めるための事業の大もとが環境の整備ということを進めております。それで、これにつきましては環境の整備が云々進んでいくことを願っているところで、こういうとり方をしているところでございます。

それと、最後の浄化槽法の取り扱いのものでですけど、業者でないとだめ、自己管理につきましてはあくまでもその10条に設定されておりますように、設置者が管理をしないといけないということになっておりますので、この場合の浄化槽法、今度の条例で提案しておりますのは、市が設置者になりますので、それに基づいて設定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

あと何条ですかね。答弁漏れとるのは何条ですか。21条。（「5条の部分ですね」と呼ぶ者あり）5条は答弁あったようですけど、第21条が答弁になっとらんごたっですね。

市長（石田宝藏君）

これは先般来の議会の運営委員長もなさっていますし、委員会の中で詰めるということでの質疑の中身でございまして、あえて私も答弁を今議長の指名がなければどうかなあと思っただけでやらなかったわけですが、基本的なことというのは、どちらかという一般質問に該当する項目であって（「大変失礼なことを今市長は、一般質問じゃないんですよ。議案に対して質問しているんじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、通告があっているものについて今、部長が答弁を（「通告をしている分についてやっているんじゃないですか」と呼ぶ者あり）答弁をしたじゃございませんか。（「あなたは勝手に自分で議会の中で判断すべきじゃないんです。議長が答弁をしなさいと言われるから、黙ってすればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、今議長の（「わざわざ言う必要ないじゃないか、そういうことを」と呼ぶ者あり）いやいや、前段の部分がなぜ市町村型を無理にやるのかとか、あるいは民間よりもその辺が高いとか、補助金の問題とか、さまざまな問題が出てまいりました。これは質疑には該当は私はないと。（「何で、議長」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

森田議員、該当しないとは（「しないとかするとかですね、市長が判断すべきじゃないですよ。そういうことを自分勝手にして、議会に対して強制するような発言をしてもらっちゃ困りますよ」と呼ぶ者あり）森田議員、市長が該当しないということで答弁をされんとは、ちょっとそれは待ってください。該当しないと本人が思いよることですから。そいけん、されるとだけ先しましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

第2回の質問をお願いします。

8番（森田房儀君）

第10条につきまして関連してお願いを申し上げたいと思いますけれども、これは業者の料金設定ということを部長は答弁なさいましたけれども、大体、いわゆる保健所から許可をもらって、浄化槽管理士の免許を持った人が保守点検をやっているんですよ。これ18千円ですね。それは、清掃料金は大体210円。下請は210円という形で指名業者がちゃんと収集をしております。しかしながら、大和保健所、いわゆる福岡県知事名でもらっている浄化槽管理士の資格を持っている保守点検業者は月18千円なんですよ。だから、なぜそういう料金設定が、不法な料金設定を、市がやる以上は浄化槽を安く据えることもそれは一番いいことです。しかしながら、ランニングコストとして考えていきますと、いわゆる年に20千円も30千円も違いますと、ランニングコスト的に見ると、20年たつと市が102千円でいいですよという話とは違ってきます。400千円も500千円も20年のうちに違うようなことになれば、何でこういうことを勝手に不法な料金設定をして押さえつけていこうとするのか、わざわざ条例までつくってという疑問がわきますから、そのところを聞いておるわけでございまして、今度は、じゃ、これをそのまま遂行されることになると、柳川地区に5人か6人の浄化槽管理士免許を持った保守点検業者がおいでになるわけです。この人たちをどう処遇するのかという問題があるんです。市は自分が勝手につくることによって、それはいいかもしれませんが、じゃ市民は、あるいは特定の業者は仕事をとられてしまうという危険性があると。だから、そういったものについての配慮をどういうふうに考えておられるのか、そのことも聞いておきたい。これは意見でも一般質問でもない、これは質疑なんですよ。そういうことをぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、19条ですね、私は、これはもう完全にうわさですけども、将来PFIに移行する時点では、業者として自分はやっていきたいという人たちがもうちゃんと会社まで設立をして、何か準備をしておるといようなうわさが、もうちまたいっぱい広がっております。何なのかこれはという心配を実はしておるわけでありまして、だから、そういったものについて中身はどうかということを知りたいとおるわけでありまして、通り一遍にはいいいいいいでは納得ができない。だから、これは今議長からお話がありましたように、どうせ委員会に付託があるだろうと思いますので、その付託された時点で詳しくこれはまた追求をしてみたいというふうを考えております。

ただ、料金設定等について、やっぱりこれは大変な問題だと。ランニングコストを考えると、20年すると、いや、そういうやり方よりも前のままがよかったぞというようにことになりかねない条例であるということを知りながら、それについてのお答えを聞きたいということでございます。

それから、浄化槽法もそうでありまして、廃棄物処理法もすべてこれは法律の精神は自己責任なんですよ。それをあえて条例という形で、これを市の直営にしていこうとされ

ると、あるいは、P F Iに移行して特定の業者に指定管理者制度をとって移していきたいというようなこと、これは今までの衛生組合の流れの中では、160円であった、それがいつの間にか190円になった。そして、いつの間にか210円になった、これは下請ですけれども、190円でもうかってもうかってしょうがないと業者はおっしゃっていたのに、210円と値上げをする理由が見つからないという心配を。ところが、ある組合の職員が、いや、それは技術料上乘せでようないですかと、逆に執行部の方からそういう知恵をかしてきた経緯があるわけです。だから、そういうことになってしまうのではないかと、最初はいいような格好をとりながら、どんどんどんどんいつの間にか少しずつ変えられてしまうと、そういう危険性を伴う条例ではないのかということを知っているわけでありまして、もうあとは、詳しくは委員会で十分審議、審査をしてみたいと思いますので、この2点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、第1点目の料金の設定についてお答えをさせていただきます。

個人設置型の年間維持管理費、今現在業者の方でされている、業者の方とか地区によって金額が変わっていると聞き及んでおります。それに基づきまして、大体平均を出しますと、5人槽の平均で年間49,825円という金額を算出しているところでございます。これにつきましては、プロア等の交換代は含んでおりません。それと、7人槽につきましては平均の51,525円という金額を平均として出しております。これも先ほどと同じ、プロアの交換代等は含まないところの金額で設定されているところでございます。それと、今回設定しております使用料の額につきましては、5人槽で月額4千円という金額を出しております。これに基づきまして、年間にしますと48千円ということになりますので、この比較をいたしますと、その大差はないかと考えております。市のものにつきましては、プロア等の修理対応もいたしておりますので、その対応の金額については大差ないかと考えているところでございます。以上でございます。

8番（森田房儀君）

最後になりますけれども、これは大差ないというのは、大差あり過ぎるんですよ。あなたの調査がどこから出てきているのか知りませんが、これ大体あなた、48千円に2,400円の消費税がつきますね。これは消費税つかないんですか。最後ですから、まだ続けますけれども、結局、プロアは10年に1回ぐらいしか変える必要ないんですよ。5人槽のやつは40リットルで、8千円で来るんですよ。5人槽は40リットル、大体これは30%あなたたちは見込んであるようなんですけれども、実際に5人槽というのは大体20%弱ですよ。あとは6人槽と8~10人槽なんです。ここのところで料金が物すごく変わってくる、75,600円、60千円というふうなんです。これは8~10人槽になりますと、プロアは18,900円ぐらいです。10年にしますと、1年に2千円ずつ見ればいいわけですよ。だから、普通おやりになっている保守点

検業者の料金設定から見ると、大体全部30千円ぐらい高いんですよ。5人槽は別です。そうすると、20年すると600千円からランニングコストが高くなるんですよ。安いことはいいけれども、高くなるものを前提としてお考えになっているのはおかしいではないかと。だから、どういう設定なのかということを知っているわけなんですね。そのことについては、もうぜひ十分委員会の中で、また調査、審査をさせていただきたいと思います。

それから、浄化槽法の第10条、少なくとも管理者、所有者が責任を持ってこれを管理しなければならない、適正な法的措置を含めてやらなきゃならない、これが本分なんです。第2項は、501人以上の大型浄化槽についての規定です。第3項に、いわゆる自分で管理ができない人、知識、技能、器具、器材を有しなくて個人でできない人は業者などに委託することができることとされている、いわゆるこれはフォロー業者なんですよ、補足業者です。できるときはこの人たちに頼うだっちゃんよかばんもというのが第3項なんです。これが主役に躍り出てしまっておるじゃないですか。だから、おかしいですね、この条例はということをし上げて、なぜそうなっているのかということを知っておるわけですから、あとは詳しくは委員会でもたまた御審議をお願いしたいと思いますけれども、この2点についてお願いをいたしたいと思います。

市民部長（大曲豊喜君）

1点目の料金の設定について、まずちょっと言葉足らずでございましたので、補足いたします。今、設定しております料金については、消費税込みということで御理解いただきたいと思います。

それと、2点目の浄化槽法の10条の（「議長、なぜそういう料金が高く設定されているのかというお考えについては全然答弁がございませんので、お願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

合併処理浄化槽について、先ほどプロアの設定等について10年に1回ぐらいでいいということでお話しいただいております。これにつきましては、国が発行しています下水道とか合併浄化槽とかの冊子等によりますと、合併処理浄化槽の基本的な計器設備については7年ぐらいというとり方をしております。本体はちょっと別でございます。それをもとに一応算定をさせていただいている金額でございます。プロア等の交換に要する費用につきましてはですね。それをもとに。

それと、この設定している内容につきましては、保守点検と汚泥の引き抜きについても金額の中に算定の基礎としてさせていただいているところでございます。

それと、10条につきましては、ちょっと法の解釈になりますので、今ここでは回答が難しいかと思っておりますので、失礼させていただきます。（「はい、了解。終わります」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸でございます。提案理由の中に、柳川市の汚水処理人口普及率が非常に低いということを提案されております。また、水環境の整備がおくれているための提案ということですが、この汚水処理人口普及率というのが全国的にどういうふうになっているか。また、福岡県の平均、柳川市は現在どれだけの普及率かということをお願いしたいと思います。

それから、今度市が公共工事として設置する浄化槽、高度処理浄化槽ということでございますけれども、既存の個人合併浄化槽との性能の違いとか、そういうのがわかたらお答え願います。それから、これが17年度より特別措置法によりまして、柳川市がその補助対象地域として指定されたということをお聞きいたしました。その理由、どうしてこういう柳川市が指定されたか、全国でこういう指定された自治体は何カ所あるかということをお聞きしたいと思います。

それから、この事業といたしまして、近隣市町の自治体ですね、執行部が提案されております。今度の事業、これが近隣市町では何地区自治体があるか、そのところをわかりやすく説明をお願い申し上げます。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、第1点目の汚水処理人口の普及率についてでございます。これは平成17年度末のデータでございます。これにつきましては、柳川市の汚水処理人口比率につきましては31.3%となっております。全国が80.9%、福岡県が81.0%でございます。

続きまして、補助対象地区の指定とそれに伴います地区の指定の理由についてでございます。これにつきましては、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づきまして、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に関する有明海及び八代海流域の下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって該当するところということで指定を受けているところでございます。

それと、済みません、箇所数は後ほどまた報告させていただきたいと思います。

それと、高度処理と今までの一般の普通のものとの違いということでございますが、これはBODという水質の基準でございますが、一般の場合が20ppm、高度処理型が10ppmで、魚がすめるような濃度を設定しているところでございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

22番です。柳川というのは水郷のまちということで全国的に知られておるところでございます。そういうことで、全国平均が80%の汚水処理人口普及率ということで、福岡県が81%、柳川市は31%ということでかなり低い汚水処理人口普及率でございます。やはりそのためにも、2番目の質問に答えていただきました高度処理浄化槽を設置という、これはやはり推進

をしてもらいたいということでございます。また、この対象地区がどうかということは、有明海再生、八代海再生という答弁でございましたので。

続きまして、生活排水対策として、この浄化槽の早急な整備推進とありますが、公共下水道区域外を対象に公共工事として、一部負担金を徴収するというところでありますけれども、財源としてはどういうふうな財源を充てるつもりでございませうか。また、国、県、市の負担割合とか、また柳川市の一般財源の持ち出し、そのところを1点お願いいたします。

それから、個人負担がかなり軽減されるということで提案をしてありますけれども、既設の浄化槽設置よりも、この市町村型がかなり軽減されたということは、先ほどの答弁で個人負担はどれくらい軽減されるかということの、先ほど質問ありまして、これは466千円の個人負担は軽減されるという答弁でございましたので、これは一つ省いて、次、この前の全協で執行部の方より市の財政負担額の比較とか、個人負担額の比較とか、そういうのが処理として提出されましたけれども、全協の場合でのなかなかやはり説明だけではわからなかったと、私もわからなかったということで、私なりに考えてみましたところ、市の財政負担額の比較というのが平成30年、平成30年で見ますと、個人設置型と市町村設置型の差額というのが1,388,818千円ということになっておるとおもいますけれども、その確認と、今後、個人負担額の比較もここに出ておりますけれども、これが平成26年までの比較を見てみますと、総額個人負担額の比較が553,300千円という資料になっておりますけど、その確認をお願いいたします。

それから、公共下水道の加入が今あっておりますけど、下水道との兼ね合い、下水道の加入金は200千円とお聞きしておりますけれども、今その下水道区域がもう始まっておりますけれども、その加入率ですね、現在その加入率がどれくらいあるかと、その加入率と、今度の市町村型との補助ですね、市長、先ほど言われましたけど、下水道計画区域内の1世帯当たりの市の負担額、それが先ほどちょっと言われましたけど、1,440千円ぐらいの市の財政負担になるというようなことを先ほど言われておりましたけれども、それと合併浄化槽は個人型で568千円の補助ということで、これは非常に差が大き過ぎるということでありますので、少しはこれを見直しを、下水道の見直しもしながら、市町村型の普及をされていってもいいんじゃないかという質問でございませう。

その3点をひとつ御答弁をよろしくお願いいたします。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございませうが、いいですか。

議長（田中雅美君）

何ですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

質疑とはあくまでも提出者の説明や意見をただすものであるわけでしょう。自己の意見を

述べることはできないということになっているわけですから、推進してもらいたいとかいうのは、それは削除してもらいたいわけでございます。どうでしょうか。（「ちょっと待って、今んとは何と言うたですか」「動議」「いや、動議じゃなか。お願いしたというのは、何ばお願いした」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと答弁をもうてみます。答弁をお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、公共下水道の加入率でございますけれども、これにつきましては、ただいまの加入率、接続率と言いますけれども、40%強というところでございます。特に下がっている要因といたしますのが、柳川駅前の商業地域の接続率が悪いということで、ちょっとこういった接続率になっておるということでございます。

生活環境課長（磯村信義君）

生活環境課長です。平成30年度の差額という質問でございましたんですけども、（「37年度です」と呼ぶ者あり）37年度の差額ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）前段に前回の全協の資料に基づいてという断りがあったの質問だったんですけども、（「答弁に正確性が必要だと思いますので、暫時休憩をお願いできませんでしょうか」「いや、もうすぐ終わりますよ」「協議ですから」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

わからんときは後で答弁を。

生活環境課長（磯村信義君）

ちょっと調べまして、後で答弁させていただきます。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

あとまだ答弁の要ったですかね。（「議長、今、後でと言われたのですが、答弁者にはオーケーもらったですか」と呼ぶ者あり）いや、こっちから聞きますからいいです。（「それと、財源の国、県の割合」と呼ぶ者あり）2回目の質問のでしょう。（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）今、国の財源の割合。（「それと一般の持ち出し」と呼ぶ者あり）

市民部長（大曲豊喜君）

財源に伴います割合でございます。まず、国の補助金が約38%、それと県の補助金が7.7%です。それと個人の負担が先ほどから出しておりますように11.5%、それと交付税による充当が42.1%。（「ちょっと最後んとかわからん。最後の答えがわからん。個人が11.5%でしょう」と呼ぶ者あり）はい。（「その次」と呼ぶ者あり）交付税による充当。（「公庫」と呼ぶ者あり）交付税。（「ああ、交付ですね」と呼ぶ者あり）これ同じ国からいただく形になりますが、充当が42.1%一応計算上は出しております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

それと、市民への周知はどう考えておられるかと。この市町村型の広報ですね。先ほどは何かの手法とかなんかされたということもありましたけれども、それをどう考えるか。

それとまた、事業実施の緊急性ということでございますけど、どういうことで緊急性があるかと。先ほど柳川市は汚水処理人口が30%とかいうことで、その緊急性が出てきたんじゃないかと、そういうふうに思っておりますけど、それを2点聞いた後に、17年12月に浄化槽のアンケートをとられたということで、こういうアンケートで周知をされておられると思われますけれども、そのアンケートの結果というのはどういうふうになっておるか、周知されて回収されたか、その結果、その3点をお答えお願いいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

周知の期間は先ほど4カ月ぐらいをかけて行いたいということで申し上げておりました、周知の方法につきましては、地区の説明会等を開催したいと考えているところでございます。

それと、緊急性に伴います、緊急性とはどういうことかということでございますが、先ほど来ちょっと申し上げておりますように、汚水処理人口普及率が低いというのが一番トップになっているところでございます。

それと、掘り割りとかクリークの水質環境を10年間で改善していきたいということを重点目標の一つに上げております。それと、総合計画などのアンケート調査の結果とか、生活排水の浄化に対する市民の意識を向上して、今後、意識を非常に高いものに持っていきたいということと、先ほどから出ております漁業面からの有明海再生特措法に基づきます生活排水対策の改善ということの急務でございます。

それと、柳川市の場合は観光産業面から水環境の美化を進めないといけないという重大な課題も抱えておりますので、それも重要課題の一つに考えております。

それと、各種アンケートの結果でございますが、アンケートの住民の意向としては、アンケートの結果を分析しました内容といたしましては、（「賛成が何%ぐらいはわかるでしょうもん」と呼ぶ者あり）約6割の方が合併浄化槽に取り組みたいという希望を持ってありまして、その後、全体的には単独浄化槽のところ、くみ取りのところを含めまして、約6割の方が希望されているということでございます。

議長（田中雅美君）

答弁全部終わりましたかね。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問される方ありませんか。

25番（三小田一美君）

25番三小田です。どうもありがとうございます。

この議案に対しまして、初めての質問をいたしておるところでございますので、ちょっとわからない点があるかもわかりませんが、明確にお願いをしたいと思います。

まず、一つ目でございますが、合併浄化槽の設置に対する合併協議会での協定内容はどうなっていたのかなど。それをまずいっちょ聞きたいと思います。

2番目でございますが、合併浄化槽に対する個人の費用負担は100千円程度でよいとされていますが、今までの補助金を使っていたときの工事費と、また、市町村型でつくる場合の工事費には大きな違いはないと、そういうふうには私は思うわけでございますが、その差額はどこが負担をするのか。また、今までの答弁では、起債で賄いますということでございますが、それはどこがどのようにして払っていくのか。また、起債は市が今後の収入から支払いをしていくと、そういうことになっておりますので、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

三つ目でございますが、柳川市の水環境、今も藤丸議員の方からもちょっと触れておられましたが、現在、下水道、また合併浄化槽の2本だけで整備が進められているところであります。

それで、合併浄化槽の設置については、現在、国、県の補助を受けて、また、市民が個人のものとして設置をされているところであります。今回の条例は市の所有物として設置を行うということでございます。従来とは全く異なった方式での設置条例でありますので、そして、設置方法も当初、前も言っておりましたが、PFI方式ですね、市の直営事業と大きくその手法が変更されておるわけですね。また、設置に際しては、本体工事の1割負担のみが強調されていると、そういうふうには執行部から報告があっておるわけでございます。

また、設置される家庭におけるトイレを含む水回りの改修の工事、これも全然よくわからないような回答があっておりますので、それもお聞きしたい。それぞれにまた重機が使用できる場合、また、手作業で工事をしなければならない場合など、工事一つをとっても、幾つものパターンが考えられるわけですね。その費用もこの議案書の中にはちょっと載っとらんような気がいたします。それもちょうとお尋ねしたいと思います。

また、排水管の設置にいたしましても、市が所有をする浄化槽から水路までの間に他人の土地が迫った場合、その利用権はどう担保をされるのか、それもお尋ねをいたしたいと思います。

そして、だれが交渉を行うのか。また、幾多と重要な問題が山積みしておるわけです。ただ、古賀議員の方もその件はちょっと触れてあったと思います。

また、この事業は10年間の事業となっているわけですね。事業費の償還、一応30年と言い

ますけど、じゃ、5年間は金利を払って、そして、後の25年間は一応全額と金利額ばあわせて支払いはなさることでしょう。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

また、償還が終了するころには、議員も多くは既にもう、そうなんですよ、鬼籍な者もほとんどだと私は心配しておるわけでございます。このような長期にわたる多額の費用を要する事業でございますので、市長が常におっしゃられているじゃないですか。最少の費用で最大の効果と。大川の市長、あの方は本当に立派ですよ。報酬は3割もカットして、また、事業も一生懸命頑張って、雇用も誘致をしてある。この敬意を表する、あの大川の市長さんは、そして、また、疑問点を議員には解消をし、また、市民の方たちにこたえることが議会の務めと私は思っておるわけでございます。

それで、まず今までに合併浄化槽を設置している人については、市は何の手だてもしないと今言われておりますが、3年後、こうこうち言われておられたわけですね、古賀議員の御答弁に。けど、私、これは信用されんわけですね。いつもそれを言われるような気が私はしますから、非常に心配しております。

だから、やはり市長、市民に対する公平、また、公正な取り扱いに反するのでないのかなと、そういうふうに思いますので、一応その辺もお尋ねしたいと思います。

また、今後、年間に100基の設置をすれば、最も安いもので253,000千円、高いものを含めれば3億円ほどの起債となると思われますが、財政の計画はどのようになっているのか、一応よろしくお尋ねをしたいと思います。

今後は交付税で充当があるという説明がなされていますが、それは未来永劫に約束をされるものでしょうか。国は今、道路税もいろいろですね。きのうもテレビで放映がありよりましたが、国は、自分の都合が悪くなると、法律をすぐ改正するわけですよ。そのあおりを受けるのはいつも市町村なんです。そこをよくわかっとってくださいよ。そうなったときは、市長はどう対処されるのか。返済をするまで市長職であればよいのですが、全国の赤字団体は、すべて前任者のツケ回しを処理するのに一生懸命なんです。今、夕張かな、あそこもいろいろ財政面でね。だから、合併したのも、ある程度借金を返しながら、そして、明るいまちづくり、また、借金のないまちをつくろうと、そういうことで合併しておるのじゃないのかなと、私はそういうふうに気がついておるわけです。

それで、私が今お尋ねしたことを明確に答弁していただきたいと、そういうふうに思います。

1回目はこれで質問を終わりたいと思います。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、1点目の合併協定についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、これについてでございますが、環境衛生事業の取扱いの中で、小型合併処理浄化槽設置事業補助につきまして、1市2町とも同額ですので、新市に引き継ぎますということで、

その当時の協定書の中にならうっております。ただし、これにつきましては、事務事業の調整の中では今後どうするかということでございますが、「三橋、大和の例により対応する。」ということであらうしているところでございます。

2点目の個人負担に伴います個人の事業費、差額の負担が市の財政にどういう形で入っているかという内容の御質問でございますが、これにつきましては、先ほど藤丸議員のときの御質問にお答えしておりますように、国庫の補助金、それとか、起債につきましては、下水道の事業債を考えているところでございます。それとか交付税措置、先ほど御質問っておりますが、交付税措置。それと市の負担というような形で対応していくということになります。

それと、整備に伴いまして、個人の水回り等の工事費用がそれぞれ違うということで御質問いただいております。この工事費用の違いにつきましては、増嵩経費の中で個人負担の中で発生するかと考えております。

それと、排水管について個人の土地を通ったり、了解をとらないといけないがという御質問でございます。これにつきましては、あくまでも個人の設置に伴いますものですので、各個人の近隣のところは合意を得ていただくということが前提になるかと考えているところでございます。

それと、10年事業の償還ということでございますが、10年間の事業を実施いたしまして、これにつきましては、前回は説明いたしておりますように、合併特例債事業を使いました場合に、一般会計の負担額につきましては約38億円ほど負担が発生するということで見ているところでございますので、その償還は平成56年度まで30年間の償還が発生するところでございます。これにつきましては、下水道事業債の、今、算定しておりますのは、年利率の2.3%、償還期限30年という起債を頭に置いたところの償還計画を立てておるところでございます。

それと、今までの既存の浄化槽について、今後取り扱いをどうするかという御質問でございますが、これにつきましては、先ほど来、回答させていただいておりますように、3年をめどに寄附採納をいただくというような形で取り扱いをしていきたいということを考えているところでございます。

それと、年間100基の財政計画という、年間100基というのは年間1,000基ということじゃないかと思えます。年間1,000基の10年間の計画につきましては、財政計画といたしましては、今さっき申し上げましたように、総額の107億円ほどの事業費を計画して、それを起債及び一般会計の歳出というような形で取り扱いをしていこうと考えているところでございます。

それと、交付税について約束できるのかということでございますが、これにつきましては、今現在の国の方針にのっとって計画を立てないといけませんので、今現在の考えで交付税措

置があるということで御了解いただきたいと考えております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

今、部長の方から、ちょっとぐらいのわかり方でお聞きしておりましたが、私は、この浄化槽の整備事業に係る疑問点がいっぱいあるからお聞きしよるわけ。心配しよるから。ですね、部長。そいけん、あなたももう怒られんでも、本当のことをおっしゃって、そういうことをすればいいのに、もうどきどきしながら答弁をしてあるけん、私も心細うなって、もうこれで言わんめえかなと、こう思うわけですよ。だまされんごと。部長は市民の味方なんですよ。

それで、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、設置した職員さんをお聞きしておりましたが、大体13名ですか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。13名で66,282千円か、そがしこぐらい大体職員の給料が要ると、そういうふうに御説明があっておりますから、これは間違いはないのか、それもお尋ねしたいと思います。

それと、これが一番大事じゃなかつちやろうかと思うけど、実際、市町村の合併浄化槽を設置するとすれば、このトイレの便器の改装、また、現在の施設の撤去費、それと、台所やふる場の排水、それと、改造などの平均的な改造費、その試算をちょっとどのくらいになるか、一応お願いをしてお尋ねしたいと思います。この件については、500千円から1,000千円ぐらいと、そういうふうな報告を受けておりますが、実際にかかった費用はいろいろありますけれども、金額面が相当出るところもあるし、出らんところもあるわけですし、そのPRもしてあるのか。議員だけこの提案を出しとるだけじゃなくて、市民の方たちにもこのPRもしてやるのかなと、私はそういうことを思いますので、それもちょうとお尋ねしたい。

そして、このアンケート、今、藤丸議員がお尋ねしてあったが、このアンケートですたい。これはころころころころ議案書が変わるわけですよ。だから、今までのアンケート、あれはどうかと私は疑問に思います。昔のままのアンケートですてあるわけでしょう、あのアンケートとっておるのはですね。だから、今の現在、今、議員あたりに提案しとるじゃないですか、その説明をさせていただいて、そして、アンケートをとって議員に報告すると、それならば私は納得いたしますが、そこもちょうとお尋ねしたいと思います。

それと、うちの議員も言うてくれと言いやらっしゃるばってんですね、なかなか自分げの密集地、そして、設置がつけられないところ、そういうところはとういうふうにして計画をして、建設を予定してあるのか、それもお尋ねをしたいと思います。

それと、議員もお尋ねばしてあったかと思いますが、浄化槽、また、付随する設備、また、本体の保証期間、それも心配だからお聞きします。

それと、もしも保証期間内に故障したり、これはいろいろ崩れたりなんたりした場合は修理、また取りかえはだれが行うのか、それもお尋ねしたい。

それと、財政ちょっとよかでしょうか。約束を取りつけても遅くはなかと思うわけですね。ちょっと横に外れますけど、これを含んだ財政難だからちょっと説明をお聞きしますが、漁業団地、また、駅前の区画整理事業、また、多額な起債を予定がされて、ほんに課長に気の毒かばってん、財政課は大丈夫ですか。本当に崩壊すつとじゃないですか、柳川市は、今の財政じゃ。非常に私は心配しとるわけ。そいけん、それをほんに気の毒かばってん、課長、本当のことば一応教えてください。よろしく御答弁お願いします。

市民部長（大曲豊喜君）

1点目の職員数は13名かということと金額についてでございます。

確かに、前回御説明申し上げておりましたように、13名の職員で平成18年から26年までを計算させていただいておまして、償還がすべて終わる平成56年まで見ますと、約10億円の金額になるところでございます。

それと、改装費の試算につきましては、これは前の委員会の中で御質問がありました段階で回答しておりますように、今、議員が言われておりますように、その家々によって違うと思います。それで、500千円から1,000千円ぐらいじゃないかということで、これはもう試算のしようがないというのが本音でございます。500千円から1,000千円ということで、そのまま回答させていただきたいと思っております。

それにつきまして市民へのPR、どういう形で今までしてきたかとかいう御質問でございます。

これにつきましては、10月だったですかね、ちょっと月は忘れましたが、市報に掲載させていただいております。

それと、今後、アンケートについて、今現在いろんな疑問等が出ておりますので、それについて再度アンケートをとということでございますが、今後、実際住民の方のところを回りまして、地域の説明会等を開催するというのを先ほど申し上げておりますように、そういう形で対応させていただきたいと考えております。

それと、つけられないところは今後どうするかということでございますが、あくまでも個人のところになりますので、個人の了解を得て設置するということが基本になります。それで、隣近所の了解を得られた上で設置をするということが流れかと思っております。

それと、本体とか、それぞれの機器の保証期間等についてのお尋ねでございますが、本体については国等の基準では30年以上は大丈夫だろうというはっきりした線は出ておりませんが、一応30年という線は出ております。それと、内部といいますか、ブローア等については、先ほどお答えしておりますように、大体7年程度じゃないかということで、これもまだ正規な数は出ておりませんが、そういう形で取り組みをしております。

私の方は以上です。

総務部長（山田政徳君）

財政問題で財政が崩壊しはしないかという御心配でございました。本音のところを聞かせてくれということでございますが、まずは、ことしの3月に策定をいたしました行財政改革の集中改革プランというのがございます。それに沿いまして徹底した経常経費の削減を図ると。この経常経費といいますのは、人件費とか、物件費とか、そうしたものでございますが、それによって財源を捻出するというのが第1点でございます。

もう一つは、事業評価制度、いろんな事業が今ありますけれども、その評価制度を今制度化しようということで努力をいたしております、1年、2年をめどにそれをしっかり制度化しまして、今やっておる事業のスクラップ・アンド・ビルドですね。段々重ねにならんように、やはりもし不必要だという判断が立った場合には、もうそれを削減すると、そういった制度を設けていきます。そして、最終的には、予算というのは歳入に見合う分を歳出に組むと、均等にならんといかんもんでですね。そういうことで、もう無謀な財政運営はいたしませんので、崩壊という心配はございません。

以上です。

25番（三小田一美君）

今、総務部長から立派な御回答をもらったから、私は非常に安心しておるわけですね。また、次の一般質問もありますので、今回はこれで終了したいと思います。

それと、資料の方はまた後でよろしゅうございますので、お願いをしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

24番（佐々木創主君）

佐々木でございます。121号議案についてお尋ねしますが、まず、ちょっとこれは通告しておりませんけれども、地域再生計画で小泉構造改革特区で採択をされたんだという御説明が、当初あったと思うんですが、この採択をされて市町村直営型でやる場合と、今、全国各地で、近隣の市町村を初め、市町村型でやっぺらっぺらしています、やっている自治体がございます。これがどう違うのかですね。例えば、財政面であるとか、そういった意味から、この小泉内閣で採択をされて行うこの事業と、現在、その採択は関係なく市町村直営型でやっている自治体が全国多々ございます。これはどういう違いがあるのかをまずお尋ねしたいと思います。

それと、この計画の中に10年間、開始年度がおくれておりますので、8年間で1万基という数字が出ておるんですけども、この根拠ですね。根拠というのは、本当に年間数百基から、多いときは1,400基と、1,200基という数が出ておるんですけども、いろいろ聞いておりますと、そんなのは物理的に無理ですよ。関係業者に聞きますと、物理的な施工能力からいって500基がせいぜいじゃないかとか、いろいろお聞きをするんですね。と同時に、当

初、執行部の方で提案されようとしておられましたPFI事業、民間がじゃんじゃん営業して、じゃんじゃん個人宅を訪問して「つけませんか」と、そういう営業活動をするから年間1,000基が可能なんですという説明があったというふうに記憶しております。それから今回、市町村直営型になって、住民の皆さんが申請に基づいて設置をしていくんだと。それと比較してみますと、果たして民間の業者が営業して、やっと1,000基と。それが可能なんですという説明と、今回の市民の皆さんからの申請によって設置をしていく、それで年間平均1,000基、この根拠といえますかね、ちょっとその辺が非常にわかりづらいので、以上2点について御答弁をお願いいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、地域再生計画の件についてお答えいたします。

まず、地域再生計画につきましては、今までいろんな補助事業等がございましたが、その補助事業が廃止されまして、それぞれの部署が集まったところで総務省の方によって対応されている計画でございます。

それで、補助事業とどう違うかということでございますが、今現在、補助として対応しておりますのは、先ほど申し上げましたように、国は3分の1しか補助を出しておりません。それに伴いまして、今度の地域再生計画に基づきますものは、3分の1の補助が来ることになっております。その補助事業の総額の3分の1で6分の1ですかね。（発言する者あり）

それと、（「今、3分の1、3分の1で一緒じゃなかね」と呼ぶ者あり）済みません、総事業費の3分の1が今度の地域再生計画でございまして、今までの補助事業につきましては、総額の中の3分の1のうちのまた3分の1が補助でございます。

それと、地域再生計画に基づきまして、下水道事業債を活用することが可能になりますので、そちらの方の事業起債を利用することが可能ということが、収入に充てることが可能ということでございます。

それと、数といえますか、その根拠、無理でないかということでございますが、今算出しております数につきましては、下水道事業に伴います計画区域外の浄化槽設置可能戸数をもとに割り出しております。計画区域外の設置可能戸数1万戸をもとに算出させていただいております。

それで、今後、先ほど来申し上げておりますように、各地域においての説明会、それとかPR等を十分に行っていくながら、その数の達成に向けて進めていかないといけないと考えております。

以上です。（「ちょっと議長、2回目じゃなくて、先ほどの地域再生計画と市町村型、全国各地でやっている、それとの違いが全然わからないんです。もう一遍ちょっと答弁を」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

通告があつておれば、これはちょっと資料を持っておつたんですけれども、後ほどこの件については先送りしていただいて、私が頭の中にありますのは、従来型のやつでしたら、個別浄化槽というのは（「いやいや、従来型じゃなくて、いろんな全国各地で今市町村型でやっているんですよね。だから、それと今回、地域再生計画に採択されてやる事業との違いですよ」と呼ぶ者あり）

先ほど質疑の中でありましたように、今回のやつは5年のタイムスパンで、5年間の中で融通ができるということですね。普通の補助事業でしたら、もう1年間。先ほど漁業団地の問題で明許繰り越しの問題が出ました。1年ごとにそういう議会の手続を経なくてもいいよということの認可があるわけですね。パイとしても5年間のパイとして申請ができるわけです。交付税の市債の関係も若干違っております。それから、これまででしたら一定の、全体的にありますのが、1年間に何基という設定があるんですね。しかし、今回はないんですね。そういうところがちょっと違います。詳しくはうそを言ったらいけませんので、客観的な数値を示して、それを説明する必要があるかと思ひます。

24番（佐々木創主君）

通告していなかったので、申しわけなかったんですが、ただ、私がいろいろ調べたところによると、じゃ、個人の負担、今回の市町村直営型の売りは、50数万円が100千円、1割で済みますよというのが一番の大きな売りなんですよ。それで、市町村直営型でその再生計画に乗っていない既存の事業ですね、これもほとんど1割なんですよ。ですから、その辺はあんまり変わらないのかな。ただ、今市長の説明によると、スパンが違うんだと、5年間で500基なのか、その中で融通がききますよというお話はよくわかりました。

それで、2番目の10年間、これから始めると8年間で1万基と。その根拠という問いに対して、部長は非常に苦しい御答弁をしていただいたというふうに思ひます。それはもうしょうがないですよ。だって、設置可能が1万基あるから、それによって単純に割るしかないわけですから。ただし、現実的なお話をさせていただくと、先ほど申し上げたように、市内の業者の物理的な能力、市内の業者の数、それとそれに応じた能力。先日、全協の中で、現在の個別浄化槽の設置施工業者、市内と市外の業者は市外の業者が多いんだと。市内の業者に何とかもっとふやせるようにしてほしいという要望もあったという御説明もございました。それからいって見た場合も、じゃ、平均して年間1,000基と、それが本当に可能なのかということと、先ほど申し上げたように、PFI事業という民間の受託会社に一括契約をして、民間会社がじゃんじゃん営業して、設置しまくって、それでやっと到達できる数字が1,000基なんですよという、ことしの前半での御説明だったと思うんですよ。それからいうと、非常に無理のある数字じゃないかなという気が私にはしております。

そこで、じゃ、年間、本当にできる数字として、例えば、現在、個別浄化槽で継続した場合、350基という数字を今たたいていただいております。じゃ、これよりも個人負担が少な

いから100千円だとした場合に、じゃ、年間500基と、500基は何とかできると。じゃ、10年間で5,000基、8年間ですから4,000基ですか。そうなると、6,000基の設置可能世帯というか、個人が残ってしまうわけですね。じゃ、今回の事業というのは5年ごとの2期の10年と。じゃ、10年たったときにまだ5,000件、6,000件残っているんだと。じゃ、継続してこういう事業が可能なのか。

それと、国策でございますから、財政的な国の支援措置、本当にそれが担保されるのかと。非常にその辺のところを心配するわけでございます。しっかり国とも今回の件の採択についても協議を重ねていच्छゃると思いますけれども、その辺のところをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

今、佐々木議員から御指摘ありましたように、私どもも当初は、さきの議会においては、PFIということで1年間ほど御説明してまいりました。しかし、どうしてもこのPFIではだめだというようなことで、市町村型に移行してきたことは御案内のとおりだと思います。

それから、6月の議会に提案をし、所管の委員会で審議をいただき、そして、9月に再度提案継続という形で審議されましたけれども、御案内のとおり、議員の任期満了ということでも自動的にこれが廃案になりましたね。これはもちろん私どもも1年ほどこのPFIでさまざまな角度から検討をしてきたわけですが、やはり浄化槽の普及率をスピードアップする、基数を多く、当初の計画どおりスタートして、10年間でやるならば、当然1年間1,000基設置して、10年間で1万基の設置は私どもは可能だというふうに説明してまいったかと思えます。ところが、あれからもう2年流れる、おおよそ2年になるわけですね。こうなると、まずシステムが変わったのはPFI方式、民間方式から市町村、いわゆる職員が携わってやると。これは恐らくスピードはかなり落ちると思えます。こうなると、議員御指摘のとおり、10年間で5,000基、6,000基かなと。これもいたし方ないかもしれませんが。正直なところ、そのようなことだと私は思います。

ただ、業者については、やはりそれなりの地元の中小企業ありますし、もちろん多くの方々に参画をしていただき、能力があるところ、資格があるところ、そしてまた、資格を取ってもらう。これが中小企業の地元企業の育成にもつながるわけですね。したがって、私はこの1万基というのは、いわゆる目標計画は、当初10年間であったものが8年間に縮まっていますので、当然、PFIでいったとしても8,000基にしかならないわけですね。こういうふうなことを考えてみますと、やはりさまざまな角度から6,000基程度が、現実問題として、その程度ではないか。しかし、この制度がある以上はこの制度の利点を活用して、しっかり市としても住民の皆さん方に啓発をし、参画をいただく。しかも、負担の少ないものを。ということで、士気にPRをしながら、水郷柳川にふさわしい、当初の目的どおりに、できれば1万基、できなければ8,000基、計画は恐らく今10年間のタイムスパンで考えていたもの

が8年になりまして、絶対数は1万基で変わらないから、1,200基だとか、1,400基という数になってきたわけです。

ところが、町内で柳川市、旧三橋、旧大和ですね、ここで大体1年間設置されておるのが350基程度ということをお報告してきていると思います。350基というのは、今の様な状態で何もPRをしない。自然と待ち受けているもので350基あるわけですね。ですから、このことについては積極的に行政が市町村型でやるとするならば、業界にもお願いをし、市民の皆さん方にもそういったことでの、やはり幅広い、本当の意味での浄化普及率、人口普及率を高める。それをやらなきゃいけない。しかし、これはあくまでも見えない数字であるということは私は申し上げておかなきゃいけないと思います。ただ、目標はそこに置きながら。

それから、将来、じゃ、6,000基しかできなかつた、この10年間で。その後はどう担保するかというのは、これは私も国策だから、その制度がどう変わるのか。平成元年ごろから個人の合併浄化槽がスタートしたんですね。そのころは国の補助率も高かったんですよ。県の補助も高かったです。市町村の補助率、市町村はわずかししか手出ししなくてよかったんです。ところが、国も財政が厳しい。県も財政が厳しいということで、どんどんどんどん圧縮されている。しかも、この個別浄化槽については市町村に、あんたのところの町は何基という割り当てを、佐々木議員も御案内かと思えますけれども、そういう内示が毎年毎年来てやっていたんです。ところが、今回のやつは、そういう設置基数の制限とかはございません。2,000基やるならば2,000基、能力があるなら可能なんですね。ただ、私は市内の中小企業育成も大事なことです。また、浄化槽は設置させることによって、水の浄化普及率、人口割はぐんと高まるわけですから、そういうことでのひとつ市民の皆さん方の御理解をいただく。

もちろん、この問題についても、先ほどから出ておりますように、メンテナンスの料金の出張料の問題もある。また、既存の設置している方との違いもある。しかし、これは先ほどの話のとおり、今までつけている認可区域、いわゆるピンク色のところ、1年間に柳川市で16基、18基ぐらいでしょうか、そんなところですから、そのことについてもひとつ議会に御理解をいただいて、その辺の不平等をなるべく格差をなくして、理解をいただく。しかし、公共下水道というのは、先ほどの古賀議員の質問に答えたように、1世帯当たり1,140千円、(109ページで訂正)こんな負担がかかるわけですから、そのことも十分ひとつ財政上の、先ほど夕張の問題も出ましたが、夕張のようなことはやっちゃいけません。これはまさしくテーマパークみたいな石炭産業にかわるものを次の時代をしっかりと見詰めて、計画性がないと今指摘をされていますけれども、そういったことのないように、最少の予算で最大の効果を上げられるのは、これしか私はないと、こういうふうに思っているところでございます。

24番(佐々木創主君)

市長の御答弁、直接いただきましてありがとうございます。とにかくやる以上は努力す

るしかない。それはそうだと思います。しかしながら、現実的に考えてみて、先ほど市長からもありましたように、年間500基、600基、6,000基だと。しかし、家の構造でありますとか、例えば、こういうものを設置する場合に、家の建てかえとか、そういうタイミングでやりたいんだという方々が少なくいらっしゃることもやっぱり事実ですね。そういった意味からすると、この事業のスパンというのは10年ではどうしても短過ぎる。そういう中で、ただ最初のえさだけを与えるというのが国のやり方です。だから、じゃ、11年以降にこういう事業が財政的援助を含めて担保されるか。私は非常に懐疑的な意見を持っております。

そういう意味で、やり出したら、平成26年度までにできるだけもうやってしまわなきゃいけない。そのためには、この事業が走り出したときには必ず私はPFIという、これをやっぱり検討するしかないんじゃないかという議論が必ず出てくると思います。

そこで、私は、その進捗のためには当然PFIがいいと思っております。しかしながら、あのときに指摘をされたように、PFI事業で受託をできるというのはSPC1社しかだめだと。この間も市長といろいろ議論させていただきましたが、複数社でできませんかという折衝をしたけど、1社しかだめだと。そのときに1万基、附帯工事をあわせると200億円という膨大な事業、10年間で。これをSPCという1社のSPCがすべての配分権、発注権を握ってしまうと。この問題さえ解決できれば、PFIというのは私はすばらしいというふうに思っております。

しかしながら、その問題がどうしても解決する、私もいろいろ勉強させていただきましたが、なかなかない。その中でこの事業を果たしてこの段階でスタートしていいのかな。ましてや先ほどおっしゃったように、11年以降に4,000基、5,000基残った。ましてや下水道計画区域の是非の問題がありますよね、21年度に見直す、その地域が3,150戸。その地域、それと計画区域を含めたときに、じゃ、合併浄化槽の耐用年数、半永久的と言われおるけれども、半永久的というのは私はあり得ない。そのときに2万基もの総入れかえが30年、40年後に発生する。そのときまでしっかりと担保、私はいろいろ調べてみましたが、全国で22府県がしっかりと県の重点事項として、市町村にやんなさい、やんなさいとやっているんですよ。これは国がやれと言っているからやっているんですよ。だから、全国的な規模でそういうことも起こり得る。

そういったときに、本当にこの事業に踏み込んでいいのかなのか。水郷柳川が浄化槽をしっかりと浄化率を高めんといかん。先ほど市長の答弁に、この間、全協の中では、助役から、続きますよと、続くはずですよというふうには言っていたんですが、もうちょっときょう、強い答弁をしっかりと国に言って、全国地方自治組織挙げて、やりますと、その後も担保しますというふうに言っただけのものを私期待しながら質問したんですが、そりゃ、先行きはわかりません。非常にそこで心配します。もう一遍ちょっとそここのところを、市長、どげんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

先ほど来の助役の答弁のとおり、私も続くはずだと思います。環境の問題というのは地球規模、京都議定書の問題もありますし、ただ、これは確実に私がここで10年後もやりますとかいうことは、私の任期も3年ですから、もちろん、この10年間の計画を今の段階で出している。このことについては、やはりしっかり私は皆さんと約束してのスタートでありますので、いいかげんなことでは切れません。

しかし、この事業は、先ほど来の答弁のとおりに続くはずだと私も思います。ただ、国策ですから、国会議員の先生方がどうなさるのか、道路特定財源の問題も、あのようによれてきているわけですけれども、一応の決着は見ているようです。ただ、これは未来永劫、私が続きますと市長が言ったとか、それはまた、はばったいことだろうと思いますし、先行き不透明な状況の中では、きょうのところはそういうことで御理解いただきたいと思います。

（「先ほど申し上げたPFIへの移行の可能性は」と呼ぶ者あり）

PFIは、これも制度の変化、規制緩和等も生まれてきて、時代の流れとともに、そういうシステムも変わってくるんじゃないかなと私は思うんですね。先ほど来のPFIの問題も、三小田議員でしたか、特定の業者さん云々とかありましたけど、私はそういうことは森田議員でしたか、そういうのがありましたけれども、市内の業者さんがやっぱり一丸となって、地元の企業の発展のために、そしてまた、地元をよくしてくれるという、そういった理念のもとでひとつやっていただきたいと私は思っております。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

7番（白谷義隆君）

7番白谷です。議案第121号、浄化槽設置に関する条例についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの佐々木議員の質問と重複いたしますが、あえてお聞きをしたいと思います。

この制度が今後10年で1万基ということで計画をされておりますが、この1万基の根拠をお尋ねしたいというふうに思います。

次に、条例第8条で、増嵩経費についての記載がありますが、ここの中で標準工事以外の工事に係る増嵩経費については、全額個人負担となっております。この増嵩経費とはどういうものを予定されているのか。そして、その増嵩経費は、市の工事費の一部として積算をされていくものか、それもお尋ねしたいと思います。

また、同じように、条例第12条では、分担金や増嵩経費及び使用料について、公益上必要と認める場合、あるいは特別の事由がある場合には、免除することができると思いますが、どういう場合を想定されておるのか。

それと、浄化槽に関する費用は使用料で対応し、市の財政負担はありませんというような

説明をたしか全協で受けておったと思いますが、そうすると、滞納分や免除分については、
どういうふうな手だてをされるのか。

以上、5点でしたかね、それについてお尋ねします。よろしく願いをいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

10年で1万基の根拠ということでございます。これは先ほど佐々木議員のところでもお話
しいたしましたが、下水道計画区域外の浄化槽の設置可能戸数から割り出しているところで
ございます。許可区域と認可区域ということでありますが、それを除いたところの数でござ
いまして、1万480という数が出ておるところでございます。

2点目の増嵩経費はどのようなものかということでございますが、増嵩経費として考えられ
ますのが、浄化槽の上を駐車場にしたりするときの補強、そういう取り扱いもできますので、
そういうことをするときの補強工事費とか、それとか、放流するために距離が遠くてすぐ堀
が横にないとか、下水の落とす場所がないというようなときには、放流ポンプ等を設置しな
いといけない箇所が出るかもわかりません。そういうものとかですね。それとか、浄化槽を
実際に深埋めしないといけないような場所があるかもわかりません。そういうところの深埋
めをするための別途工事というのがございまして、そういう関係の工事費等を一応考えてい
るところでございます。

それと、その費用について、どういう積算の仕方をするかというお尋ねでございますが、
これにつきましては、市の方で積算をいたしまして、請求するという形をとりたいと考えて
いるところでございます。

それと、滞納等の取り扱いについて、市分の繰り出しがどういうふうな形をとるかとい
うことでございますが、これは未納がないよう厳正に今後取り扱いをしていくということでお
答えをしておきたいということでございます。よろしく願いいたします。（「もう一つ、
12条の分。減免」と呼ぶ者あり）

済みません、条例12条の徴収の猶予及び減免ということでございますが、これにつしまし
ては、災害等のほか、公共の福祉を増進する事業を推進したりする場合を想定いたしており
ます。

公共の福祉の説明でございますが、道路の工事とか、水路等の工事、ライフラインとか、
インフラ整備を行うときに、その浄化槽自体がかかたりすることを想定したところでご
ざいます。

以上です。

7番（白谷義隆君）

白谷です。まず、1万基の件でございますが、実は先ほど市長の方から、1万基は物理的
に無理だろうという見解がありましたが、私は、実は別の方から考えた場合に、1万基はい
かないのではないかと考えております。

といいますのは、先ほどもありましたが、今回の戸別浄化槽の対象戸数が、事務所等を除けば、実質1万20戸なんですね、対象戸数は。ところが、さきの市のアンケートによれば、市から補助があっても設置したいと答えられた方は、午前中の質疑もありましたけど、59%なんですね。そして、そのうちの9%は、設置するとしても10年以上先だという回答をされておるわけですね。だとすると、それを考えていけば、結果的には5,319の対象戸数しかないんですね。さらにアンケートでは、16%の人が設置する土地がない、あるいは26%の人が重機の出入りができないというような回答をされているわけですね。だとすると、この5,319から、さらに対象戸数は少なくなっていくと、私は実はアンケート結果、これはあくまで担当課の方から提出されている資料に基づいて計算した数字で、別に私が想定しているわけでもありません。それで、10年で1万基というのは無理じゃないかというふうに考えております。

それと、12条の公共施設の増進、道路とかをつくる場合という回答がありましたが、この免除の中には、新しくつくるやつも当然含まれているわけですね、条例上は。そうすると、新しくつくられる分について、まさか道路にかかりますから、うちがつくりませんという話もないだろうと。ですから、この免除の想定される分については、ちょっと定かではないというふうに考えます。

それと、維持管理の費用については、未納がないように取り扱うという答えですが、これもちょっと現実的ではないと思います。これはだれが考えても当然、滞納は出てきます。それと、先ほどの免除の分もあるわけですから、ただ単に未納がないようにいたしますということだけでは、ちょっとこれは現実的じゃないじゃないかと思います。

以上、3点について再度お願いをいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

済みません、根拠の中の今1万基いかないのではないかという御提示でございます。確かにアンケートの結果は、先ほど来、申し上げておりますように59%でございますが、その中に、実際もうできないところとか、先送りをしないといけないというところは確かにございました。そういうことにつきましても、地元というか、実際に対応する可能戸数のところにきちっと説明をして、十分に説明をしたところで設置してもらおうような形に持っていけないかと考えているところでございます。

それと、12条の新規でつくる場合の免除、定かでないということでございますが、12条については、確かに新規に設定するときどういう設定をしているかということまでは、そういう想定をしておりません。実際、今現在、そのとき設定をした段階で、道路、水路等に該当する分のインフラの整備に該当するというところで持っていきたいと考えているところでございます。

それと、滞納分の現実的でないんじゃないかということでございますが、これは実際の工

事をしまして、設置した後の問題でございますので、今の段階ではもう未納がないよう厳正に対応しますという回答で終わらせていただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

3点については、なかなかちょっと私は理解できませんが、また、後で機会がありましたときに、そのときまた質問をしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をとります。

午後2時3分 休憩

午後2時17分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（石田宝藏君）

発言のお許しをいただきましたので、先ほどの数字の間違いを訂正させていただきます。

公共下水道の市の負担額を、私「1,140千円」と佐々木議員のとき申し上げたかと思えますけれども、朝申し上げておりましたとおり、公共下水道1世帯当たり、市の負担金は「1,441千円」でございますので、ちょっと訂正をお願いしておきます。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。島添議員。

1番（島添陰也君）

1番島添です。この合併浄化槽に対する提案が前期議会の6月、9月、両度にわたりました提案され、それ以降、この問題が抜本的論議がなされずに、財政運用上の技術論、また、事業推進上の方法論に終始してきたことに大いに反省に立って質問したいと思うんですが、例えば、この公共下水道推進、あるいはまた合併浄化槽の設置推進が、柳川の川の水の浄化にどれぐらい影響力、効果があるのか。あるいはまた、政治上の筋論として、合併協定とこの市町村直営型の提案がどこでどう整合性を持っておるのか。あるいはまた、前期議会で2回にわたって継続審査になったこの条例案の提案が、今回、何らの修正も加えられずに提案されておるといようなことはいかなるものかと考えます。しかしながら、この問題は教育民生委員会に付託になることであるし、委員会でもたてる論議、審査があることであろうかとも思いますし、その委員会の委員長報告を受けて、採決にも諮られようかと、その場でまたその点については論議させていただくことにいたしまして、きょうはこの条例案の条文に即して、具体的な質疑をいたしたいと思います。

まず、この121号、16ページ、第18条「浄化槽の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。」とあります。また、第19条に「指定管理者が行う業務は、次のとおりとす

る。」、その(2)に「浄化槽の利用に係る料金の徴収に関する業務」と、すなわち指定管理業者に維持管理、保守点検、あるいは使用料金の徴収等を委託するということでございますが、その業務を委託、受ける指定管理業者の資格要件、あるいは選定条件はいかなるものか、これが第1点でございます。

それから、ページ数は逆になりますが、同じ条例案第121号、14ページ、使用料金等の規定がなされております。その使用料の徴収率をどれぐらいに設定し、そして、それが徴収できなかった場合、単年度でどれぐらいの立てかえ、一般財源の繰り出しが想定されておるのか。また、それ以後、不納欠損となったものについては、どのように対応するつもりなのか。その2点についてお尋ねいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

島添議員の御質問にお答えいたします。

まず、第19条の使用料等の徴収に当たる指定管理業者の資格要件についてでございますが、これにつきましては、今回は浄化槽の管理運営がメイン、基本になりますので、浄化槽法に規定されております浄化槽の清掃業の許可や保守点検業の登録を受けている業者ということになると思います。

それと、選定基準につきましては、そのときの競争性や管理能力などを配慮いたしまして、指定管理者の選定委員会というのを今設定されております。そちらの方で定めてもらうことになると考えております。

続きまして、使用料等の徴収にかかわるものでございますが、これにつきましては、先ほどお答えしておりますように、未納がないように厳正に対応していきたいということが基本でございます。実際の運営につきましては、特別会計等をつくって、管理運営をしていくということになりますので、そちらの方を十分に考慮していきながら対応していきたいと考えているところでございます。

1番（島添陰也君）

選定委員会に諮って選定していただくと。じゃ、市の方からこのようなものを選定してほしいという、場合によっては指名と申しますか、指定と申しますか、そういう基準はあるんですか、ないんですか。

それと、できるだけ徴収率、不納がないように努めるということですが、そういうあやふやなことで、この事業が推進していけるとお考えでしょうか。

なぜならば、もう既に幾つもの公共施設があるわけですね。例えば、市営住宅。あるいは上水道。そのような使用料等の参考となるデータがあるはずですが。市営住宅の家賃が徴収率何%ぐらいか。あるいは上水道の徴収率は何%ぐらいか。そのようなちゃんとした資料があるわけですから、そういうものを参考にしながら、ある程度の徴収の不納があるということ想定して、一般財源等の手当ても考えた上で提案すべきではないかと思いますが。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、1点目の指定管理者の指定につきましては、平成17年に制定されております指定管理者の指定の手續等に関する条例という中で、指定管理者の候補及びその選定の方法を設定しているところでございます。

内容といたしましては、公の施設の概要とか、業務の範囲、それとか、管理を行わせる期間、申請の資格、受け付け期間、方法等を例示いたしまして、それによって公募するものでございます。

それと、先ほどの2点目の徴収率にかかわるものが、ほかのものの徴収率があるから、それを参考にすべきではないかということでございますが、今の段階ではまだその徴収率、この浄化槽については未定の部分がございますので、今後十分に検討していきたいと考えております。

以上です。

1番（島添陰也君）

指定管理業者のことについては、私は手續を問題にしているわけではありません。どのような資格とか、どのような免許を持った業者であるとか、そういう資格要件を聞いておるわけです。その方が大事だと思います。

それから、料金の未納、滞納等については、未定な要素って、公共施設ですから、参考になる事案はあるわけですから、それはきちっと想定に入れた上で、財政の計画も立てた上で、この事業の提案、あるいは推進をなすべきだと思います。

だから、再度質問したいことは、そのようなことも考えた上で、財政計画を立ててください。

市民部長（大曲豊喜君）

済みません、指定管理者の分で漏らしておりました。資格要件といたしましては、浄化槽法に基づきます。浄化槽法の第10条に浄化槽管理者の義務、それと、第35条に許可という項目がございます。こちらの方に該当する業者の選定ということになるかと考えております。

それと、これと浄化槽の保守点検に関する登録につきましては、48条に都道府県におきます浄化槽の保守点検業をするものにつきましては、登録を受けなければならないと設定されておりますので、そういう10条、35条、48条の浄化槽法をもとに対応していくということになるかと考えております。

それと、先ほどの未納とか、徴収率については、今後十分に検討していくということで、未納がないような厳正な対応を十分に検討していくということでお答えさせていただきます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第124号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第125号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第126号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第128号 柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第129号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第130号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

6番（島添 勝君）

6番島添です。127号の条例制定についてお尋ねします。

今までの条例では、指定施術所が38カ所、同じ料金だったけれど、ことしに入って低料金で施術所が開設され、70歳以上の方は1回100円ということで、物すごく利用者がふえたからだろうと思いを。

しかし、1回100円ということは、すなわち安い施術料金があったからだろうと思います。特に利用者が多いという話を聞きますけれども、高齢者にとっては福祉の面では非常によいことだと思っています。石田市長も福祉に力を入れられ、非常によいというわさが広がっていましたが、こういう改正がされたということは、非常に残念でならない思っています。低料金の算入があつてこそ、いわゆる競争原理も働くし、どうしてこのような提案がされたのか、お尋ねします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

島添議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、はり、きゅう、あん摩等の施設利用の助成に関する条例の改正とあわせまして、別に今回、はり、きゅう、マッサージの利用に対する助成の補正予算を今回お願いしているところでございます。その補正額というのが11,000千円ということで、当初予算の施設利用扶助費の34,500千円の30%を超えるというふうな大きな補正金額をお願いしているところでございます。

その理由といたしましては、現行の制度が、先ほどお話がありましたように、施術料金にかかわらず、70歳以上は1,500円、69歳未満につきましては千円という定額の補助金としていたために、当初に想定しなかった事態といたしまして、先ほど話がありました新規に低料金によります県の指定を受けられた施設施設が7月に開設をされまして、助成対象施設所としまして市の指定を受けられたために、70歳以上で施術を受けられた方が補助金を引きますと、100円の負担でマッサージを利用することができることというふうになりましたので、多くの方が利用されたというふうなことで、先ほど言ったような補正をお願いすることになったわけでございます。

今後、同様な施設所等ができますと、次年度以降の財政負担というのがさらに大きくなりまして、制度そのものが継続できなくなることも考えられます。そのため、今回、施術料金の高い、低いにかかわらず定額助成を行っていた制度を、施術料金の区分を設けた助成制度に変更しまして、利用者の方に一定額の自己負担をお願いしながら、助成額の歳出増に伴います財政負担の抑制を図るとともに、これまで視覚障害者の生計の維持のための就労支援というふうな面も含んでつくられていましたこの制度を、今後とも維持をしようとするものでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

私が言いたいのは、低料金の方に補助金を少なくすると、そういうやり方に私はちょっと不満がありますけれども、低料金の方が参入されて、大体今までの38施設所の利用者がどのくらいふえたですか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

低料金の参入によりまして、ほかの施術所にどのような影響が出ているのかというふうなお話だろうというふうに思いますけど、（発言する者あり）どれくらい使っているということでしたかね。（「何%くらいふえたのかということですよ」と呼ぶ者あり）低料金の施術所につきましては、月平均600件程度ですね。期間が短いもんですからね。7月の途中からというふうなことでございますので、7月は137件、そして、8月は465件、9月が621件と、こういうふうな実態でございます。

6番（島添 勝君）

近隣市町もこういう制度があると思いますけれども、近隣市町のことをわかっておいたらお願いします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

柳川市の補助制度につきましては、久留米市を初めとします県南8市との比較というふうなことで申し上げたいと思いますけど、補助金の交付対象の指定施設というものにつきましては、柳川市を含めます県南9市の中で、大牟田市を含みます4市が鍼灸師会の会員のみ限定して指定をしていると。また、ほとんどの市では市内の施術所のみを指定しているというのが実態でございます。

次に、補助対象者につきましては、他の市は国民健康保険の被保険者のみというふうな取り扱いになっておりまして、全市民を対象にしているのは現状では柳川市のみというふうなことでございます。

補助金の額につきましては、それぞれ市で制度的に違いがございまして、一概に比較というのはできませんけど、70歳以上の1,500円という額につきましては、小郡市と柳川市のみとなっております。69歳未満の千円につきましては、おおむね他の市の金額と大体同額というふうな状況になっております。

助成交付枚数につきましては、大牟田市が月10回までで年間120回、その他、3市が年間60回から96回までと。柳川市を含めます残りの5市が年間50回までの助成というふうなことになっております。

平成17年度の補助金の交付実績といたしましては、最高が久留米市の55,000千円、次に柳川市の30,000千円となっております。次は大牟田市の15,000千円、残りの市についてはおおむね5,000千円から10,000千円程度、最低は朝倉市の2,600千円が最低というふうなことで、以上が県南の各市の状況でございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第124号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第125号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第126号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第128号 柳川市企業立地等促進条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第129号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第130号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第132号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第133号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について

での以上3件を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第132号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第133号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時47分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成18年12月12日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	啓	司
福	祉	金	子	健	次
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
学	校	龍		英	樹

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

2	11番 矢ヶ部 広 巳	<p>ロ．時価相場が反当り60万円ならいい方だろうと言われている田んぼ。3倍もの180万円の高値で購入されているが。</p> <p>ハ．加入者は当初12名。今では8名。噂では3名だろう確実な数字はと言われているが。</p>	
3	6番 島 添 勝	<p>1．学校内外での防犯体制の整備は</p> <p>(1) いじめ問題に関する市の取組みは</p> <p>2．水田ビジョンの進捗状況は</p> <p>(1) 耕作放棄地に対する取組みは</p>	<p>市長・教育長</p> <p>市 長</p>
4	21番 大 橋 恭 三	<p>1．上下水道浄化槽全般に関する事</p> <p>(1) 公共下水道事業の見直しに伴う経費増大に占める国・県・市の負担額は。</p> <p>(2) 全体区域706ha完成目標年次平成33年について見直しは</p> <p>(3) 下水道施設の利用条件は、上水道利用者でなければならないのか。雨水、井戸水の利用者にはどう対応しますか。料金の設定根拠も聞かせて頂きたい。</p> <p>2．医療と福祉に関する事</p> <p>(1) 重度障害者医療費助成制度を現行の内容で継続できるよう市独自の取組は出来ないか。</p> <p>(2) 国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設けられないか。</p> <p>(3) 糖尿病及び糖尿病性腎症の予防又は成人病の予防について。</p> <p>(4) 福祉タクシー券の増枚及び福祉バス利用について</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>
5	1番 島 添 達 也	<p>1．ピアス跡地の件について</p> <p>(1) 賃貸契約を延長する意向のようであるが、何年間延長する予定であるのか。</p> <p>(2) その際、瑕疵担保期限はどうなるのか。</p> <p>(3) ピアス社との交渉の内容と経過と結果及び見</p>	市 長

5	1番 島添達也	<p>通しについて。</p> <p>(4) 瑕疵担保についてのピアス社の考え方と市当局の考え方。</p> <p>土壌汚染、水質汚染、重油汚染、アスベスト等についての考え方と取組み</p> <p>(5) 環境調査について</p> <p>いつ、どのような調査を、どのような調査機関に依頼して行うのか。</p>	
6	7番 白谷義隆	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>先の市議選において、一部の候補者を応援されたが、市のトップとして常に公平性を求められている市長として公平性に欠くと思うが、市長の考えは。</p> <p>2. 公共事業の事前評価制度の導入</p> <p>一定額以上の新規事業について、事業の背景、必要性、緊急性、事業の効果そしてそれに要する費用等を事前評価する、事業の事前評価制度の導入についての市長の考えは。</p>	市長 市長

午前10時3分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程第1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡単明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いをしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。26番日本共産党の梅崎和弘でございます。市議会議員

選挙後、初の一般質問でございます。また今後とも4年間よろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

それでは、まず第1点目でございます。

第1点目は、無認可幼稚園に対する第3子就園奨励費補助についてであります。

平成18年第1回の市議会定例会において、少子化対策として、柳川市独自に第1子が小学校6年生以下の家庭の第3子以降の保育料を無料とする。また、福祉事務所に、子育て支援係から子育て支援室への昇格、児童手当の支給対象を小学3年生から6年生まで拡大するという所信表明がされております。

子供と子育て中の親を支える子育てのまち柳川を目指し、柳川市次世代育成行動計画に基づいて、次世代を担う子供たちとその家族を社会全体で支援するための取り組みがされております。私は、これは非常にいいことであり、また大いに推進すべきであると思っております。

本年度から柳川市独自の第3子優遇制度が設けられました。平成18年4月現在、保育所、幼稚園の該当者は374人とされております。

そこで質問に入りますけれども、第1点目、この374人の中に認可を受けていない幼稚園の子供は対象に入っているのか。もし対象に入っていないとするのであれば、その理由は何か。

第2点目でございます。

柳川市在住の第3子で、市外の認可の保育園や幼稚園に通園している子供は該当者になり、柳川市内において、認可を受けていない幼稚園、保育園の子供が対象にならないのは、これは一つの差別ではないかと思っておりますけれども、どのように思われますか。また、今回の優遇制度は子供が対象であります。園そのものに対する制度ではないと思っております。

第3点目は、この制度は1人当たり幾らの費用がかかるのか。

4点目、無認可の幼稚園、保育園の該当者は何名か。

以上、4点をお尋ねいたします。

2点目は、いじめ対策についてであります。

福岡、奈良、新潟、大阪、埼玉などで小・中学生がみずから命を絶つ、いじめが発覚した小学校の校長が自殺をするなど、本当に悲しい事件があちこちで起こっております。

私は、愛知県西尾市の中学生がいじめによる自殺をするという事件がありました、平成6年12月議会、また平成7年の6月議会で一般質問を行っております。その当時、柳川市内におきましては、校長、教頭による生徒指導委員会、いじめ対策委員会、それからPTA、地域関係団体によるいじめ問題合同対策会議などが設置されております。

いじめは陰湿なものであり、大人には非常に見えにくいものと言われております。近ごろは先生たちにゆとりがないと言われております。これの原因の一つに、新学習指導要領によって、できる子、できない子を早くから差別、選別する制度が、このようないじめを引き起

こす原因の一つになっていると思います。

今回、筑前町で、いじめられて、もう生きていけないという遺書を残して自殺をするという事件があります。福岡県は、これまでいじめ根絶を掲げた数値目標の設置や学力テストを実施しております。この事件のあった中学校では、いじめの報告が県に上がり、学力テストでも県平均以上を目指すなど、徹底した点数競争があったことが明らかになっております。

そこで質問としまして、第1点目、柳川市におけるいじめの報告数、またその対策はどうされているのか。2点目としまして、県の方からいじめの根絶に関する数値目標があるのかどうか。3点目は、学力テストの結果に対してどのような活用をされているのか。以上3点をお尋ねいたします。

3点目の30人学級についてであります。

私は、この問題につきましては、平成10年3月の議会から7回ほど一般質問を行っております。どの子もわかる授業を、学校に行くのが楽しくなるような子供たちをつくる、やはりそのためには30人学級が必要だと思っております。欧米では1学級25名が当たり前になっております。

その当時、学習指導について、3割の子供がわかればよい、できないのもその子供のせいであると、このように言われておりました。また、詰め込みによってついていけない子供をふやしていると言われております。

平成13年の旧柳川市議会におきまして30人学級の請願書が可決されまして、国、県に対して要望をしております。そしてまた、平成14年、ゆとりをうたい文句として、学校完全5日制が実施されました。授業内容が3割削減され、子供たちの知的興味をかき立てるものが間引きをされ、一つの理解からさらに理解を深めるという系統性が失われたと言われております。

平成15年6月、旧柳川市議会におきまして、30人学級の早期実現を求める意見書が採択されております。全国では6割近い自治体が少人数学級を実施しております。

そこで質問ですけれども、1点目、来年昭代第二小学校の新1年生が40人学級で編制されるということを聞いておりますけれども、このことにつきましてどのように対応されるのか。2点目が、市内全部で小学校、中学校、30人から39人学級は幾つあるのか。以上2点をお尋ねいたします。

4点目でございます。有明海沿岸堤防工事について。

場所は、両開の長栄開、そして昭代地区の昭南町の堤防。また一つは、三明橋から浜武漁業組合までの堤防ですけれども、あそこに土のうが積んであるわけであります。

ことしの9月17日に台風13号が長崎に上陸しました。家屋を初め、農作物、道路、堤防などに大きな被害をもたらしました。両開地域の方から、長栄開の排水機場付近の堤防に大き

なひびが入っているがどうなっているかという連絡がありました。この件につきましては、平成16年12月、台風18号通過後に、伊藤議員から一般質問がっております。このときは、昭和43年高潮対策事業として県が取り組んでいますけれども、完成は平成36年度と言われております。

そこで1点目としましては、この事業の工事の進捗状況はどうなっているのか。2点目は、むつごろうランド近くの堤防は舗装がされていない箇所が長く続いておりまして、中にはぬかるみになって、バイクでも通りにくい状況になっておりました。いわゆるこの工事はいつごろされる予定なのか、お尋ねいたします。

次に、昭南町の堤防の件ですけれども、台風通過が満潮時と重なり、大きな波が堤防を越して内側部分に当たり、大きなくぼみが幅広くできておりました。地元の人のお話では、あと少しで堤防が決壊するのではないかと、怖くて現場から逃げ帰ったと、このように言われております。

そこで、昭南町の地元の皆さん方に対して工事の取り組みなどについて説明をなされたのかどうか、お尋ねいたします。

4点目が、三明橋から南の方へ浜武漁業組合までの堤防に土のうが積まれたままのところ3カ所ほどあります。これは台風の時、消防団関係の方たちが雨風の中を苦労して積まれたものではないかなと思っております。本当にありがたく感謝の気持ちでいっぱいでございます。この土のうが高潮のために積んであるとすれば、いわゆるそのときだけの応急処置ではなくて、それなりの工事を早急にすべきだと思いますけれども、どうなっているのかをお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の無認可幼稚園に対する第3子就園奨励金補助についてお答えをいたします。4点ほど質問があったかと思えます。

まず、1点目の認可を受けていない幼稚園の子供は対象に入っているのか。対象に入っていないのであれば、その理由は何かとの質問についてでございますが、認可を受けていない幼稚園の子供は対象に入っておりません。

幼児を教育したり、保育したり、預かったりする施設は種々さまざま存在しております。その施設区分は法令等に基づいてなされております。幼稚園は学校教育法に基づき設置されるものでありまして、私立幼稚園については、都道府県知事によって設置及び廃止の認可がなされます。

幼稚園就園奨励費補助は国庫補助の対象事業であり、柳川市が平成18年度から導入しております第3子以降の無料化は、国庫補助の対象事業に第3子無料化分を上乗せして、私立幼稚園に補助金を交付するようにしているものでございます。

次に、2点目の今回の優遇制度は子供が対象であり、園に対する制度ではないので、対象とならないのは差別ではないかという質問でございますが、議員御指摘の無認可の幼稚園については、残念ながら学校教育法で定めている幼稚園ではなく、幼児の託児等の施設ということになると思われます。

平成18年度は、小学校6年生以下を第1子と見て、第3子以降の幼稚園、保育園の保育料の無料化ということでありますので、幼稚園の保育料に対する補助ということで対応しております。したがって、差別ではないと考えております。

次に、3点目の1人当たり幾らの費用がかかるのかという御質問についてでございますが、国庫補助の対象区分が市民税の所得割課税額によって異なっておりますので、相対的に見て算出しますと、今回の幼稚園の第3子以降の無料化における対象者は72名で、8,671,600円が国庫補助対象以外に必要なものでございまして、平均しますと1人当たり年間120,400円程度となります。

次に、4点目の無認可の幼稚園、保育園での第3子は何名かでございます。

市内認可外幼稚園である浜武幼稚園には6名が在園されており、また認可外保育所、託児所においては、現在、柳下村塾託児所に3名通所されております。

以上でございます。

教育長（上村好生君）

いじめ対策について御質問が3点ございましたので、答弁をしたいと思います。

まず、柳川市におけるいじめ報告数と対策についてでございますが、三輪中学校でのいじめ自殺事件を受けまして、県教育委員会から指示を受けまして、10月下旬に県内一斉にいじめに関する緊急実態調査を行ったところでございます。柳川市25校におきまして、文部科学省が言ういじめの定義にのっとりまして、緊急実態調査を行いました。

ちなみに、いじめの定義とは何かということを申し上げたいと思いますが、自分より弱者に対して、身体的、心理的な攻撃を継続的に加える。そして、相手に深刻な苦痛を感じさせる、これが文部科学省の言う定義でございます。その結果、小学校で15件、それから中学校で12件、合わせまして27件のいじめが上がってまいりました。27件を県に報告したところでございます。しかしながら、そのほかにもいじめを掘り起こしてみれば、もっと小さなものまで上げればあるのではないか、そのように考えました。

柳川市教育委員会独自で、市内の全児童・生徒に対しまして、10月にいじめに関しますアンケート調査を行ったところでございます。いろいろな調査をいたしましたが、今いじめられていると、そういう回答をした児童・生徒が小学校で6.4%、それから中学校で3%に達しました。すぐ校長会を開きまして、校長研修会等におきまして指導の徹底を図りまして、いじめの解消に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

いじめの内容をもう少し見てみますと、あだ名を言われた、悪口を言われた、仲間外しに

なった。あるいは、無視された、物隠しなどがございます。今後、いじめの内容を分析しまして、指導のさらなる徹底を図りたいと考えているところでございます。

次に、いじめに対する柳川市教育委員会の取り組みの状況についてということでございます。これはもうたくさん取り組みはしておりますが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、今年度、いじめ、あるいは不登校等でございますので、やはり18年度の重点課題として、私どもは5月に教育相談強調月間を定めたところでございます。それから、いじめの早期発見チェックリストを各学校に配布いたしました。また、児童・生徒へのアンケート調査、先ほど申しましたアンケート調査、それから毎月の定例の校長会におきます指導、そのようなものでいじめ根絶を図っているところでございますし、さらに12月1日付で柳川市いじめ防止対策委員会を設置いたしました。この委員会で、いじめの実態の把握、背景、分析、その解決、解消に向けて具体的な方策を今後出していきたいと考えているところでございます。

次に、県からいじめ根絶に関する数値目標があっているのかという御質問でございますが、いじめをゼロにするということは、これは福岡県民、あるいは全国民の願いでございますが、いじめ根絶に関する数値目標の指示はあっておりません。

次に、3点目の学力テストの結果に対し、どのような活用がなされているのか。

この学力テストというのは、恐らく統一の学力テストを指されたものではないかなと思います。その統一学力テストは、児童・生徒の学力の測定、あるいは教師の指導法の振り返り、あるいは工夫、改善に役立てるという目的のもとに実施するものでありまして、決して点数競争をあおる、そのようなものではございません。授業の質の改善を目指す、児童・生徒が授業がわかる、授業が楽しい、学校がおもしろい、そういう雰囲気づくりをすることが大切であろうと思いますし、それがまた、いじめの根絶にもつながっていくものと考えております。

今後とも、学校、家庭、地域の連携を密にしまして、いじめ防止の徹底を図っていきたく思いますので、梅崎議員の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の30人学級についてお答えをしたいと思います。

2点御質問があったかと思えます。

まず、1点目の来年の昭代第二小学校の新1年生の学級編制をどのように対応されるのかという質問でございますが、本年10月1日における調査では、来年度昭代第二小学校の新1年生の入学者は31人で、新2年生が40人でございます。

公立の小・中学校の1学級の児童・生徒数の基準は、国が掲げる数を標準として都道府県教育委員会で定められており、普通学級の場合、1学級40人で、1人の県費負担の教職員が配置されます。昭代第二小学校の新1年生の入学者は、10月1日現在で31人でありまして、

1学級でございます。2年生の場合は、このまま40人であれば1学級、転入等で40人を1人でも超えた場合は2学級となります。

次に、市内全部で小学校、中学校、30人から39人学級は幾つあるのかという質問でございますが、10月1日現在の市内全小・中学校で30人以上の学級数は、小学校が44学級、中学校が63学級でございます。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

続きまして、4項目めの有明海沿岸堤防工事のうち、私からは長栄樋管改修及び両開地域の堤防工事と、それから堤防道路の未舗装箇所の整備についてお答えいたします。

まず、堤防工事でございますけれども、議員が述べられたとおりに、昭和43年度から福岡県柳川土木事務所により柳川海岸高潮対策事業として、堤防の補強及びかさ上げに取り組んでいただいております。

この工事は、整備計画の総延長が6,230メートル、総事業費が18,330,000千円で計画実施されておまして、平成17年度末現在の進捗状況でございますけれども、投下事業費が98億円、それから、整備済みの延長が2,645メートルとなっております、事業費ベースで進捗率が53.5%となっております。

また、本年9月17日に来襲いたしました台風13号により被害を受けました長栄樋管及びその周辺の堤防部分につきましては、この高潮対策事業と災害復旧事業の二つの事業を並行しながら実施していくとでございます。

次に、むつごろうランド付近の海岸堤防道路の舗装の件でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在堤防改修工事が継続中でございますので、暫定的な措置といたしまして、碎石舗装により車両通行がスムーズにできるように、管理者であります山側土木事務所と協議いたしまして対処していきたいと考えておるところでございます。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方からは昭南町の堤防についてお答えさせていただきます。

昭南町の堤防につきましては、現在農林水産省の直轄事業としまして、有明海東部地区農地海岸保全事業ということで継続的に整備が進められております。当事業につきましては、平成5年度から27年度までの事業として進められておまして、地元では既に周知された事業として、特段の問題や変更が生じない限り地元の皆様に改めての説明は行われていないというふうに聞いております。

今回、9月17日でございますが、台風13号におきます堤防、陸側ののり面の被災につきましては2カ所にわたって台風被害を受けておりますが、この被災箇所は整備途中の暫定的なりのり面でございます、コンクリート被覆がなされていないところでありました。そういったところから、強い波の衝撃と風雨で土が洗い流されまして崩壊したものでございます。堤

防本体に影響はなく、早急に措置を行いまして、被害後一月以内には完全に復旧がなされたと報告を受けております。

この補修の内容につきましては、地元に対しまして特段の説明はあっていないというふう聞いております。市の方では、その被災の報告や補修完了の報告を保全事業所から受けているところでございます。そしてまた、市の方からは、今後、工事の実施区間におきましてこのような事態が発生しないようにということで、保全事業所の方に強く申し入れを行っているところでございます。

消防長（竹下敏郎君）

三明橋付近の堤防上の現状について答弁をいたしたいと思います。

三明橋付近の堤防上に、先般の台風13号の折に構築いたしました土のうがそのままになっているということですが、そのとおりでございます。

私どもで調査いたしましたところ、三明橋のたもと右岸側、これは沖端から古賀の方に渡ったところでございますけれども、約110俵。三明橋の下流、同じく右岸側に約150俵。そのほか、左岸側に80俵、それから沖端地区に225俵の土のうが堤防上に積まれたり、堰ふた付近に積まれたりして、約500俵がそのままになっております。

この土のうは、議員が御指摘のように、台風の高潮対策として地元消防団が応急的に構築したものであり、消防といたしましても、早急な高潮対策事業として堤防のかさ上げ工事が完了すれば、住民の方々も安心されるのではないかと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

26番（梅崎和弘君）

御答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の無認可幼稚園に対する件から行きますけれども、いわゆるこれはあくまでも、あくまでもいいいますか、国庫補助の対象事業である、無認可幼稚園は入っていないということですが、この件につきまして、平成11年10月4日、柳川市少子化対策として柳川市少子化対策緊急設備等整備事業補助金の交付がっております。これは小宮市長の時代でございます。そのときは、市内に住所を有する幼稚園、保育園は、認可外を含めて交付をされておりますけれども、この件についてどのようにお考えでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

お答えいたします。

先ほど私の方の説明不足だったかと思いますが、議員は今回の柳川市が行っております事業が国庫補助対象事業であるというふうな御発言をいただいたわけですが、幼稚園に就園しております子供たちにつきましては、一定の基準を定めまして、これは所得によりますけれども、国からの補助事業がございます。これが国庫補助ということでありまして、それ以外に、保護者の方には自己負担が出てきます。その自己負担分を今回柳川市が

第3子に限って補助をするということでございますので、この事業は国庫補助事業ということではございません。

なお、平成11年に行われました事業につきましては、私ども今ここにちょっと資料をお持ちしておりますけれども、これは国の事業ということで実施されておまして、その際は認可、無認可につきましても一定の補助がなされております。なお、その際、差が生じております。認可の場合と無認可の場合では、差をつけてあるようでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

私がここで強調したいのは、いわゆる認可外を含めて交付をされておりますので、今回の場合もそのような取り扱いができないのかということでございます。その辺について市長ちょっとお考えはどうでしょうか。ぜひお願いします。

市長（石田宝蔵君）

今、梅崎議員のお尋ねは、認可されたところと無認可のところ、無認可のところへ通っている園児、あるいは保育園児について、どうにか制度の検討はできないかということだろうと思います。

もちろんこれまで、今、佐藤教育部長から申し上げましたとおりに、一定のルールというものには当然どの分野にも必要なことでございますし、この無認可、認可の問題については、保育園に対してというよりも、やはりこの制度は、昨年の子育て支援室、ことし発足させましたけれども、そしてまた子育てしやすい柳川にということでの制度のために、第1子を小学校6年生とする家庭の第3子については、保育料についてはそれなりの面倒を見ましょうというようなことで、第3子についての保育料、幼稚園費の無料を一つ実施したわけでございます。もちろん持ち出し分が、先ほどの数値のとおり年間それなりにあるわけでございます。1人当たり120,400円という数値がございます。財政的なものとのバランス等も十分考えなきゃいけないわけですが、認可されている保育園、幼稚園、あるいは無認可にかかわらず、本当ならば、子供を対象とするならば、第3子でありますので、議員の御指摘のとおり、そのことも当然検討しなければなりません。しかしながら、無認可というものの園のシステムがどうなっているのか。例えば、1時間ショート的にお預かりになっていらっしゃるのか。一定の時間内に、朝8時なら8時から、5時なら5時まで、きっちりそのような形でやられているのかどうなのか。その辺も実態調査をしてみないと、さまざまな問題をやはり醸し出すおそれもあるというふうに考えます。

したがって、そういった制度の中身も十分調査検討しながら、この第3子の無認可の問題についてはどう対処するのか、私どもも行政の責任の名において、やはり調査検討しなければならない。そして、結論を申し上げなければならないと、こんなふうに思うわけでございます。

26番（梅崎和弘君）

今、認可、無認可が問題になっておりますけれども、それじゃ浜武幼稚園がなぜ認可を受けなかったかということですが、昭和49年、いわゆる私立の浜武幼稚園を法人化するための検討はされております。そのとき、学校法人法では、幼稚園を廃園したときには、幼稚園の設備並びに用具などは他の学校法人の所有になると、こういう項目があるから、認可のおりる前日に申請を取り下げたと、こういう経緯があったということをお聞きしております。

また今回、佐藤部長はよく言われますけれども、認可を受ければ、このほかにもいろんな特典があるから、認可を受けたらどうですかということも、親切なアドバイスも受けております。しかし、また認可を受けるためには、園の設備、改善、これらをするために自己資金が70,000千円以上もかかるということで、今から先、子供たちがふえていくのか、どんどん減っていくのか、やはり先行き不透明でありますので、このような無認可の状態が続いているということでございます。

先ほども市長おっしゃいましたように、今回の措置は第3子以降の子供に対してでありますし、実態調査、検討して、それなりの行政としての結論を出したいということでございますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思うわけでございます。

そしてまた、私は今回の税制改革で、いわゆる定率減税の半減とか高齢者控除廃止、公的年金控除の縮小などによって、柳川市としては約426,000千円の増税になっているんじゃないかということを私は前回の一般質問でも行っております。私は、この金は、ぜひ市民福祉の充実などに使うべきではないか、このような提案もしているわけでございます。これから先少子化が進めば、1.5人で1人の高齢者を支えると、こういう社会が来るとも言われております。少子化対策の一つが今回の第3子に対する就園奨励費でございますので、このような税制改革で、また来年1月からはもっと市としての増収があるということは、市民がそれだけ税金が重くなるということでございますけれども、このような金を使つての、いわゆる増収分を福祉に回せということにつきましての市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

2003年、2004年、小泉総理の三位一体の改革が、いわゆる骨太の方針によって実施をされました。3兆円の税源の移譲、地方への移譲というものがございましたけれども、現実問題として地方補助金がカットされ、さまざまな交付税等がカットされてきて、地方にとって骨太の方針によって約6兆1,000億円、こういった金が現実的に減ってきておるわけですね。もちろん、国と地方の借金を合わせますと1,000兆円。今、それぞれ3,200あった自治体、昭和の合併のシステムと今回の合併のシステムは全く異にするもの。まさしく、高度成長期に赤字国債、建設国債、こういったものを景気浮揚、内需拡大という形でやってきたツケが、今、地方と国に1,000兆円の借金を生んでいるわけです。

こういったものを考えてみますと、やはり私どもは、経済学者が言っていますけれども、これから先、増税はやむなしと。一定の増税の検討に入らなきゃならない。国の政策として、国民の皆さん方には耳ざわりのいいことをおっしゃいますけれども、やはり6兆1,000億円という大きな財源が減ったことによって、これから先の地方の運営というのは、地方の経営というのは 経営と言った方が好ましいかもしれませんが、江戸時代、江戸幕府が帳じり合わせで改革をやったものと違うと。きちんとそういったもの、プライマリーバランス、収支の状況等を見据えながら、この赤字解消を図りながら、増税をしないで、そして住民の皆さん方の要望にこたえていく、こういった経営。それだけに地方分権一括法がうたっております国と地方との対等の関係、地方独自の発想、経営、こういったものが求められてくるわけです。したがって、今税収が上がったから、収入がふえたから、そういうことで目先のことやってはいけません。ただ、それかといって、上杉鷹山、あるいは備中松山の改革をやられた方々の歴史を讀んでみると、やはりそういった厳しい財政の中にもありながらも、地元の産業浮揚、経済浮揚のためには、借金をしてでも投資をしなければいけない。思い切った、次の時代を見据えてのものをやらなきゃいけない。そういうことをさまざまな角度から検討し、念頭に置きながら、収入のふえたもの、まさしく入りを図って出を制さなきゃいけない。入ってくるものをしっかりと抑えて、そして支出については総合的な判断をしなければいけない。それについては、やはり政治の要諦であると、政治の部分に期するものでありますので、十二分にそういうものを念頭に置いてやらなきゃいけない。子育てもそうでしょう。福祉の分野においてもそうでしょう。産業の振興においてもそうでしょう。人をつくる教育もまさしくそのとおりだと思います。しかし、それは、やはり住民の皆さん方の御意見、御要望、十分に聞きながら、そして財政の台所、見きわめながら運用しなきゃならないと、こういう現実も御理解をいただきたい。それなりのニーズを把握しながら、最大限の住民の皆さんの要望にこたえていくこと、これがまさしく行政の責任であり、義務であろうというふうに思っております。

26番（梅崎和弘君）

この件につきましては、いわゆる増税分はぜひ市民福祉の充実に使ってほしいということと、実態調査、検討して前向きな結論を出してほしいということで御要望いたしまして、この件を終わります。

それから、いじめ対策についてですけれども、時間がございませんので、分けて質問をしたいと思っておりましたけれども、ある程度一括して質問をいたします。

平成13年度から18年度の上半期までの5年半の福岡県の自殺者が小学生6人、中学生12人、高校生が39人、合計57人にも達しております。いわゆる、これは一つには福岡県としての教育行政のゆがみがあるのではないかなというふうにも考えるわけでございます。

そこで、先ほどの教育長答弁もありましたけれども、再度お聞きしますけれども、福岡県

の教育委員会は市町村の教育委員会の指導主事会議で、いじめは1件もあってはならない、いじめがあると言えば、いわゆるその教師はだめな教師、また、いじめがあるとすれば、校長、教師がマイナス評価になると、このような風潮があるというふうにもお聞きしておりますけれども、このようなことにつきましてどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、自己管理シートというものがあるそうですけれども、これは各教師が目標を立てて、どれだけ研さんに励んだかを管理職が評価するものです。この評価が悪いと給料に反映するというので、物言わぬ教師をつくることにつながっている、このようにも言われておりますけれども、この辺どうでしょうか。

もう一つは、日本の子供たちは欧米の子供たちと比べまして約2倍のストレス、抑圧感があると言われております。国連は、子どもの権利条約に従い、5年の間隔を置いて、2度も日本の子供たちのストレスの重さを指摘しております。いわゆる改善を勧告しておるわけです。柳川市内の子供たちに対しましても、子供に対するストレスがあると思われませんか、そういうものはないですよと、どのように認識をされているのかお尋ねいたします。

それと、くどいようでございますけれども、福岡県は07年までにいじめ根絶、つまり、いじめゼロを成果指標、数値目標に掲げて市町村の教育委員会を指導しているということですが、このような県の指導についてどう思われますのか。

以上、4点をお尋ねいたします。

教育長（上村好生君）

まず、県の教育委員会は、いじめは1件もあってはならない、いじめがあれば、その校長、教師がだめな教師、マイナス評価になるという風潮があるかどうかということですが、これは、県の教育委員会は各市町村の教育長を集めまして、そこで県の教育長が申し上げたことは、学校の評価というのはいじめの多寡によって、多い少ないによって判断するのではない。むしろ、いじめというのはどこの学校にでも、どこのクラスにもあるであろう。ですから、そのいじめをどう減らしていくか、そのことに取り組む熱意のいかんによって学校を評価すべきではないか。取り組みいかん、熱意ですね、そこによって評価したい、こう言っております。

それから、2点目の自己管理シートとおっしゃいましたが、自己管理シートというのは恐らく教職員の人事評価制度のことかなというふうに理解しております。

この制度は確かにございますが、教職員の資質、能力の向上と学校教育の活性化を目的とするものでございます。基本的な考え方というのは、目標の達成度だけで教師を判断するというものではなくて、先生方の目標に対する取り組みの積極性とか意欲、あるいは努力、プロセス、過程ですね、そのあたりを重視するものでありますので、物言わぬ教師をつくるということにはならないであろうというふうに私どもは理解しております。柳川市の小・中学

校の先生方はしっかり有言実行、物を言って行動すると、そういう成果を上げておられるところでございます。

それから、子供にストレスがあるであろうと、教育長はどう理解しているかということでございますが、私も同じようにストレスはあると考えております。これは友人関係、親子関係、あるいは学校生活上の問題等さまざまありましょう。それがミックスされているのではないかなと考えております。核家族化になってコミュニケーションが不足しているのではないかなという考え方も私持っておりますし、あるいは自我が未発達といえますか、自我そのものが発達していなくて、自己表現力が足りなくて、そして、つい口が出る、手が出るというふうなことにつながることもあるのではないかなと。それからまた、過保護、過干渉、あるいは放任、そういうふうなことからストレスがあるとも考えますし、あるいはまた、学校、家庭社会から全体的に急がされ過ぎている、追われているというところもあるのかな。私も梅崎議員と同じように、ストレスはやっぱり小・中学生、高校生も抱えていると思っております。

それから、県は来年度までにいじめゼロを成果目標として上げているのかということでございますが、その成果目標と申しますか、我々もいじめはゼロにしたいと思っておりますが、県の教育委員会から特別に具体的な成果目標、数値目標、その指導は全くあっておりません。それは、ゼロにしたいということは全県下の先生方の考えでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

この件につきましては、いじめのない学校、そして子供たちが明るく伸び伸びと過ごせる、そのような学校運営をお願いしまして、この件は終わりたいと思います。

30人学級についてでございますけれども、ちょっと確認しますけれども、私は新1年生が40名と言っておりましたけれども、そうじゃなくて新2年生ですか、失礼しました。じゃ、そういうことで確認しておきます。

それじゃ、40人学級という枠を崩さなかった文部科学省は、研究指定という条件つきであるけれども、いわゆる事実上の大きな転換を行っております。今、30の道府県では既に少人数学級の実践が行われております。今回、宗像市では、各学校に少人数授業を行うために配置されました教師を、少人数学級編制のために担任として配置できる制度を活用して、宗像市の4校の学校が実施をされております。

そこで、平成15年の旧柳川市内の小・中学校の加配教員はそれぞれ7名だと、その当時報告されておりました。この加配教員を、今回の少人数学級の担任として活用されることについて検討されたのかどうか、お尋ねいたします。

教育部長（佐藤健二君）

平成15年度旧柳川市内の小・中学校の加配教員を少人数学級の担任として活用されること

について検討されたかという質問でございますが、指導方法工夫改善の加配教員を研究指定により担任として活用することができるようになったのは平成16年度からで、小学校1、2年生の場合に限定をされておりました。したがって、平成15年度においては、その制度がございませんでしたので、担任としての活用は検討をいたしておりません。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

その当時は検討されていないということですが、県の教育委員会は平成16年、研究指定を受けて、指導方法工夫改善加配教員を小学校までに限り、学年の平均収容人数が35人を超える学校に活用して、少人数学級編制の実施にかかわる研究を行うことができると。いわゆる研究指定を希望する場合でも、研究報告はレポート程度でいいということでございます。学校現場に負担をかけないようにすることが、今回の県の方針だと言われておりますけれども、保護者の皆さん方の意見とか気持ちは、やはり40人ではなくて少人数学級にしてほしい、このような気持ちがあるんじゃないかと思っておりますけれども、今度新しい2年生、このままいけば40名だということですが、先ほど言いましたように、加配教員を少人数学級の担任として活用するという点について検討されるのか、また保護者の皆さん方の気持ちをどのように把握しておられるのか、お尋ねいたします。

教育部長（佐藤健二君）

保護者の意見、気持ちはどのように把握しておられるのかという質問かと思えます。

学級編制は、市の教育委員会が県教育委員会の定めた基準に従って、あらかじめ県教育委員会と協議し、同意を得まして行っております。

指導方法工夫改善の加配教員を、研究指定で少人数の学級編成をして学級担任にできるようになっておりますが、その活用方法については、学校長が保護者の意見、気持ちも酌んだ中で、総合的に判断して決定しているものと考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

じゃ、具体的にお聞きしますけれども、その活用方法については、まだこれから学校長の意見とか保護者の意見を聞きながら検討していくということですか。

教育部長（佐藤健二君）

学校長は、学校全体の学力の向上、それぞれ責任を持って学級編制をやります。加配の先生を学級の担任にいたしますと、ほかの学級の指導に当たるというのが難しくなってきます。そういう意味で、ほかに多人数といいますが、大人数の学級がない場合とかは校長先生もそのような判断をされるかと思えますが、先ほど申しましたように、30人以上の学級が結構ございますので、校長先生がほかの児童・生徒が多いクラスの指導も、少人数とか習熟度別に分けてやりたいと、その方が子供たちにとっていいのだというふうな判断をされ、また、

そういうことで保護者等の理解を得ながらされていくものと考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

学校長の判断で少人数の学級にするのか、習熟度別にするのかは学校長の采配であって、市の教育委員会としては余りタッチしないということでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

全くタッチしないということではございませんけれども、やはり学校の責任者は校長先生でございますし、学校内のこと、子供たちのこと、保護者のことを一番精通しておりますのは校長でございますので、我々教育委員会といたしましては、校長先生の考えを尊重したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

この件につきましては、もう何遍も言いますが、校長先生の考えを尊重していきたいということですが、宗像市では四つの学級がこのような少人数学級の編制をしておりますので、やはり市の方針としても少人数学級制にしたらどうかというふうな指導はできないわけですか。

再度お尋ねします。

教育部長（佐藤健二君）

旧柳川市におきましても、学校長の判断で、議員おっしゃられるように、少人数学級を編制した学校もございました。

ただ、先ほど宗像市の件をお話しになりましたんですが、1学級に加配は1人でございます。そういうことで、当然先ほど言いましたような問題が出てくるわけですね。学級担任した場合には、ほかの学級の指導ができないということで、じゃ、それを市単独でやるということになりますと、1人当たり最低4,000千円から5,000千円必要になってくるかと思っておりますので、大変財政上厳しい状況になるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

26番（梅崎和弘君）

少人数学級の一番いいところは目が届きやすい、そして、きめ細かな指導ができるということでありまして、やはりこういうことは、いじめをなくすためには一番大事な問題ではないかと思っておりますので、どうか少人数学級編制ができるように、ぜひ市としても御指導をお願いしたいと思います。

時間がありませんけれども、いわゆる有明海沿岸堤防工事につきましては、長栄開の堤防は大正14年に完成されておりまして、堤防本体自身の重みで毎年沈下を続けております。昭和60年から平成16年にかけて約77センチの沈下が確認されておりまして、これから先の地盤

沈下についてどう考えておられるのか。また、完成するまでまだまだ18年もありますけれども、海岸堤防が決壊することは、柳川市にとっては最大の災害となるおそれがあります。完成を急ぐ必要があると思いますけれども、こちら辺につきましての市長の御見解をお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

地盤沈下の関係につきましては、毎年、筑後農林事務所の方で、筑後平野南部地域地盤変動量調査ということで毎年行われておりまして、現在沈下しているところ、それから隆起しているところもあるということでございますので、その辺の推移を見ながら、その堤防のかさ上げについては検討されるものと思っております。

それから、けさの新聞にも載っておりますけれども、事業の早期完成といえますのは地域住民の皆さんの切なる願いでございます。最近では、平成16年の9月に台風18号が来襲いたしましたして、その後も要望活動をしておりますけれども、ことしの1月に、市と地元の両開地区開発促進協議会の皆さんと合同で、事業主体であります柳川土木事務所の方に、柳川海岸堤防の整備促進についての要望活動を行ってまいっております。そして、ことしの8月に、両開地区の関係諸団体に対しまして長栄樋管改修の概要計画の説明会を開催いたしましたして、ノリの収穫時期を除きまして、工事の実施の承諾を得たところでございます。

そういうことで、この計画によりまして、本年度に実施設計を行いまして、19年度に海岸側70メートル付近に鋼矢板による架設工事、2年目から本体工事に着工という予定で事業を進めるということでございます。

なお、ことしの台風13号襲来後には柳川土木事務所長あてに、台風13号で被災した柳川海岸堤防及び沖端船だまりの緊急なかさ上げ工事の着手についてという緊急の要望書を提出してきたところでございます。

以上、述べましたように、長栄樋管改修を含めました柳川海岸高潮対策の早期完成を目指して市としても努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時6分 休憩

午前11時18分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

官製談合事件、あっせん収賄事件、県知事、市長、地方議員が何人も逮捕されております。今こそ政治家の潔白が求められていることと思います。政治家は、これっぽっちの疑いを持たれてもいけないわけでありませぬ。談合は犯罪であります。被害者は納税者であります。借りをつくらぬ選挙、このことを政治家はしっかり胸に受け、決して忘れることなく、事に取り計らわなければなりません。

そこで、市長に次のことを質問いたします。

1、市政であります。

(1)市長の政治理念について。 あなたの市長選挙について。イ、選挙費用の支出総額は幾らと選挙管理委員会に報告をされているか。ロ、選挙事務所の地主はどなたか。また、地代は幾らと報告をされているか。ハ、選挙事務所の建築事業者はどなたか。また、プレハブ代等幾らと報告をされているのか。 10月1日投開票の市議選に対する、あなたの応援について。イ、何人の候補者へ「為書き」をやられたか。ロ、励ます会、事務所開き、個人演説会、議会報告等々、延べ何人の候補者へ何度行かれたか。(2)といたしまして、特別養護老人ホームで、消防団員等挙げての人探しがあっているが、その対応を御報告願いたいと思います。

大きく2でございます。産業経済についてと。

漁業団地でございますが、一時凍結について、イ、現地を見させていただきました。これから莫大な、膨大な税金投入が予想されます。傷口が少ないうちに一時凍結をし、見直すべきではないでしょうか。ロ、時価相場が反当たり600千円ならいい方だろうと言われている田んぼであり、それを3倍もの1,800千円の高い値段で市は購入をされております。ハ、加入者は当初12名ということでございました。今では8名。うわさでは確実な人は3名だろうと言われております。

どうか、以上質問に対しまして、誠意ある回答を期待するものであります。

市長（石田宝蔵君）

本当に、今回の市議会議員の選挙では、初当選をされました矢ヶ部議員、心からお祝い申し上げます。

これまでも三橋町の議員として、あるいは町長として、私も同じく山門三池郡の町長会の町長としてのメンバーとして、一緒に活動をさせていただき、そして今回は市議会議員の選挙ということで、3度の選挙をなさっておいでになられました。

今、私に対する政治理念のお尋ねでございます。

私は、平成6年度町長初当選以来、この理念というのは「しがらみ一掃」、「天網恢々祖にして漏らさず」、「瓜田に足を入れず」、こういったやはりガラス張りの、しかも皆さん

方に信頼をいただける、そういった政治のリーダーとして、町政を3期お預かりし、昨年4月には市長として当選をさせていただきました。この負託の重みというのは大変なものでありますし、一時ともこの市民の皆さん方から寄せられている負託の重み、また責任の重さ、そういうものをかみしめながら歩いている一日一日でございますし、はばかりなくともそういった疑惑を持たれることのないような、そういった政治をお預かりしてきたつもりでございます。

まず1点目の昨年4月の市長選挙に対してのお尋ねでございますけれども、矢ヶ部議員、議員の経験もおありになるし、町長の経験もおありになるし、そういった点で、特に、この一般質問についての質問の範囲でございますけれども、一般事務の範囲は、やはり地方公共団体で処理しております事務のすべて、自治事務、あるいは法定事務、これらが対象となるということが根底にあるわけでございます。これも十分御案内のことかと思えます。

ただ、これについて、今の選挙の問題についてお答えするかしないかは、執行長の判断、あるいはそういったリーダーの判断になるわけでございますが、マスコミで報道されておりますように、知事の疑惑、さまざまな全国で起きております。また市長のこういったもの、決してこれは市民を裏切る行為でありますし、やってはいけないことであります。したがって、私はガラス張りと言っておりますので、私の選挙費用、事務所の建設費などについてのお尋ねにあえてお答えをしたいと思いますけれども、この質問の内容、昨年の市長選挙に関する費用の問題でございます。

これはあくまでも公職選挙法の規定に基づきまして、選挙運動費用収支報告書を市の選挙管理委員会に届け出をいたしております。これをどなたでも閲覧できるわけございまして、そういったことで、ひとつ閲覧をいただきたい。一部始終御理解いただけるというふうに思っています。ましてや、プライバシーにかかわる問題も含まれておりますけれども、それは閲覧しなければならないということ、公開しなければならないということになっております。したがって、これはどなたでも請求いただければごらんいただけるわけでありまして、ただ、公の場においてこういった問題は、プライバシーにかかわる問題については発言を控えさせていただきます。と思います。

それから、10月1日に執行されました市議選に関する質問、何人に為書きをしたか。何人の候補者の事務所に行ったか等の内容であります。これとて先ほど申し上げましたとおり、一般行政全般、法定事務、自治事務とどのように関連するのか、理解に苦しむところでございます。

私がこのたびの市議選に対し、何人かの候補者の個人演説会、議会報告に出席しましたが、これは事実でございます。これも、その候補者、あるいは後援者の皆様、こういった方々から招かれまして、そして自分のときも、さまざまな面で、そういった自発的にいただいたことに対してのお礼でございます。まさしく社会通念上の儀礼として自然なことだと思えます。

し、人間として当たり前のこと。こちらから特定の候補者を選択して出席したということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、漁業団地の件でございますけれども、これにつきましては、本市については議員が、これも町長さん時代、この合併協議会で議論を重ねてきた問題であろうかと思えます。観光と合わせて、何といいましてもこの柳川、農業と漁業、第1次産業を基幹産業とするまちであることは間違いありません。第1次産業の総生産額、およそ200億円、そのうち水産業で120億円をこの柳川では生産をいたしております。ちなみに、ノリ養殖に関しましても、昨年、実績で122億円の水揚げでございます。

また、漁業という単なる産業分野だけではなく、これにリンクいたします工場に働く人々、流通分野など含めると、市の経済に与えている影響というのは相当なものがあるというふうに理解しております。特に本市の水産業を守り育てていくことこそ、私ども行政の当然の責任であり義務であるというふうに考えております。

御案内のとおり、近年漁業環境の（「議長、簡潔にさせてください。もったいない、時間が」と呼ぶ者あり）漁業環境の問題、石油資材等の高騰、機械等の高騰、さらには韓国・中国のノリの輸入枠の問題、こういったものがさまざまございまして、やはりこういったものについても、市の基幹産業、ベーシック産業としてしっかり育てていくということは、新市の建設計画の中にも明確にうたっておりますし、事務協定事項の中にも、あの合併協定の協議の中で明確に示されております。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

それから、反当たり600千円という話が出ました。この3倍もの価格ということですがけれども、600千円で本当にあるのでしょうか。そんな安い土地は大和干拓でもないと思えます。（「あるよ」と呼ぶ者あり）

農地海岸の事業、保全事業、九州農政局が海岸改修やりました。この買収価格、税抜きで2,100千円の鑑定、評定額を2,600千円、税込みますと2,860千円の買収費、漁業団地、これも鑑定をかけておりますけれども、1,400千円、1,200千円、1,800千円、税を込めると、そういった価格での適正な価格ということで報告を受けております。ましてや、先ほども申し上げましたように、こういった厳しいとき、だからこそ産業を育てる責任というのも行政にあるわけでありまして、当然計画の中にあるもの、合意しているもの、これを全うすることが市民の皆さんに対する信頼であろうというふうに思います。

消防長（竹下敏郎君）

特別養護老人ホームの入居者が行方不明となり、消防団、警察署、消防職員等が捜索に当たった件についてお尋ねでありますので、その件についてお答えをいたします。

消防署でこの事案を知ったのは、平成18年9月21日、午前9時30分ごろでございまして、老人ホームの施設長が東部出張所を訪れ、老人ホームの入居者で91歳の女性の方が昨夜から行方不明になり、状況から判断して生命に危険があるので探してほしいと、そういう旨の要

請を受けております。

東部出張所長が電話にて、上司である消防長の私に、上記の件を報告してまいりましたので、行方不明者の捜索指針、平成17年の訓令第55号に基づきまして、行方不明者検索調査書を作成して近隣の消防本部に手配するとともに、施設責任者の了解を得て、災害情報発進メール、これは現在1,400人ほど登録されておりますけれども、行方不明者の捜索情報の提供をお願いいたしました。さらに、柳川市消防団長に団係から連絡してもらい、消防団の出動要請を行いました。消防署は、東部出張所のポンプ車1台、3名です。それから、日勤者による広報車1台、1名、本署から当務者によるポンプ車1台、3名、日勤者による広報車2台、4名を大和町中央公民館に出向させ、捜索の協議を行い、捜索方針を決定したということ聞いております。

9月21日は、旧大和町の消防団5分団、約40名を招集していただいて、午前11時ごろから午後5時まで、老人ホーム周辺の田んぼ、道路、水路、堀等を捜索して、あわせて広報活動を実施しましたが、当日は発見することができませんでした。

9月22日は、捜索範囲拡大のため、旧大和町の五つの分団に加え、旧柳川市三つの分団、4分団と5分団、6分団、合わせて旧三橋町の三つの分団、15分団、16分団、17分団、合わせて100名を招集していただきました。午前8時30分から午後5時過ぎまで捜索いたしましたけれども、発見することができませんでした。

9月23日も同様に、旧大和町の五つの分団と、旧柳川市の三つの分団、これは1分団、2分団、3分団です。それから、旧三橋町の三つの分団、18分団、19分団、20分団、合わせて150名を招集していただいて、午前8時30分から午後5時過ぎまで捜索いたしました。

9月24日も9時から150人規模の体制で捜索する予定でありましたけれども、午前8時ごろ、老人ホーム東側の水路で残念ながら遺体で発見されました。その旨を、各機関、消防団等に報告をいたしまして、捜索を終了いたしましたところでございます。

参考までに申し上げますけれども、柳川市も近年高齢化社会を迎えておりますので、消防本部では、18年の目標として、高齢者の安全管理の徹底ということで、全国消防長会の警防活動の指針に基づきまして、行方不明者の検索についての指針という訓令を、先ほど紹介いたしました訓令を整備しておりますので、市民の方々や警察などから捜索の要請があれば、火災、救急等の緊急業務に支障がない範囲内において、市民の方々には等しく対応しております。その指針では、おおむね行方不明者の捜索期間は7日間、死体捜索は10日間と定めております。

最近の行方不明者の捜索の状況ですけれども、平成16年には4名の方、平成17年は3名の方、本年に入りまして8名の捜索を行っております。その中の幾つかを紹介いたしますけれども、平成17年4月26日は2日間で、消防団は20隊出動しております。（「もうそれでいいよ。時間がもったいない」と呼ぶ者あり）

よろしくお願いたします。

11番（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございますが、市長は表じゃクリーンクリーンち言いよるばってんがら、あなっつぁんのガラス張りはもう「さざんかの宿」やん、曇りガラス、曇りガラスぐらいならよかばってん、もうすりガラスで真っ黒あればつけてある。なぜならばね、はっきりあんた選挙費用が幾ら入っているて報告していいじゃないと。言われないというのは、何かやっぱり裏にあるばいなというのが市民感情なんですよ。そこの辺がね、あなたはうまく逃げる。表と裏がある。7万7,000人の市民の前にはっきり言いなさいよ、間違っていなかったら、本当にクリーンやったら言えるでしょう。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これはですね、きょうの一般質問は、法定事務と自治事務の行政全般にわたる問題ということでお答えしているわけですよ。どうぞどなたもごらんになっていいわけですよ、市民の皆さん。ガラス張りですよ。何が曇りガラスですか。すりガラス、失礼な話ですよ。法的に何ら問題ないわけですから。大変失礼な話です。

11番（矢ヶ部広巳君）

私は決して失礼ではないと思います。はっきり言っていいじゃないですか。本当にクリーンやったらね、そうでしょう。わざわざ政治倫理で届けを出して、わざわざ回答を求めるよりも、特に高齢化が進んでおるわけですから、わざわざね、そういう疑っても、ここにそういう手続をすること自体がなかなかね。そういうことはもう市長言わなくてもわかると思いますが、問題は、この選挙の見返りで、それが問題になって安藤さんとかそれぞれの知事が逮捕されておっじゃないですか。安藤宮崎県知事だって、公正・中立という。ところが、そうやなかったやないですか。だから私はあえて、この質問をする。そして、本当にクリーンであれば、やっぱり石田さんに任してよかばいと市民が思うやないですか。そればわざわざいかにも逃げよう逃げよう逃げようとする。マスコミだって、石田さんの選挙、国政選挙並みと言っております。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私は理念の中でも言うておりますように、公平・公正ですよ。何がどんなふうにあるのか。私は具体的にそれこそ問題になると思います。総額ぐらいは教えましょう。ただしですね、教えましょうというよりも、私が報告するんじゃないんですよ、選挙管理委員会には。矢ヶ部議員も同じように、皆さんも一緒ですけれども、出納責任者なんです。（「そんなことわかっておるんですよ。言わんですか、時間がもったいない、あなた時間かせぎしよるじゃないですか」と呼ぶ者あり）あなたがおっしゃるような曇りガラスというのは何なのか、私は理解に苦しむんです。（「いや、今言いよったやんね、見返りで……」と呼ぶ者あり）ごらんになっていいじゃないですか、きちり出していますから。（「言ってもいいじゃない」

と呼ぶ者あり)領収証も出しているわけですから。(発言する者あり)いや、いいですよ、金額はわかっていますからね。選挙費用はですね。これは、今回の選挙費用は2,023,973円です。法定選挙運動費用額、これは公職選挙法で決められている額が8,061,100円です。私は2,023,973円で選挙をいたしております。

11番(矢ヶ部広巳君)

ありがとうございました。2,000千円でできる市長選挙、私もやってみたいと思います。あなたは業者との癒着はありますか、ありませんか。

市長(石田宝藏君)

ございません。

11番(矢ヶ部広巳君)

その角のところに、石田宝藏の講演会連絡所の看板が立ててありますが、名前は言いませんけれども、株式会社何々でありますか、そこはあなたが進める浄化槽の業者だと思いますが、どうでしょうか。

市長(石田宝藏君)

そこは市との取引契約は一つもございません。

11番(矢ヶ部広巳君)

はい、わかりました。

この浄化槽の問題で、今確かにうわさになっているのが、旧柳川市ではA議員とB元議員が、その関連の受け皿をつくらうとしておると。旧大和町ではC業者とD業者、旧三橋町ではE議員がとなっているわけですが、これはうわさだけでしょうかね、どうでしょうか。

市長(石田宝藏君)

それは重大な発言だと思えますから、もう一度ゆっくりちょっと教えてください。

11番(矢ヶ部広巳君)

市民のうわさでは、合併浄化槽事業、旧柳川市ではA議員とB元議員、その方が受け皿をつくらうとされており。それから、旧大和町ではC業者とD業者が受け皿をつくらうとしておる。旧三橋町ではE議員がとなって、そのようなうわさが専らであります。それについてどう思われますか。

市長(石田宝藏君)

私は、町長時代からうわさとかげなげな話が一番嫌いでございます。どうぞその方たちの疑問に思っていられることは、専らということは大多数ということですよ。(「ああ、そうです。はい」と呼ぶ者あり)だから随分反対なさっているわけですか。市民のためにやらなきゃいけない。7万7,000のためにやらなきゃいけない。決してこういうことは、私はございません。

もし、それがあるとするならば、あしたでも私はやめます。（「潔か」「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）はっきり申し上げてください、そのことを。どなたが言っていらっしゃるか。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。あしたにもやめられるということでございますので、あえて言います。

は、12月8日の本会議の質疑後の議員控室での昼食の後、大勢の議員の前で、もちろん私も聞きました。「自分は浄化槽の仕事をしている。早く解決して仕事をされるようにしてもらわないと困る」と言われました。（「業者じゃなかぞ」と呼ぶ者あり）自分で言われたんですよ。市長は、議員で浄化槽の仕事をしている人と同一な行動をとっているということですよ。どうでしょうか。（「動議、私は業者じゃありません。免許も持ちません」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと待ってください。本人が言ったんですよ。そして、ほかの議員が、「あなたは合併浄化槽の仕事ばしよったつかん」ち聞いたら、「ええ、そげんばん」と、言った人もこの中にありますよ、聞いた人も。間違いありませんよ。そしたら、それが本当なら、もうあなたはやめやんたい、あしたは。さっきやめるち言うたんですから。

市長（石田宝藏君）

私は にさせようとか、そんな話したことは一回もありませんよ。とんでもない話です。（「酒飲みよったたい」「免許も持たん」と呼ぶ者あり）それは酒は議員との懇談会、この前北斗星であったじゃないですか。（「それは割り勘じゃないですか」と呼ぶ者あり）割り勘だからいいんじゃないですか。ちょっと今の発言についても、（「ちょっとおかしかぞ」と呼ぶ者あり）重大な発言であると思います。これはなぜかといいますと、 は確かに議員かもしれません。しかし、その許可業者ですか、認可されている業者さんでしょうか。建設業法でいう、あるいは清掃業法でいう業者なんでしょうか。そんなことが本当なのかどうなのか、本人じゃないと私はわかりません。（発言する者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

許可を持っておるか私はわかりませんよ。本人が言ったわけですから、本人がね、私は合併浄化槽ばしてもらわんと、おまんまの食い上げになると。おまんまの食い上げとまで言わなかったけれどもですね。そして、柳川市は政治倫理がないから助かると、みんなの前でおっしゃったわけですよ。（「言わんですか」「政治倫理をつくるためにそういうことをせないかんち言いよっとですよ、私は。政治倫理じゃないからそういう業者があると。あなたはそういうことを、人の揚げ足取るようなこと言うちやいかんよ」と呼ぶ者あり）いや、揚げ足やないよ。

議長（田中雅美君）

ちょっと静粛にしてください。

矢ヶ部議員、そのことやなくて次に進まれんですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、進んでもいいですよ。

議長（田中雅美君）

進んでください。

11番（矢ヶ部広巳君）

いいですか。（「いや、そういうことを言うちゃいかんろうだい」と呼ぶ者あり）いや、言うちゃいかんちいうのは、あなたが言ったから言いよるとよ。

議長（田中雅美君）

それは議場やなくて、ほかのところで、控室でお願いします。（発言する者あり）先に進みます。

11番（矢ヶ部広巳君）

本人が言っておるわけですからね、うわさじゃないでしょう、本人が言ったからね、あら、そうかなと思うて今言いよるわけですよ。あなたがしかも、そういう人があったら言ってくださいち言うたから、私はあえて言いよるわけですから。それをね、罪を私に投げかけたら、それはおかしいよ。そうやないと。

市長（石田宝蔵君）

罪を投げかけるとか、そういう問題じゃないとです。（「市長、重大な問題とはそういうことですよ」と呼ぶ者あり）真実が一つしかないはずですからね、真実は一つでしょう。

ただ問題は、今おっしゃいました柳川のA議員、柳川のB元議員、大和のC業者ですか、大和のD業者、三橋のE議員、こういうことが本当にあるとするならば、重大な私は問題だと思えますよ。

ですから、やはり先ほどの裏話は知りません、私は。控室の話とかは知りません。ただ問題は、そういうものが公然たるこういった議場の場に出されるとするものは、やはり責任をとる発言、地方自治法の第130条じゃありませんけれども、やはり議場においての発言というのは、品位と、そして客観的な証拠に基づいてやらなきゃいけないわけですから、私は重大な発言だということを申し上げているわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

本人がね、今一番問題になっておるのは、この合併浄化槽の問題をあなたが盛んにしておる。そして本人からそういう声が出た。やっぱりそれにつながってあったかな、だからこそ個人演説会等で応援をされたんだなど、私は納得。そしたら、点と線がつながるわけやないと。いや、そうでしょう。

なら、次行きますけれども、まずね いや、言いたくないけれどもね、おかしいですよ、実際にそうやないでしょうか。そして、やっぱり答えようとせん。まず選挙応援は私用でしょうかね、公用でしょうか。行かれたのは。

市長（石田宝蔵君）

公ではございません、私でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、あなたが8月21日の20時から、それから8月22日の19時から、23日の20時から、それぞれ90分間、議会報告の名を借りてのあれをしてあるようでございますが、政治報告会ということで、ゲストであなたは行っておられますが、これについて、まさしくこれは、8月21日とか22日とか23日というのは、事前運動やないと。選挙告示前じゃないと。

市長（石田宝蔵君）

事前運動とか選挙運動とか、これは公職選挙法の中に定めがあるでしょう。あくまでもこれは議会報告であり、政治活動じゃないですか、議員も。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのね、1会場に200人以上もおるところで、司会がはっきり、あなたもおる前で、「この右側に位置している議員さん方は、次の議会にも大いに頑張ってくれる方々でございます」と。そして、議員の名前を言われておる。まさに議員を200人の前で並べておるところでしておるといことは、明らかに事前運動やないと。（「そうだ」と呼ぶ者あり）どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

そうであるならば、公職選挙法に抵触して、私は司直の手に落ちらやんでしょう。（「ちょっとその辺が……」と呼ぶ者あり）ちょっとおかしいんじゃないですか。（発言する者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、決しておかしくないですよ。（「おかしか。おかしゅうなかなら……」と呼ぶ者あり）何で、おかしいはずはないでしょう。

そしてあなたが、最後に「ここにいらっしゃる方々」ちいうのは、今さっきの今度市会議員選挙に出られる方、これはあなたが言うておることを言いよるわけですよ。「確固たる信念をお持ちの方々である。次の柳川のこの少ない数でありますけれども、少数精鋭ながら、しっかり皆さん方の意思を受け継いで市政に声を反映していただく方々でありますので、どうか御支持をいただきたい。伏してお願いいたします」、これが何で事前運動にならないでしょうかね。おかしいじゃないですか。

市長（石田宝蔵君）

それがあるとするならば、選挙管理委員会、あるいは警察に持っていかれたらどうですか。これを私どもが判断するような問題じゃないんですよ。出されました先ほどの為書きの問題にしてもしかり、いろんなところに出ている。これが問題になるなら、私は公職選挙法には触れないと理解しております。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたが言っていることは、本当におかしい。なぜならば、職員には3回も服務規律ということで出している。こういうことをするなど。それから、区長さん方にも出している。公民館長さん方、民生委員さんにも出しておる。出しておるはずですよ、出していないですか。（「出してあります」と呼ぶ者あり）ねっ、出してありますよ。そして、しかも市長、おかしいのは、市長、公民館長は、区長とか民生委員は、選挙法に触れるから、特別公務員だから、責任者等はない方がいいよと言っておりながら、その人たち、区長が責任者になっておる。民生委員が責任者になっている人をあなっさんな応援に行たとっじゃん、個人演説会で。それは問題やないですか。

時間ばちょっととめてもらって、もったいないよ。（「地位利用とは福岡高裁で判例が出ております」「議長」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

いえ、答弁を求めてないから、市長。

8番（森田房儀君）

非常にやりにくいだろうと思います。私も随分期日もあるようでございます。そういう理解をしておりますので、ここで暫時休憩をいただいて。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、暫時休憩とつですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

ああ、いいですよ。

議長（田中雅美君）

とらんでよかでしょうもん。何のためにとつと。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、どうでもいいですよ。あと22分ですから。（「何のため」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

市長、その辺答弁でけんですか。

市長（石田宝蔵君）

それは、私はよく知りませんが、よく知りませんというよりも、区長さんには私が委嘱をしておりますので出しています。これは矢ヶ部議員も職務執行者当時、市長選挙があったときに、同じように区長さんに出されているんですよ。公民館長とかそういう者は、私はちょっと知りません。私は区長さんには出しております。矢ヶ部議員も、私どもの市長選挙があったとき出されているんですよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

出したでいいですよ。出してね、出してよ、区長さん、民生委員さんは、いろんな法に触

れますから責任者等にはなるべきじゃないですよというところになっておるのに、何であなたがその人を応援しておるということは、つじつま合わないでしょう。いやね、この政治倫理はね、時間はどうなっておるかな。（「まだあつですよ、いっぱい」と呼ぶ者あり）政治倫理と申しますか、先ほどの何というか、職員に出しておる問題、こうして出しておるわけですよ、あなたは。石田宝蔵の名前でね。いいですか。第129条、まず選挙運動は、届け出のあった日から当該選挙の期日の前の日まででなければすることができない。前の日にまずしとっじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）具体的にちゃんとこうして書いてあなた出しておるわけですよ。そして何でしらばっくれると。（「しらばっくれよらんですよ」と呼ぶ者あり）これこれこういう法律に触れますよ、云々かんぬん、もうべたべた書いて出しておるわけですよ。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私は、特別職公務員の中でありながらも、政治家でございます。政治活動ができるんですよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、政治活動ができるといっても、皆さんを、7名の次の候補者として出る人をひな壇に上げてよ、この人を伏してお願いいたしますよということやったら、市民はあんたどう見ますかいな。それこそ先ほどの梅崎さんが質問をしたいじめ問題やないでしょうか。受ける側としては。いじめる人はわからないよ、いじめというのはあくまでも受ける側ですから。ねっ、そうでしょうが。セクハラと同じですよ。

市長（石田宝蔵君）

私がひな壇に上げたんじゃないんですよ。私がひな壇に上げられたんですよ、ゲストとして。逆でございますから。

11番（矢ヶ部広巳君）

そういう言い方こそ詭弁ですよ、あなたの言っていることは詭弁。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）まさしく詭弁よ。うそ八百ですよ、そういうことを言うのは。それはおかしいですよ、市民はそげんとらないよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

やっぱな、こん次はこの人たちが応援せやんばいな、石田さんのあれがついておるばいなと思うのが当たり前でしょうもん。

市長（石田宝蔵君）

私は図らずも、7万7,000の市民の皆さんから審判を仰ぎました。その中で、やはりマニフェストというものを出して、皆さん方に、市民の皆さんとの約束をしまりました。そういった1年半の経過の中で、私のさまざまな活動もあるでしょう。しかし、私がマニフェストを出したとき、ボランティアとして、そして、それぞれの私の政策に同調いただき、御支援をいただいた。そういう方々がおいでで時間がとれるなら、決して公務の時間ではござ

いません。そういう時間にやはり来て、市政の報告、考え方、政策に同調する方ならば、スケジュールが合い、そういうものの要請があって行くなれば、矢ヶ部議員だって行かれませんか。それが人間としての心、逆に私はいじめられているような感じがします。

11番（矢ヶ部広巳君）

もう話にならんね、あんたが言いよつとは。ちょっとあの、そして、これは選挙のある3日前に、三橋町のある公民館で個人演説会があつておる。あなたが20分しゃべっておるわけですよ。もう職員は冒瀆するわ、議員は冒瀆するわ、まず議員を冒瀆しておる。「選挙の広報を見ると、皆さん立派なことをおっしゃっている。市民の皆さんのために、市民の皆さんの暮らしが豊かになるように」、何をやっているんですか、あなたが言っているわけですよ、今私が言っているのは。「だまされちゃいけません。口先だけでこういうふう立派なことを言う人は、案外二枚舌、三枚舌が多い」、拍手ぱらぱら。住民の皆さんの前では、あんた仏様のようなことを言っておるじゃないですか。自分のお母さんは熊本県の何々大寺の浄土宗生まれでとかいう話もしているよ、この前に。言いながら、あなたがやっていることはどうでもね、私が腹かく意味わからないね。

そしてね、職員にはこう言っている。私はまず市役所を改革しなければならない。なしけんかちゅうたら、まず市役所を改革しなければならない、職員をまず変えなければならない。この1年間全力投球してまで。それはなぜか、やっぱりですね、職員が603名おる。十人十色、職員は議員の顔色をうかがってお仕事をしていると、本当でしょうか。

市長（石田宝藏君）

それは選挙のときから私は申し上げてきているところでございますので、先般、今お話をされた日にちのときだけじゃないと思います。事あるごとにそういうことは申し上げてきております。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんなこと職員が言われたらかわいそうですよ。もう少しあなた職員を大事に下さい。係長から44歳で町長になった。3期11年してきた。合併のために12年任期までされなかった。そのおごりが出ているんじゃないの。そういう気がして私はならない。それが危ないわけですよ。だからね、あなたもノー原稿というものを売り物にいつもされますけれども、たまには自分の言っていることをテープでとって、そして聞いてみる。それも私は、あなたのためにそれはなると思います。どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

アドバイス、まことにありがとうございます。

そういうふうなこともあるということですが、やはりこういう場面で出てきますときは、往々にして言葉じりのごく一部分をとらえて、そういうことでおっしゃいますけれども、私どものやはり職員を変えなきゃいけないというのは、いつも市民の目線で仕事をしていただ

く、1市2町の職員が合併したものですから、さまざまなやはり出会いがあるし、これまでの慣習がございます。そうすると、やはり一定の柳川として目指すべき市政の方向性、あるいは市民の皆さんに対するさまざまな接遇の問題、これは相当な苦情が来るんですよ。職員を褒めることもありますし、やはりさまざまなトラブルが起き、市の賠償責任が問われるような問題になっては、厳しくそれは指導するかもしれません。ケース・バイ・ケース、さまざまな出来事の中で、やはり職員を育てていくということは、私の市民の皆さんから預かっている市政でもありますし、市の職員が立派になってまいりますと、市は元気づき、また自由な発想でまちづくりができていく、こういうことも大事なところですから、やはり部分的な言葉、そういうものだけではなく、全体的なスキームの中で考えてみていただきたい。そういうことで御理解いただきたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

まず私も、町長をさせてもらって職員を送り込みました。議員の顔見て仕事をする人はいなかった。三橋町民のために一生懸命した。私は信じておりますよ。あなたが議員のために仕事をしているというのは、まずあなたが変わらんとやないと。私はそんな気がしてなりません。ねっ、そうでしょう。ハウ・レン・ソウと言っても、あなたはいつも出張でほとんどおらんじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）やっぱりそういうことじゃないでしょうか。それを特にお願いをして、もう答えは要りません。もう答えするのがわかっておる。私は何もね、言葉じりをとって言っているわけじゃないですよ。それをね、柳川の水の郷でもやっている。そして三橋の中央公民館でもやっている。大和町の中央公民館でもやっておるでしょう。つまりね、あなたについてくる人を褒めて、ほかの人はざまなかやっかち、極端に言えばよ、そういう言い方なんですよ、あなたがしているのは。だからもうね、みんなもう選挙一生懸命なってしておる。特に今回の場合は。旧柳川市は別として、旧大和町、三橋町の人ね、かなりの票をとらにゃいかんから、血眼になっておるときに、あなたは自分の知った人だけを応援する。これはやっぱりいい気持ちはしないよ。あなたは本当にね、血が通っているかなと思うわけです。そういうことは、以後はやっぱり絶対憤んでもらいたい。そしてやっぱりあなたがね、職員に見本を示さにゃいかん。頭を下げてあなたも返ってこないという声を結構聞くわけよ。もう赤組と白組に分かれておる。そういうことで、あなたは首を振りなってもね、実行もそうだから私があえて言っておるわけですよ。

そこで、次はもう時間がございませんから、最後の産業経済の漁業団地について質問をさせていただきますが、もう本当にこれを見て私はあきれましたね。もう広いわ広いわ、どうしてあんなに広いところが要るのでしょうかね。そして今言ったように、漁業組合として、漁業団地の件で、要望はあっていないような私は気がするわけです。本当に役員会、総会が開かれて、漁業団地ばしてはいよとって要望がっていたのかどうなのか。何か市長が勝手にやっておるような気がしてなりません。ピアスの件とよく似ているような気がしてな

らないわけですよ。加入者が10名と言って議会の議決をもらった。ところが、8名に減ったということで、今あなた方が報告されたが、それならば、12名から8名に減ったときに議会に報告をするのが、これは本当やないでしょうか。どうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方から説明をさせていただきます。

この漁業団地の整備につきましては、冒頭市長が申しあげましたような趣旨に基づいて整備を、計画を立てて現在実施を行っているところでございます。

16年の4月に、関係漁協のアンケート調査をいたしました結果、この加工場参入希望者数としまして、101名、経営体と申しますか、101の経営体が希望をされたということで集計をしております。それから、また資材置き場につきましては、同じくこの団地の中に計画をしておりますが、トータルで約5万9,000平米、これを当初の計画としまして、資材置き場として考えておるところでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

答弁になっていないんじゃないと、今んとは。なっている。

それはいいですたい。はい、時間がないからね、ずっと時間見ながら言わんざ大変じゃ、NHKのアナウンサーやないから。

現在の加入希望者の確実な名簿を出してもらいたいね。

産業経済部長（田島稔大君）

現在の希望者としましては、先ほど市長からもありましたけれども、8名、2経営体ということでございますが、今ここには名簿としては持っておりませんが、議長の方とまた協議をやらなきゃいけないかなとは思いますがけれども。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、午後にはっきり住所、氏名を出してください。

漁業組合は、もう保証人になるのは嫌ばいと、危なち、1人15,000千円も出さやん。ノリはどんどんどんどん、これからよくなるはずはないですよ。そうでしょう、韓国・中国ノリがどんどん入ってくる。海だって、今からきれいになるはずはない、だんだん悪くはなっても、私はそういうふうな気がしてならないわけですよ。

だからね、もう組合員さん、いわゆる漁業組合員さんも不安がいっぱいなんですよ。そして念書は取っとると言っているそうですが、この念書はいつまで有効なのか。幾ら取っとっても、来年また総会して承認ばもらわんとでけんばんちいうなら、絵にかいたもちじゃないでしょうか。どうでしょうか、その点。

産業経済部長（田島稔大君）

私たちがこの漁業団地に取り組んでいるというところが、先ほどからありましたように、

柳川市で122億円の昨年の実績ですが、水揚げを上げているという、柳川で最も大きい産業というふうに言えるかと思えます。こういった産業を守り育てていくのが我々の責任というふうにも思っております。そういった形でノリが衰退していくんじゃないかということ、それをまた守っていかなくちゃいけないというふうなところで、19年度につきましては、先ほどから言いますように、8名で二つの協業体、これが入るといことははっきりしております。そして、これにつきましても、市と漁協、そして関係者というところで、常に綿密な協議を行いながら、既に協業施設の規模や構造を協議中でございます。そして、19年度には、4月に建物とノリ乾燥機的设计、そういったものを発注しながら、11月には操業できるような形で粛々と事務は進めております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのね、産業を守る、当たり前じゃないですか。そんなことを答弁する必要ない。産業を守る前に、こんなことをしたら柳川市がしめんなっちゃうことを言いよるわけですたい。そうでしょう、坪単価1,800千円で約12万平方メートルですよ。もうたまがった。道路もね、あそこはあんた、だれも通るようなあれやないですよ。漁協をつくったら、港をつくったら、また大変な額が要りますよ。だから、一番詳しいノリの組合長さんあたりも心配してあるとやないでしょうか、おれはせんか保証人にならんばん。たった8人じゃろう、そして。そんなばかはおりませんよ。8人のために組合がつぶれたらどうなりますか。漁業組合だって同じと私はそう思いますが、どうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどから申し上げましたように、16年度の調査では、100経営体の方が団地に入りたいという希望をされております。その中で、19年度が8名、2経営体が加入されるということで、これは26年、当初、今のところ5棟ですね、10ラインといいますか、10経営体、それをまず当初の計画としまして、今26年度までの期間で計画をしているということでございます。19年度につきましては8名だけ入られるということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

確認しますが、今漁業団地に入りたい希望の人は100人おるちいうことですね、間違いないですね、これは。竹の干しだけの100人やないでしょう。網干しだけの100人やないでしょう。

産業経済部長（田島稔大君）

16年度4月時点での調査で101名の方が希望をされているということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

議長から、もう時間と言われておりますが、最後に、今もらっている念書はいつまでの有効か。どうぞ。

産業経済部長（田島稔大君）

その確約書につきましては、今のところいつまでという期限の設定はしてありません。

ただ、この漁業団地の計画整備につきましては、漁業組合の方とも協議をしながら、そして組合の方としましても、この団地の入植をしていくというところの確約で、それに努力するということの確約でございまして、期限の設定はしてありません。

11番（矢ヶ部広巳君）

努力をする念書なんて、こんな危ないのないよ、あんた。恐ろしいね、そういうのでやっていったら、もう柳川市は早くつぶれますよ、あんた。ジャガイモ、タマネギ買うとと違うですよ。

議員の務めはチェックマンであります。議員が市長に対して物を言わなかった結果が、財政破綻をした北海道の夕張市であるというのを、新聞、テレビ等々で報道をされております。私もそうだろうと思います。赤字再建団体になったら大変なことになってしまいます。テレビや新聞等で、今言いましたけれども報道されているとおりであります。高齢者への福祉、幼児への福祉等々、すべての補助がパーになるわけですから、財政破綻してしまったら、当然、次々とカットされていく上で、常に市長と1歩離れて、2歩離れず、だめなものはだめと言える議員、これこそ柳川市民の皆々様が願ってある本当の議員であると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）矢ヶ部広巳にさらなるお力添えを心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の……

先ほどからの一般質問の中で、「
」という発言がありましたけれども、これは確たる証拠の上で発言されていないと思いますので、私が浄化槽の設置業者という考えで発言をされておりますので、それを取り消しをお願いいたします。矢ヶ部議員には取り消しを。その取り消しがなかった場合は、確たる証拠を出されてお願いしたいと思います。これは議長の方へお願いします。

議長（田中雅美君）

どうですか、矢ヶ部議員。

11番（矢ヶ部広巳君）

本人が合併浄化槽の事業者やないちいうなら取り消していいですよ、その分だけについてはね。（発言する者あり）うん、そうですよ。私はね、控室で言われたとおり言っているわけですよ。

議長（田中雅美君）

それでいいですか。

いや、はっきりとですね、（発言する者あり）ちょっと黙っとかんですか。私は実際、食事をしておるとき、その仲間の皆さんとばか話程度で話をしました。私が設置業者であるという証拠があるなら、私は発言取り消しは申し出いたしません。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、それはね、聞く人がばか話とかなんとか、それはわからんよ。やっぱり本当はいないか思わんですよ、本人から言うたらね。

いや、だったら証拠を出してください。

11番（矢ヶ部広巳君）

うんにゃ、証拠を出せち……（「議長、ここでやり取りはちょっとおかしいんじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

うんにゃ、ちょっと2人でしよりますから、ちょっと外野席は黙っておってください。（「暫時休憩とっていただいてですね、この場で……」と呼ぶ者あり）これはうんにゃ、録音に残しておくべきでしょう、なですね。暫時休憩とって話すことやないでしょう。

ないです。

議長（田中雅美君）

録音でしょう。

もう取り消しをしてもらったら結構でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私はね、設置業者ちは言っていないけれども、どうですか、その分は。私が設置業者と言っておるなら別ですよ。

議長（田中雅美君）

、設置業者ちは言うたらんということで、ただ、そういう雑談をされておったということでだめですか。

そういうニュアンスを、皆さんが聞く人たちは、やっぱりそういうふうなことをとられると思うんですよね。私は電気屋でございます。だから、そういうところを、設置を据えたとか、本当に私が、この何年かのうち据えたか据えていないか、そういう証拠を出してもらって、本当に私が浄化槽を設置したという証拠があれば、私はそういう申し出はいたしません。据えたことございません。

議長（田中雅美君）

、設置業者ちは矢ヶ部議員な言うたらんでしょう。それを言いよつとでしよう。

はい、とり方がそういうことです。

11番（矢ヶ部広巳君）

そうです。私はそんなこと言っておらんですよ。（「まあ仲よういかんか」と呼ぶ者あり）

いや、取り消してしまえばいいですよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、事実を言いよるわけですたい。

いや、そいけん……。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、済みません、設置業者とは、それはないですという言葉は発言でけんですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、いいですよ。

議長（田中雅美君）

それを発言して終わりますから。

11番（矢ヶ部広巳君）

合併浄化槽を設置ということは、私は言っておりませんし、聞き間違いなく……。

それから、私の名前を……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

それでいいですか。

あと の名前を出したことを取り消してもらおうと結構でございます。

議長（田中雅美君）

どうですか、そこは。

11番（矢ヶ部広巳君）

が言ったから私はね、ああ、それでつながつとるばいなと思うたわけですから、そがん思うわけですよ。

だからそれを、そこをはっきりと取り消してもらわんといかんです。

議長（田中雅美君）

どういうふうな取り消し方は要望しますか。

今発言の中で「
」、そういう設置を、皆さん方が聞いて本当に設置業者かなと思われるようなニュアンスだったから、「
」という、そのところを削除してもらいたいと、それだけです。

議長（田中雅美君）

その辺は矢ヶ部議員、どうでしょうか。名前を削除するということに関してはどうですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、名前は私は言いたくなかったけれども、市長があんなこと言ったから私は言っているわけですから。だから最初はA議員、B議員、C業者と言っているわけですよ。

いや、それは証拠があればいいですよ。証拠があれば。（「設置業者とは言っていないもん」「議長、だから設置業者……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

いや、2人に答弁させてください。そげんせんと、またほかの人が発言します。（発言する者あり）

、休憩中に議長室でどげんですか、3人で。

議事録を開いてもらいます。もうここで言ったってわからんから。

議長（田中雅美君）

ならこれで休憩をとりますから。

はい、わかりました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

本人がね、合併設置業者ではないと言っているわけですから、それはもうその分で、合併設置業者ではありませんということで取り消しをお願いいたします。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員が先ほど質問者として
の名指しをしましたけど、
は合併設置業者ではありませんという取り消しを、文言を入れてもらいます。それでいいですか。

はい、わかりました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで1時10分まで休憩をとります。

午後0時25分 休憩

午後1時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、6番島添勝議員の発言を許します。

6番（島添 勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番島添勝です。議長の許可を得ましたので、2点ほど一般質問させていただきます。

平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策、いわゆる水田ビジョンと学校内外での安全対策について質問いたします。

まず、農業について質問します。

農産物の輸入の自由化や産地間競争、価格低迷など、近年、農を取り巻く情勢は非常に厳しくなっていると思います。平成19年度から経営安定対策に移行し、従来、出荷者全員に支払われていた大豆交付金や麦作経営安定資金は廃止され、認定農業者や一定の条件を満たす集落営農組織を対象とした新たな経営安定対策、いわゆる数量支払い、面積支払い、ナラシ対策に移行することとなったと思います。麦、大豆は生産コストに対して販売価格が低く、新たな対策の支援なしでは生産が不可能と思います。このため、担い手づくりが進まないと地域の麦、大豆作が崩れ、地域の麦、大豆作の維持ができなくなり、生産調整ができなくなると思います。また、新たな経営安定対策への転換と米を含めた将来の水田農業の担い手づくりの最大のチャンスととらえ、地域が一つになって担い手づくりに取り組むことが必要だと思います。

現在、各地で担い手づくりに向けた取り組みが進められていると思います。現在、柳川市の農家への新たな対策の説明が終わった状況だと思います。新たな対策は来年19年産の対象品目の播種前までに担い手としての加入申請が必要であると思います。19年産の麦については、ことしのうちに担い手の取り組みが必要だと思っています。これらが地域の実態を踏まえた担い手の提案と合意が最も重要な段階に入っていると思います。

そこで、質問します。

現在の柳川市の平成19年に向けた対策についての進捗状況は。

それと2番目に、遊休農地に関する取り組みについてお尋ねします。

次に、小・中学校の内外での安全対策についてお尋ねします。

最近あったことですが、鹿児島で幼稚園に出刃包丁を持った男が乱入し、大事に至らなかったことがありました。子供たちは凶悪な力に対して抵抗する力が弱く、私たちが小さいころは連れ去り、学校内への乱入などはほとんどなかったと思います。最近の子供た

ちへの許しがたい犯罪が相次いで起き、ことしの柳川署管内では、通学、登下校時に19件もの声かけ、あるいは車に乗らんかねと送っていくなどの事件が発生しています。

そういう事件が相次ぐ中、2004年度までの全国の小・中学校では、半数近くがいろんな監視設備やボランティアによる通学路の巡回などを行う地域がふえていると思います。

そういうことで、お尋ねします。

一つ、柳川市内の小・中学校での監視設備はどのくらい設置されているか。

二つ目、防犯器具、防犯教室はどのように現在されているか。

三つ目についてでございますけれども、梅崎議員の方からいじめについての質問がございましたので、いじめについては席の方から質問しますので、よろしく申し上げます。

あとの小さいこと、農業とか監視設備については席の方から質問しますので、よろしく申し上げます。

産業経済部長（田島稔大君）

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策における柳川市の取り組み状況、進捗状況ということでございますが、経営安定対策大綱が昨年10月に決定をされまして、この時期と前後して、柳川市内の全農家を対象としまして地区や校区の説明会、そして、農事組合を単位とした座談会等を開催してきております。営農組合の設立準備委員会を本年8月までに立ち上げ、10月中旬をめぐりに各組織の設立委員会を開催して、一定の要件を備えた集落営農組織を32組織発足したところでございます。

本年6月に担い手新法が施行されまして、19年産からの品目横断的経営安定対策としまして、集落営農組織などの担い手に米、麦、大豆を対象とした新制度での交付金が交付されます。したがって、この担い手となるべく申請を地方農政事務所へ11月末までに行ってきたところでございます。したがって、集落営農組織32組織と、それから、認定農業者43名の登録を行ったところでございます。

それからもう一つ、遊休農地に対しての市の対応ということでございますが、農業委員会におきまして毎年8月ごろ、農地パトロールが実施されております。耕作放棄地や無断転用田等が見受けられた場合には、その所有者に指導がなされているというふうに聞いております。今後、もし集落営農地区内の農用地に耕作放棄地、あるいは無断転用田等が出た場合、市といたしましては、農業委員会や集落営農組織、または所有者と協議いたしまして、そのようなことがないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

島添議員から監視設備の状況と防犯教室等の開催状況についてということで防犯体制の件をお尋ねになりましたんですが、総体的な形で全体的な取り組みを御紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、学校内での防犯対策につきましては、職員室と教室との連絡用のインターホンを全部の小・中学校に設置しております。

なお、授業中は緊急時を除いて原則として連絡をとらないことになっております。また、電話機については、どの学校も教室には置いておりません。緊急時の連絡は校内放送、及び非常ベル、インターホン等で行うことといたしております。

また、通学路等での防犯対策についてですが、ほとんど全部の小・中学校で警察と連携した学校警察連絡協議会や児童・生徒サポート協定などによる情報交換や安全対策を図っているほか、防犯訓練、防犯教室などもほとんどの学校で開催をいたしているところでございます。また、教職員のパトロールはもちろんのこと、PTAや子供会、地域諸団体の父母やボランティアによります安全・安心まちづくり運動、防犯パトロールを行っております。本年度からは警察官OBによる学校安全指導員を6人配置して、各校区のパトロールを行い、児童・生徒の安全確保を図っているところでございます。これは警察官OBの専門的な知識と経験を生かして、事件・事故を未然に防ごうというものでございます。赤色回転灯を装備した車両でパトロールを行うなど、犯罪に対し大きな抑止効果が働いているかと思っております。

なお、玄関のカメラつきインターホンは旧大和町の小学校5校に、防犯カメラは2校、豊原小学校、三橋中学校に設置している状況でございます。今後、学校校舎の改築等に合わせまして、監視システムについての検討をしてみたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（島添 勝君）

まず、農業問題からお尋ねします。

今の組織が32と認定農業者が43名。ただ、私が質問したいのは、32のうち三橋が17あるわけですよ、組織が。半分以上あるわけですね。ただ、例えば、柳川5、大和が9、蒲池が1、昭代が1、皿垣が1、そういう組織と、三橋が17ある。多か方がよかとか、少なかがよかか、その辺どういう指導をされたのかお尋ねします。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほど申し上げましたように、集落営農組織の担い手の要件として、規約の制定、そして経理の一元化と、それを含めまして5要件を満たして、農地面積が20ヘクタール以上というふうな組織を32集落営農組織として登録したところでございますが、この中には三橋が17というように、20ヘクタール程度の組織から、大きいところで350ヘクタールを超えるというふうな組織までさまざまございます。大きい組織と小さい組織はどちらがいいのかということでございますが、これにつきましては、一概にどちらがいいというふうには言えないかなというふうにも思っております。作業効率、そして、コスト削減の面からいえば、大規模の組織が有利でございまして、反面、規模が大きければ組合員数も多くなります。したがって、意見や考え方の集約や取り決めに多々難しい面が出てくるかなと。そしてまた、事務

処理的にも煩雑になってくるんじゃないかなというふうにも思います。しかし、また小さい組織であれば、そういった部分が円滑に進み、事務的にも楽になるというふうなことが考えられます。

市といたしまして、こういった指導をしてきたのかということですが、それにつきましては、地域の話し合いというのを重点に置きまして、大きい方がいい、小さい方がいいというふうな指導は特にしてきてはおりません。ただ、今後の考え方でもございますが、いずれにしても、5年以内に法人化というふうなことに向けて組織の一体化が必要でございますので、今後の制度や国の方針いかんでは、先ほどから言いますように、どちらがいいというふうにはなかなか言えませんが、組織の状況や進捗状況によっては、また組織の再編、そういったものも出てくるのかなと、また考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

はい、わかりました。各地区で説明があった中で、私も農家なんですけれども、説明のとり方で、昔のごと田ん中ばおっとられるとやなかかと心配される方もおられまして、なかなか20町という集落営農がほんに苦労されている方もおられます。だから、もし加入されなかった方が 私たちの地区も含めてなんですけれども、全体としてはそういう加入されなかった方の指導はどのようにされているのか、わかっていればお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

今回の組織の形成につきまして、19年度に対応するために基本的に麦と大豆というふうなところで絞り込みまして、そういったところで組織の形成を行ってきておりますが、麦、大豆につきましては、今の作付状況からいきまして100%の方が組織に加入をされていると。ただ、米まで入れたところでは約80%、8割程度の組織化率ということになっております。

そして、先ほど議員指摘のといいますか、田んぼをとられるんじゃないかというふうなことですが、この土地の使用貸借につきましては、貸し手と借り手の合意によりまして、農業者経営基盤強化促進法、これに基づきます個人間の利用権設定と、それと集落営農組織との作業受委託契約、これによるものでございまして、所有権等の権利の移動は一切ありませんと、このような指導を常々説明会、そして、座談会等でも行ってきております。ただ、依然議員仰せのような実態があれば、今後、そこに出向いてでも説明をして、加入に向けて進めていかなきゃいけないというふうな考えております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

それから、麦と大豆は16年度、17年度、18年度の実績がないと補助金は出さないと。そうになると、1俵に麦は6千円弱補助金がついて、今、1俵が8千円前後で政府に売り渡しがありますけれども、ただ、三橋で特に川北が基盤整備が進んでいなくて、排水が悪いためにほとんど麦がつくってなかわけです。そうすると、今から麦、大豆をつくろうとしても、たった4千円の大豆と2千円の麦しかできないわけですよ。補助金が見つからないわけですよ。そうすると、去年の実績で言いますと、麦は1反に6俵か、その前後しかとれんわけですね。そうすると、補助金が見つかなると、2千円だから、6俵とれて12千円。12千円しかなかわけですよ。そうすると、肥料もやらにゃいけん、機械も借り上げにゃいけん。そうになると、川北の一部 全部とは言いませんけれども、その補助金をもらえるような、今のところはできないんでありますけれども、そういう補助金ばもらえない、要するに遊休地のできるわけですね、もうばからしゅうしてつくらんけん。6千円の補助金ばもらわれんなら、もうやめたということになるわけですよ。川北地区の救済措置といいますか、その辺は今後の交渉として何かいいことはありますか。

産業経済部長（田島稔大君）

19年度からの助成制度ということで、従来と今度は極端に変わってくるわけですが、先ほど議員御指摘にありますように、今回の助成のやり方として、通称で言いますとゲタ対策というふうに言いますが、諸外国との生産条件の格差から生じる不利益を是正するための対策でございます。この中には、過去の生産実績に基づくものが大体7割程度、それと、毎年の生産量に基づく支払いということで3割という構成になっております。

そこで、毎年の生産量に基づく支払い、その3割の部分でございますが、これにつきましては、今まで麦や大豆の作付がなくても、19年度に作付をしていただければ、過去の実績がなくても交付金が支給をされるというふうになっております。ただ、担い手に限りまして、経営規模の拡大や生産調整の強化等への対応をされる方につきましては、先ほど言いました毎年の生産量に基づく支払い、その3割部分以外に過去の生産実績に基づくもの、これは基本的につくっていなければゼロでございますが、この過去の生産実績に基づく支払いに相当する助成制度を国の方では支援策を考えてあるということでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

幾らか考えてあるという話なんですけれども、ただ、私たちが心配するのは、来年はひょっと90%、それをつくっていなくても補助金が出るという それはどんくらいかわからんばってん、出るということでしょう。そうすると、来年は一生懸命頑張っているんですよ。その後、19年はいいんですけれども、20年、21年、3年の実績があるとももらえるという話がありますけれども、その後の2年間もそういう考えでいいですか。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどの過去の実績といたしますのは、16年度、17年度、18年度、この分の3年間に対する実績でございます、これは固定されております。ですから、19年度、20年度、21年度とつくったからといって、それが実績として移行するものではございませんで、あくまでも16年度、17年度、18年度の実績ということでございます。

ただ、先ほど言いますように、このゲタ対策の3割部分、これにつきましては、19年度以降作付されたときには、その3割分は出ます。ただ、後から申し上げました7割につきましては、担い手、先ほどちょっと申しましたけれども、経営規模の拡大や、そして、生産調整の強化に対応したというふうな方に限られて、その支援策が考えられていると。考えられているといたしますか、予定をされております。これはもう間違いないということで御認識いただいて結構かと思えます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

実績がなくても幾らか補助金がもらえるということになると、一般質問の最初にも言いましたけれども、遊休農地の、要するに安かけんやめたといった場合は田んなかは荒れてしまうですね。その対策といたしますか、それもある程度できますけれども、今現在、セイタカアワダチソウとか、こう荒れておる土地があるんですね。そういうふうな対策は考えてあるですか。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほど農業委員会の方で農地パトロールというふうなことで巡回をして指導をしてあるというふうなことでございますが、これに上乘せといたしますか、農政課の方でもこの遊休農地を減らすというふうなことで、取り組み、対策の一環としまして、土地利用状況が画面で把握、そして利用できるように、現在、低たんぱくでうまい売れる米づくりということで昨年からしておりますが、それに活用いたしました航空機によるデータ、これを利用して、19年度に新しいシステムを完成させようというふうなことで開発をしているところでございます。

6番（島添 勝君）

売れる米づくりで航空写真を撮ってありますよね。それをうまいところ活用するというところで理解してよかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございました。

続きまして、子供の小・中学校の防犯の器具について、まずお尋ねします。

今、教育委員会の方から説明がございましたけれども、全国平均で言いますと、防犯教室あたりは7割が、8割ぐらい開いてあるわけですね。それと、地元の警察との、要するに意見の交換とか支援体制の整備なんかは、聞くと、そういうことは余りないようだけれども、その辺どうでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

地元と、特に警察との連携と申しますか、そういうことだと思っておりますが、先ほど児童・生徒サポート協定という言葉申し上げましたんですが、これは教育委員会と警察との間で、児童・生徒の安全確保、健全育成、非行防止を目的に、柳川警察署と提携した協定書がございます。これに基づきまして、情報の速やかな連携をとっているということでございます。

それから、防犯訓練等につきましては、すべての学校で教職員を対象、また、子供を対象に小学校は開催されております。

なお、中学校については、一部未実施のところもございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

防犯ブザーはかなり、旧三橋町の場合なんですけれども、100%借用してあったわけですよ。柳川市になると、まだ7割は防犯ブザーは配布していないでしょう。

それが1点と、防犯ブザーを借用してある割には子供が持ってきよらんとと、電池が切れたなら、もう持ってこんげなですもん。だから、その辺の後の指導と申しますか、その辺はどのようにしておられますか。

教育部長（佐藤健二君）

防犯ブザーにつきましては、毎年度、新1年生へ無償で全部配布をいたしております。ですから、全部の小学校で持っておるということです。ただ、後のメンテとか、持ってきていないというようなことをよく指摘を受けますので、この件につきましては、校長会等を通じて定期的に点検をするなりなんなりをさせているところでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

防犯ブザーは、合併して1年ぐらいなんですけれども、全部1年生から、あと5年、6年はやっていないわけでしょう、三橋を除くと。そういう場合に、一部の方では防犯ブザーの借用はあっておらんということでしょう。

教育部長（佐藤健二君）

新1年生につきましては、すべて無償で配布をいたしております。

6番（島添 勝君）

ないということなんですけれども、例えば、防犯器具は、催涙スプレーとか、さすまたとかいうて、いろんな校内に変質者が入ってきたときの器具があるんですよ。私は旧三橋なんですけれども、さすまたというのは知ってあるですか。

教育部長（佐藤健二君）

さすまた、棒の先が、昔、時代劇で捕り物でやっていたあれでございますけれども、さすまたの配置につきましては、16の小学校、それと、5中学校で配置をいたしております。

なお、配置いたしておりませんでした学校につきましては、議員からの通告があった時点

で、学校の方を通じまして購入するような指導をさせていただいたところでございます。

なお、催涙スプレーの配置は、小学校で10校、中学校で2校を持っておるところでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

最近の情勢なんですけれども、例えば、インターホン、職員室がここにある。そうすると、5年生、6年生はほとんどずっと向こうにきですよ。1年生が近くで、ずっと向こうにきになる。もし変なデマで、その6年生なら6年生の遠かところの先生に、ちょっと急用やけん、すぐ電話ばしに職員室さん来てくださいと、そういう場合はインターホンの活用はされんわけですよ、電話とつながらんけん。そのとき、先生が職員室へ歩いていくなる。その場合は、その6年生の部屋は子供ばかりになるわけですよ。そういうことが想定された場合は、インターホンとつなぐというようなことはどうでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

まず、1点目の先生が緊急と、急用ということで教室を離れた場合なんですけれども、その場合は教務主任とか教頭、場合によっては校長がその代行をいたします。

それから、インターホンは職員室とつながっていますけれども、先ほどおっしゃいましたように、電話とのアクセスができませんので、その件につきましては、議員からちょっと情報としていただきましたんですが、最近、何か携帯電話でそういうことができるのがあるというふうなことを聞いておりますけれども、かなりの経費がかかるということもまた事実のようでございます。

ただ、申し上げたいのは、基本的に学校の先生は授業中は教室を離れないということでございます。よっぽどのことでないと離れないということになっておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

6番（島添 勝君）

そうすると、もし私が犯人やった場合、そんなら、学校の6年生の先生に、どうもこうもお母さんがぐあいの悪かという場合はどげんするですか。

教育部長（佐藤健二君）

電話連絡がまず職員室であると思います。そこで、まず確認をしまして、真実であるというふうなことの確認ができましたら、早速インターホンで先生に連絡をして職員室に来てもらって、その代行として教務主任なり教頭が授業を続ける。学校の先生が職員室から電話をいただいたところに再度確認をするなり、つながったままであれば、そこで対応をします。まず、相手のことを確認するというのを学校の方では徹底しているところでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

そういう体制が整っておれば私も質問しないんですけども、まだそこまで防犯に対する学校の取り組みがうまくいっていないんじゃないかなと。私が一般質問を通告してから学校に聞いてみますと、インターホンのあったっちゃ何もならんばんと。なしかという、それをしよるなら、玄関さんだれか来らっしゃるぎっと、ずっとそれにかかつかやん。そいけん、防犯カメラだとほんによかばってんという話が聞こえてきたんですけども、防犯カメラというのはまだ何校しかなかでしょう。

教育部長（佐藤健二君）

玄関の防犯カメラということですかね。先ほどちょっと申しましたんですが、豊原小学校と三橋中学校が設置をされております。今後、学校の校舎等の整備をしていく際に、学校の意見などを聞きながら、できるだけ整備ができるものについては整備していきたいというふうな希望は持っております。

ただ、問題が一つございまして、防犯カメラは映してはいるんですが、こちらの方のモニターで確認をしなければいけない。確認をするためには職員室に常にだれかがいると、もしくはそれなりの人を配置するというようなことまで含めたところで、学校の方の考え、意見を聞きながら整備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

ぜひそういうふうでお願いします。

次に、いじめについてお尋ねします。

最近、いじめについて自殺が起きるでしょう。そうすると、遺書を書いてありますよね。いじめのことをいろいろ書いて、無視されたとか暴力などがあったとか、何かの原因があって自殺とかするわけですよ。その責任をすぐ学校に負わす。学校は、その責任者の校長先生に負わす。そうすると、校長先生が自殺されたところのあるですよ。マスコミも何か全部そっちに負わすと、そういう風潮があると私は思いますけれども、それを否定する、肯定するつもりはございませんけれども、そういう風潮を教育長あたりはそういう考え方をどのように学校に指導されていますか。

教育長（上村好生君）

三輪中学校の自殺事件等も非常にすべての責任が学校にあるというふうなとらえ方、マスコミ報道もその一色でございました。しかし、あれからちょっと時間がたちますと、きょうの西日本新聞朝刊を見ますと、意外とトーンが落ちているというふうな感じを受けました。

しかしながら、やはり児童・生徒を学校で預かっているわけですから、その責任は学校にあるというふうに私は考えています。まず、やはり学校の指導体制の確立を図る必要があると考えます。先ほども梅崎議員にもお答えしましたが、授業の充実、わかる授業をすとか、あるいは規範意識、よいこと、悪いことをきちっと児童・生徒に徹底する、そう

いう規範意識の指導とか、あるいは小・中学校は道徳の授業というのを毎週やっておりますから、その道徳の授業を徹底したものにする、あるいは人権教育、同和教育等もやっております。そういうふうな形で、学校の指導体制を確立していくことがまず1番ではないかな。

そしてまた、その次に、家庭教育の充実、これもやはりあると思います。「三つ子の魂百まで」というふうな言葉もございますが、お父さん、お母さんが児童・生徒のいいモデルになってほしい、そういうことはやっぱり大切だと思います。それから、過保護、過干渉、あるいは放任というふうな形で、子供は愛に飢えている、そういうふうな場合もございますし、あるいはストレスを非常にため込んでいる場合もございます。ですから、そのあたりも家庭で頑張ってもらいたい。それから、たとえ悪い点数をとって帰ってきても、「何だこれだけか」と言うのではなくて、愛情を持って子を抱きしめるとか、「次に頑張ろう」とか、そういう常に愛情を持って対応していただきたいな。

きょうの朝のNHKのテレビでも言うておりました。こういういじめ等への対応はどこが一番大きな責任があるのか。これはNHKのテレビをちょっと聞いただけでございますが、世論調査の結果によりますと、家庭教育、これをしっかりしなければいけないのではないか、これが80%前後あったのではないかなというふうに思うところでございます。

それからまた、地域社会の教育力、これを高めることもやはり必要であろうと思います。最近、見て見ぬふりをする、こういう状況がございます。端的な例が、酒を飲んでおっても、たばこを吸っておっても見て見ないふりをする、こういう例も多々あるようでございますが、やはり地域の大人が、先輩が児童・生徒を指導する。いじめについても、同じだと思います。学校で、家庭で、地域社会でいじめの防止に対する取り組みが必要なのではないかなというふうに思っております。

それぞれの学校では今、校長、管理職を中心に非常に神経をすり減らすような感じで、安全・安心の観点から、絶対それには遭わせない、遭遇させない、学校が守る、あるいはPTAが守る、家庭が守る、そういうふうな観点でやっているわけでございます。

以上でございます。答弁になりましたでしょうか。

6番（島添 勝君）

現にあったことなんですけれども、例えば、小学1年生、低学年が朝いつも遅いと。どうしても朝遅かと。どこか集まる時間を決めておるわけですね、集団で行くけん。そうすると、その人が遅かけん、5年生と6年生が誘いに行くわけですよ。まだ御飯食べとらんと。それが毎日。そいけん、その5年生と6年生は、もう遅うなるけん 子供がふとかかわり、学校に行くのが早いわけですね。そして、地域の懇談会であったことなんですけれども、それを親がいじめと言うわけですよ。どげんかしてもらやんと。そういうことがあったんですよ。その辺、それがいじめかなと私は思うんですけれども、そういう事例があって、やっぱり5年生、6年生は時間のなかけん急ぐわけですね。ほかの者は全部行っておるわけですよ。

ね、集団で。それが問題になって、その辺の指導の仕方は、例えば今、ちょっと教育長から話がありましたけれども、地域と言いなはったけんで、地域の懇談会なんかはやっておられますか。

教育長（上村好生君）

まず、1年生が学校に行くのが遅いから、5年生、6年生が引き連れて最後に行く。しかし、時間ぎりぎりですと困るということですね。そういう5年生、6年生がやっている行動が1年生に対していじめに当たっているかということをございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それはどうでございましょうか。やはり家庭の方で遅刻しないように、5年生、6年生、あるいはその地域の集団の児童に迷惑をかけないように家庭の方でされるのが先決ではないでしょうか。

6番（島添 勝君）

それが私もなんですけれども、晩に遅うまでテレビ見ると、毎日。親は何も言わんと。そいけん、朝起きるとの遅かと。それが地域の懇談会で物すごくもめたんですよ。今、教育長の答弁のように、やっぱり親も大事なかやろうと私も思うんですよね。ただ、そういう場、地域で親と区長さんとか、いろんな地域の方たちとの触れ合いの場はなかでしょう、今。ありますか。

教育長（上村好生君）

他の市町におきましては、なかなかPTAの方々の集まりを催しても集まりにくいと、そのような声を聞きますが、柳川市におきましては、自分の子供は親が守るんだ、そういう姿勢の方が非常に多いように感じて、頼もしく思っているところでございます。

11月24日に柳川市のPTA連合会の会合が昭代中学校でございました。私、午後8時からそこに参りまして、柳川市のいじめに対する取り組みの状況と、それから、PTA連合会へお願いをしまりました。幹部の方がおいでになっておりましたが、非常に真剣に討議をされておられました。また、12月4日にPTA連合会の会合がありまして、そこには私、それから、後ろの佐藤部長、龍課長等々を同道しまして、やはり柳川市の取り組みと協力依頼をお願いしてきたところでございますが、非常に協力的でございました。ありがたいと思っております。

地域懇談会は学校によって、その地域によって取り組まれている。それで、どこが中心になって主催されるかというのは地域で違うと思いますが、地域懇談会をすれば、校長先生が中心となってやられているのではないかと。それに地域の方々が防犯協会とか、あちこちの団体が一緒になって協力されておられるのではないかなというふうに思います。

これは具体的にどこの小学校で地域懇談会を何回やっているかというようなことはつかんでおりません。しかしながら、やはり必要に応じて地域懇談会をされていると思います。

なかなか日ごろ学校で言えないようなこと、それをその地域全体で育てていこう、そういう観点でなされておられるということで、大変すばらしいことだというふうに思っております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

私、ここに資料を持っておりますけれども、ことし1年間の声かけとか、最近、柳川市であってることなんですけれども、下半身裸になって懐中電灯で自分のシンボルを映したりして、女子生徒に嫌がらせといたしますか、そういう事例が19件あっております。去年から見ると、余り減ってなかわけです。ただ、地域でパトロールしてあるところには余り出てなかつたです。パトロールをしてなかつたところに、こういう事例が発生してあるわけですね。だから、そういうボランティアの組織はかなり消防団とかいろいろしてもらっていますけれども、19件というのは、これは一つ間違ったら大変なことになるですよ。

だから、その辺の指導といたしますか、地域の方の協力とかは今後の課題だろうと思いますけれども、それが1点のお願いと、私がさっき言いました小学校6年生のところに電話が通じらんもんで、携帯とつなぐシステム、金はある程度かかるかもしれんばってん、いずれはこれはやらなでけんじゃろうと思うんですよ。だから、一遍にすると金もかかりますので、幾らか計画的に、そういうシステムは今から必要じゃないかなと思います。

その2点をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時 休憩

午後2時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんこんにちは。21番の大橋恭三でございます。市議会議員選挙後、初めての定例会でございますので、まずもってこのように壇上に送っていただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

早速でございますが、議長よりお許しをいただきましたので、私の質問を始めます。

当柳川市では、汚水処理対策が大変おこなわれています。いまだ7割近い家庭から未処理のまま生活排水が水路に垂れ流しの状態にあります。そのことは生態系や住環境の破壊につながっています。宝の海と言われる有明海の再生のためにも、生活排水対策は急がなければなり

ません。

本市では、この対策として、これまで取り組んできた公共下水道事業及び個人型設置浄化槽補助事業のほか、新たに市町村型浄化槽補助事業の導入が計画されています。いずれも巨額の資金を要する大事業であり、綿密な事業計画と市民の協力同意が必要であります。

いただいた資料によりますと、下水道事業は昭和56年に設立した柳川・三橋下水道組合に始まり、平成12年に事業概要が作成されております。全体区域706ヘクタール、完成目標年次、平成33年、総事業費28,309,100千円となっております。それが平成17年12月21日の見直し結果によれば、管渠工事費の増加81億円、上水道、ガス管等の移設補償費570,000千円、設計委託料の増加910,000千円、合計、何と9,580,000千円の増額であります。事業概要とはこんな大ざっぱなものかと驚いております。

問題点や見直しの要因が余りにも単純で、全く顔が出ておりません。増額分の費用の負担はどうなるのか。国、県、市の負担の割合と金額を、また、この見直しで全体区域706ヘクタール、完成目標年次、平成33年について守れるのかお聞きいたします。

最近、下水道事業の新規入札の様子が次々に新聞等で報道されていますが、業者のための事業でなく、市民の事業であることを忘れないで進めていただきたいと思います。

また、この事業の料金システムや機能がよく市民に伝わっていない面があります。加入条件は上水道利用者でなければならないのか。雨水や井戸水の利用者、また、その両方を併用する者の取り扱いはどのようになっているのか。料金の決定根拠とあわせてお聞きいたします。

次に、医療と福祉についてお聞きいたします。

障害者自立支援法の成立による制度の見直しで、医療と福祉の後退が余儀なくされています。また、急激な制度の変化に戸惑いを隠せない自治体も少なくありません。9月25日付、朝日新聞によれば、自治体の4割が軽減策を実施、または実施の方針であると伝えております。当柳川市の対応はどのようなものかお聞きいたします。

今、憲法第25条、生存権に基づく社会保障や障害者福祉が問われているのではないのでしょうか。これまで整備積み重ねられた制度の大切さを引き継いでいくことは、決して怠ってはならない大事なことでございます。当市におきましても、重度障害者医療費助成制度を現行の内容で継続されるように主張していただきたいと思います。

2、国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設けていただきたい。

3、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防、また、成人病の予防への対応をお聞きいたします。

4、福祉タクシー券の増枚ができないか。また、福祉バスの利用ができないか。

以上、4点お聞きいたします。

これで質問を終わりますけれども、関連する質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、大橋議員の公共下水道事業の見直しに伴う経費増大に占める国、県、市の負担額、この割合についてお答えしたいと思います。

平成17年12月21日の議会全員協議会におきまして説明いたしております事業費増加額9,581,300千円の財源内訳でございますけれども、国費5,584,600千円、それから、県費136,000千円、市費3,860,700千円となっております。

事業費増加の主な要因でございますけれども、管渠工事費関連で9,108,000千円の増加によるものでございます。内訳は、当初、開削工法で試算しておりましたけれども、御存じのとおり、実際にはクレークが多い地域でございますので、これを下越しするため推進工法ということになりまして、そういったことで延長にしまして約33キ口、事業費にして4,785,000千円の増加及びこれに伴いまして各家庭への污水管接続のためのサービス管という管が必要になりまして、これの延長にして約33キ口、事業費にして2,843,000千円の増加となったところでございます。また、管渠布設費合計で7,628,000千円ということになっております。

それから、狭い道路事情によりまして、ほとんどの工事区間で水道管とかガス管、こういった地下埋設物の移設補償というのが出てまいりましたので、それと交通渋滞防止のために夜間工事が余儀なくされたというふうな分から、移設補償費が約570,000千円の増加見込みとなり、管渠工事の工法変更と地下埋設物の移設増大に伴いまして、その設計委託料が910,000千円の増加見込みとなります。

次に、全体計画区域706ヘクタールを総事業費37,890,400千円で平成33年に事業は完成するのかという御質問でございますけれども、事業費につきましては、今後の労務単価とか建設物価の変動等によっては増額となる場合もありますし、完成目標年次が非常に長いスパンでございます平成33年ということでございますので、この間、国からの補助金のつき方等によって延伸する可能性があるというふうに考えております。

次に、下水道施設の利用条件でございますけれども、上水道利用者でなければならないのかというふうな御質問でございますけれども、本市の下水道の処理方式でございますが、処理方式には雨水まで取り入れる合流式と、本市が採用しております分流式がございます。その分流式ということございまして、水道水及び井戸水を利用された污水が処理できるということでございます。

ただし、雨水につきましても、砂、ごみ等を除去する沈殿分離装置を設置していただくことで、再利用された污水は処理できるということになっております。

また、料金の設定根拠でございますけれども、平成12年8月に柳川・三橋下水道組合下水道料金等審議会というのが設立をされたわけでございまして、審議をいただき、平成12年12月27日に下水道の使用料は水道料金並みという答申を受けまして、この料金が設定されたと

ということでございます。料金は水道料金と同額とする条例を当時の下水道組合議会に提案し、御決定いただきまして施行しまして、合併後も引き続きそれを運用しているというところでございます。

なお、利用者が使用した汚水量の算定は、水道水の場合は水道の使用料ということでございます。水道水以外の場合は計測のためのメーター器を設置していただきまして、使用水量の認定を行っておるというところでございます。また、水道水と井戸水の併用の場合でございますが、使用水量の多い方によりまして使用水量の認定を行っておるという現状でございます。

以上で下水道関係の答弁を終わらせていただきます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

大橋議員の2点目、医療と福祉に関することということで4点の質問がなされております。

第1点目の重度障害者医療制度を現行の内容で継続できるように市独自の取り組みはできないかについてお答えします。

この制度につきましては、3歳以上が対象者で、障害の程度により、重度心身障害者、またはその保護者に医療費の自己負担の一部を支給することにより、重度心身障害者の保健及び福祉の向上を図ることを目的としているもので、県より2分の1の補助を受け、実施しているところでございます。県としましても、本制度の重要性を認識し実施しており、市といたしましても、現行制度を継続できるよう、機会をとらえて県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目の国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設けていただきたいにお答えしたいと思います。

現在、健康保険証の裏面等の余白には注意事項を記載しておりますが、健康保険法施行規則の一部を改正する省令によりまして、保険証の余白は各保険者の判断により有益であると考える事項を記載して差し支えないとされたことから、国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設置する市町村が全国的に徐々に広がっているところでございます。

本市国民健康保険におきましても、臓器移植の重要性をかんがみ、次回の保険証更新時期でございます平成19年4月に臓器提供意思表示欄を設ける予定で現在準備を進めているところでございます。

続きまして、3点目の糖尿病及び糖尿病性腎症の予防、または成人病の予防についてお答えします。

現在、市が行っております糖尿病対策は、既に糖尿病、またはその予備軍に該当する方に対する改善及び悪化の防止を目的とする事業、さらに、現在健康である方が糖尿病の予備軍にならないよう、糖尿病に関する情報や知識を提供するという事業を展開しております。

まず、総合保健福祉センターで実施しております予防事業でございますが、毎年夏に実施

しております基本健康診査の結果をもとに、国が現在進めております内臓脂肪型症候群、いわゆるメタボリックシンドロームというふうに言われますが、これに該当する方に対して、今年度はメタボリックシンドローム予防教室、おなかすっきり教室の開催や、市の保健師、栄養士によります訪問指導等を行っております。そのほか一般対策といたしまして、10月に開催した市民健康まつり、昨年、地元医師会との共催で開催した市民公開講座の中で糖尿病に関するコーナーを設置しまして、血糖測定や医師、保健師、栄養士等の専門スタッフによります指導や糖尿病予防に関する普及啓発を行ったところでございます。

また、保険年金課におきまして、今年度より糖尿病や高脂血症など生活習慣病に該当する方々を対象に、国保ヘルスアップ事業、にこにこ健康塾を開始し、6カ月にわたる個別指導を中心とした内容の事業を行っております。意識づけ、生活習慣の見直しにより、状態の改善を図っているところでございます。

平成20年度から予定されております医療制度改革の中で糖尿病及びその予備軍の割合を現在の25%減という目標が示されております。その流れに沿いまして、今後、内臓脂肪症候群を中心とした予防事業の展開を図り、その内容につきましても、さらに充実させていかなければならないと考えるところでございます。

4点目の福祉タクシー券の増枚及び福祉バス利用についてお答えします。

福祉タクシー助成につきましては、身体障害者手帳1、2級、療育手帳、または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない在宅者の人に対して、タクシーの小型基本料金を助成するため福祉タクシー券を交付しております。平成17年3月の柳川市、大和町、三橋町の合併前は、旧柳川市、旧大和町については年間48枚、旧三橋町では24枚でしたが、合併にあわせまして新柳川市では年間60枚にふやし、近隣市町と比較いたしましても充実した内容となっているところでございます。

今後、制度の見直し等については、近隣市町の動向を見きわめながら検討してまいりたいと思います。

次に、福祉巡回バスの空き利用時間を活用して腎臓病等の患者の病院送迎バスとして利用できないかとの質問にお答えします。

柳川市福祉巡回バスは九州運輸局福岡運輸支局への登録手続を経て運行しておりますが、運行登録申請に当たりましては、柳川市福祉巡回バス対策協議会の協議結果に基づき申請いたしております。もちろん登録申請に当たりましては、乗り合いバスの事業者、タクシーの運行事業者との協議調整を行ったところです。また、柳川市福祉巡回バス運行及び管理に関する条例第5条の規定では、福祉巡回バスの運行コース、運行期間、運行距離、運行回数、運行日及び停留所を規定しており、その目的に応じて福祉巡回バスを運行しなければなりません。したがって、福祉巡回バスの多目的な利用は制限されており、病院などの送迎には利用できないことになっております。

今後はバス対策協議会等で病院などの停留所の増設、運行コースの変更など、少しでも市民の利便性が増すような方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

21番（大橋恭三君）

後援会発会式の時、石田市長からあいさつをしていただいておりますけれども、来ていただいたからといって、決して質問が鈍るようなことはありません。矢ヶ部議員、先ほど懸念しておられましたけれども、是は是、非は非でいきますので、よろしく願いいたします。

課長、この説明書、たった3枚の半紙に見直しが書いてあります。この見直しの内容というのは重大なものなんです。おわかりいただいたとは思いますが、国民の、市民の大切な血税を9,580,000千円も投入しなければならない。これは平成12年につくって、まだ5年しかたっていないんですよ。これがたった3枚の理由で、これだけしか書いていない。

それで、これは95億円といってもぴんときませんけれども、例えば、1,000千円する10人槽の合併浄化槽を据えるにしても、9,580基賄える金なんです。ですから、この辺をよく考えて、こういう見直しはやらなければならないと思います。

ずばり聞きますよ。国や県からこういうふうなことをしなさいという指導があったのか、あるいはやはりこの事業を進めるために、こういうことをしていかなければ進められないということで独自にやったのか、それとも、市長がやりなさいと言ったのか、あるいは業者や議会や議員がこういうふうにせろと言ったのか、その辺どうですか。

建設部長（蒲池康晴君）

下水道事業は、議員御存じのとおり、昭和56年度に柳川・三橋下水道組合を設立されまして、その認可等を経まして、昭和57年度から61年度までに下水処理場の用地とか、それから幹線工事、こういったものを実施してきております。同年度に計画の見直しのため事業を一時休止いたしまして、平成5年度に認可変更を行い、同年度より平成10年度まで主に幹線管渠及び柳川浄化センターの造成工事を行いまして、平成11年度より面整備を本格的に実施してきたというところでございます。そして、昨年の市町村型合併浄化槽事業の計画を機に、そしてもう一つ、柳川の総合計画が煮詰められておりましたので、そういった長期財政計画、こういったものにももう少しきちっとした数字を出すべきじゃないかということで見直しを行ったのが、この事業費の結果となったというところでございまして、御存じのとおり、公共下水道事業といいますが、30年、40年、50年と何十年もかかる事業でございまして、この事業については、まずは都市計画法に基づく都市計画区域の決定を行います。これが最初の昭和56年度に行いました分でございまして、そのときは全体計画の面積が1,350ヘクタールという非常に広い面積をこの公共下水道で整備しようというふうなことで始まったわけでございますけれども、その後、見直しによりまして、用途区域内を基本に下水道事業をやろうと。これはどういったことかといえますと、郊外とか、そういった敷地に余裕があるとこ

るについては合併浄化槽でも可能でございますけれども、特に用途区域内、都市化が進んでいる市街化地域については、やはり公共下水道で賄わないと、なかなか合併浄化槽では賄えないというふうな分がございますので、最低限そういったところを拾おうということで下水道事業が見直しをされて、縮小されて、再開されたということでございます。

そういった長いスパンでございますので、下水道の認可といいますのが、長い期間にわたる事業計画を定めましても、計画内容の実行性、いわゆる消費者物価とか、そういった物価変動により非常に大きく事業費が変わってくるという分がございますので、優先度の高い区域から5年から7年の間に財政執行能力等の点で整備可能な区域について計画しなさいということで、認可区域というのがうたわれておるわけでございます。

そういうことございまして、特に今回見直しをしたのは市町村型合併浄化槽の事業を契機に見直しをしてみようということで見直しをした結果、こういった数字が出たということで、これについては、しっかり議会の方にも報告をしておかないといけないということで、昨年報告をしたというふうなことでございます。

21番（大橋恭三君）

きょうの読売新聞に、「「監視役」果たせぬ議会」という見出しがありました。一連の知事の官製談合があっているから、非常に市民の関心は高いんです。だから、そういう中に、柳川としては、この下水道事業というのは大型事業であり、関心も高いから、しっかり透明性を確保しながらやらないといけない。柳川も他人事じゃなかですよということで質問をされるわけでございますけれども、これからずっと質問していくとわかると思いますが、一般質問で答弁をさせていただいたことは、拘束力はないとしても、やはり重んじていただきたい。その辺のところはお願いをしておきます。

私はこの下水道事業、昨年6月28日、6月議会で質問しております。その中で、蒲池部長は進捗率や事業の概要を説明してくださいました。だから、それが今説明がありました。そして、あわせて市長の方から、国庫補助、あるいは採択を受けての事業であり、事業認可をとって進んでいる分については大幅な見直しはできない。もし、やるとするならば、平成21年にやるべきと答えていただいております。今の答弁いただいたのとは少し違うかもしれないけど、こういう答弁があるわけですね。

それからもう一つは、上水道のエリアを縮めてでも汚水処理を全体を早くする方法を考えなければいけないということで、市長はこの事業はひょっとすると平成40年を過ぎるかもしれませんよと言っているんです。ですから、浄化槽のエリア、下水道事業のエリアをしっかり見きわめなければならないという意味だったと私は思っているんですけども、そういう答弁をいただいた場合は、こういうふうな事情があって報告しなければならないにしても、少しまだまだ足りない部分があると思います。このとき、市長は浄化槽エリアを広げるなどを検討し、スピード感のある行政を実現したいと言っているわけです。柳川は水の問題は避

けて通れない問題ですから、早くやりたいという熱意が出ていると私は思うわけでございます。ですから、そういうことで、その事業を進めるためにはもっとやらなければならないところがあると。それで、今私が言った去年の6月にいただいた答弁から考えた場合、もっとすることはあると思いませんか。

建設部長（蒲池康晴君）

市長の答弁といささかもバツティングといいますが、そういったことはしていないと思います。それはどういうことかと言いますと、15年に再認可をとりまして、21年までということで認可をいただいておりますので、この分については市長の答弁どおり、この認可区域の変更というのはなかなか厳しいということでございますので、全体区域が現在706ヘクタールでございます。本当にこの706ヘクタールを公共下水道ですべきかどうかを見直したいというのが市長の意見でございまして、その分についての内々の認可の部分、これについては、そのまま走っていかざるを得ないというふうな市長の答弁だったかと思えます。

そういうことでございまして、全体事業計画のエリア、これをどうするのかというのをこの21年の事業認可見直しの際に見直しますよというふうな答弁をされたというふうに理解しておるところでございまして、そのような答弁だったのじゃないかというふうに思っております。

21番（大橋恭三君）

これまで設計の委託をしたりして頼んだ分はどうなるんでしょうか。そうは言いながら、もうかなりの金を、資本を投下しておるわけでしょう。責任はないんですかね。ちょっと待ってね。柳川でクリークの下越し工法をとらにゃいかんとか、そういうもろもろの技術的なことは、ボーリング調査とかいろんなことをやれば、かなりわかると思うんです。それで、そういうことをした上でちゃんとやるなら、こんないろんな理由があったとしても大幅な違いは出てこないと、そういうふう思うわけですが、果たしてこんな簡単な説明で皆さんが納得するか、市民が納得するかということです。その辺どうですか。

建設部長（蒲池康晴君）

設計委託につきましては、実際の具体的に工事をする前に、これは実施設計をします。実施設計委託ということをして、そして、その年度か、次年度、これに工事発注ということになりますので、設計委託の分でそういったむだな金を使ったんじゃないかというふうなことはございません。

先ほど申し上げましたように、事業計画、全体の計画をつくる場合にこういった形をつくるかといいますと、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、この公共下水道のヘクタール当たりどれぐらいの事業費が要るかという大まかな数字が出ておるわけでございまして、これをもとにヘクタールを掛けて事業費を導き出すということでございまして、認可になりますと、またそれを詰めて設計をするということになります。

そういうことでございまして、平成11年から面整備を具体的に始めておりましたので、平成11年度から16年度までの面整備の実績を考慮いたしまして、今回　今回といいますか、昨年見直しを行ったところ、そういった数字が出たということでございまして、今まではそういったヘクタール当たりどれぐらいかというふうなことで大まかな計算をしておいた分を、どれぐらいの管の延長が実際に必要なのか、そして、下越えする推進工法がどの程度必要なのかというのを5年間の実績をもとにはじき出したというふうなことで、より具体的に近づいた数字になったということじゃないかと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたように、33年という長いスパンでございまして、これについても後々どういった経済の状況で変わるかというのもわかりませんので、現時点での事業費の試算ということで御理解をいただいておりますというふうに思います。

21番（大橋恭三君）

私の知らない部分もいっぱいある、勉強が足りない部分もいっぱいあるようでございましてけれども、私たちには、何か親方日の丸という言葉がありますけれども、やっておけば、次の人にかわったらだれかがしてくれるくさとか、そういうふうなものもありませんじやろうかと思うて、非常に危惧をするわけでございまして。

そういうことであればなおさら、もうそろそろ、今、浄化槽設置の問題が出ていますから一緒に、この下水道事業と浄化槽事業の整合性とかを考えて、今おっしゃったようなことも考えて、しっかり検討する段階に来ていませんか。そして、それをどういう方法でやるかということもやっぱり考えていかなければならないと思います。その辺どうですかね。両方とも答えてください。

市長（石田宝蔵君）

今、議員御指摘の件は、まさしく昨年、市長に就任をいたしまして、公共下水道、あるいは公園、病院、この地方自治体の破綻の原因となっております大きな大事業については、やはりきっちりと精査をする、見直しをする、こうすることで、先ほど蒲池部長から答弁がありましたのは大まかな数字ではなくて、一定の事業計画年度と、それから、事業に対するそういった内容の精査を指示いたしまして、その見直しの結果が、精査の結果がそういう数値としてあらわれているわけです。もちろんこの706ヘクタールには7万7,000人の市民の皆さん、約1割程度いらっしゃるわけですが、面積にしてですね。浄化整備率はどういたしましても、これが全部終わったとしても30%程度しかありません。

それから、認可区域、いわゆる皆さん方にお配りした黄色の部分ですね、それから、ピンクの部分の計画区域、認可区域と計画区域がございまして。計画区域については、おおむね市民の皆さん方にも知らせはしておりますけれども、こういった巨費の投資を伴う。最終的には、今、部長から説明がありましたように、相当な予算が伴うわけですね。37,890,000千円。21年度までの事業にして、事業費の追加が95億円、これは膨大な数字なんです。しかも、国

費はおおよそ2分の1、55億円、市からも38億円出さなきゃいけない。こういうことを考えてみますときに、区域外、区域内のエリアの見直しも当然行わなきゃいけない。それから、区域外の方々、約8割いらっしゃるわけですから、これについては、公共下水道でやる、あるいは農集排、漁集排でやるということは現実的に不可能なことです。そうやってまいりますと、やはり合併浄化槽の道を選ばなきゃいけない。

そういうことで総合的に検討を重ね、精査をし、そして、今回積算をして出したのが昨年説明をした数値でございます。もちろんこれについては賛否両論あるかと思いますが、しかし、それが公共下水道を全町的に引くということは、これは現実的に不可能な問題でありまして、また、そういうものをやったときには柳川株式会社は倒産しなきゃいけない。夕張市のようなものに直面するということは、これは紛れもない事実でございます。最少の予算で最大の効果を上げる、しかも、スピードアップする、このことが私は大事だということで市町村型の合併浄化槽を皆さん方にお示しをしてきたところでございます。

21番（大橋恭三君）

今回のこの質問は、私は当初は質問通告書にあるとおり、市町村型合併浄化槽の推進ということで4番目に入れておったんです。ところが、議会運営委員長の方から、定例会の議題であるものを一般質問するのは余り好ましいことじゃないんじゃないかということでございましたので、私は苦勞してこれまで縮めたわけでございますけれども、皆さんは何かジャガイモのおろ煮えたのを食うたごとして、ちょっと後口が悪いかと思えます。ですけれども、私が言っていることはおわかりいただいたと思えますので、次へ進ませていただきます。

医療と福祉でございますけれども、今、医療制度は1割負担とか、応益負担とか、いろいろなものを心配しなくちゃならないように法が改正されております。障害者自立支援法とかなんとかいう法でございますけれども。それで、今までその恩恵にあずかっていた人たちも、それから、これから年代を重ねてそういう保険を受けようとする人たちは大変不安であるわけでございますけれども、そういう人たちの命綱である法律が今までどおりでいいから続けられるように柳川市は今、幸いにして福岡県はまだいいんですよ。県のその施策が続くように取り組んでくださいということです。

ぜひ進めていただくと同時に、今、冒頭に申し上げましたように、もう4割近くの自治体が何かを取り組もうとしておるわけです。柳川も何か取り組んでくれませんか。その辺どうでしょうか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

先ほどお話がありましたように、ことしの10月から本格的に障害者自立支援法というのが施行されまして、その法律の目的としましては、障害者福祉の地域移行の推進並びに就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会を構築することを目指して施行されているところでございます。しかしながら、先ほどお話がありましたように、利用料の1割負担

というふうな制度が導入されまして、これまでにない抜本的な見直し事業ということで、法の施行後もさまざまな意見が存在しているのも事実でございます。

そのため、国においても、法施行直後でございますが、改善策について、自立支援法の枠内での改善策を講じるというふうな立場で現在検討もされて、その中で、利用者負担の軽減を初めとしますさまざまな点について協議がされているようでございますので、今後、近隣の市町の動向等を見ながら、利用者負担の軽減につきましては、機会をとらえまして国や県に対して働きかけを行いたいというふうに考えているところでございます。

21番（大橋恭三君）

次に、国民健康保険証は、柳川は現在、まだカードじゃなくて紙になっております。中身は答弁いただいたとおりですけれども、柳川市はいつごろＩＣといたしますか、カードになるのでしょうか。カードになっても、そういう対策をとるように、今のうちをお願いしておきたいんです。

保健福祉部長（本木芳夫君）

カードにつきましては、現在、いつから実施するというところまでの検討は進んでおりません。やはりカード導入に当たりましては、財政的な費用が何千万円とか、そういうふうな経費がかかりますので、今後、慎重に検討しまして、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

21番（大橋恭三君）

医療と福祉の3番でございます。

こういうふうな糖尿病とか、その辺からまた進んだ病気の方たちを予防することは、やはり医療費の抑制にもつながるということで取り組みはぜひやらなければならない。それとあわせて、今、柳川はもちろん成人病に対する取り組みをやっていきますけれども、もう少し強化する。例えば、テレビであっていただけけれども、兵庫県で市職員の中にそういう健康の度合いをはかる人たちを養成というか、雇ってといたしますかね、市の職員さんたちはみんな宝物ですから、大事な財産ですから、その人たちの健康管理をしていただいて、長生きと同時に、ばりばり働いていただくとか、そういうシステムの導入なんかを考えていただくならと思うんですけれども、どうでしょうか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

尼崎市の例をお出しいただきましてお話がございました。尼崎市の例を述べますと、尼崎市につきましては、平成8年から11年度に5名の方が循環器疾患で亡くなられたと。その後、保健指導等を実施されまして、平成13年度から16年度につきましてはゼロ名になったというふうな実績で、私もテレビで見させていただいたわけでございますけど、このような取り組みをぜひ柳川も進めたらどうかというふうなことでございます。

先ほど述べましたように、医療制度改革によりまして、平成20年度よりそれぞれの保険者

に検診及び保健指導というのが義務化されることになっております。その中心に位置づけられているのが内臓脂肪症候群ということで、メタボリックシンドローム対策ということでございます。

このようなことから、平成20年度以降の保健事業をどのように推進していくかを平成19年度に特定検診保健指導実施計画というふうなことで定める予定にしております。今年度は県の指導のもとに国保及び生保のレセプト分析を現在行っているところでございます。これからは糖尿病、特に透析患者に対する対策を充実させることと、実施をしていって新規の透析患者の発生を食いとめることとか、その予備軍を減らしていくというふうなことを実施しまして医療費の削減を図っていききたいと、その対策の充実を図っていききたいというふうに考えております。

21番（大橋恭三君）

きのう、NHKニュースでやっておりました。難病患者の助成打ち切りでございます。皆さんも見られた方もおるとおもいますけれども、やはり福祉の後退、これが現実のものとなってきているわけです。国や県、私たち自治体の財政事情が苦しいのもよくわかります。けれども、当事者や社会的弱者の方たちはもっと苦しいと思うんです。こういうときだからこそ、ちゃんと手を差し伸べる必要があると思います。

そういうことで、私は柳川市に格段の御努力をしていただくことをお願いしたいと思っております。

申し上げましたように、市町村型の合併浄化槽の推進の部分が抜けましたので、12分間余りますけれども、これで私はやめます。終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時1分 休憩

午後3時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、1番島添達也議員の発言を許します。

1番（島添達也君）（登壇）

1番島添達也でございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

この件につきましては、選挙前の9月定例会において質問いたしております。今回はそのときの市長答弁に基づいて質問させていただきます。

かねて市長は、この用地については、旧大和町において議会が承認の議決を行って、既に

解決していると主張してきました。しかしながら、当時の議事録等の事跡から判断しますと、議会が同意しているのは当該用地の面積、価格、支払い期日、支払い方法についてであります。すなわちこの土地を購入することに同意したにすぎません。また、大和町公共施設等整備基金を取り崩して購入したにもかかわらず、初期の目的のためには活用されず、一私企業に賃貸されているのが現状です。この土地を市民のために安心・安全な公共用地として活用するためには、重油汚染の存在、アスベストの使用は厳然たる事実であり、調査次第ではダイオキシン、水質汚染等々も心配されます。したがって、これらの問題をクリアしなければ、市民のための公共用地としては活用できない。

このような問題を抱えていることを確認し、共通認識に立って次のような質問をさせていただきます。具体的に、的確に、簡潔に御答弁いただくようお願いしておきます。

第1、賃貸契約に関する質問であります。

賃貸契約をさらに1年延長することが今月8日の全員協議会で報告され、きょうになってピアス社へ提示した「賃貸借条件変更契約書案及び瑕疵担保責任に関する覚書案について」とする書面が配付されました。市長、このような市民の関心も高く、政治問題になっている案件を議会の求めがなければ報告しないというようなあなたの政治姿勢は大いに不誠実であると思います。猛省を促しておきます。

この用地については、市民のための活用策を考えるのが先決であろうかと思いますが、なぜ賃貸契約を1年延長するのか、その理由をお聞かせください。

また、現在、この用地が財産上の分類でどうなっておるのか、普通財産なのか、行政財産なのか、今では当初の設備基金に縛られることなく自由に使える用地なのか、その辺のことをお伺いいたします。

また、延長に当たって瑕疵担保期限も1年延長する市側の案が示されています。この件について、ピアス側のだれと交渉し、市側は交渉要員としてだれが当たっているのかお尋ねいたします。

いつ、どこで、何回ぐらい交渉を行ってきたのか、見通しはどうか、ピアス社は瑕疵担保期限の延長に応じるつもりがあるかどうか。報告が今になったのはなぜか。9月議会で私の一般質問に対して、相手方もあることですが、9月中旬には公にできるように交渉をいたしますと明言されております。

3番の質問と4番の質問はリンクしますので、同時にお尋ねいたします。

瑕疵担保に関するピアス側の考え方はどうなのか。すなわち重油汚染、アスベスト、土壌汚染、ダイオキシン、水質汚染等々のうち、何と何を瑕疵担保と考えておるのか。また、市当局はその点についてどう考えているのか。

5の環境調査について。

このことについては、9月議会で3,000千円の調査費が補正で組み込まれましたが、いまだに

調査には着手していない。おくれた理由は何か。いつ、どのような、どの程度の調査をどのような機関に依頼して行うのか。重油汚染、アスベスト等の除去、撤去費用に幾らぐらいかかると試算しているのか。

9月議会で報告のあった市民会館のアスベスト除去には坪120千円かかっております。また、今期議会において報告があった三橋中学校の校長室のアスベスト除去には坪160千円かかっております。それをピアスの建物1,800坪で計算しますと、坪120千円として210,000千円強、坪160千円としますと290,000千円強。この費用をピアス社に本当に出させることができるかどうか、その辺の市長の見通しをお伺いいたします。

残余の質問につきましては自席より行います。よろしくお願いたします。

総務部長（山田政徳君）

ピアス跡地関係でお答えをさせていただきます。

まず、私がお答えする範囲のみお答えをさせていただきますが、財産上の分類はどうなっておるかという御質問でございます。

これについては、市が抱える財産については二つに分かれまして、一つは行政財産、これは道路とか、いろんな公共施設でございます。もう一つが普通財産でございます。普通財産というのはいろんな活用ができる、貸し与えることもできると、そういったものでございまして、それから判断いたしますと、今回のピアス跡地については、普通財産の範疇に入るというふうに考えております。

続いて、瑕疵担保の期限の延長について、交渉はだれがしたかと、市側とピアス側の出席はということでございますが、11月10日に柳川庁舎の方で協議が行われております。その席にはピアス社の方からは川島専務ほか2名、市側からは三役ほか2名が出席をいたしております。

その協議内容を少し御説明申し上げますと、市の方から申し上げたのは、今後ともアスベストや重油汚染等について引き続き協議を行いたい。そのために、瑕疵担保責任期限の延長を書面で確認したいということをお願いしております。ピアス社の方からは、市へ迷惑をかけるまいと誠意を持って引き続き協議を行うという回答がございました。

続いて、報告が遅くなった理由はということでございますが、これについては、市長が9月で御答弁申し上げて、その後、市長は個別に協議、折衝をなされたと思いますが、先ほど申しましたように、正式に役所で行った協議は11月10日でございますので、報告がおくれたということで、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

次に、瑕疵担保のピアスの考え方でございますが、何をもちて瑕疵担保とするかということをお尋ねでございますけれども、先ほど言いましたように、お互い誠意を持って対応するというふうに協議がなされております。そこで、細かい具体的な話につきましては、今後、協議をするということになっております。

続いて、土壌調査の件でございますが、どういう機関に発注をしたらいいのか、どういう仕様書でやるのかということについて内部で十分検討をいたしまして、若干おくれしてきましたけれども、今月の6日に財団法人系の5社によります指名競争入札を行いました。その結果、契約相手としては、財団法人佐賀県環境科学検査協会というふうに決定をいたしております。早速契約を終わりました、着手していただき、2月末までには結果を出していただきたいというふうに考えております。

続いて、アスベストの費用は幾らぐらいかかるかということでございますが、先ほど市民会館と三橋中学校の例を挙げられて金額を議員申し上げられましたが、正直なところ正確なところで積算はいたしていないというところでございます。

先日、新聞でも報道がなされておりましたように、最近、吹きつけ塗装のアスベスト部分を固めて、安価で安全な処理ができるという方法も開発されておるようでございますので、その辺のところを十分研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

1番（島添達也君）

調査につきましては、その調査内容、たしか市長は何千万円も費用がかかるから調査を行わないというようなことを特別委員会ではっきり言っていたと思います。それからまた、高田大和町庁舎長は、専門機関に問い合わせたところ（発言する者あり）言っておるよ。議事録見ればわかるけど、言っておる。（発言する者あり）言った言わんはいい。それは後でちゃんと調査すればわかること。

それを3,000千円の予算で、どの程度の、どのような内容の調査が可能なのか、この点を説明願いたいと思いますし、吹きつけについては安価で処理する方法があるということですが、公共施設は平成21年度までに完全除去、完全撤去、解体せねばならないという法律の改正があつておることは、総務部長、その辺はどうなりますか。21年までに公共施設は全面除去せにゃいかんでしょう、アスベストについては。

総務部長（山田政徳君）

まず、1点目の土壌調査の内容でございますが、調査内容は土壌汚染対策法施行令に決められております25の物質の調査を行います。調査ポイントは、平成15年11月の報告書にありますA、Bエリア、それぞれ1カ所ずつ、合わせて2カ所行う予定でございます。ダイオキシン類につきましては、同じく平成15年11月の報告書と同じ場所で調査を行うということにいたしております。

公共施設は平成21年度までにダイオキシン類完全撤去ということでございますが、私、確認をいたしておりますのは、石綿障害予防規則というのがございまして、その第10条で吹きつけられた石綿等、形成材ではございまして、吹きつけられた石綿等については、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないという、この規則を確認い

たしております。法律云々、ちょっと私、今のところわかりかねます。

以上です。

1 番（島添達也君）

規則に基づいて答弁したと。私も法制度がどうなったのか、正確には理解しておりませんが、その点については後ほどお互いに確認したいと思います。たしか私の記憶では21年までに公共施設のアスベストについては完全除去するようという法制度の改正がなされておると記憶しておりますので、後ほど確認したいと思います。

1,800坪のアスベストについて2億円以上かかると。そのことについて、本当にピアスに除去させ得るのか、その可能性はあるのかということを知りたいと市長にお尋ねしております。市長は特別委員会においても、また、17年12月の竹井議員の一般質問に答えても、自分の責任でピアスと責任持って交渉すると。そして、ピアス側にそのことについては責任を持ってもらうという答弁をされております。そのことについてお尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

全くそのとおりでございます。

1 番（島添達也君）

全くそのとおりとは、どのようにそのとおりなのか。ピアス側に全面撤去させるということですか。

市長（石田宝蔵君）

これまでどおり申し上げてきておりますのは、誠意を持ってピアス側はやるということでございますので、もちろんこういったものの事案等は百条委員会の中でも審議されまして、こういった責任の範疇、瑕疵担保の範疇、こういうものも十分司法の場においても、今、請求がっておりますし、裁判も行われておりますし、ピアス社としても誠意を持って対応するというのでございますので、これらの推移を見守りながら、誠意を持っての対応、また、市として言うべきことはきちり申し上げていくと。これまでの主張と変わりません。

1 番（島添達也君）

それにしても、随分とスピードがのろいんじゃないでしょうか。瑕疵担保期限はあと2週間なんですよね、最初の瑕疵担保期限は、平成18年12月26日をもって当初の契約書の瑕疵担保期限は切れるわけですよ。あと2週間しかないわけですよ。それで、きょう示されたのは、執行部がピアスアライズ社へ提示した「賃貸借条件変更契約書案及び瑕疵担保責任に関する覚書案について」ということなんですよね。案なんですよ。お互いに署名捺印して、合意納得した新たな契約書じゃないわけですよ。その点について御答弁願います。あと2週間のうちに必ずそういう覚書の正式な契約を取りつけることができるのかどうか。

市長（石田宝蔵君）

これについては取りつけます。

1 番（島添達也君）

環境調査について再度お尋ねいたします。

あの用地の環境調査で重要なポイントは、汚染土壌が2,004トン指摘されているにもかかわらず、実際に除去されたのは530トンであったと。その残りはふるいにかけて、今現在もあの用地の中にある。それが汚染されていないと言えるかどうか。また、ダイオキシン汚染の可能性も言及されておるけれども、復建の調査報告にはその調査結果が報告されておりません。ダイオキシンについては、今回調査するというのでありますから、そのことについては、もうそれ以上申しません。また、砒素、フッ素などの危険物質が在来層に由来するもので、工場に起因するものではないと。その根拠、真偽について調査する。その3点が重要なポイントであろうかと私は考えております。総務部長、その点についてはどうですか。

総務部長（山田政徳君）

前回、ピアス社で行われました調査の結果で、砒素、フッ素等が若干基準値をオーバーしておったということで、これについては在来するものであるというふうな説明がなされておったということでございますが、この辺の比較検討については、今回はできなかつたと。要するに全く違う用地と比較をして、今回の調査と砒素、フッ素等について比較はいたすだけの予算の余裕がなかったというのが実情でございます。

以上です。

1 番（島添達也君）

3,000千円の予算の範囲ですから、なかなか十分な調査はできないと思いますけれども、その予算の範囲内で慎重に、そして、効率的にポイントを定めて調査してもらうように極力働きかけていただきたいと思います。

それから、なぜ賃貸借契約を1年間延長するのか。執行部案によりますと、さらにあと1年延長するような文言もあります。瑕疵担保責任に関する覚書案、その記の2「売り主と買い主との間における本物件の賃貸借契約期間が平成19年12月31日から延長された場合は、売り主が買い主に対して負う隠れたる瑕疵担保責任の期間も賃貸借契約期間の延長期間と同じ期間延長するものとする」とあります。そのとおり1年、再来年も延長するかもしれないことを示しておると思いますが、何でそんなずるずる延長していかないかのでしょうか。その理由は何でしょうか。

総務部長（山田政徳君）

期間の延長は1年間でございます。先ほどの覚書案の のところにそういう文言を入れましたのは、あくまで念のためということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

1 番（島添達也君）

私はこの用地については、旧大和町において大和町民のため、あるいは大和町のため、現

在では柳川市の財産でありますから、柳川市の市民のためにどのように活用するか、その活用策を見出していくのが先決であろうかと思えます。そして、どうしてもなかなか適当な活用策が見出せない、そうした場合に賃貸借を考える。しかしながら、早くもう1年ぐらいで打ち切って、市民のために活用策を見出していくのが、執行部に、また、我々議会に課せられた市民からの負託でないかと考えますが、その点どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

この問題は、事案等の百条委員会等で議論されてきているわけですね。いかにも中に何かがあるようなことでございますから、また、百条委員会の結論としても、調査をせると、要望するということで行われているから、こういうことになるわけです。何も健全な土地、土壤汚染も私どもはないという説明を受けておる。ただ、アスベストの問題については、新たな問題として惹起しました。これは確固たる事実です。しかしながら、平成15年に売買したときは、このような事案の問題は両者とも、買い主、売り主とも全く認知していなかった。そういう問題の中での事案でありますから、次の活用策は当然並行して考えていかなきゃならない。それかといって、そういうものがある間に、また次なるものの計画を立て、あるいは検討すれば、結論が出ていないじゃないかと、こういう御指摘も受けるだろうと私は思います。

したがって、弁護士とも十分話を申し上げまして、市としては毅然としてピアス社に申し上げる、あるいは賃貸契約、この覚書等も締結しておく必要があるということで、このような案を今ピアス社に送り、その内諾を得ているところでございます。

1番（島添達也君）

言いわけが上手というか、百条委員会は終結して、もう報告書も取りまとめて報告しておるわけですね。それから、裁判云々。裁判があつておるから賃貸借を延長せにゃいかん。なぜでしょうか。理解しかねます。（発言する者あり）いや、百条委員会はもう終結しておるとでしょう。それが何で延長せにゃいかん理由になるんですか。おかしいんじゃないの。

市長（石田宝蔵君）

調査をなさいという結論が出ていたでしょう、先般の9月議会でも。だから、3,000千円の予算を通していただいたんでしょう。

1番（島添達也君）

だったら、9月に予算組んでいるんだから、さっさと調査に着手すればよかったし、調査が終了していないから活用策を考えていかないということにはならないし、それからちよっともう忘れた。（発言する者あり）

アスベストだけが存在するという、明確であるということなのですが、この重油汚染についても、ピアス側は明確に認めておるわけですね。ただし、操業中であるから重油タンクの撤去とか、いろいろ操業できなくなるから、操業停止して撤退するときにはピアスの責

任において重油汚染については解決しますと言っておるんですよね。だから、アスベストだけじゃないんですよ、あそこに問題があるのは。

それから、2,004トン指摘されて、530トンしか除去されていないわけですよ。残りの土壌がどうなのか。今後の調査にゆだねるとしても、そういう問題がある。それはそういう調査をしながら、そして、除去し、更地にする方向で活用策を見出していくというのがあるべき姿じゃないですか、執行部も、議会も。

市長（石田宝蔵君）

今までの一介の論は、この土地について安全・安心を担保すべきじゃないかと。市としても当然その責任があるよということです。そういう追及を受けてきました。もちろん指摘がありました重油の問題については、操業を終わるということになれば、ピアス社において責任持って撤去すると。また、土壌汚染についても、重要事項説明の中では土壌汚染法に基づく汚染はないというふうに明確に結論づけられておりますけれども、それがまだまだ云々と今のような話があるわけですから、市としては担保をきちっと、やはりどなたが次の誘致をいたしましても、何に利用するにいたしましても、活用するには安全・安心の土地であるということをきちんとお墨つきをやらなきゃいけない。こういうことで、この議会での調査費の予算等もつけていただきました。

それからもう一つは、これを休業するということになりますれば、貸さないということになれば塩漬けの土地になります。遊ばせて遊休地、これは市として財政厳しい中でありますので、幾らかでも入ってくるお金、月1,050千円という賃料については、私どもとしては欲しいお金でございますし、それは賃貸しながら、調査の段階でありますので、きちっと調査をやりながら、そして、安全を担保した上で次なる検討策に入っていくというのが私は常道であろうというふうに思います。

1番（島添達也君）

そのことにつきましては、繰り返しのすれ違いの答弁、質問になろうかと思しますので、もう申し上げませんが、とにかくあと2週間に迫った日にちの中で、ピアス側ときちっとした瑕疵担保に対する期限延長、あるいは瑕疵担保の内容、どれとどれを瑕疵担保として認めるのか、そして、やはり初期の目的である市民のための公共用地として活用するべく問題をクリアしていただきたい。そして、そのことについて今年度内に報告できますか。26日が期限ですから。

議長（田中雅美君）

ことしじゅうにということですか。26日までということですか。

1番（島添達也君）

そうです。

市長（石田宝蔵君）

今のは今年度内と聞こえましたので。ことし内の12月26日にはきっちりと説明を、契約をできるように、出たことを報告させていただきます。

1番（島添達也君）

その際には22日の最終日が一番適切かと思いますが、その後も全員協議会なり開催して報告していただけますか。

市長（石田宝蔵君）

22日に間に合うようであれば、そのようにさせていただきます。

1番（島添達也君）

その点を確認して、私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添達也議員の質問を終了いたします。

第6順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

7番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。私、議員になりまして初めての一般質問でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

市長は、さきの市議会議員選挙において一部の候補者を応援されましたが、そのことについて市民の皆さんの間に疑問の声があります。市のトップとして常に公平な姿勢が求められていると思いますが、このことについて市長の考えをお尋ねいたします。

また、私は選挙期間中、あなたは市長派か、それとも反市長派かと、よく尋ねられました。もちろん私だけでなく、私の周りにいた人も同じことを聞かれたようです。議員選挙がこのような形で行われることに市政の閉塞感を感じたのは私一人ではなかったのではないかと思います。これもやはり市長のこうした言動にも一因があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、公共事業の事前評価制度についてお尋ねをいたします。

今、地方の主たる財源である地方交付税は国の財政再建を背景に年々削減され、市の財政状況は今後ますます厳しくなるものと予想されます。こうした中、10年先、20年先を見据えながら、今、本当にその事業が必要か、本当に住民が望んでいるのか、財政的に無理はないのかなど、慎重に検討しなければなりません。私はそのために一定額以上の公共事業について、事業を実施する前の計画段階での事業の必要性、緊急性、事業の効果、そして、それに要する費用などを事前に精査する事業の事前評価制度を導入すべきだと考えますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

事業の評価に当たっては、庁内事業担当部署での綿密な評価を1次として、次に、有識者

から成る第三者機関を設置し、その意見を求め、最終的な評価は市長が行うものとし、その評価の時期は翌年度の予算編成時期までに行うことは当然ですが、国庫補助事業等については、事業採択や事業認可の手続前までに行うことが必要だと考えます。このように、事業実施前に客観的評価を行うことにより、事業の適切な選択とともに、事業実施の意思決定の透明性の確保を図ることができると考えております。

今議会においても大型公共事業に関する議案も提出されておりますが、事業担当部署も含め、十分な検討がなされているのか疑問に思うところもあります。まさにこうした事業評価制度の必要性を強く感じております。市長の答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。回答によりましては、自席からの再質問を行いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員からのお尋ねでございますが、白谷議員におかれましては、本当に30年近く町の職員としてお勤めになり、今回は議員として市政に参画をされての議員活動を続けていかれるわけでございますが、心からお喜びを申し上げたいと思ひます。

1点目の市長の政治姿勢、これは先般、矢ヶ部議員に御答弁を申し上げたとおりでございますが、政治家として同じく考え方をする者、また、それぞれ個人的なつながりの中、あるいは後援会のつながりの中、さまざまなまちづくりの方向性と共通点がありますことについて、これは心を同じくする人を応援することもございます。決して公平性を欠いているということではないかと存じております。

総務部長（山田政徳君）

2点目の事前評価制度でございます。

白谷議員は行政が取り組む事業については、しっかり将来を見据えて評価をすべきだというお考えを今御披露いただきましたが、まさにそのとおりであります。同感でございます。

行政は今、さまざまなサービス事業をやっておりますけれども、ややもすると、どうしても新規事業が積み重なると、段々重ねの状況になってまいります。そのことが財政を圧迫する一つの要因になっておるといふふうに言えると思ひます。こうしたことを避けるために、行政評価システム、これが必要でございますが、今、集中改革プランとか行政改革の考えに沿いまして、平成19年度から評価システムの導入に向けて、今、いろんなことをやっておるわけでございますが、とりあえず最初に職員にそのシステムの理解が必要ということから、職員研修会を開催いたしたところでございます。

そして、行政評価システムというのは、全体の事業について評価をするわけでございますが、先ほど議員おっしゃったのは事前評価だろうと思ひます。このことについても、その行政評価システムをつくり上げる段階であわせてつくっていききたいと思っております。

どのようなシステムになるかというのを簡単に御説明申し上げますが、まずは先ほどおっ

しゃったように、担当課で事業の必要性とか有効性とか、あるいは優先度合いとか公平性とか、そういったものを第1次評価をさせていただくと。そして、四役、部長レベルで2次評価をして、実施するかどうかを判断するという考えでございます。

先ほど議員、第三者機関を入れるべきだというふうな御指摘ございましたけれども、なかなかこの第三者機関というのも難しい問題がございまして、一つには行政の財政事情等をしっかり把握した人、そういった人材が果たしているかどうかというのも問題でございますし、また、こういった事業については、議会での議論を抑制する結果につながりはしないかということもあると思います。したがって、そういったことにも十分配慮をしていくということで、そういったことがしっかりクリアできれば、第三者機関の導入については検討する必要はあるかなというふうに思います。

以上です。

7番（白谷義隆君）

まず、市長の公平性は欠かないという答弁ですが、確かに私も法律上、公平性を欠くかどうか、そういうところは疑問に思うところであります。ただ、現実に住民の方がそういうふうにおかしいんじゃないですかということをおっしゃっているのも事実なんですね。ですから、市長は私が職員の時代から住民の目線ということをよく言われておりました。きょうも言われました。ただ、住民の目線は、今、市長が言われたのとは若干違うような気がいたします。そこら辺は市長は行政のトップとして、そうした自覚を持って行動をしてもらいたい。必ずしも市長が考えておられるように住民が理解しておるわけでもありませんので、そこら辺は今後よろしくお願いをしたいと思います。

次に、事前評価制度の件ですが、大枠としては行政で今考えてあるのと同じようなことですが、第三者機関について一定考慮が必要だということですが、私はややもすると、行政内部だけだと、どうしても市長の意向に沿った形での検討がなされてしまう。その辺については、総務部長から原課での1次評価ということについては、私もぜひそれは市長の意向とは別個で原課でまず評価をする、そのことは重ねてお願いをしたいと思います。ただ、さっき言いますように、どうしても市長の意向に沿いますので、ですから、そういう意味では第三者機関を設けてやるべきじゃないかと思えます。

ですから、市長は原課の、あるいは第三者の意見じゃなくて、あとは独自に自分で判断をすればいいわけですから。そして、先ほど議会の関係もおっしゃいましたが、私も議会は議会として別個の判断をすればいいと。そのことによって議論も深まるし、透明性も確保できると、そのように考えておりますので、第三者機関についてもお願いをしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

先ほどの白谷議員の質問というか、御要望というふうに理解させていただいてよろしゅうございますか。（「そうですね。できるだけそういうふうに沿ったところで検討をお願いし

たいということによろしいです」と呼ぶ者あり)わかりました。(「よろしいです。ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

議長(田中雅美君)

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成18年12月13日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
4番	熊 井 三千代	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
8番	森 田 房 儀	9番	荒 巻 英 樹
10番	藤 丸 富 男	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2. 欠席議員

3番 浦 博 宣

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	啓	司
福	祉	金	子	健	次
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
選	挙	金	縄	孝	義
学	校	龍		英	樹
選	挙	椛	島	忠	常

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	幹	櫻	木	恵
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	高
							巢	雄	三
							口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	2番 古賀 澄雄	1. 台風13号による塩害被害 (1) 塩害防止策 (2) 激甚災害指定 (3) 干拓地域の農業経営 2. 子ども社会の安心・安全 (1) いじめの現状 (2) 朝の読書運動 (3) 子ほめ事業(有明小学校) (4) 通学路の安全確保 3. 市民主体のまちづくり (1) 市民協働 (2) 拠点整備	市長 教育長 市長
2	9番 荒巻 英樹	1. 柳川市ホームページの活用について (1) アクセス状況について (2) 「観光情報」の外国語での表記予定について	市長
3	25番 三小田 一美	1. 市長の政治姿勢について (1) 市議会議員選挙における市長の選挙運動について (2) 各種団体代表者の選挙運動について 2. アスベストの撤去について (1) 市が所有する各種施設のアスベスト製品の撤去について 3. 指名委員会の役割について (1) 指名委員会での業者指名の方法について (2) 指名委員会での指名した業者の変更について	市長・ 選管委員長 市長 市長
4	4番 熊井 三千代	1. 福祉行政 (1) 福祉巡回バスについて (2) 高齢者在宅福祉サービスについて 介護用品及び介護手当支給について (3) 施設サービスについて	市長

5	20番 吉田勝也	1. 市政一般 (1) 経常収支比率について (2) 固定資産税率について	市長
---	-------------	---	----

追加日程(2) 処分要求書について

午前10時2分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番(古賀澄雄君)(登壇)

皆さんおはようございます。2番公明党の古賀澄雄でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、順次質問をいたします。

初めに、私はこのたびの選挙で2期目の当選を果たしました。誠心誠意努力してまいりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

去る9月17日、襲来した台風13号による柳川市の農産物の被害状況は、農政課の調べによると、9月25日現在で約16億円と被害額が試算されました。風害による被害は多岐に及ぼし、特に有明海沿岸干拓地の塩害によるものが甚大であります。今回は台風通過と同時に高潮が重なり、潮を巻き上げ、さらには、台風の後、雨がほとんど降らなかったため塩害が進み、被害が拡大いたしました。政府は11月10日、佐賀県に激甚災害指定を閣議で決定したと発表しました。九州農政局によると、9月26日現在、水稻の被害額は九州全体で179億円、県別では佐賀が最も多く96億円、福岡が46億円、長崎22億円と続くとしています。

私の試算によりますと、柳川市の水稻の被害額は約12億円となりました。率にして福岡県では26%を占める割合ではなかろうかと思ひ、被害は局地的と考えます。佐賀県では被害が甚大であることから、その対応が迅速であることに対して、福岡県は何もない。被害調査には来ても、その後の対応に何の答えもない、不信を漏らす声があります。壊滅状態に陥っている農家では、もう食べていけない、がっくりと肩を落とす状況に、この後の生産意欲に限りない影響があるものと心配するところでございます。九州では台風による水稻被害は2005

年40億円、2004年242億円と3年連続で発生し、今後も地球温暖化による台風の発生と大型化が懸念されます。

そこで、一つに、塩害防止策について、二つ目に、激甚災害指定について、三つ目に、干拓地域の農業経営について、3点お伺いをいたします。

次に、子ども社会の安全・安心についてお伺いいたします。

最近、いじめによる子供の自殺がふえています。絶対にあってはならない悲しい出来事が次から次に雪崩的な現象で起こり、大変大きな社会問題に発展しました。不登校や校内暴力など子供の心をめぐる問題が指摘されている中、子供たちの心を豊かにし、生きる力をはぐくむための教育が今問われています。

私は、これまでに小・中学校における朝の10分間の読書活動の推進について提案をしてきました。全国でこの活動の取り組みが推進され、成果として、不登校やいじめ、荒れる学校が減り、学習意欲が向上したと報告があります。これは、始業前10分間、教師も生徒も自分の好きな本を読む簡単な運動ながら、継続の効果は大きく、1時限目に落ち着いてスムーズに入れるようになった、授業への集中度が高まった、子供たちからも本が好きになった、友達や家族との会話がふえたなどの評価が上げられます。

そこで、本市のいじめの現状と読書運動についてお伺いをいたします。

次に、子供は褒めて育てるといいます。福岡県中間市の中間北小学校では、11月2日、いじめ防止をテーマにした全校集会があり、褒め言葉や嫌いな言葉のアンケート結果発表がありました。そこでは、うれしい言葉として多かったのは「頑張ったね」「上手だね」「大好き」など、嫌いな言葉は、高学年では「黙れ」「殺すぞ」、低学年では「うざい」「きもい」などが上がったとし、そのとき子供の寸劇では、「うざい」「きもい」はやめてとのいじめ防止策提案もあり、最後に、友達にたくさん褒め言葉をかけて、仲よしの種を育てていこうと呼びかけ、締めくくったとあります。いじめに加担する教員やいじめを隠ぺいする教育委員会など、こういった体質は断じて許しがたいことでもあります。

そこで、柳川市大和町の有明小学校では子褒め事業の取り組みが行われていると伺っています。成果はどのように報告されているのでしょうか、お尋ねいたします。

4点目に、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

子供を送り出す親の心配は交通事故に遭わないことです。子供にいろいろ注意はしても、これだけ車の通行量がふえると心配になります。子供たちが安心して学校に通ったり、遊びに出かけられる道路環境をもっと整備してほしいと願う家族の心は切実であります。今、柳川市役所玄関前には「交通死亡事故非常事態宣言中」との看板も上がっています。

そこで、具体的には2カ所提示したいと思いますが、一つは、三橋中学校、藤吉小学校の通学路となっている国道443号線北側を朝夜に走る旧道の時間交通規制についてであります。あるOBの警察官いわく、とても1人で違反切符を渡せる状況ではない、厳しい状況をお話

してありました。

二つ目に、豊原小学校、国道209号線豊原信号間の通学路としての安全確保であります。見通しの悪い穏やかなカーブで、児童が大型車の風圧に耐え切れず飛ばされ田んぼに倒れたといった事故がっております。車に巻き込まれたりして大きな事故になっても決して不思議ではない状況です。大変心配をされています。道路整備について執行部はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

次に、市民主体のまちづくりについてお伺いします。

地方分権の進展に伴い、各自治体では新たなまちづくりを取り組む上で今市民との協働が脚光を浴びています。私もこれまでこのテーマについては何回か取り上げてきました。本市では先月11日、待望久しい市民協働推進委員会が発足いたしました。時代の要請にこたえるものとして大いに期待されるものです。しかし、協働の意味するものについてはさまざま論議されているところであります。新しいまちづくりについては、これまでの行政の下請から脱却できるのかがかぎとなる改革のテーマがございます。そこで、本市の市民協働のスタートに当たり、執行部の協働についての考えをお伺いいたします。

次に、拠点整備についてであります。

いよいよ戦後日本を働き手として支え、経済大国に押し上げてきた団塊の世代が退職をいたします。現代ではまだまだ若い経験豊かなこの人材の塊は地域発展に黙ってはいないでしょう。わいわいがやがや集まっては散り、散っては集まり、繰り返す中に新たなまちづくりに活躍されるものと思います。そのためには活動の拠点となるものが必要と考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席で行いますので、よろしく申し上げます。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方から、まず、1点目の台風13号による塩害被害ということで3点御質問いただいておりますので、この3点について御答弁をさせていただきます。

まず1番でございますが、本市は有明海に面した地域でございます。台風の襲来のために越波や冠水などによりまして農作物の被害が生じているということで、地域住民は大変不安を覚えながら営農を余儀なくされているところでございます。有明海に面したいずれの堤防も基礎地盤の軟弱さと老朽化などによりまして安全性が低下しており、危険箇所も多くなっております。そういうところで、海岸保全施設として改修、補修を行っているところでございます。特に大和干拓と昭代干拓の堤防につきましては農地保全の立場から農林水産省の直轄事業、そして橋本干拓堤防につきましては福岡県の事業で柳川海岸高潮対策事業で継続的に改修整備が行われているところでございます。

塩害防止策はないかということでございますが、台風がもたらすしぶきにつきましては、これを完全にとめることはできません。越波の量をどこまで抑えて被害を最小限にするかと

いうふうなことでしかないかなというふうに思っております。有明海保全事業所におきましては、その越波量を最小限に抑えるということで、工法としまして、この有明海地域としましては、伊勢湾台風規模の波浪を推測したところでパラペットのかさ上げや消波施設、また、例えば消波ブロックとか離岸堤、そういったものでございますが、そして海側には階段型の護岸を設けるなど、場所によってそこに合った工法を選択されて堤防の改修工事が行われております。したがって、我々として、今後この事業の進捗を幾らかでも早く進めていただいて、地元の方が安心して生活や営農を続けられるように取り組んで、そういった環境づくりに努めていかなきゃいけないというふうに思っております。

二つ目の激甚災害についてでございますが、激甚災害制度について若干御説明をさせていただきます。

激甚災害制度は、激甚災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律という、この法律によりまして、地方財政負担の緩和、それと、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められた場合に、その災害自体が激甚災害として指定されるものでございます。この激甚災害の指定は、一定の指定基準に従いまして、激甚災害法に基づいて内閣府の中央防災会議の諮問答申を得て政令で指定するものでございます。激甚災害指定は、本来、全国を単位として積み上げたものを基準として、地域を限定せずに、その災害自体を指定するものでございまして、今回の台風13号被害につきましては激甚災害として指定がされております。したがって、台風が通過した地域、佐賀県だけではなくて、福岡県も含まれますが、その通過した地域が対象となっております。

それから、具体的な支援を申し上げますと、被災地に対して復興費用に国庫補助金を1割から2割かさ上げして、一般の被害と比較して手厚い財政措置が行われるというものでございます。また、適用範囲としましてはハード事業が主でございまして、農地や公共施設、そして共同利用施設に対しての復旧のための補助率のかさ上げ、それとまた経営資金、事業資金などの天災資金援助などがございます。

今回の台風によります農作物の被害でございますが、これにつきましては激甚災害だからといって特別の措置はございません。したがって、これにつきましては一般的にあります災害補償制度としての各種共済制度、そういったものが適用されますので、この共済につきまして、市として特別な取り計らいをお願いするということで、国や関係機関をお願いをしてきたというところでございます。

それから、3点目でございますが、干拓地域の農業経営ということでの御質問ですが、干拓地域の営農形態につきましては、米、麦、大豆という土地利用型農業が主でございまして、それに合わせてトマト、アスパラガス、ナスの施設園芸などを複合した農家が数件ございます。潮風害に比較的強い農作物、特に塩害に比較的強い農作物の導入につきましては、調査してみますと、ネギやキャベツ、サツマイモ、ニラ、タマネギなどがございまして、複合作

物としましてはこういったものをですね、特に集落営農組織での基幹作物として検討していく必要もあるかなというふうに思っております。

それから、今回のように台風の後には雨が降らなかったというふうな状況の場合に、技術指導としまして、水稻におきましては農業用水をかけ流しするとか、水田の用水を入れかえるとか、園芸農家でございますとスプリンクラー等かん水施設で、野菜自体に散水をしていただいて付着している塩分を除去してもらおうと、そういうふうな指導をしているところでございます。

先ほどから申しますように、今回のこういった台風につきまして激甚指定がされたということで、また特別の措置というものもございません。したがって、先ほどから言います農業共済、こういったものに100%加入をしていただくということが不可欠ではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

教育長（上村好生君）

まず、いじめの現状はどうなっているのかということでございます。きのうも梅崎議員、島添勝議員の御質問にお答えいたしました。いじめに関する緊急の実態調査を行いまして、小学校が15件と、中学校が12件、27件のいじめの報告があったということ。さらに、もっと細かなものがあるのかもしれない、そういうふうなことで調査をしました。柳川市独自で調査をいたしまして、きのうも申し上げましたように、小学校で6.4%、中学校で3%のいじめが出てきたということで、それを一刻も早く解決するようというところで指導しているところでございます。

柳川市の基本的な姿勢は、絶対にいじめはしない、させない、許さない、こういう体制で指導しているところでございます。どんな小さないじめでも、もう芽のうちに摘み取る。そしてまた、言いかえれば早期発見、早期対応、それに心がけるという姿勢。それから、命の大切さ、かけがえのない命を大切にしよう、そういうことを児童・生徒に徹底していきたいと思っております。自分の命と同じように他人の命も大切にする、そういうふうなことを学校の教育活動全体で取り組んでいきたいと思っております。

それからまた、先生方のやっぱり感覚を鋭敏にしてアンテナを高く掲げるということも必要であるというふうに考えます。先生方のいじめを許さないという、そういう姿勢を持たせると、先生の意識の向上を図るということも大切だと。

それからまた、これもきのう申し上げましたが、どの学校にも、どのクラスにもいじめは発生するんだ、それを前提にして対策を立てていこうということ。

それから、学校だけではやはりどうしようもありませんので、学校、家庭、地域の連携を密にしていく。それが大切であるというふうに思います。

また、私は日ごろから思っているわけでございますが、やはり学校、家庭、地域、それぞ

れが生徒指導の機能を発揮した、生徒指導の機能とは何かと申しますと、児童・生徒の自己存在感、自分がここに存在しているということ、それを大切にしようと、そういうふうなこととか、あるいは自己決定の場、人から言われて行動するんじゃなくて、自分で主体的に行動ができるような、そういう体制、あるいは相手の気持ちがわかる、相手の気持ちを理解する、そういう共感的な理解と申しますが、自己存在感とか、自己決定の場を設けるとか、共感的な理解、そういう場を設けまして、これが学校だけではいけない。もちろん学校、あるいは家庭、地域で児童・生徒にそのような気持ちで対応していただけないかな。そうすることによって生徒は自分で自分を適切に指導していく自己指導能力が発揮されるのではないかな。自己指導能力でございます。自分で自分を指導していく能力。言いかえますと、このとき、この場でどう行動したら最適な行動ができるかということを考えて実践できる、そういう児童・生徒をつくりたいと思っているところでございます。

それから、朝の読書運動についてお尋ねでございますが、もう私も議員のおっしゃったことに大賛成でございますが、朝の読書運動というのは、振り返ってみますと、昭和46年に千葉県で起こったことだというふうに聞いております。平成になりまして爆発的に読書運動が広がっていった。運動の特徴は、授業前の10分間、あるいは15分間を使って、みんなで読もう、毎日読もう、好きな本を読もう、ひたすら読もう、そういう体制で本を読んでいくということで、現在全国の2万3,517校が読書運動を展開しているということでございます。小学校が全国平均で66.3%、中学校が63.5%が実施しているということでございます。

なら、柳川市はどうか。柳川市は小学校19校、中学校6校、合計25校ございますが、すべての学校で授業前の朝の読書運動に取り組んでいるところでございます。

また、その読書運動の必要性というふうなこと、効果と言われましたが、議員が先ほどおっしゃいましたような非常にすばらしい効果が上がっていると、私もそう思います。やはり読むことによって向学心、探究心が増した、あるいは優しさ、豊かな心が出てきた、読解力、あるいは言語能力もふえた、あるいは授業に集中できるようになったとか、とにかく本を今まで読まなかった、もう読書離れというのが非常に最近是多ございますが、そういう子供が書物に興味を持ち出した、目が輝くようになった、そういうふうなことを聞くところでございます。やはり今後とも柳川市におきましても読書運動を続けてまいりたいと思うところでございます。

それから、子褒め事業に関しまして、子褒め事業の進め方、効果、評価はどうかということでございますが、大変すばらしいことだと思います。やはり褒めて育てるとというのが基本だというふうに私も思います。有明小学校区で実施されております、これ有明小学校を中心とする有明小学校区でございますが、子褒め推進運動は、青少年育成有明校区民会議が主催で行われているというふうに聞いております。これ小・中学校一緒にございますが、児童・生徒のすぐれた個性や能力、あるいは社会性を発見し、表彰していこうということでござい

ます。さまざまな賞がある。奉仕賞とか、健康賞とか、親切賞とか、体育賞とかあるということでございます。地域の方から推薦していただく、あるいは校区民会議の方から推薦していただく、そういうふうなことでございます。あるいは学校からも推薦するということでございます。大変すばらしいというふうに考えております。そのほかにも、有明小学校以外にも、例えばあいさつ名人制度というふうなものをつくりまして取り組んでいる学校も幾つかございますし、あるいはスリッパをそろえると、それではまた名人をこうつけていくとか、これは柳川市内のことでございます。あるいは縄跳び名人とか、堤防清掃をしているとか、さまざまな形で各学校独自の取り組みもございます。

それから、先生方のしかり方が悪くて不登校や学校嫌いになっているのではないかというふうな御指摘もございます。不登校のきっかけというのはさまざまでございます。小学生のときには主に家庭環境が大きいということもございます。中学校になってきますと、学校での生活、それが不登校の比重が大きくなっていくということも言われておりますが、とにかく複合したものが不登校の原因にあるであろう。友人関係とか、教師との関係、親子関係、あるいは学習の問題、さまざまございましょう。その中には教師が何気なく発した言葉が不登校の原因となることもこれは否定できないと私思います。先生がよかれかしと思って言った何気ない言葉が逆効果だったということもあるわけございまして、そのあたりは十分気をつけていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育部長（佐藤健二君）

通学路の安全確保についてお答えをしたいと思います。

通学路の安全対策につきましては、各学校において登下校の状況を把握しまして、登下校の仕方などの安全指導を行うほか、柳川警察署と連携して交通安全教室等を開催しておるところでございます。また、父母や地域の皆さんの協力をいただきまして、通学路での安全誘導を行っていただいております。本年度からは警察官OBによる学校安全指導員を配置して通学路のパトロールなど安全確保を図っているところでございます。

御指摘の箇所につきましては、各小・中学校において危険箇所として児童・生徒への安全指導を徹底いたしますとともに、早速、藤吉小学校及び三橋中学校の通学路については登下校時の交通規制の標識が立っておりますので、警察署により道路交通法違反として取り締まりをお願いしていきたいというふうに思っております。また、豊原小学校の通学路については早期に歩道が整備されますよう、市建設課を通じで関係機関へのお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

市長（石田宝藏君）

古賀議員から3点目のお尋ねがございました。市民主体のまちづくりという中で、市民協

働、あるいは拠点整備、この2点でございますが、まず1点目のこの市民主体のまちづくり、これまで戦後私どもの国におきましては自治制度を確立されてまいりました。特に昔から自治というのは町、村、県というのはもちろんそこに住む人々の地域でありますし、当然行政は住民のものであるという意識は、これは変わらないわけでありますけれども、やはり長い歴史の中で、どうかすると行政というのは首長と議員さんを選ぶ、こういった選ぶことによって、こういった方々が執行していただくものだ。どちらかといえば間接民主主義の中で浸ってきた歴史があるわけであります。

しかし、昨今の動向を見ていただくとおわかりのとおり、地域は住民のもの、行政は住民のものであって、本当に住民が参画をしているのかと、こういう疑問が投げかけられ、さまざま論が交わされてまいりました。当然住民が主役でありますし、私もこの官から公という、官から民、こういった流れの中に協という、協働という三次元のレベルものが入ってこなければ、これからの自治体の運営というのは、やはり多種多様化する住民の皆さんの要望、さらには財政の問題、とりわけこの財政問題は厳しい状況に直面いたしておりますので、こういったものを官と民とが本当の意味でのやはり協働の連携をとりながらまちづくりを、地域づくりを自分たちで一緒になっていこうと、こういうものをきっちり整備しなきゃならない時期に来ているという認識に立っておるわけであります。

当然このことを踏まえまして、私も昨年、マニフェストの中でお示しをしました。これからの地方自治というものはまさしく市民の皆さんが主役でございます、市民の皆さんの声をしっかり聞きながら施策に反映をさせていかなければならない。そこで、市民協働を推進するためには、これまで以上に市民の皆さんに市政へ参画していただく。そして、開かれた市政を目指さなければならないというふうに思っております。このために施策の計画、策定、実施、評価、このエンドレスでありましようけれども、これを各段階で市民の皆さんと行政が一緒になって、この実現のためのシステムを構築するというのが今回の提案であるわけであります。

そして、その協働によります市民主役のまちづくりを進めるために、本市におきましては半数以上の委員の皆さん方を公募いたしまして、柳川市市民協働推進委員会をつい先般、議員が御指摘のとおり設置をいたしました。この委員会におきましては、いろんな角度からこの柳川にふさわしい市民協働の推進をするための議論を行っていただくことにいたしております。そして市民協働推進計画への提言を積極的にいただきたいと、このようにお願いをしているところでございます。そういうことでの御理解をお願いしたいと思います。

それから、市民の皆さん方から要望も多いわけですが、拠点整備、団塊の世代をターゲットにしたという、まさしく私も団塊の世代の施策というのは大変な問題になってくるというふうには認識をいたしております。これは今お話しのとおり、市民協働と関連したリンクした質問でございますけれども、旧柳川市の実態、あるいは大和、三橋の実態を申し

上げますと、旧柳川市におきましては小学校区のコミュニティ施設を利用して自治活動を行っておられます。一方、校区コミュニティの拠点を持たない旧大和、旧三橋におきましては、地域の皆さんがお互いにお金を出し合っつくりたいいわゆる自治公民館を利用してそれぞれ細かい活動をなさっていらっしゃいます。このように1市2町におきましては地域コミュニティの運営、この方法、あるいは実態に差異がある、違いがあるということ把握いたしております。今後の理想的な地域コミュニティのあり方を探りますために、旧1市2町それぞれの行政区におきます活動状況、相違等を明確にしながら、今後の新たな地域コミュニティを検討するための基礎資料とするため、行政区等の実態調査を行うことといたしております。

また、この調査結果をもとに、市民協働推進委員会でも小学校区単位の新たなコミュニティづくりについても検討していただきたいと、このように思っております。その上で、柳川市における理想的なコミュニティのあり方、その方向性を明確に市民の皆さん方にもお示しをし、施設の運営費や維持管理費等の財政問題を伴います箱物等の拠点整備につきましては、これは十二分に慎重な上にも慎重に整備を進めていかなきゃならない、このように認識をいたしているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

大変御答弁ありがとうございました。

端的に各質問に対して再質問のお願いをしたいと思いますけれども、いわゆる塩害対策についての堤防の考え方といいますか、やはり塩害に強いすぐれた堤防をつくっていくというのが地元の人たちの切なる願いではなかろうかと思っておりますけれども、そういったことを働きかけるためには塩害、この激甚災害というのが指定されたことにより、国の関心度も高まりながら、そういった事業が進められるんじゃないかと、市民側に立てばそういった思いもあるわけですが、そこら辺いかがお考えでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほど堤防の構造的なところもちょっとお話しさせていただきましたけれども、現在、有明海保全事業所で施工しておりますのが大牟田から佐賀県の有明町までという大きな範囲でございます。その中で佐賀県の有明町の有明干拓といいますかね、この堤防が現在完成をしております。そこで、今回の台風、たまたま台風が来たところで事業所の方でも検証をされておりますが、この有明堤防につきましては、全面にテトラポットといいます消波ブロック、異形ブロックを設置してありますが、その消波工を検証されて、その隣にありますのが昭代干拓と同じような直立型の堤防でございます。そういったところで、その今回の波浪の状況を把握されて、著しい消波効果があったということで検証をされております。そして、背後農地の農作物への被害の状況も未施工地域と比べると大変小さくて済んだというふうなことで、そういった検証もされているというふうなところで、この柳川市につきましても、その

効果をしっかり受けながら、最大の効果がある工法を選択していただいているようでございますので、事業進捗をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

市長（石田宝蔵君）

私から補足しておきたいと思います。

この農地海岸というのは、私もこの有明東部の農地海岸保全協会の会長をさせていただいておりますし、福岡県の会長も仰せつかっております。九州の理事もですけれども、全国の理事もおあずかりしておりますが、農地海岸そのものは農地を保全するためのハードの事業でございます。今、田島部長からお話がありましたように、九州では今行っているところは横島干拓とこの有明東部、新規採択としては佐賀が今度入ってまいります。従来やっておりました福岡県の北部、椎田干拓、椎田堤防ですね。それから鹿児島県の出水、これにつきましては直轄事業が終わりましたので、十分こういったものについての配慮をいただいているところであります。特に不知火の松前地区が台風で大変な被害を受けました。死亡事故、あるいは農地海岸についてもですね。あのことを受けまして、厳しい公共事業の中にありながらも、生命線を守るという堤防は公共工事は削減されておられません。極めてこれも住民の皆さん方、各自治体、あるいは関係者の方々、農業関係の方々、こういった方々のさまざまな働きかけもいただいておりますし、私もそういう面では会長の立場として強くこの保全の事業については、予算の削減等についてはひとつ絶対まかりならん、そういう姿勢で要望してきているところでございます。

ただ、柳川の高潮海岸、この農地海岸の大体構造的なやつは標高プラス・マイナス7.5メートルの高さに堤防の天端が今整備されていっております。柳川の高潮海岸堤防については県営事業ということでございまして、これはなかなか県の財政厳しい中、ハード、特に農地を今守らなきゃいけないという立場で、気持ちは私も議員と一緒にございまして、要望はしておりますけれども、なかなか県営事業でありますだけに遅々としていて、昨日の一般質問にもあっておりましたとおりに、完成は33年か、そういう気の長いような工期になっております。果たしてその工期までにでき上がるかというのも大変心配をしておるところでございます。こういった中でありますので、皆さん方のお力添えをこれまで以上にいただかなきゃならない。行政と一体となって議会についてもお力添えをいただきたいと、このように思っておるところでございます。

補足しておきたいと思います。

2番（古賀澄雄君）

台風による何というか、市民のいわゆる敏感に感じてある部分があらゆるところで感じられるわけでございます。特に台風の接近と同時に、台風情報をテレビなんかで見ていると、自主避難者が柳川の場合、異常に多いわけですね。そういったことを見るにつけても、非常に関心が深いんじゃないかと思っておりますので、ぜひ強く要望しておきたいと思います。

それと、やはり被災を今回受けられた人たちの精神的なショックと申しますか、そういったことを感じると、こういった経済的に何とか負担を軽減させてあげたいと、こういう願いはだれしもあるかと思えます。ですので、この激甚災害が指定されれば、例えば共済金の損害指定するための割合と申しますか、そういったところにも影響を及ぼすのではないかとか、そういうことを非常に感じるわけです。

そういったことで、一つお伺いしたいのは、この共済というのは年収の最大限7割が共済で返ってくると、こういうふうに理解してはいますが、100%加入していただくことを望んでいると、先ほどのお話ですけれども、今回、共済金も出たのかどうか、まずその1点ですね。

それと、柳川市は共済金加入者は水稻が87%ですか、それと、大豆が65%と聞いていますけれども、未加入者ですね、未加入者の把握、いわゆる全損状態のところはあるのか。そういったことを把握してあるかということです。非常に悩んである、困ってあるところがあるかということですね。

それと、今回の共済のいわゆる損害の評価についてはどういうふうに考えているのか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。3点お願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

共済金の支払いと申しますか、積算につきましては柳川市で7億円強の、当初の共済金の計算と申しますか、支払いが出ております。

そして今回、先ほどちょっと申しましたけれども、共済として特別な措置がないというふうなことでございますので、関係県南地域の12市町村で農業被害救済に関する要望ということで、品質面において相当落ちているということで、その損害評価として配慮してくださいというふうな要望。それともう1点が早期支払い、年内の支払いということで、二つの要望をしてきております。

そういった中で、品質面の損害につきましても、今回、加算されたというふうな情報を聞いております。ちょっと金額的にはまだ幾らというふうな数字はつかんでおりませんが、評価されたということは聞いております。

それから、あわせて、年内支払いにつきましても、これは連合会の方へ要望に行ったときの話ですが、これは共済としての使命でございますので、最大限頑張りますというふうなことで、支払いの約束と申しますか、そういった努力をしていただくということでございます。

それから、農業共済につきましても、現在加入率が米で80%台というようなことでございますが、これは今後集落営農というふうな形をとっていきますので、これは共済加入を原則というふうになっておりますので、この分については実は加入率は上がってこざるを得ないと、上がってくるというふうに考えております。

それから、水稻の共済の補償率でございますが、これは今回台風に遭遇しましたのが米と

大豆というふうなことでございますが、米につきましては7割補償というふうなことになっております。それから、大豆につきましては8割補償というふうなことになっておりますので、この限度で補償の積算がされているということでございます。

それから、収穫皆無田につきましても地域的な把握はしておりますが、この補償のやり方として、大豆については個人所有の全農地の相殺というふうなことにもなっております。そういったところで、若干の背後地に田んぼを持ってある方、干拓に田んぼを持ってある方、そういったところでの取り扱いの差もございますので、これにつきましても水田農業推進協議会という組織で、これを柔軟な対応をしてくれというふうな要望も行ってきたところでございます。

以上でございます。（「未加入者」と呼ぶ者あり）

未加入者につきましては、ちょっと今のところ対応措置がないというふうなことで、この農業共済にぜひ加入をしていただきたいというふうなことでしか今のところ答弁できないということです。（「把握状況、把握はしていない」と呼ぶ者あり）未加入者の把握ですか。数字的に先ほど申しました加入率の86%、その残りが未加入者ということでございますので。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

2番（古賀澄雄君）

未加入者の全損されている人たちのいわゆるショックというのは大変なもんじゃないかなというようなことがありまして、ちょっとそこら辺の把握がされているかなということでお尋ねをしておったところでございます。ぜひ激励をあればいただいておりますけれども。

干拓地の農作物については、この塩害というのはもう大変な影響を受けることで今後懸念をされております。それで、農業者の経営努力もあると思っておりますけれども、やはり第1次産業は我が市の産業の主なものとなっておりますので、市の支援というか、そういったことは何かそういった地域に対してあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

産業経済部長（田島稔大君）

現在のところ市として単独の対応というふうなものは考えておりません。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

個人の努力もさることながら、やはり展望といいますか、ビジョンといいますか、そういったことの指導、アドバイス、そういうことも含めてしっかり努力をお願いしたいなど。管轄外かどうか知りませんが、よろしくそこら辺のことを要望しておきたいと思っております。

次に、いじめの問題ですけれども、まず、やはり柳川市にも相当あるものだというので、教育長の決意はもうしっかり伝わってまいりました。

ただしかし、私も先生の一言が不登校の原因になっているということを心配されるお母さ

んの言葉を最近聞いたわけですね。現在不登校になっていると思いますけれども、そういったことで、いじめが原因で不登校になっているその実態、そういうのは把握されているのかですね。

それとか、不登校に対する生徒指導ですね、どういうふうな形でされているのか。

また三つ目に、いわゆる先生の教育力について、そういった部分の指導というのはどういうふうにされているのか。

3点を手短によろしくお願ひしたいと思います。

教育長（上村好生君）

いじめから不登校になっているその度合いというのは、ちょっと分析しきっていません。

済みません。2点目の御質問は。（「不登校に対する生徒指導ですね、どうされているのか」と呼ぶ者あり）

不登校に対しての指導というのは、これはもういじめに対する指導と同じように、何で不登校になったのかというその原因分析ですね。（「今、学校に行っていないわけです。家におるわけです」と呼ぶ者あり）ええ、ええ、そういう児童の家庭に行って登校刺激をしたり、それから、本人と話し合いをしたり、お母さんと話したり、あるいはカウンセリングに家族全体で連れていったり、そういうふうな、そして、できるだけ早くと、こういうことを促しておりますが、原因が例えばいじめで不登校になったとします。いじめをした人は、申しわけないと言っていじめられた人のうちに謝りに行って、もうこれで解決をしたと思っているわけですが、いじめられた側がなかなか立ち直れないでいるという現実もあるようでございます。

それと、3点目を。（「3点目はですね、教育長もお話しされておりましたけれども、やっぱり先生の言葉によって傷つくとか、どうもその言葉が原因で今学校に行っていないという実態をお母さんから聞くもんですからね。聞いたこと1件あるもんですから、先生の教育力というのはどういうふうに指導されているのか」と呼ぶ者あり）

そのようなことになりませんように、やはり管理職を中心に授業の仕方ですね、そのあたりを指導しているわけでございます。ですから、校長先生、教頭先生、それから教務主任はできるだけ授業中のクラスに入ってください。そして、先生方の指導力の向上のために適切な助言を与えるように、そのような指導をしておりますし、その言葉遣いですね、先生の言葉遣い、あるいは先生の注意の仕方、それが問題であるということであれば、児童・生徒のやる気を引き出し、人権に配慮した、そういう言葉遣いをすべきではないかということで指導しているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

大変難しいことだと思いますけれども、将来における柳川市の大きな人材でございますので、大切に育てていただきたいというふうに考えるところでございます。

読書活動、それから、子褒め事業については、教育長の元気いっぱい決意はわかりますけれども、具体的にどうされているのか、具体的にどういうことをやればそういったことがなくなっていくのかと、こういった心の教育という部分でここに二つ今回取り上げさせていただきましたが、褒めることについては、人はだれでも褒められることはうれしいものであると。褒められたことによって自信と意欲がわいてくるとともに、そのことによって人は大きく伸びるものであると言われてます。全国幾つかの自治体で子ほめ条例が制定されています。この子ほめ条例は、子供のすぐれた個性や能力を発見し、これを表彰することで心身ともに健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てることを目的とするとあります。こういったことを、きのうも地域の教育力を高めることが必要だということで教育長もおっしゃってありましたけれども、こういった自治体の取り組みについてはどういうふう感じられているか、ちょっとお願いしたいと思います。

教育長（上村好生君）

例えば子ほめ条例をつくるかというのは、ちょっと古うございますが、平成14年度現在で全国で13の町、村で実施されているということでございます。見てみますと、やはり小さな町、村で行われているような感じがいたします。町が大きくなれば課題もないわけではないと。やはりどういうところに表彰分野についてとか、どのようにして表彰したらいいのか。表彰そのものは非常にすばらしいことで、褒めるというのは大変すばらしいこととございますが、即それが柳川市に今すぐ条例として例えばつくるということはどうかと。もう少し検討していったらいいんじゃないかな。青少年育成市民会議がございまして。これはもうあらゆる組織の関係者でつくられておりますから、そういうふうなところでやはり投げかけまして、こういう例がありますよと。古賀議員からもすばらしい話を聞きましたということとその会議の方にも出しまして、そして、前向きに取り組んでいくようなお願いをしたいと思っております。

2番（古賀澄雄君）

次に、通学路の安全確保についてでございますけれども、私も16年9月の旧三橋町議会でこの問題については取り上げて、16年の暮れには道路面に時間表示をつけたということで答弁をいただいております。しかし、それからもう2年になるけれども、全然改善がされない状況であるわけですね。私もあいさつ運動とか交通指導でこの沿線に立つわけですがけれども、住民の皆さんがですね、一緒に立っている人たちも同じですけども、いわゆるここは交通規制でしょうと。入ってはいけんところというのをみんな知っていながら、ぼんぼん入っていつている状況を見て、非常にもどかしい気持ちがあるんですね。注意もされない。警察でない限りは交通規制をするわけにはいかない。バリケードを張って妨害もするわけにはいかんわけですけども、そういったことを考えると、やはりしかるべきところできちっと対応していただかないといけないんじゃないかと。こういうこととございますので、再度そ

こら辺の取り組みのほどをお願いしたいと思います。

それと、豊原においては危険度についてはどれくらいなのか、皆さん方どう感じられるのか、そこら辺も含めて、最後をお願いしたいと思います。

教育部長（佐藤健二君）

鎌田病院の横から入っていく道路につきましては私も時々通るわけですが、議員おっしゃるような光景を見かけることがございます。しかるべきところということでございますので、そういうところといいますのはもう警察しかないというふうに思います。しかしながら、地域の協力、理解が得られないといけませんので、先ほど教育長が言いました地区の育成会とか交通安全協会、そういうところにつきましても協力をお願いしていきたいというふうに思います。

それから、あそこの208号線、あそこはちょっとカーブしてしまっていて、信号が青になってブーといって行くところでございます。それから少し狭くなっていますので、私自身もちょっと危険だなというふうなものを感じておりますので、先ほど申しましたように、関係機関へお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「ありがとうございます。以上で終わります」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時5分 休憩

午前11時27分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番荒巻英樹でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従って、初めて質問を行わせていただきます。

その前に、少しでもお時間をいただきたいと思っております。

この場にいらっしゃるほとんどの方が御存じだと思いますが、先週の土曜日にテレビ放送がありました小学生クラス対抗30人31脚全国大会、本市の昭代第二小学校が見事日本一に輝き、全国放送で柳川の名を幾度となくアピールしてくれました。市民として、また卒業生として、まことに喜ばしい限りでございます。この場をおかりして、御指導いただいた先生を初め、学校関係者、御父兄、そして一心同体で日本一の栄冠をかち取った児童たちに祝福と感謝の意を表したいと思います。おめでとうございます。そしてありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、柳川市のウェブサイト、いわゆるホームページの活用に関してお尋ねいたします。

現在、インターネット人口が6,000万人とも8,000万人とも言われておりますけれども、地方自治体からの情報発信源としてホームページが果たす役割は日々増大しているわけがございます。本市での情報発信源としては別途毎月2回発行されております広報紙、広報「やながわ」がございますけれども、広報紙というのは、ごらんいただける方がどうしても柳川市が中心となるわけがございます。これに対してホームページは、市の内外にとどまらず、日本国内や世界じゅうの方々にもごらんいただけるわけです。そういう環境にあって、観光都市を標榜する本市にあって、観光情報コーナーでの外国語の表記が不十分な点が私は残念でなりません。現状では外国人の方々へのPRができてないも同然です。海外から、特に韓国、中国、中華民国を中心とした近隣の国や地域からの利用客は今後の大きな課題ですし、外国語表記の充実は早急な対応が必要だと私は考えております。

本市ホームページ内の市長メッセージで石田市長は次のように述べられております。「このホームページは、いろいろな行政情報を皆さんに発信していくとともに、観光地・柳川を市内外にPRしていくため開設しました。皆様のお役に立つホームページを目指し、充実させてまいりたいと存じますので、ご活用のほどよろしくお願い申し上げます。」、私も全く同感です。

そこで、まず4点お尋ねいたします。

1点目、現在1日当たりの本市ホームページへのアクセス数はいかがでしょうか。

2点目、新市発足後、ホームページのリニューアルをなさっていますけれども、製作の依頼先と費用についてお伺いします。

3点目、外国語表記が不十分な観光情報コーナーを改善なさる予定はいかがでしょうか。

4点目、これは市長にお伺いいたします。ホームページの件が市長のマニフェストに入っているかどうかは私は存じませんが、現状のホームページ、これホームページ全体に関してですけれども、市長が採点されるとしたら何点をおつけになりますか。

以上でございます。再質問の場合、自席にて行わせていただきます。以上、よろしくお尋ねいたします。

総務部長（山田政徳君）

お答えをさせていただきます。

まず、1点目の1日当たりのアクセス件数でございますが、柳川市のホームページ、まだ構築途上ということをまず御理解いただきたいんですが、そのために、カウンターがページについておらんという状況でございますので、アクセス件数については今のところ把握できないというところでございます。年度内にページごとにカウンターを設けるという予定でございます。

続いて、新市発足後のホームページのリニューアルの業者と費用でございますが、業者さ

んは、福博総合印刷株式会社という福岡市の業者でございます。（「何」と呼ぶ者あり）福博総合印刷株式会社というところでは、これは旧大和町、旧三橋町の開発業者でございます。費用は6,650千円ほどでございます。

続いて、観光情報の件でございますが、確かに本市のホームページ、トップページの中に英語とか、中国語とか、韓国語とか、そういったボタンがないという状況でございます。しかしながら、ホームページの内容の中には観光パンフレット、これは英語表記と韓国語表記と中国語表記をいたしております。しかし、ボタンがないために、そこにアクセスができないという状況でございますので、これについても早急にシステムを改めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

市長（石田宝蔵君）

ホームページの点数は何点かということですが、今、外国から見た場合には随分低い点数になろうかと思いますが、総合的に私どもは60点というふうに見ております。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。

まずは、ホームページの開設と維持には先ほどお答えいただいた費用が要しているわけでございます。テレビ局の経営者の方は常に視聴率を、新聞社の経営者の方は講読数を常に気にされているかと思えます。もちろんこれは自分のところですから当然のことです。民間のように業績に直結するわけではございませんけれども、逆に言うと、これは税金でございますので、民間以上にアクセスについては関心を持っていただきたいと思えますので、カウンターについては早急に対応していただきたいと思えます。

ちなみに、本市を含む今県内27の市だと思えますけれども、ホームページ上にアクセス数を掲示してあるのは八つの市でございます。少ないところでも大体1日240件ほど、多い市では930件ほど、これはスタートしてからの累計を日にちでただ私が計算しただけですので、日に日にふえていると思えますので、これが現在の数とはイコールじゃないと思えます。現在の数はもっと多いと思えますけれども、多分本市におきましても500名、場合によっては1,000名ほどの方がごらんになられると思えますので、ぜひ有効に御活用いただきたいと思えます。

これも参考になりますけれども、愛媛県の新居浜市では、本日が何名の方、きのうが何名の方という表示をされておりましたので、これも参考になるのではないかと思います。もちろん担当の方もアクセス数が多いれば励みになるでしょうし、少なければ発奮材料にもなることかと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目、要は外国語での観光情報の表記についてなんですけれども、去年の議会の中で、観光客200万人を目標としているという市長の答弁が、御質問の方はどなたと

かはちょっと存じておりませんが、そういったお答えがあったように記憶しております。現在本市の観光客全体では110万人、120万人と聞いておりますけれども、その中で外国人の割合はほんの数%だと思いますが、現在、国土交通省が推進しておりますビジット・ジャパン・キャンペーンや中国人の海外旅行者が急増する中、ふえはすれ、減ることは絶対ないわけでございます。現にけさの朝日新聞には、きのう福岡県が発表した県内の観光客の記事が掲載されております。「県内観光客、過去最多の9,568万人とあわせて、韓国、中国、高い伸び」という表現がございます。このとおりだと思います。外国語表記を充実させただけで観光客が急増するわけではないと思いますけれども、まずはできることから始めていただきたいと思います。

この観光情報につきましても県内の27市について調べてみました。一番やはり多い英語の表記に関しましては九つの市が対応しております。要は3分の1がやっておりますので、柳川市がやっていないというのは非常に、やっていないという表現じゃなくて、実際はクリックを3回すれば見れるんですけれども、非常にそこら辺で、入り口がわからない状態ですので、早急な対応をお願いしたいと思っております。ちなみに、韓国語とか中国語では五つの市が対応をしております。

県外に目を向けますと、岐阜県の高山市では何と10カ国語での案内を行ってありました。特に外国人観光客の増加に効果を上げていると聞いております。参考までに、外国人宿泊者の数を申し上げますと、平成13年が3万9,664人だったのが、17年では8万9,500人と2.2倍以上に伸びております。これはもちろんホームページの充実だけでできることではないと私も思います。海外への観光宣伝隊の派遣など地道な活動のたまものだと思いますけれども、参考になる部分もあるかと思えます。

それから、高山市のPRばかりみたいになりましたけれども、印象に残ったことが一つございますので、述べさせていただきます。観光業務を担当する商工観光部観光課は二つのセクション、いわゆる係というふうに理解していいと思うんですけれども、そのうちの一つが経営グループ、もう一つが誘客宣伝グループとなっており、観光客の受け入れには積極的な姿勢がうかがえると思っております。

以上、観光に関して、済みません。ちょっと述べさせていただきました。

それでは、ホームページの話に戻りまして、再度お伺いたします。

ホームページのトップページに新着情報というコーナーございますけれども、これを掲載する場合のガイドラインみたいなものがあれば教えてください。

総務部長（山田政徳君）

新着情報のガイドラインの件でございますが、それについてはガイドラインという具体的なものはございません。各課の判断によるということでございます。その判断による関係もありまして、新着情報が今少ないというのが本市ホームページの一つの欠点になっておりま

すので、今後、窓口は企画課になりますので、企画課と関係各課で情報をしっかり把握するというに努めるということと、やはり市民に、あるいは全国に何を情報発信するかと、そういった意識の高揚といえますか、そういうのをやっていきたいというふうに思います。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。部長の方から前向きな御答弁をいただいておりますけれども、ちょっと気づいた点をお伝えさせていただきます。

例えば、柳川で取材ロケとかなさったテレビ番組とかある場合には、観光まちづくり課さんから全職員にメールで情報が流れるということをお聞きしました。いついつ、どこどこテレビで柳川関連の番組が放送されますのでごらんくださいといった内容なんですけれども、私はぜひこのような情報も市民の方には必要ではないかと思います。「飛ばまし、今」のこと今度放送の分には既に掲載いただいておりますけれども、そういった旅物語等であれば、市民の方も楽しみにされると思いますので、ぜひお願いいたします。

それから、職員採用試験の結果等も掲載されておりますけれども、私はもちろんこれが職員採用試験の結果が不要と言っているわけじゃございませんけれども、職員採用試験の結果をお載せになるのであれば、そういった私が先ほど言ったような情報も載せていただきたいと思えますし、先般行われました市民祭り、市長の方から大盛況でしたよという御報告をいただきましたし、私も悪天候の中、多くの市民の方々にお越しいただいて大変ありがたいことだと思っております。ぜひそういった場合は、お祭りの当日の様様とか写真、お撮りになっていると思いますので、ぜひホームページ上でもそういったことも公表していただければ、また市民の方が来年も行ってみようと、市外の方も行ってみようと、そういったことにつながっていくかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、情報の少ない点プラス若干遅いというところでも、済みません。気づいた点ございました。11月28日付で市営筑紫町観光駐車場がオープンしたという情報が掲載されておりますけれども、実際のオープンは11月1日だったと思います。約1カ月ほど期間が置かれておりますので、これに関しておくれた理由をお聞きすることはございませんけれども、ぜひ早目早目の、オープン前でも情報としては流せることだと思いますので、よろしく願いいたします。

私、この駐車場の横を毎日通りますけれども、残念ながら利用者が少ないというか、ほとんどとまっているのを見たことないもんで、この件に関しては改めてまたお尋ねしたいと思っております。

それから、ホームページのPRに関してなんですけれども、現在市の公用の封筒にはアドレスが掲載されておりますので、非常にこの点ではよろしいんではないかと思っておりますけれども、もう一つ、PRする手段としては、職員の方々の名刺でもPRができるかと思っております。

私もまだ10名のほどの方しか名刺交換といたしますか、持っておりませんが、残念ながらホームページのアドレス記載されている名刺、まだお目にかかったことございません。そういったこともぜひ進めていただければと思っております。現実には検索エンジンから入ってこられる方がほとんどで、一々アドレスの入力はなさらないと思いますけれども、そういったアピールするというか、ぜひお願いしたいと思えます。

佐賀市の前の市長の木下敏之さんが書かれた「日本を二流IT国家にしないための14カ条」によりますと、韓国IT、日本より進んでいると言われておりますけれども、ソウル市の弘南区役所、江南区役所を視察に行った際には、庁舎の外壁にメールアドレスが大きく書かれていて、大変驚いたということもちょっと申し添えさせていただきます。

いずれにしても、一日も早い外国語表記の充実をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

答弁はないですね。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。（発言する者あり）答弁は後でいいですか。（発言する者あり）

ここで午後1時まで休憩をとります。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

午前11時49分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま藤丸正勝議員から、地方自治法第133条の規定により処分要求書が提出されました。ここで議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午後1時2分 休憩

午後1時17分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤丸正勝議員より提出されました処分要求書の取り扱いを議会運営委員会で協議されたので、委員長より報告をお願いします。（「議長、その前にちょっと質問をいたしたいと思えます」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

実はこの処分要求書を見ましたら、12月14日付になっております。きょうは13日ですね。これはあしたの分をきょう出してあるわけでしょうか。

議長（田中雅美君）

訂正をお願いします。訂正でしょう。訂正をお願いします。（「済みませんが、訂正をお願いいたします」「今ごろになって訂正してきくですか。議題になってしもうととば」と呼ぶ者あり）

報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

議長の命によりまして、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、藤丸正勝議員から提出されました処分要求書についての取り扱いについて協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

この要求書は日程1の一般質問終了後に日程に追加し、議題とすることで決定を見ておりますので報告いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

お諮りいたします。本要求書は日程1の一般質問終了後に日程に追加し、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本要求書は日程1の一般質問終了後に日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

第3順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の一つは、市長の政治姿勢でございまして、合併後、初めて議会議員の選挙が去る10月1日に行われ、53名の議員から30名に縮減されました。この大事な議員選挙において多くの市民の中から疑問、懸念の声が多く聞かされたのは極めて遺憾であります。重大に受けとめております。本日は、選挙管理の責任者である委員長も出席いただいております。本当はきょう、お断りしようかなと思いましたが、きのうの石田市長の答弁で白谷議員、また矢ヶ部議員の方でちょっと答弁が私にははまらなかったから、一応お呼びしたわけでございます。本当に忙しいところどうも済みません。ありがとうございます。市長、また委員長ともに市民にわかりやすい、また歯切れのよい答弁をお願いいたしたいと思っております。

第1問の市長の政治姿勢について質問をいたしますが、一つ目、今回の選挙に際し、選挙管理委員会としてどのような啓発をされたのか、それをまずひとつお尋ねしたいと思います。

また次に、一般的な選挙人に対する明正の選挙の啓発のほかに、また特定の選挙人、有権者、例えば特別職の公務員、あるいは業界団体などに対して啓発の活動の内容についてお尋

ねをしたいと思います。

三つ目でございます。公務員を対象とされた文書に関して質問をいたしたいと思いますが、私が知るところによりますと、区長、また市職員に対して選挙運動禁止の旨の文書が市長名で出されておりますが、ほかにどのような方を対象として同様の文書が発送されたのか、その趣旨を簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

四つ目でございます。公職選挙法に基づいて、明正選挙の徹底を図る観点から、今回、周知文書を出されなかった役職や団体以外についてはどのような検討をなされ、その必要性がないと判断されたのか、その根拠をお尋ねしたいと思います。

五つ目、冒頭、また市民の中から疑問、懸念の声が多く聞かれたと言いましたが、その根源はこれらの注意を喚起した文書にあると私は思っています。選挙期間中にはいろいろ問い合わせがあって、また苦情など寄せられたと思います。その中でも、区長のかかわりについてどのような回答、また指導、対処をなされたのか御説明をお願いしたいと思います。

六つ目、私は選挙違反の取り締まりは警察や検察であると承知いたしていますが、その前に違反者を出さないように明正選挙を推進するのは、独立してだれにも物が言える中立な立場の選挙管理委員会が十分な責任を果たしているのかということに関心が集まっているので、質問をいたしたわけでございます。

本当に今度、大事なものは地位利用に対する解釈の受け取り方、また大変難しかったのではないかと私はそういうふうに思います。だが、辞書によれば、地位とは位、また身分とがあるわけでございます。市長や区長という肩書きを使わなければよいという解釈は間違っていますか。有権者は聡明であります。国民の基本権であり固有の権利の行使であります選挙運動は、法律で禁止されている人以外はだれにも制限はできない自由なもののはずでございます。それを地位の利用という抽象的な規定に基づいて十分な説明することなく、違反者が出ないようにという建前で市長が通知を出されたところに問題が生じたとは思っております。そのことがさまざまな混乱を生じ、疑問の声になったと思うわけでございます。危ない危ないということで選挙から遠ざかった人、また肩書きを使わなければよいと解釈で、推薦人なる堂々と選挙運動をした人、いろいろな声で馬耳東風で堂々と特定の候補者に過激な運動をした人、いろいろあると思いますが、選挙管理委員としてそれぞれにどのような対応をなされるのか、それをお尋ねしたいと思います。

また、次に質問の第2であります。アスベスト問題についてお尋ねしたいと思います。一つ目、市が所有するすべての施設においてアスベストを含む製品を使用している箇所が何カ所あるのか。調査をした記述や方法、また施設名についてお尋ねしたいと思います。

その中でアスベストを吹きつけてある施設はどこなのか。また、名称、吹きつけの面積、除去にかかる費用を施設ごとに教えていただきたい。これは重要な問題です。また、一覧表などから作成されていれば、提出をお願いいたします。これは百条のところまで最終の報告で

出ておりますので、その対応はできておると思うわけでございます。担当の方もよろしいでしょうか。また、今後、アスベスト製品のすべて撤去についての計画があるのか、お尋ねしたいと思います。

二つ目は、さきの特別委員会でアスベストの使用が明らかになったピアス工場施設であります。今回、施設の借用期間延長が計画をされているとお聞きしますが、延長の申し出はいつなされたんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

うわさによれば、随分早かったようにも聞いています。賃借契約では延長はどのように規定をされているのかお尋ねいたします。双方、異存や申し出がなければ、自動的に延長されるものでしょうか。それとも、改めて契約をすることになっているものでしょうか。それもお尋ねいたします。

また、貸し主の都合により、契約が解除できる規定は盛り込まれていますか。アスベストの危険性が明らかになり健康被害、また社会問題化して、そこで働いている方々の健康が心配される中、従業員の精密な健康診断などはなされているのでしょうか。それも大事な問題、お尋ねします。

市長、もし被害が確認された場合は市に報告される義務は課されているのでしょうか。被害が生じていることが明らかになれば、施設の これは法律に載っております。施設の貸し主としてどのような問題が発生するのか、それをお尋ねしたいと思います。

アスベストの除去については、ピアスの責任において除去されると市長はそういうふうに申されています。それは間違いのないと思います。除去の時期はいつされるのか、決定されたのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

問題が明らかになってから既にもう数カ月経過し、対策をとる時間は十分過ぎるほどあったと考えていますが、いかがでしょうか。また、土地の汚染についても調査費が計上されていますが、これも今、島添議員の方も質問の中で出ておりましたが、調査が終了したのでしょうかと、それを何回でも聞きますけど、全然議会にも何も報告がなされない。百条で最終報告をしたじゃないですか。だからもう心配だから、早く議会に報告する。それは義務なんですよ、市長。除去が済んでいない施設を再度延長して貸すことは、貸し主の責任を放棄することであるわけです。他の模範となる行政が行うべきではない。私はそういうふうに考えます。議会としても、改選前の議会において約束をされたことが行政において確実に履行されることをチェックしていくことが、これは議会に課せられた使命であるということをお言をしておきます。

次に、三つ目でございます。指名委員会の役割について質問をさせていただきますが、今、全国各地で官製談合が連日のごとく新聞報道がされていますが、これも各県のトップの天の声なるものを出し、指名委員会や競争入札制度を隠れみものとして談合を行わせていたことを端に発しています。

そこで指名委員会のトップである助役にお尋ねしたいと思いますが、指名委員会の構成、また開催の方法、そして指名決定後の業者に決定通知を出されるまでの事務の処理について、詳細な手順をお尋ねしたいと思います。

また、聞くところによれば、現市長におかれては大和町時代から指名委員会の選定に基づき、各課が起案してきた選定のお伺いの決裁時に業者の変更が行われているということが福岡近郊の首長の事業担当課職員の話で話題となっているとのうわさであります。また、職員の中には、そのことを市長に諫言したため異動させられた者もいると聞いています。大変残念なことであり、見過ごすことはできない問題でもあります。火のないところに煙は立たずと申しますが、最近の市長の姿勢はガラス張りと呼びながら、職員を規制し、自分の行動はやみに覆い隠すことに終始をされ、また近隣市町長にはない高慢な態度は世間の話題になっています。

そこで、合併後に実施された指名委員会の結果と、また事業ごとの業者への通知書、また起案書の資料の提出を求めます。選挙時の行動、また応援演説の内容を含め、今よりももっと襟を正すべき市長自身ではないでしょうか。後援会の皆さんには議会の一部議員が反対するので仕事ができないというふうに言っているようですが、議会は市長が提案した議案を審議し、また可か不可の意見を述べるのが、すべてについて賛成することが議員の使命ならば、議会は必要なくなります。まさに独裁者の考えそのものであります。

以上、三つの質問に対して的確な御答弁をお願いします。

なお、答弁の内容次第では自席より再質問をいたしますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。1回目の質問は終わります。

選挙管理委員会委員長（梶島忠常君）

こんにちは。私は選挙管理委員会委員長の梶島でございます。この場をおかりいたしまして、皆様御承知のように、私ども選挙管理委員会は公正な選挙を行うために、長から独立した機関として置かれるもので、議会において選挙された4人の委員により構成されております。

主な事務の一つに、公職選挙法等に基づく選挙の管理及び執行がございます。さきに行われました柳川市議会議員一般選挙もこの法令により事務をとり行ってまいりましたが、大きな問題もなく、無事終了いたしました。これは皆様方の御協力の賜物であり、おかげであると感謝しております。実務の面につきましては、ここにおります局長から回答することいたしますので、よろしく願いいたします。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

委員長の命を受けましたので、お答えさせていただきます。

三小田議員の方から何点かの質問がございましたけれども、選管委員会としての基本的な選挙運動の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。市議会議員におけます市長の選挙運動についてでございますが、市長は特別職の地方公共団体の公務員でありまして、一般職と異なりまして、地方公務員法の適用はなく、公職選挙法による地位利用による選挙運動の規制のみを受けることとなります。この法令に照らし合わせて質問の内容を検討してみますと、市長が個人演説会において応援演説されることにつきましては一般社会上の儀礼として、また単に社会的地位の名称を使用されることがあったとしても、地位利用による選挙運動に該当しないと選挙管理委員会は判断をいたしているところでございます。

それから、通告書の各種団体の選挙運動についてでございますけれども、各種代表者の中でも、その方が公務員であれば公務員の地位による選挙運動ということで公職選挙法が適用されます。とりわけ身近な選挙になりますと、選挙運動に関するさまざまな苦情が選挙管理委員会に寄せられます。中には行政区長さん等の選挙運動といったものもありまして、件数も身近な選挙になればなるほど多く寄せられているのが現状でございます。

こうした中で、市当局におかれましては身近な選挙ごとに行政区長さんに対して地位利用による選挙運動がなされないよう文書で呼びかけをいただいているようでございますけれども、このことは選挙管理委員会が目的としております公正な選挙の管理執行に大いに役立っているものと考えているところでございます。

今後も関係機関と一致協力しまして、選挙啓発に努めるとともに選挙管理委員会の本分であります公正な選挙の管理執行に向けて絶え間ない研さんを心がけていくつもりでございますので、どうぞ御協力方をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

一応一問一答でお尋ねしたいと思しますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

1回目の答弁はもらわんでいいですか。1回目の答弁はまだほかにも……（「ああ、そうですか。そしたら、それも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます」と呼ぶ者あり）

まず、答弁をお願いします。1回目の答弁。

財政課長（櫻木重信君）

市が所有する各種施設のアスベスト製品の撤去についてと、それから調査状況はどうかということでございます。

アスベストの調査状況でございますが、昨年8月から10月にかけて、市が所有します公共施設について吹きつけアスベストの調査を行っております。吹きつけアスベストが人体に影響があるということで、吹きつけアスベストの調査を行ひまして、その結果、三橋中学校の校長室、それから放送室、それから市民会館の大ホールに吹きつけアスベストがある

という結果がわかったわけでございます。吹きつけアスベストもすぐは人体に影響があるというわけではございませんでしたが、今後、劣化等もありますので、その撤去作業を市民館の大ホールにつきましてはことしの2月、三橋中学校はことしの8月に撤去をいたしております。

それから、アスベストの吹きつけの施設面積等でございますが、調査の結果、私どもに報告のあった分は今言いました3カ所でございますが、面積につきましては三橋中学校の校長室と放送室が92.4平米でございます。わかっているだけで申しわけありませんが、手元の資料としては持っております。

それから、一覧表ということでございましたが、昨年調査した施設一覧表、大体28カ所ございまして、そのうちの3カ所が除去した分でございますが、この一覧表については後で提出をさせていただきたいと思っておりますが、いいでしょうか。

それから、すべての撤去の計画はあるかということでございますが、現在、吹きつけアスベストにつきましては3カ所撤去いたしておりますので、撤去するという計画はございません。それから、一つ申しおくれましたが、昨年の8月から10月にかけての調査の時点で、実はピアス関係も報告をいただいております。ピアス関係につきましては、工場倉庫等で外壁とか屋根断熱材とか、そういうふうなところにアスベストを使っていると。しかし、改修、解体時注意するということで、その時点では問題ないという報告を受けております。

それから、ピアスの借用の延長の申し出はいつあったかということでございますが、不動産の貸借の契約書で3条で期限の延長については6カ月前までに申し出ることということになっております。そして、ピアス側からの申し出は6月15日でございます。

それから、貸し主の都合による規定で解除とかそういうふうな規定はあるかという御質問だったと思っておりますが、契約書の11条でいろんな疑義が生じた場合や契約に定めのない事項については、双方協議して処理するというふうな条文はございます。

以上でございます。

助役（島田眞司君）

指名委員会の役割につきまして、私の方から回答させていただきたいと思っております。

まず、指名委員会の構成でございますけれども、柳川市指名競争入札参加者選定等委員会要綱というのがございまして、その中で設計金額が10,000千円以上の場合につきましては、委員長、助役、それから副委員長、総務部長、委員につきましては建設部長、産業経済部長、財政課長、建設課長、水路課長及び当該建設工事の施行を担当する部課長となっております。それから、設計金額10,000千円未満の場合でございますが、これにつきましては委員長を総務部長、副委員長を財政課長、委員につきましては建設課長、水路課長及び当該建設工事を施行する課長となっております。

次に、指名の方法、それから指名に至るまでの手順ということでございますが、これにつ

きましては柳川市建設工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱というものがございまして、これに基づいて行っているところでございます。

まず、この要綱に基づきまして、事務局が入札参加者の原案を作成いたします。その原案を指名委員会におきまして、契約の種類や設計金額に対して入札に参加させる業者の等級格付が適切であるかどうか、あるいは契約の履行に必要な資格とか実績を有しているかどうか、あるいは工事を順調に実施するために地域の協力を得られるかどうか、そういったような観点から指名委員会の方で審査をするということになってございます。

さらには指名委員会の審査結果を市長に答申した後、契約の決裁権者が これは5,000千円以上の契約にあつては市長でございます。それから、5,000千円未満の契約にあつては助役ということになってございますが、そういった契約の決裁権者が指名委員会の審査結果を考慮して入札参加者を最終的に決定するということになってございます。そういった決定したものとしましては、事務局の方で業者に指名するという形になってございます。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

これからは一問一答でお尋ねしたいと思いますので、議長よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

選管の方から、事務局長、ちょっとお聞きするが、今おたくは御説明がありました、この選挙期間中に これは質問を私はしましたが答弁をもらっていないから順次お尋ねしたいと思いますが、苦情などが寄せられていると思うわけですね。その中で、指導等の対処、そういうことの御回答がまだあっていないようですから、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

選挙期間中での苦情に対する選挙管理委員会の対応についての御質問でございますけれども、身近な選挙になればなるほどいろんな苦情が委員会の方に寄せられております。選挙管理委員会としましては、公選法上に基づきました指導、そういう機関でございまして、それが違反するとか、それが違反でないとかいう機関ではございません。また、そういう権限もない機関でございますので、公選法上に基づいたお願いなりをさせていただいております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

あくまでもそういう御回答しかできないわけですね。公明性、公平性、その選挙のやり方、それならちょっとお尋ねするが、選挙の委員会、委員長、また委員会、何回ぐらいの開催をなされたでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

選挙管理委員会の開催は選挙前と選挙中、回数はちょっと記憶にございませんですけれど

も、頻繁に委員会を開催いたしております。

25番（三小田一美君）

頻繁にち、今、大体何名ぐらいの選管おられますか。その方たち全員で、そういう委員会は開催されたっですか。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

4人の委員さんで構成されております。4人全員の出席でございます。

25番（三小田一美君）

今、事務局長の方から問題はなかと。それでは、市長のお考えはどうですかね。私の今までの質問でちょっとお考えを聞きたいと思いますが。私が今お聞きしよるのは、白谷議員と矢ヶ部議員、その話とまた違うですよ。怪文書を回す、各どこでんは反対、三小田は上ぐんな、何のかんのと、そう言われるわけですね。私も証拠も何でん持っておるわけですよ。だからお聞きしよるわけ、石田さん。お願いします。

市長（石田宝藏君）

それも私の管轄じゃございませんし、昨日から申し上げているとおりでございます。

（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）取り締まりは検察、警察でございます。

25番（三小田一美君）

市長はきのうの答弁では、そういうとは当たり前のようなことの御答弁があったわけですね。

それでは、地位利用とは、昭和45年5月20日、福岡高裁の判例で基準と思いますが、地位利用による選挙運動についての事例として次のようなことがあるわけですよ。

一つ目、補助金、交付金の交付、それと融資のあっせん、それと物資の払い下げの契約などたくさんあるわけでございます。これらの職務権限に基づいて、影響力を利用して外郭の団体、また関係の団体、また請負の業者、関係者などに選挙運動をすること、そこにいちちょ目についておるわけですよ、そげんしてですね。

それと二つ目は、指揮命令権、また人事権、予算権に基づく影響力を利用して所属の職員や関係の公務員などに対して選挙運動をすることとなっておりますわけでございます。市長の今回のおのれの行動が福岡高裁の判例に照らし、どう考えているのかお尋ねしたいと思います。

もう一つ聞く。市長は公務員なんです。特別職。地方公務員法の第3条の3項の4号、だれか朗読してください。だれか地方公務員法、ちょっと開いて。議長、暫時休憩をお願いします、持っていないなら。市長が自分が悪くないと言われればそういうことで……。

議長（田中雅美君）

暫時休憩をとります。

午後1時53分 休憩

午後2時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

人事秘書課長（藤木 均君）

じゃあ、指摘されたところを朗読いたします。

地方公務員法の第3条第3項でございます。

特別職は、次に掲げる職とする。

- 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 2の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 5 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 6 特定地方独立行政法人の役員

以上でございます。

25番（三小田一美君）

課長、どうもありがとうございました。

この柳川市民の会の会報さんがね、これは怪文書じゃないとですよ。市長もよく読んでいただいておりますが、これは見たことありますか。これは公職、特別職にある人が公然と特定候補者の選挙応援のため日夜行動していると、こんかつまで載っとる。市長、これは怪文書じゃなかですよ。私たちに上げておるとは名前も何も入っておらん、あれが怪文書ですね。

次に行きます。石田市長は区長などに注意を喚起することよりも、みずから襟を正すことが最大の違反防止をする手だてと私は確信をします。ほとんど心配する必要のない区長などに特別職に仰々しく文書を出して権利ば封じ込め、そして市長みずから選挙運動、効果を発揮した。この結果責任はまことに私は重大である、そういうふうに思います。

また、近隣市町において選挙の際にこのような文書が出されているのか、また職員に対して複数回にわたり執拗な文書が出されているのか、例があれば教えていただきたいと、私はそれを思うわけでございます。私は書いておるけど、最後までちょっと言わせていただきま

す。

選挙期間中に市長は、私に反対する議員は徹底してつぶすなどと悪質きわまりない今回の運動や言動、たとえ選挙違反には問われなくても、善良な市民が許すはずはありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）政治的、また道義的な責任は極めて重大であります。二度とこういうことを起していただきたくない。また、今後の柳川市における明正選挙のために禍根を残さないような、議会は真剣にこれに対応しなければならないことを付言しておきます。

次に、ピアスの化粧品、この賃貸契約であります。何ば笑いよですか。あんだ、そげん反省の色もなか。よし、わかった。議員さんたちは全部考えとってください。こういう方、石田さんちは。反省の色もなか。

次に行くですよ。まず、ピアスの化粧品の施設の賃借契約であります。その前に時間のなくなっといかんけん、ちょっと言うとか。島添議員のきのうの質問の中で、ピアスのアスベストは購入する、ついとらんち、そういう御答弁やったでしょう。ちょっと待ってください。そういう御答弁やなかったですかね。購入すつときはそれ知らんやったち、アスベストついとつとは。（「そうでした」と呼ぶ者あり）そうでしょう。それなら、ここにあるがや。百条ではちゃんと報告もしとっじゃないですか、百条委員会で。証拠を持って最終報告ばしてある。そして、飛散防止、14年の12月、これは原田工業、してあつですよ。うそを言っちゃ困る。

次に行きます。訂正をしとってくださいよ。これはですね、印鑑が押さつとつとは全部押さつとる、ここに。……議会事務局に何でん、アスベスト処理工事についての補足の説明でうそ言っちゃでけん。15年の4月25日が契約なんですよ。

次行きます。ピアスの化粧品の施設の賃借契約であります。今回の延長を含め、いつまで延長される予定でしょうか。それは企業側の要望ですか、それとも市側の要望ですか、それちょっとお尋ねしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

先ほどからずっと聞いておりますと、答弁もさせない。一方的にそれぞれ自分勝手なことをおっしゃっている。質問ならば質問らしく答弁させてください。私も一つ一つお答えしてまいります。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

そういう今御発言だから、いっちょよろしくお願いを、さっきの古賀議員のごと親切に御答弁をお願いしたいと思います。

この施設をまたお貸しになられる。そういう話は6カ月後に本当は議会に報告もせやんとですよ。議会を余りなめたごと軽視するとだめ、何でん。時間のなか時間のなかち、ずっとこうこう言って議会ば混乱させでっしょうが。30人の議員は立派な議員ばかりですよ。議会の軽視するとだめ。今のうち、ちょっとお尋ねをしたいと思います。ピアスの企業側か、

それとも市側か。

市長（石田宝蔵君）

選挙の問題についてもお答えしなけりゃならないと思うんです。一方的なお話、極めて地位利用とかそういうものについては、福岡高裁の判例が出ている。地位利用というのは、今議員が朗読をされました……（「議長、私はもうよかけん、付言しとるじゃんね。後でまたよかやんね。2番のピアス……」と呼ぶ者あり）付言て、お尋ねなっているからお答えしているわけでしょう。（「いやいや、時間のなかやんね、そいけん聞きよっと」と呼ぶ者あり）親切にお答えをしようというわけでありますから、それでは市民の皆さんも民主主義でありますから……

議長（田中雅美君）

答弁もらいますか。（「いや、要らん。付言しちよると、もういいです。もう要らないから、ピアスの時間がないもん。また、指名委員会もせやん。これも聞かやんとけ、時間のなかっじゃん」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

それは民主的じゃございません。極めて市民の皆さん方にもわかりやすく説明をしていく……（「わかってあって言ったるもん、市民は何でんあんたがすらごつ言いよっとは」と呼ぶ者あり）お尋ねもあります。すらごっち何ですか。（「うそを言われりゃ、だから私は……」と呼ぶ者あり）火の気のないところにも火の気を立てて……（「今、市長は言いたいでしょうが、発言者が要らないということを明確に言われておりますから、それはそれとして受けていただく。それがやっぱり議会を構成する構成員の姿勢だと思いますので、よろしく取り扱いお願い申し上げます」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

市長は先ほどの質問に対して答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これは昨日の島添議員の質問にお答えしていると思います。

25番（三小田一美君）

それがちょっと忘れとったですから、そりけんまた再度お聞きしよるわけですよ、市長に。また念のために。あなた、きょう言うたなら、あしたは違うでしようが、だからちょっとお尋ねしよるわけ、もう一回。お願いします。

市長（石田宝蔵君）

きょう言うたのはあした違うということは、これはもうまた重大な責任ですよ。

25番（三小田一美君）

このアスベストがついとる、ついとらんとろん、そんならきのうの発言なら、そこに事務屋のかかわりおうとったら、大変なことになってですよ、そういうことをすれば。だから、念

のために何回でも聞きよるわけですよ、私が。市長。

議長（田中雅美君）

三小田議員、質問を一問一答でされても構いませんから、先ほどの質問を繰り返して言うてください。

25番（三小田一美君）

企業側の要望ですか、それとも市側の要望ですか。お尋ねします。

市長（石田宝藏君）

協議の中で双方とも合意をして決めたことでございます。

25番（三小田一美君）

双方で決めたということですね。ほんなら購入すつとき、そのときはもう初めからうとうであったっじゃないですか、それは。契約は結んであってない。

市長（石田宝藏君）

当初の計画はことしの12月26日で契約を締結する。大体そこで終わる予定でございました。

25番（三小田一美君）

それでは企業から、もしもそういうことでお考えなら、私の質問にお答えをしていただきたいと思いますが、ピアスの化粧品は撤退するのに、用地や建物を買ってくれる企業を探していたとなかったでしょうか。昔は探しよったやなかですか、企業をですね。それを市長が、また公共用地として議員さんたちに使用したいということで購入をなされたと思います。そうでしょう、市長。撤退しないで生産を延長するようであれば、撤退の時期が来てからでも購入はすればよかったのではないかと。延長は公共用地として使用をする計画がなかったことの証明ではないでしょうか。

また、延長の申し出、口頭ですか、文書でなされたんですか。それをお尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

この問題は三小田議員が町議会議員でいらっしやったときに、平成15年、十二分に説明申し上げてきて、議事録にも残っていると思います。議会からも雇用を守れと、あるいは一時的な急激な撤去というのは、そういった問題もさまざまな地元経済に与えるものもある。活発な議論があっていることは全員協議会の記録も残っておりますし、三小田議員も中にお入りになって、違うところにこういう相談話があるから町長どうかと、こういう話もございましたでしょう。（「はい、そうです。トヨタをお願いしようと思ってたけどですね」と呼ぶ者あり）だから、そういうものはピアスは全筆を譲渡したいと。長い間、昭和47年から農村工業導入法に基づいて大和にはお世話になったし、お育ていただいたと、そういうことでこういう話でございますという説明を私は十二分したと思います。

25番（三小田一美君）

それは今、市長の言われるの、それはそういうことだった。けど、主要事項説明のあれも見せてもらわれん。ただ契約書だけ見せて、いざこうこうでこいば買うかて言ったですね。もしも事業説明の中に、ああいうアスベストのくっついた土壌汚染した、事業汚染をしとんなら、もうちょっと議員さんたちも慎重に対応しとったと、そう思うわけですよ、市長。そして、きのうも島添議員のおっしゃられるごと、おれは知らんやったとの、そげんかこつ言うてでけんよ。もうでけんとでけん。それはそれでしょんなかるうもん、それで。そして、一生懸命今後頑張っていけば柳川市の発展、それにもつながっていくわけですよ。

次行きます。それでは、今度は市が要望した場合、それをちょっとお尋ねしたいと思いますが、ピアス化粧品は市が延長を要望すれば簡単に生産を延長することができるような計画性のない会社なのでしょうか。これはお聞きしますよ。

また、生産計画は会社の命運がかかる最も大事な計画であり、世界市場をにらんでかなり長期の計画をする必要があると思いますが、市長は会社の計画を知った上で延長を要望されているとすれば会社の代弁者となりますが、いかがでしょうか。それはちょっとお尋ねしよるわけですがね。決めとるとやないから、今お尋ねしよりますから、よろしくお願いします。

市長（石田宝藏君）

これはもう繰り返し説明をしてきておる中身でございますね。地元としての100名からの雇用、これを守らなきゃいけない。立場が変わればそういうふうなものも十分議会の皆さん方の御意見も拝借しながらやってきた。東海沖の地震等も随分気象庁、そういったところでの発表もなされてきた。そういうものを踏まえて、私どもは地元を引きとめた方じゃなかったですか、一緒になって。

25番（三小田一美君）

地元の雇用云々ち、そう言われますけど、あそこの中には被害が出る、公害が出るあれがあるわけですよ。だから今後またお貸しになられる場合は、健康に被害が出た場合、その場合の方が財政が乏しくなってくるわけですよ、病気になった場合が。そりゃ、安全で安心しとっと事務局の方もその御案内があったかもわかりません。けど、台風、地震が来た場合は、もしも全部なったら柳川市は破産ですよ。柳川市は破産します。今でちゃ財政は厳しいのに。

そして、きのうはだれの議員やったですか、その件で1,000千円ばかりの税収がげな。大体あれは2%ぐらいけん、大体6%ぐらいであれば貸してもいいとですよ。そして、旧大和町役場の南側、あそこも借りてある、土地ば。職員さんたちはそのピアスの工場跡にいっぱいあいとっじゃないですか。経費はもっともっと皆さんたちの血税だから節約していただきたい。それは石田市長も最小限の予算で最大の効果をと、私もそれは賛成します。ぜひこれを続けていただきたい。

次に行きます。助役、ちょっとよかかんも。指名委員会の件で助役に再度お尋ねしますが、助役は国の職員、またそして助役は将来性のあります、まだ歳もお若いから。だから助役も

出向にお見えていただいて、もしも指名委員会で選任した業者と、また指名業者の違いが生じたなら、もしも間違いが起きたなら、国の場合はどんなふうな措置をとられますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。国の方の措置を生じた場合は、もしもですね。そういうことはないと思いますが、心配だからお聞きしよります。柳川市の恥にならないように聞きます。

助役（島田眞司君）

国の方の基準につきましては、ちょっと私も現場離れてから何年かありますので、ちょっと正確には今承知してございません。ちなみに市の規約につきましては先ほどお答えしましたとおり指名委員会の結果を市長に答申して、その答申の結果をもとに契約の決裁権者、これは5,000千円以上の契約ですと市長ですが、市長はその結果を参考にして決めるということでございますので、必ずしも一致しなければならないということではないということでございます。

25番（三小田一美君）

よく丁寧に本当にありがとうございます。

助役にもう一回聞く。もしも天の声、今もテレビ、新聞等でもありよりますが、天の声が出た場合、どうするかと。それをちょっとお尋ねしたいと思います。ただ、議員は議決権は持っておるですたいね。大将、天の声ちいうのは大将さん、ここでいうなら柳川の市長ですたいね。その方は提案権と決裁権ば持ってる。その違いなんですよ。だから、私は再度お尋ねする。助役、天の声が出た場合をお尋ねしたい。

助役（島田眞司君）

その天の声が法令に反するものであれば、それはきっぱりお断りいたしますけれども、幸いなことにそういった天の声は出ていないということでございます。

25番（三小田一美君）

助役、こげんよう答えていただいときゃ安心したっじゃ。

それでは、今回の質問の中で明らかになったこと、それとならなかったこと、今後も議会としてチェックをしていくことが必要なものと山積みをしていると思います。その原因は市長の言動、行動であります。ガラス張りの経費のかからない効率的な行政を目指す公言をされていますが、費用は県が負担をするといつて、温水プールも起債という名の借金で、また合併浄化槽100億円の補助を受けると言いながら、中身は借金。よく聞いとって、課長も部長も。怒られたっちゃ、絶対自分のことは自分で守っていかんといかんですよ。このままいけば、新生柳川市は借金まみれになる。きのうも石田市長は夕張市のことばちょっとおっしゃられた。私はその前のとき質問したとき夕張市ば出したけん、まねしてやったかもわからんばってん、早晩の夕張市の後を追うことが明らかであると私は指摘をして、私の質問は終わりたいと思います。そして、選挙管理委員会の委員長さん、本当にありがとうございました。

終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時39分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、4 番熊井三千代議員の発言を許します。

4 番（熊井三千代君）（登壇）

こんにちは。4 番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

私は、このたび初当選させていただき初めての一般質問となります。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、今回の福祉行政の質問に先立ちまして、福祉の現状をお話したいと思えます。

2007年から2010年にかけて、団塊の世代を中心に戦後のベビーブーマー約1,000万人が定年を迎え、世界に類を見ないスピードで高齢化が加速し、柳川市においても例外ではなく、2006年、本年4月には高齢化率24.3%となり、国においては2025年には高齢化率28.7%まで上昇すると推測されております。そのため社会保障給付は急速な増大となり、それを支える現役世代の過重な負担が考えられます。

1970年代は、高齢者1人を現役世代8人弱で支えていましたが、2000年には高齢者1人を現役世代4人弱で、2025年には高齢者1人を現役世代2人弱で支えると予測されております。この数字は統計的なものであり、現実的には子供1人で、あるいは成長期の子供を抱えた夫婦が、両親の施設入所費用を払うために必死で働いても、両親の年金が少なく、利用料の支払いが子供たちの生活をゆとりのないものになっている大きな要因になっております。また、低料金で利用できる施設は待機待ちの状況であり、将来の生活設計ができないなどという訴えもあり、現役世代の負担は深刻なものになっております。そういう現状を踏まえ、質問に移ります。

まず、1点目の福祉巡回バスについて質問させていただきます。

巡回バス事業は、平成16年4月より運行開始となり、その時々状況を見ながらアンケート調査を行ったり、柳川市バス対策協議会において検討がなされ、利用対象者の年齢を引き下げたり路線変更などの見直しをされ、現在の運行に至っていると把握しております。利用状況においては、さほど急上昇はないものの、市民の皆様の生活に必要なサービスに定着し

つつあると評価しております。

そこで、現在の福祉巡回バスの運行状況と改正内容をお聞かせください。

続きまして、2点目の質問でございます。

現在、市独自のサービスとして行われております高齢者在宅福祉サービスのおむつ給付と介護手当についてお尋ねいたします。

合併前の旧柳川市においては、おむつの必要な方には月5千円のおむつ給付、また、寝たきりの方の介護をされる介護者に対し労をねぎらうために、在宅介護支援センターの調査後に必要と認められた方に対し月10千円給付がなされておりました。しかし、合併後には従来の流れは残っているものの、給付対象者と認められるには、在宅介護支援センターの調査で状況的に必要だと思われる世帯に対しても所得や認定度、身体状況など制限あり、給付が受けられない世帯も見受けられる現状でございます。

そこで、お尋ねいたします。現在のおむつ給付と介護手当はどのような基準で支給されているのでしょうか。また、対象者は何人ぐらいおられるのでしょうか。お聞かせください。

最後に、3番目の施設サービスについての質問でございます。

平成17年10月より、介護保険の法改正により在宅サービス利用者との公平性を確保することを目的に施設を利用した場合、一つ、介護サービス費用の1割、二つ、日常生活費、三つ、住居費、四つ、食費と四つの合計が利用者負担になりました。国も、所得の低い方の施設利用に対しては補足給付を創設し、食費、住居費負担の上限額を設けるなど軽減措置を講じられております。

一方、措置枠に漏れた世帯、措置が講じられない世帯においては、介護者も生活維持のため働かなくてはならず、入所を必要とする状況にあっても利用費を払うだけの余裕がなく、施設利用ができず在宅療養が不十分となり、介護者の負担も増強しております。生活状況は、介護をされる方も介護者も大変困窮した状況になっている家庭も少なくありません。このような現状を踏まえ、市としてのお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。再質問につきましては自席より行いますので、よろしく願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

1点目の福祉巡回バスについてお答えをさせていただきます。

改正内容、運行状況についてお尋ねでございますが、福祉巡回バスにつきましては、ことしの10月から新しいシステムでスタートをいたしております。9月までは蒲池、昭代、両開路線は週に2日ずつ1日8便で運行いたしておりました。これを10月から変更いたしまして、両開線は週6日、蒲池線と昭代線は週3日といたしまして、便数は各路線とも1日6便といたしております。特に両開線につきましては、堀川バスの廃止路線を通るということで路線変更をいたしております。

また、利用対象者については、9月までは60歳以上の方ということで限定をいたしておりましたが、10月からはこの制限をなくしております。ちなみに、利用状況を申し上げますと、昨年の10月の1日当たりの利用者数は13人ございました。これに対して、ことしの10月は36人にふえております。11月も15人が39人にふえておるということで、新しいシステムはそれなりの効果があるということでございます。

以上です。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、2点目の御質問でございます、おむつ給付及び介護手当についてお答えいたします。

まず、おむつ給付条件でございますが、在宅で生活をしていらっしゃる65歳以上の高齢者の中で介護保険の要介護度が4または5と認定された高齢者の介護をしている市民税非課税世帯の方、または在宅で3カ月以上寝たきり状態か重度の認知状態の方が対象となります。給付額は月額5千円が上限でございます。平成17年度の実績でございますが、実利用者数が278名で、給付額が約10,380千円となっております。

次に、介護手当でございますが、在宅で寝たきりの高齢者及び認知症の高齢者を介護している方に対しまして、その労をねぎらうため一時金を支給する事業でございます。

具体的な事業の内容といたしましては、支給対象者は介護保険の要介護認定で要介護4と要介護5に認定された方で、6カ月以上の間、家庭で介護されており、市民税が非課税世帯の方に対して月額10千円を支給しているものでございます。給付状況でございますが、平成17年度実績で対象者が32人、支給額が2,840千円となっております。

最後に、3点目の施設サービスについてお答えしたいと思います。

熊井議員がおっしゃいますとおり、昨年10月の介護保険法の改正によりまして、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受ける方は、食費と居住費が全額自己負担になりました。この改正の要点は、同じ要介護状態の人でも、在宅で生活する方はサービス料の1割負担ほかに、食費や居住費としてのアパート代や水道光熱費などを負担していらっしゃいますが、一方で、施設に入って生活をしている方の負担はサービス料の1割負担と食料費相当分のみとなっていました。

このように、在宅で生活する方と施設に入って生活する方との費用負担は、全国平均で2倍程度の格差が生じているために、その不均衡をなくすために改正されたものでございます。しかしながら、所得の低い方の施設利用が急激な負担増により困難とならないように、居住費と食費の利用者負担の上限が設定されているところでございます。

具体的には、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で、非課税世帯の方が第1段階、住民税が非課税世帯で合計所得金額と年金収入の合計額が年間800千円以下の方が第2段階、同じく非課税世帯で収入が年間800千円以上の方は第3段階となります。この軽減制度を使う

ことによりまして、例えば食費においては通常1日1,380円程度かかります自己負担が、第1段階では300円で、第2段階では390円で、第3段階では650円に軽減されることとなります。これによりまして、利用者負担限度額までを利用者自身が支払っていただき、その額を超えた差額分につきましては、特定入所者介護サービス費として介護保険の方から支給されているところでございます。

以上で、熊井議員の一般質問に対する答弁といたします。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

まずは、福祉巡回バスについて再度質問させていただきます。

平成18年4月より、介護保険制度改正により従来の6段階から7段階へ認定方法が変わりました。認定段階により、介護サービスの給付内容が制限されるようになりましたので、その結果、移動支援において介護タクシーを利用されていた方が利用できなくなり、通院などの移動行為に支障が生じ受診ができないため、現在の停留所のある県立柳川病院、長田病院に加え、柳川リハビリ病院など、ほかの病院にも停留所を増設してほしい、また女性センター開設後はセンターにも停留所を増設してほしいなどの声が聞かれます。そのほかに、水の郷から帰る際の時間帯を数カ月ごとに変更してほしいなど運行形態の希望も聞かれます。こうした市民の皆様からの声に対し、今後の変更計画についてお考えをお聞かせください。

総務部長（山田政徳君）

バス停の増設の問題、それと時間帯の問題でございますが、まず、市民温水プールとかりハビリ病院、こうしたところにバス停を増設していただきたいという市民の声を代弁していただきましたけれども、先日開催をいたしましたバス対策協議会でも同じような御意見が出ておりました。そういうことで、市民の声とあわせまして十分検討して、できるだけ早く設置するという取り組みをさせていただきます。

次に、数カ月ごとにダイヤを変えたらどうかということでございます。確かに少数意見でございますが、こういった意見は市長の手紙等で届いているのは事実でございます。

しかしながら、これを月ごととか数カ月ごとに変えたりしますと、またそれなりに苦情が来るわけですよ。したがって、この時間帯、ダイヤにつきましては10月にスタートしたばかりでございますので、もうしばらく状況を見守って、どうしても不都合が生じると大多数の声が上がったりとか、そういった場合には見直しを検討いたします。そういうことでよろしく願いいたします。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

交通手段は市民の生活に欠かせないものであり、移動サービスの充実、高齢者の閉じこもり防止、行動の拡大による自立支援及び公共施設利用に大きく反映されることだと思います

ので、今後とも、さらに安全で快適な移動サービスの充実に尽力くださいますよう強く要望いたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、おむつ給付と介護手当について再度質問させていただきます。

財政面など給付につきましても、困難要素は多いと思いますけれども、在宅介護に携わる方は身体的にも精神的にも経済的にも負担が重く、だんだんと社会から閉ざされた状況下に陥り、精神的にもさまざまな葛藤の中で懸命に介護に向き合っておられる方も少なくありません。おむつ代は5千円では足りません。しかし、給付があれば助かります。また、介護保険制度により在宅介護の支援も始まりましたが、サービスだけでは在宅介護者の負担は補えないものです。

介護給付により、社会的にも介護者は自分の行動が認められ、社会参加ができていく気持ちになり、精神的安定にもつながると思います。さらに、高齢者の年金も少なく、家族の生活状況も厳しく、受けたい・受けさせたサービスも受けられない。介護手当が給付されていたときは、サービスの利用料の一部として使わせていただき、介護負担軽減にもなっていたなど生活の現場からの切実な生の声が聞こえます。在宅介護を続けることは、介護保険施設に入所する費用に比べると、かなり市として負担軽減になるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。行政として給付を受けられない方への何らかの支援を講ずるべきではないのでしょうか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

在宅介護に対して、行政として何らかの支援を講ずるべきではないかというふうな御要望でございます。

在宅にて介護してある家族におかれましては、毎日の献身的な介護で大変お疲れのことと思います。しかし、家族での介護を続けられることで介護疲れにならないように、制度としての支援が介護保険でございます。また、その制度でも足りない部分をフォローしようということで、各種の在宅サービスを市の方で実施しているところでございます。

具体的には、おむつ給付や介護手当のほかにも、ひとり暮らし高齢者への配食サービス、緊急通報装置の設置、自宅の屋外清掃などをシルバー人材センターから手助けをしてもらいます事業、電磁調理器や自動消火器などの給付、寝具丸洗い乾燥消毒サービスなど、低料金で御利用いただけるように実施をしているところでございます。

今後は、介護保険事業の中でも介護が必要にならないように、運動機能訓練や栄養指導などの介護予防事業等あわせて行っていきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

介護にならないようにする予防ではなくて、今は介護が必要な方のことについて要望しているわけでございます。在宅介護サービスには、ほかにたくさんあるということも皆さん御

存じてございます。その中で、おむつ給付と介護手当が必要だという声が多かったというのを代弁して申し上げている次第でございます。今後、在宅介護を維持する上でのサービスの一つとして、おむつ給付、介護手当給付の拡充がなされますよう強く要望いたします。ありがとうございました。

続きまして、3点目の施設サービスについての質問を続けさせていただきます。

国の制度であるために簡単には市が援助できないこと、いろいろな補足給付がなされていることはわかっておりますけれども、施設利用者を抱える世帯の措置枠の拡大とか、市独自で軽減策導入などをお考えいただけないでしょうか。また、このような現状であるということをお聞きを、国へ働きかけていただくことを強く要望いたします。市長のお考えをお聞かせください。

保健福祉部長（本木芳夫君）

施設利用者を抱えられます世帯の措置枠の拡大とか、市独自の軽減策、このような現状について国、県へ強く働きかけていただきたいというふうな御質問でございます。

確かに、あの低所得者の厳しい生活の中での市独自の軽減策ということでございますけど、先ほど申しましたように、食費等の利用者負担の軽減に加えまして、高額サービス費の上限等も設けられているところでございます。

具体的に申しますと、高額サービスに該当するのは介護保険が適用される部分の利用者負担額で、市民税課税の世帯は上限額が37,200円以上でございますが、市民税非課税の世帯ではその上限額が24,600円以上の世帯が対象となります。また、住民税非課税の世帯でありまして、利用者本人の年金収入やそれ以外の所得の合計が800千円以下の方と老齢福祉年金を受給してある方、生活保護を受給してある方は、高額サービス費のみの上限額が15千円まで緩和、軽減されているところでございます。

次に、市が行います減免制度ではございませんが、サービスを利用します社会福祉法人が施設所在地の県や市町村に申し出まして、生計が困難な低所得者の利用者負担の軽減を行うことができる制度がございます。この制度は、対象者が市民税非課税世帯で年間収入が単身者で1,500千円以下である人に対しまして、介護給付費を初め食費や居住費を含む利用者負担の4分の1を軽減するものでございます。

なお、市独自の減免につきましては、近隣市町の状況等を見きわめながら、保険者でございます福岡県の介護保険広域連合とともに検討しながら、さらに、議員言っていますような低所得者への軽減策につきましては、今後、国や福岡県介護保険広域連合を通じまして国に要望してまいりたいと考えているところでございます。

市長（石田宝蔵君）

今、熊井議員からお尋ねがございました。熊井議員も随分長い間、医療機関、あるいは福祉の分野でお働きになって、生活者の実態の生の声を届けていただいているというふうに私

も受けとめております。

これについては、国の施策も精神障害自立支援法、名称はいいんですけども、なかなか先ほどから議論しておりますように、受益者の自己負担も応分の負担になってきているということで、むしろこれについても議論が行われているところでございます。

それから、市長会といたしましても後期高齢者の問題、今、2025年には28.7%の高齢者を抱えるというようなことで、これにつきましても、さまざまな角度からやはり軽減策、あるいはそれなりの措置と、市町村財政を圧迫しないようなというようなことでの要望等も出していっているところでございます。市としての独自策もぜひ調査研究してまいろうと思っております。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

これまで社会を支えてこられた高齢者及びその方々を見守る子供たちが、安心して明るい生活が維持できる、よりよい福祉行政が持続しますよう、今後、人口動向を踏まえながら努力していただき、早期に要望の実現ができますことを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

第5順位、20番吉田勝也議員の発言を許します。

20番（吉田勝也君）（登壇）

20番吉田勝也です。議長のお許しを得ましたので、次の事柄について質問をいたします。

1番目は、経常収支比率についてであります。2番目に、固定資産税率についてであります。私にとって言葉は論理であり、また倫理であります。言葉は大切にしていきたいというふうに思っております。

そこで、まず経常比率についてであります。

先日、朝日新聞に柳川の経常比率のことが記載されておりました。これは、毎年必要とされる経費を収入で割ったものですが、04年度は94.2%、05年度は91.9%。この数字を見ますと財政が硬直しているという部類の中に入ります。80%以下が健全であると言われております。計画的な財政運営が必要かと思っております。市税の税収は、市民税、固定資産税が主なものでございます。この税収が今後伸びるとは考えられません。

そこで、歳出を減らしていくしかないと思っております。議会は、合併特例法により今回、議員定数30名で選挙がありました。4年後には24名となります。私は、さらに8年後の選挙は議員定数を20名前後でやっていかなければならないと思っております。これは議員の皆様が深い御理解が必要ですが、経費削減のためぜひ実現していかねばなりません。

そこで、平成17年度一般会計決算にかかる人件費の状況を見ますと、歳出総額29,722,000

千円のうち人件費は5,486,000千円であります。議員は279,000千円、市長外三役は46,000千円、職員給で4,667,000千円、その他の特別職は492,000千円であります。

報酬等審議会の答申で、今回議員は3%カット、市長外三役は5%カットで議決していただいたところです。9月議会で議会議員の日当1,500円も廃止されたところです。市長におかれましては、職員数がどれぐらいただたら市の運営ができるのか、その他の特別職の報酬等をどのようにお考えになっているのか、2点お聞かせいただきたいと思っております。

総務部長（山田政徳君）

まず、1点目の、職員数がどれぐらいただたら市政運営ができるかということでございますが、定員適正化計画とか、あるいは合併時に決めました削減目標ということで回答させていただきます。

平成18年4月1日、消防署を含めまして587人職員がおります。現在、定員適正化計画を定めておりますが、これでは平成21年度までに平成17年度以下と。平成17年度の4月1日現在の職員数は602人でございます。これに比べまして40人の削減を打ち出しております。また、合併協議会で新市建設計画の財政計画を定めましたが、その中では10年間で七、八十人削減ということで計画をいたしております。

こうしたことから考えますと、適正といえますが、10年後の職員数は消防署の職員を含めまして510人程度になるだろうというふうに予測をいたしております。この数字が一つの目安と言えらると思っております。

次に、その他の特別職の報酬等をどのようにお考えになっておるかという御質問でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、その他の特別職への報酬額、およそ490,000千円と大変な額でございます。この報酬額についても、特別職報酬等審議会で十分御論議をいただきまして、その答申に沿った形で対応をさせていただきたいと思っております。

なお、その他の特別職には各種の協議会とか審議会とか、そういった委員さん方が多数いらっしゃいます。そういうことで、現在も行財政改革の観点から見直しを進めておりますし、今後も委員数については見直しをしていくということで対応いたしております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

510名程度という数字を示させていただきましたが、私としては、さらなる職員の数は減らすべきだというふうに思っておりますので、努力をしていただきたいと思います。

それから、その他の特別職の審議会ができていくということで、その中で見直すということをお聞きしましたんですが、私もある会議にはいろいろ出席させていただくんですが、その中で日当、弁償費をもらったということはありません。たまに会議に出ても食事が出るぐらいで、今柳川市は大体5千円ぐらい出ているかと思っておりますけど、こういった面もさらなる

経費削減をやっていただきたいなど。特に、議員の報酬等については非常に問題になるんですが、その他の特別職というのも非常に大きいので、この点さらなる見直しを考えていただきたいというふうに思っております。

次に、固定資産税率についてであります。

現在、合併特例法により、5年間は旧柳川市は1.6%、三橋・大和町は1.4%でございます。3年後に旧柳川市を三橋・大和町並みの1.4%にすると、柳川市の固定資産税が2億円減収になります。

先ほど新聞で拝見しますと、大川市は税率を1.6%から1.5%にいたしました。柳川市も税率を1.5%にすると税収には変わりありませんが、私は合併特例法の合意が終わる後には、旧柳川市の固定資産税率も三橋・大和町並みの1.4%にすべきではないかというふうに思っております。これを5年続けますと、5年間で10億円の減収になるわけですが、先ほど言いましたように議員定数の削減、それから特別報酬等の見直し、それから職員の削減等でこの金額はカバーすることができるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それにつきましてお考えを。

市民部長（大曲豊喜君）

議員の2点目の固定資産税率につきまして、議員の御案内のとおり、合併協定によりまして、平成21年度までは旧柳川市1.6%、旧大和町・旧三橋町1.4%の不均一税率でいくことになっているところでございます。

御質問の平成22年度以降の固定資産税率につきましては、直接市民生活にかかわりがありまして、本市財政運営にもかかわる重要な案件だと認識しております。また、この問題は市民の理解と議員の皆様のご協力がなければ解決できない問題でもありますので、いつどのような形で結論を出すのか、出すのがいいのかということを含めまして、今後慎重に検討を重ねていかなければならない重要な案件だと考えているところでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

私としてはぜひ、本来、固定資産税率は1.4%でございますので、旧柳川市の時代に都市計画税の0.2%を1.4%に乗せたというような経緯があるようでございますけど、私はやはり本来の1.4%にすべきだろうというふうに思っております。

それから、平成7年から路線価主義を土地についてはとっておりますので、評価額に差がありますので、これを随時直していこうということで、路線価主義を平成7年からやられているわけですが、路線価が大きく下がった場合には、固定資産税は本来3年で見直すわけですが、1年でも見直すということがあられるわけです。それにつきまして柳川市ではそういう事例があったのかどうか、お聞かせください。

税務課長（武藤義治君）

時点修正ということのお話かと思えます。固定資産につきましては3年に1回見直しを行っておりますけれども、下落率が大きいところにつきましては、路線価の時点修正を行っておりますので、路線価下落をしたところについては時点修正を行っております。

20番（吉田勝也君）

柳川市において、そういうところがあったかどうかということです。

税務課長（武藤義治君）

柳川市についても下落したところはございます。

20番（吉田勝也君）

市民の間では、やはり固定資産税の不公平感というものを持っている方がたくさんいらっしゃるようですが、ぜひ公正に、また柳川市の財政的なことも考えて頑張っていたいただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、吉田勝也議員の質問を終了いたします。

追加日程第2 処分要求書について

議長（田中雅美君）

追加日程2．処分要求書についてを議題といたします。

矢ヶ部広巳議員の除斥を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（田中雅美君）

この際、提出者の説明を求めます。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

まず最初に、届けの日にちが間違っただけを皆さん方におわび申し上げます。

ただいま議長の許可をいただきまして、動議の趣旨説明をいたしたいと思えます。

昨日の矢ヶ部議員の一般質問の中で、うわさということで、旧柳川市議会議員、元B柳川市議会議員、旧大和町ではC業者、D業者、旧三橋町ではE議員が合併浄化槽の受け皿をつくり、市長と結託して権利の利益を得ようとしているような発言に、私、議員として非常に名誉を傷つけられました。市民の方々に対しまして誤解を与えたことと私は思っております。それは事実でございます。

本会議場での発言は自由でありますけれども、個人の名前を出して議員の人身攻撃にわたるような発言は許されるものではありません。今後、矢ヶ部議員には議場での節度ある発言を求めるとともに、第135条第1項の議場における陳謝を求めます。

議長（田中雅美君）

次に、矢ヶ部広巳議員から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がござい

ます。

お諮りいたします。この際、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、矢ヶ部広巳議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

矢ヶ部広巳議員の入場を許します。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

議長（田中雅美君）

矢ヶ部広巳議員に一身上の弁明を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。処分要求書が出ましたが、まずもって、あいた口がふさがらんと言いますか、焼き物のきんちゃくではないかと思えます。

まず、その処分要求書、指摘をしたいのは日にちがまず違っていると。（「それはもう弁明しとる」と呼ぶ者あり）いかにずさんで、いかに慌ててあるかということの裏返しではないかと思えます。

本文に入りまして、12月13日の会議には私は傍聴席におりましたので、何ら侮辱をするようなことはなかったと思うわけであります。

次に、提出者である藤丸正勝議員の軽はずみな行動を疑わざるを得ないと私は思うわけであります。

4番目でございますが、12月13日、きょうでございますが、11時5分から11時26分までの間、議長室におきまして田中議長、島添副議長、藤丸正勝議員、私同伴の上、この問題について正勝議員から提案をされました。私は、「何ら不備はありません」「取り消すことはございません」と申しました。その中で、正勝議員は私に対して「ばかばい」とおっしゃられました。それこそ侮辱ではないかと私は思います。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ここで、再度、矢ヶ部広巳議員の除斥を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（田中雅美君）

本件に対する質疑考案時間として、暫時休憩をとります。

午後3時23分 休憩

午後3時45分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

21番（大橋恭三君）

ここでやるんですかね。前の方……

議長（田中雅美君）

そっちでよかです。

21番（大橋恭三君）続

21番の大橋でございます。きのう、私も一般質問の中で、石田市長より後援会の中であいさつをしていただいた、受けたことを申し上げました。石田市長には大変ありがたいと実際思っております。

しかし、これは、私は慣例の範囲内でしていただいたのであって、何の恩義も感じておりません。ですから、石田市長の言いなりになろうとは思っておりません。

きのう、矢ヶ部議員は一般質問の中で、そのような雰囲気の中で関係者がいるような発言をされました。まあ、私たちのことだろうと思いますけれども。そして、なおかつ藤丸正勝君の名前を出して言われましたけれども、私はそのことで藤丸正勝君に確認をしたいことがございます。

あなたは、藤丸正勝君は、本当に浄化槽に関係している業者なのか。2点目、矢ヶ部議員と話をされた会話の内容と、そのときの真意をお聞きしたいと思います。

以上。

22番（藤丸正勝君）

ただいまの大橋議員の質疑に対して答弁をいたします。

私は、浄化槽の業者かというようなことを聞かれておりますけれども、私は浄化槽の設置業者でもなく、浄化槽の県の指定業者でも指名業者でもございません。

また、矢ヶ部議員と話された会話の内容と言われますけど、矢ヶ部議員とはこの件について会話をしたことはありません。

ただ、12月4日ですかね　4日じゃなかった、6日やったかな、8日の日かな……6日ですか。ちょっと日にちはわかりませんが、昼の食事をしているところで、議員の皆さんがいっぱいおりましたけれども、その中である議員から「藤丸議員、あなたは浄化槽の推進派のごたっですな」ということ言われて、その当時、食事をしながら「ええ、私は業者たんも。早う決めてもらわんと困る」というようなことで、皆さんの話の中の盛り上げというか、皆さんばか話ということで「わははは」と笑いながら、そういう何人かの議員の中で話しておりました。その当時、矢ヶ部議員がどこにおられたか私はわかりません。その内容を、聞かれたことをこのまま一般質問の中で出されているんじゃないかと。

そういうことで、私は業者でもありません。ただ、合併浄化槽は推進しておりますとい

うことは間違いございません。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤です。矢ヶ部議員の発言の要旨は、市長と藤丸議員、その他が結託して合併浄化槽の受け皿をつくらうとしているということでございますが、もし結託してそういう受け皿をしようとしているのであれば、藤丸議員は、矢ヶ部議員が発言あったように、柳川のA議員、B元議員、そして旧大和町のC業者、D業者の名前も御存じだろうと思います。その点いかがでしょうか。

22番（藤丸正勝君）

伊藤議員の質問は、このA、B議員、C、Dの業者ということでございますけれども、私は全くその議員、業者の名前は知りません。これは矢ヶ部議員が知っていることだと思いますので、これははっきりと名前も私は聞きたいと思っているところでございます。

13番（伊藤法博君）

じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

矢ヶ部議員は、そういう根拠も持っとると、証拠も持っとるといような発言をしてあります。だから、もし藤丸議員がそういった結託をしてあるとすれば、やはりそういう証拠を持ってあるということであれば、藤丸議員もそういうことに関与してあると思いますから、その点はですね、やはり関与してあったら名前をはっきりしていただきたいと思います。

22番（藤丸正勝君）

いや、先ほど言いましたように、私は名前は全然わかりません。

ただ、私も伊藤議員と同じように矢ヶ部議員には、こういうことを言った以上は、証拠を出して議会の場で答弁してくださいというようなことを、きょうも言いました。「証拠を出してください」ということだけ言っております。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

8番（森田房儀君）

私は、もともとこういう議論をすること自体がおかしいと思います。事実関係として明白にこの処分要求書というのが出ております。ですから、当然これは懲罰委員会なり、そういったものを設置して、その内容について詳しく精査をしていくというのが、一番道としては常道であろうと思うわけですが、私はあえて質問を申し上げたいと思うんですが、五、六人おいでになったところで冗談だと。そんなばかげた話はない。

今どういう時期なのかといいますと、合併浄化槽の設置に基づく条例が出されているときなんです。ましてや、指定管理業者の項目も当然出てきている中で、私は冗談でしたよと、

そういう話が通ること自体がおかしい。そんなに関係ないなら、なぜそんなことをおっしゃるのか。たとえ冗談と言っても、これは通らないと私は思うわけです。ましてや、今、藤丸正勝議員から出ております処分要求書の中身について、ほかのB業者、A業者の話まで出しなさいという、そういう質問があること自体がおかしいんです。

したがって、本当に五、六人おいでになったところで明確に藤丸議員が発言をされたのかどうか、このことを私はぜひ本人にいま一度確認をいたしたいと思います。

22番（藤丸正勝君）

森田議員の言うことはごもっともでございます。あなたも私の前で食事をしながら話した中でございます。私の対面におられたから、あなたが私にそういうふうな話をしたから、もうばか話程度に盛り上げるために私は言ったつもりでございますけれども、その真意というのは、私はその後に、柳川市に政治倫理がないから、やはりこういうふうな業者が出てくるんじゃないかというようなことも言っております。私は、やはり政治倫理をつくって議会議員の兼業禁止というところに話を持っていったというつもりでございます。そういうことでございます。

8番（森田房儀君）

ただ、気持ちはそうであったかもしれませんが。きのう、あくまでも名前はもう議事録から抹消しますということで、双方お互いに納得をしてもらっておったと思うんです。急遽、きょうですね、そういう話がまたぶり返してくること自体がおかしい。

なぜならば、30人という新しい新生柳川市の発展のために力を合わせようとする議員の中で、こういうことで一々対立を生むということ自体がおかしいと思うんです。ましてや、名前を言ってくださいと言ったのはだれかということ市長なんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、そのところをやっぱりちゃんと勘案しながら対話をお互いにしていくと、円満に、そして建設的に。しかし、間違っているところは厳しくやっぱりチェックをしていく。そういう機能を発揮させていくためにも、こういうことを一々あげつらうということは、私は柳川市の議会として非常に不名誉だと思います。

ただ、こういうつもりでしたとおっしゃるけれども、聞く方はどういうふうに聞いたか、それはわからないと思いますので、私はもう内容については今わかりましたので、質問は終わります。

22番（藤丸正勝君）

森田議員の言うことは一々ごもっともでございますけれども、きのう一部名前の削除というのは、取り消しはしてもらいました。それでも、取り消された発言についての懲罰とか、そういうのは不問にされましたけれども、この発言をされても、その道義的責任というのはまだあるんじゃないだろうかということで、私は本日、懲罰動議を出したということでございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会条例第7条の規定によって自動的に7人で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、矢ヶ部広巳議員の除斥を解きます。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時59分 休憩

午後4時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

森田房儀議員、樽見哲也議員、吉田勝也議員、藤丸富男議員、三小田一美議員、島添勝議員、太田武文議員、以上7名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を懲罰特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、これより懲罰特別委員会を開催していただき、懲罰特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

ここで正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後4時4分 休憩

午後4時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

懲罰特別委員会の委員長に森田房儀議員、副委員長に吉田勝也議員、以上で報告は終わります。

ここでお諮りいたします。一般質問は14日までの3日間といたしておりましたが、本日を

もって一般質問すべてが終了いたしましたので、あす14日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、あす14日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして……（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

私は議会運営委員会の委員長と、議員の仲間同士の問題であるので、議運の方である程度責任を持って進めてくださいということで、私委員長を仰せつかりました。これは私もありがたくお受けをいたしたところではありますが、関係者の矢ヶ部議員及び藤丸正勝議員の御出席方をぜひ、また日にちを改めまして招聘を申し上げますので、御協力方をお願い申し上げます。並びに関係議員の方の招聘もやむを得ないところがあるかもしれませんが、そのことについても、ぜひ御協力方をお願い申し上げます。

なお、この問題につきましては、今議会に提案されております議案との関係が非常に強うございますので、本会期中にこの問題についての解決を図りたいと考えておるところでございます。どうぞ御承知のほどをお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

議長（田中雅美君）

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時17分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成18年12月22日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	啓	司
福	祉	金	子	健	次
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
学	校	龍		英	樹

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男						
議	会	事	務	局	主	幹	櫻	木	恵	美	子				
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	高	口	佳	人			

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

2．産業経済委員長報告について

議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定について

3．教育民生委員長報告について

議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について

議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について

議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

日程（3） 議案第134号 工事請負契約の締結について

日程（4） 議案第135号 医師・看護師等の増員を求める意見書について

議案第136号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書について

日程（5） 処分要求書について

（懲罰特別委員会委員長報告）

追加日程（6） 一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置について

追加日程（7） 緊急質問（三小田一美議員）

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成18年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、各委員長報告ごとに、質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、執行部提出の議案第134号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

日程4が、議員提出の議案第135号及び議案第136号の一括上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、2議案とも質疑、討論、採決といたしております。

日程5が、処分要求書についてであります。委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時4分 休憩

午前10時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、ただいまより総務委員会の審査結果を

御報告申し上げます。

12月8日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1)議案第118号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正前の予算額「229億9,346万円」に「1億2,940万円」を追加し、歳入歳出それぞれ「294億2,286万円」とするものであります。

審査の過程において、農林水産業費の大坪地区実施計画作成費負担金に関し、本事業の内容及び総事業費見込み額について、また、繰越明許費の漁業団地建設事業に関し、建設費のうち2億8,175万2千円を翌年度へ繰り越したことによる影響について、及び、債務負担行為の柳川共同調理場調理等業務委託料に関し、業務形態のあり方について、さらには、補正後の予算総額と平成17年度決算額との整合性等について質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員賛成により原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業経済常任委員会の報告をいたします。

去る12月8日の本会議で当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件は記載のとおりでございます。

4、結 果

(1)議案第123号

原案可決

本件は、柳川市小規模休憩施設条例の制定についてであります。

柳川市の観光振興を図り、市民の健康増進に寄与するため、足湯の小規模休憩施設を

設置する条例を制定するものでございます。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

12月8日の本会議において、当委員会に付託を受けました議案6件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告いたします。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、委員外議員の出席、3、執行部出席者、4、案件については、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

(1) 議案第119号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、医療制度改革に伴い、平成19年度から改正される高額療養費支給制度についての準備経費を計上するものです。予算規模といたしましては、補正前の予算額「94億3,167万円」に「264万6,000円」を追加し、歳入歳出それぞれ「94億3,431万6,000円」としようとするものです。

当委員会といたしましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第120号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回、債務者から繰上償還の申し出があり、福岡県の承認を得ましたので、繰上償還に伴う費用を計上するものであります。予算規模としましては、補正前の予算額「832万7,000円」に「264万3,000円」を追加し、歳入歳出それぞれ「1,097万円」としようとするものです。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第121号

否 決

本案は、柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定についてであります。

この問題は、予算を所管する総務常任委員会にも関連しますことから、連合審査会を

開いて審査することをまずもって御報告いたします。

当委員会としましては、連合審査会も開催し、慎重に審議をいたしました。その中でまず、「首長3名、議員代表6名、区長代表3名外13名で構成する合併協議会の合併協定で、小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町・三橋町の例によるとされている」「浄化槽管理を一社の指定管理者に任せるのは事業独占の問題がある」「市町村型では競争原理が働かず工事費など高止まりするおそれがある」「個人の敷地内を職員などが立ち入るのを嫌がる人もある」「将来に財政負担を残すことになる」「年間千基設置の根拠が乏しい」「現行の制度に少々補助金を上乘せすればよい」などの指摘がある一方、「公共下水道と比較して費用が安い」「個人負担が軽減される」という賛成意見もありました。審査の結果、賛成少数で否決と決定いたしました。

(3) 議案第122号 否 決

本案は、柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定についてであります。

当委員会としましては、議案第121号の否決を受け、賛成少数で否決と決定いたしました。

(4) 議案第127号 原案可決

本案は、柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、施設によって施術料金に格差があることで利用者負担に差があること、また、施術所の新設に伴い助成額が増加するなどの現状に鑑みて、平成19年度から施設利用料金の区別を設けた助成制度に変更しようとするものです。

当委員会といたしましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5) 議案第131号 原案可決

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者の指定についてであります。柳川市民温水プールの指定管理者に株式会社サンハウスワールドスポーツ柳川を、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間、指定しようとするものです。

当委員会では、指定管理者の選定条件、安全保持のための人員廃置、利用者の見込み数、市民の健康推進への対応などの質疑が交わされました。審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして教育民生委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前11時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を省略いたします。

お諮りいたします。議案第118号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第123号 柳川市小規模休憩施設条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。諸藤議員。

16番（諸藤哲男君）

16番諸藤でございます。質疑通告に従って、委員長に質問したいと思います。

まず、1点目でございますけど、合併協議会の項目の中に入っていないということで報告されておりますけど、合併項目の中に入っていないければ議案としてまた提出する。また、市長提案ができないかと、これは平成14年度の下水道整備浄化槽設備補助取り組み、住民アンケートでございますけど、生活環境で重要なことのトップで30.9%の方が浄化槽整備を望んでおられます。そういうことからしますと、項目に入っていないからといって、これをやっではいけないということにはならないと思っておりますけど、いかがでございましょうか。

委員長、あともう2点お尋ねします。

それから、敷地内の職員の立ち入りについてでございますけど、これは今現在、浄化槽、またはくみ取り方式でやってある方もおられると思いますが、その方は、今業者さんはどうしてもやっぱり敷地内に立ち入らにゃいかんわけですね。だから、なぜ職員ならいけないのか、そういう点をちょっとお尋ねいたします。

それから、財政負担についてでございますが、財政負担について、今の個人方を上乘せすればということに説明してありますけど、これは上乘せになりますと、国、県の補助がございません。あくまでも市の一般会計からの上乗せになります。そういうことで、財政負担が逆に増してくるんじゃないかと、そんなふうに思っておりますが、委員長の見解をお聞かせください。

教育民生委員長（太田武文君）

諸藤議員の質疑に御回答いたします。

1番の合併協議会の項目になっているということで質問がっておりますが、合併協定項目に載っておるということで、委員からの発言がっております。2番につきまして、敷地内に職員に立ち入らせということになっておりますが、執行部の説明で、必要な限度において立ち入ることができるようになったということで、委員とか議員に対して執行部の説明がありました。

それから、財政負担についてですけど、耐用年数が経過した場合、取りかえ時期はどのように財政が柳川市が負担になるかということで、このような意見もありました。

以上、お答えいたします。

16番（諸藤哲男君）

済みません、1番と2番について、ちょっと私、よく理解できなかったんですけど、財政負担についてでございますけど、これは今の浄化槽の耐用年数が過ぎたら、またやらにゃいかんと、そういうことでございますけど、では、今、行われております公共下水道です。それをそんなら全市的に持っていった場合は、財政負担というのは、もっと莫大な金額になると思います。そのことからすると、市民の平等性ということをかながみますと、一部地域は

公共下水道、一部地域はそんなら個人型でやってください、市はタッチしませんと、補助金を出しますけど、そういう不公平性が生まれてくると思うんですけど、その点については、どんなふうにお考えでしょうか。

教育民生委員長（太田武文君）

これは市町村型をやるということで、市の施設になりますので、耐用年数が過ぎたら、財政負担がどうしてもできないということで、そういう意見がございました。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

質問に答えていないと思うんですけど、公共下水道と比較して、そういう審議をされたんでしょうか、されていなかったんでしょうか。

教育民生委員長（太田武文君）

答えていると思います。そのことについては、委員会での発言は特にありませんでした。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸でございます。太田武文委員長にお尋ねしますけど、報告書の中で予算を所管する総務委員会ということで、私、総務委員会の委員としてお聞きいたしますけれども、この連合審査を開いて審査したというところを非常に強調してありますけれども、あなたはこの連合審査の結果報告というのは、この総務委員会には、報告はどのようなふうにされたわけですか。私、初めてこの連合審査でやられた結果報告というのは聞いておりません。ただ、教育民生の報告として否決ということでお聞きしておりますけれども、その連合審査をなぜされたかと、要請されたかということは、財政問題があるからということで、委員会の方へ申し入れをしてあります。それから、連合審査の申し入れをしたとき、総務委員長にはどのようなふうで申し入れをされたか。やはり、教育民生では、審議、審査されないということで、総務委員会に申し入れをされた、その内容というのはどうであったかということをお聞きします。

それから、公共下水道と比較して、安いという意見もあると。また、個人負担が軽減されるという意見も出ております。そういう安く費用がかかる、個人負担が安いという意見をなぜ取り入れなかったか、やはりそういう市民の負担になるようなことは、議会としても黙認はできないと思います。安く市民負担が軽減されれば、取り入れて報告するように、もっと中身の内容を詰めた報告書にしてもらいたいという、その点をお聞きいたします。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほど申しましたのは、財政負担の件ですけど、耐用年数が経過して取りかえ時期に市の施設でありますので、市で取りかえにやいけませんので、その財政負担がかかるというって、

私は回答いたしました。（「いや、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり）それを言っている、私
がそのとおり言っています。

それから、結局、連合審査につきましては、会議規則に基づいて実施いたしております。
それと各……（「その内容ですね」と呼ぶ者あり）それで議員報告につき 連合審査の、
あとは何やったですか。ちょっともう一回、済みません、何やったですかね。（「連合審査
の結果報告」と呼ぶ者あり）連合審査の決定報告は、連合審査については、先ほども申しま
したとおり、会議規則に基づいて実施いたしております。（「済みません、会議規則を言っ
てくれませんか」と呼ぶ者あり）会議規則は、ちょっと……（「連合審査の会議規則はどう
なっておるんですか」と呼ぶ者あり）ちょっと会議規則がどうなっておるか、ここに手元に
持ちませんので即答しかねます。規則がどうなっておるかというのは。（「ちょっとおかし
ゆうない」と呼ぶ者あり）どうなっとるかということ……そうよ。（「会議規則にのっって
やったと言われたら、その結果を私、聞きよるじゃないですか」と呼ぶ者あり）。あ、結果
ですか。

議長（田中雅美君）

いや、会議規則にのっって、（「だから、その会議規則は何かということ……」と呼
ぶ者あり）うん、会議規則はありますかということですよ。（「報告はしないでいいんです
か、会議規則にのっってやったら」と呼ぶ者あり）太田委員長。

教育民生委員長（太田武文君）

後でお答えします。

22番（藤丸正勝君）

私は連合審査を教育民生だけではできないから、連合審査をしてくださいという申し入れ
をしたのは、どういうことの内容でやったかというのは、それは頭の方に予算を所管するか
らということで書いてあるから、その予算だけじゃないと思うんですよね。ただ予算だけだ
ったら、その連合審査の必要性はないと思うんですよ。

それから、この報告はなぜしなかったかと質問しましたら、連合審査の会議規則にのっ
ってやられたと。そういう連合審査の会議規則の中に報告はしないでいいんですか、しな
ければならないですかということで、あなたの言った発言は、総務委員会には、その結果報告
はしないでいいというふうな言い方なんです。それじゃ、総務委員会としては何のための
連合審査の要求やったですかと、そう思うわけですよ。だから、そのところ、ただもうはっ
きりと答えてもらわんと、この連合審査というのは、総務委員会というのは、予算が伴うこ
とに対して、建設委員会でも予算が伴う、経済産業委員会でも予算が伴ったら、いつでも、
どこにでも連合審査の要請があれば出なきゃいけないわけですよ。そういうことで、この合
併浄化槽に限って、その連合審査をしてもらっては困るわけですよ。だから、そのところを
はっきりとあなたのところでなぜされたかということを書いてもらいたいわけですよ。（発

言する者あり)いやまだ、ま、ゆっくりよかですよ。

それから、結果報告がないことで、総務委員会というのを太田委員長としては、どういうふうな位置づけをしているかというわけですよ。ただ要請したら、すぐに出てくるということじゃなく、総務委員会の立場も委員長としては、やはり総務委員会は総務委員会という一つの委員会として立派な委員会がありますから、やはり納得するような総務委員会ということで、あなた方も要請をされているから、結果としては、はっきりとやってもらいたいと。ただ総務委員会と一緒にやったから、総務委員会の皆さんも否決に加わったというような見方をされるわけですよ。実際に総務委員会でも、この合併浄化槽に対しては、賛成の意見もあったと思うんですよ。それを一概に否決と、総務委員会が入って否決されたという見方もできるわけですよ。そういうところは、はっきりと総務委員会の位置づけはどういうところであったかということをお聞きしたいと思います。

教育民生委員長(太田武文君)

先ほども申しましたとおり、財政に関係がありますので、総務委員会と連合審査会をいたしたということであります。と言いますのも何度も申しておりますとおり、耐用年数が経過したら、取りかえる時に財政がどういうふうになるかということで、総務委員会に要望して、もう回答は何度もなりますけど、そういうふうなことで総務委員会と連合審査いたしました。

以上です。(「報告がされなかったという点に対してはどうか。総務委員会に報告がされなかったというのは」と呼ぶ者あり)

議長(田中雅美君)

結果報告でしょう。(「はい」と呼ぶ者あり)結果報告を何で総務委員会にしなかったという、その意見ですよ。ゆっくりいいですよ、ゆっくり考えて返事してください、慌てずに。(「時間なありますよ」と呼ぶ者あり)

太田委員長、意味はわかりますか。(「わかります。ちょっと議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

ここで、暫時休憩をとります。

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

議長(田中雅美君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田委員長の答弁をお願いします。

教育民生委員長(太田武文君)

お答えいたします。

連合審査会の内容については、委員会報告のとおりでございますが、総務委員会と連合審査を行いました。討論、採決は主たる委員会である教育民生会で行っています。その報告

については、報告の義務はありません。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

それと連合審査の位置づけというのをお聞きしておりましたけど。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほども申しましたとおり、財政面がありましたので、総務の方と連合審査をいたしました。

22番（藤丸正勝君）

いや、それじゃないです。総務委員会に結果報告がなかったので、総務委員会の位置づけはどういうふうに見ておられるかということをお聞きしておりますけど。

教育民生委員長（太田武文君）

それについては、お答えする必要はありません。

22番（藤丸正勝君）

総務委員会というのも、やはり議会の中では一番重要な位置でございます。重要な位置の総務委員会を連合審査の報告がなかったので、その位置づけはどういう総務委員会の位置づけをしてあるかということをお聞きしておるのに、そういうのに答える必要はないと、そう言うことは、総務委員会をないがしろにしているというような受け方になるわけですよ。やはり、総務委員会は総務委員会として、一つのやっぱりきちっとした委員会としてあるからですね、やはり総務委員会はそういう予算面を審議することにどうしても総務委員会の出席要請が必要だったから、重要な位置にありますと、そういうふうなお答えでできなかったわけですか。そういうことにはお答えできないとか、そういう位置づけ、総務委員会の位置づけというのは、やはり重要な位置づけでありましたので、連合審査を申し込みましたと、そういうふうなことを私は聞きたかったということでございます。

それから、連合審査の規則にないから、議会の規則にないから、結果報告はしないでいいということ、それはやっぱり総務委員会を軽視しとるんじゃないですか。やはり、報告は報告として、きちっとするのが委員長としての務めじゃないですか。何のために連合審査の申し込みをしたんですか。やはりきちっと答えを出すのが本当じゃないですか。今後、そういうことを、要望というのはいけないから、そういうことをきちっとしてもらいたいと、そういうことを思っております。

それから、この1回の連合審査ですね。約2時間ぐらいの連合審査で終わりましたけれども、ただ2時間ぐらいの連合審査で否決ということはどういうことですか。これは教育民生委員の委員会に付託された案件でございます。もっともっと教育民生で審議されて、どうしても財政面では総務委員会が必要ということになって初めて連合審査の要請をしたら、私は1も2もなく賛成をしておりました。でも、付託されてすぐに連合審査の申し込み、これはも

っと教育民生で審議をされる必要がなかったかと私は思うんですよ。それでただ一つ否決をされたということでございますので、そういうことを考えますと、総務委員会の位置づけはどの辺にあったかということになるわけです。その点をお聞きいたします。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほども申しましたとおり、総務委員会との連合審査を開会するに当たり、連合審査では、討論表決については、総務は加わっていただかなくていいですよと言って、そのときにどうして意見を申されなかったか、私はその点について理解に苦しんでおります、実際に。（「それはわかっとっさい」と呼ぶ者あり）そのときにどうしても申し込んでいただかなかったのか、私たちにも教えて、（「そちらに持ち込んだっじゃないですか」と呼ぶ者あり）で意見をということで、意見中、黙っておきなさい。（発言する者あり）

そういう財政問題についても集中的に審議いたしたわけですよ。そしてそのときに、私たちのところも結果を報告してくれるということで言っていたらしていましたが、そういうことで、全国市議会のところでも報告する必要はないと。なっていないので、報告いたしておりません、それは。（「早う言わじゃ、やっぱりそげんことは」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。

委員長報告の中に、合併協議の中で小型合併浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例によるとされているからということでございました。先ほど諸藤議員からも、この趣旨の発言がありましたが、そういう発言があったというふうなことで答弁されておりますけれども、議案に対してのその発言が、否決の方の発言であったというふうに私は理解しておるわけですよ。（「13番の言うとおり」と呼ぶ者あり）だから、どういう意味で合併協議会があったから、否定的なことになるのか、こういう制度を採用することができないのか、その辺のことを一つお伺いいたします。

そして2番目に、将来に財政上の負担を残すことになるとの指摘がありました。主なものはどういうことか、二、三挙げていただきたいと思えます。

そして、現行制度に補助金を上乘せすればよいというような発言がありました。これは先ほどの諸藤議員の発言にもありましたけれども、諸藤議員言われるように、そういった自主財源を上乘せればやはり市の財政を圧迫するのは、かえってこちらの方ではないかと私は思いますけれども、その点はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

教育民生委員長（太田武文君）

もう伊藤議員は総務委員会で連合審査にも出てあったと思えます。そうして、私は委員会

の報告だけ、報告とか委員会での意見とか、そういうとに回答するのに、私の委員長の報告といっても私は答弁しかねますので、その点についてはお答えしかねます。（「それは質問にやっぱり答えるべきじゃないですか」と呼ぶ者あり）出てあったでしょうが、総務委員会に。（「そこは出ておってもね……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと勝手に発言せんでおってください。答えんち言いよつとやから。どうしますか。

13番（伊藤法博君）

連合審査に出ておりましたけれども、その後の審議には加わっておりませんよ、採決のときの審査には。だから、聞いておるわけですね。やっぱりそういった面では、やはり的確に答えてもらわんと、私たちもわからない点がありますから質問しておるわけですよ。

それと、さきの財政負担の中で合併浄化槽の耐用年数等が来たときに、そういった取りかえをせにゃいかんときに、財政負担が圧迫されるからというような発言がありましたけれども、その耐用年数とはどれくらい見てあるんですか。それは決まっておるんですかね。

私は、地中にあるFRPのそういう容器、そういったやつは半永久的に使用できるというようなことを聞いておりますけれども、その辺はどうでしょうか。1回目の答弁とともに答えてください。

議長（田中雅美君）

太田委員長、冷静でいいですよ。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほども申しましたとおり、伊藤議員は最終的に表決には加えられないということで冒頭に申したでしょうが、連合審査のときにですね。（「だから聞いておるじゃないですか」と呼ぶ者あり）もう2回、私、その点については、もう答えないですよ、何回も何回も。どうして私たちが採決に加われんとかと言っても。（「いや、そうじゃない、採決に加わったことじゃない、僕たちが退場した後どういう論議をされたかを聞いておるわけでしょうが」「委員長が今、壇上で報告したとおりやるもん」と呼ぶ者あり）うん。（「だから、その内容をお聞きしとるじゃないですか」と呼ぶ者あり）内容については、委員長報告したとおりです。

以上です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

その合併協定書にそういう三橋、大和の影響と書いてあるから、新たな市民とか柳川市に有利な制度ができて活用できないということであれば、これは非常に大きな問題があるんじゃないかと思います。

そして、財政負担の問題についても、どういうことが二、三の大きな要因であるかということをお尋ねしておりますけれども、回答がございません。これでは決議をする意

味がございません。何のための質疑か私は理解に苦しむところでございます。

以上でございます。

教育民生委員長（太田武文君）

合併協定とは先ほども委員長報告で言いました、首長3名、それから議員代表6名ですね。区長会長、各地区の三橋町、大和町、柳川市、代表が出てあって25名でしてあるわけですよ。それで一応決定してあるわけですよ。そういうことで、まだ期限にもならないうちに、1年もならないうちに変更したら、合併協定の協定自体が崩れるわけですが、当初のそれが、こういうことでやりますよとして市民から納得を得ているわけですよ。よくその点については考えて質疑をしてください。

以上です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

3番（浦 博宣君）

3番浦です。私はちょっと根本的な質疑をしたいと思います。

議案第121号は、条例制定についてであります。その条例のどの部分が不備であったのか。十分に審議をされたと思いますが、どの部分が不備な点があったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

教育民生委員長（太田武文君）

条例の制定についての審議についてお答えします。

土地の立ち入りや無償使用、指定管理者使用料、修繕費等についての質疑応答がっております。

以上です。

3番（浦 博宣君）

質疑がっておりますので、どの部分がどういうふうにその質疑があって、どういうふうな結果であったのか、そこを具体的に聞いておるんです。

教育民生委員長（太田武文君）

内容については、使用料はどのくらいになるのか、高いか安いのか、それから、修繕費がどのくらいかかるのか。7年後とか何年後とか、そういうふうな詳細については、私もまだ記憶しておりませんけどですね。

それから、無償で使用した場合に、委員会報告でも言っていましたとおり、嫌がる人がおるとか、そういうふうなことが質疑応答であってございました。その点については、どうなるかということで。（「どの条例、何条のですか、それは」と呼ぶ者あり）

3番（浦 博宣君）

先ほど申し上げましたとおり、議案第121号は条例の制定についてですので、その条例を

審議した結果報告というのが全く上がっておりません。財政上の問題とか、まだ予算の計上もあっていない。予算の計上が上がって、総務委員会が、例えば、付託をされる。条例は教育民生委が付託をされる。そんなら、一緒に合同審査にやろうかという話でなら私は合同審査という理屈はわかりますけれども、ただ、条例の制定についての審査ですので、何で合同審査する意味があるんでしょうか、よろしくをお願いします。

教育民生委員長（太田武文君）

戸別浄化槽の整備に関する条例ですので、これは皆様方も一緒に全員協議会でもあつてのことだし、これは内容を見ていただいたら、そういうことで条例についてはただいま申しましたとおり、指定管理者とか使用料とか修繕費は土地、例えば、無償で貸与した場合は、どういうふうな手続をとって、どういうふうなということで、そのようなことがあつていただけです、そういうことは。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

ここで1時まで休憩をとります。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第119号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第120号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について討論を行います。

討論は、会議規則第52条の規定により、反対討論から行います。

反対討論をされる方はありませんか。

18番（近藤未治君）（登壇）

皆さんこんにちは。18番近藤でございます。ただいま議長の発言許可を得ましたので、議案第121号及び議案第122号に対しまして、反対討論を行います。

まずもって、改選前の市議の皆様に対し、今回まで2回の継続の審査ということで慎重に御協議をいただいたことに対しまして、一市民といたしまして、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

なぜならば、私は今回、新人議員といたしまして、先般、11月13日に行われました全員協議会で、合併浄化槽設置を市町村型で行われようとしていることを深く知りました。もちろん、市報で市民の方には周知徹底、啓発をなされておりますが、その内容たるや、従来の個人設置型よりこれだけ個人は安くなります。また、柳川市の汚水処理人口普及率はこんなにも低いですよ。だから、早急に市町村設置型で浄化槽整備を進めることが重要だと、一方的に浄化槽の設置を前提に掲載されていると私は思います。

確かに、市民の間では、浄化槽が1,000千円程度かかるというのを100千円で市がつくってくれると。何で議員は反対ばかりしなざるやろうかとの風潮が飛んでおります。確かに私も市報を流して見ただけではそう思いました。しかし、市の財政状況や市で設置した場合の財産管理など、もろもろの問題が生じることが懸念されます。その事柄を深く検討した結果、今回計画されている市町村設置型を推し進めた場合、かなり大きなリスクを背負うものと私は思います。

試算では、下水道債のみの交付税措置の場合、約40億円。合併特例債を含めた場合であっても約28億円という莫大な一般財源を伴うものであります。また、市長は整備率を上げるため、10年間で1万基、年間では1,000基を目標に計画をされておりますが、私の知る限りでは、新築のための確認申請は年間約430戸程度であります。個人負担が1割で済むのは、浄化槽本体のみであります。家屋改築等で設置する場合は、浄化槽までの配管、また便所やふる場、炊事場等のやりかえが必要でございます。これはかなり割高になるものです。ですから、このようなケースは少ないのではないのでしょうか。

私も、ことし3月までは市の職員といたしまして奉職をし、生活環境整備を進めていくことは十分理解いたしますが、今回、浄化槽設置を市町村型で進めることにつきましては、同

意をしかねるものでございます。したがいまして、議案第121号及び議案第122号につきましては反対をするものでございます。

どうか議員各位におかれましては、慎重に御考慮いただきますようお願いいたしまして、以上で反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

3番（浦 博宣君）（登壇）

議案第121号に対し、賛成討論を行います。

この合併浄化槽整備事業、市町村設置型は、生活排水浄化率を高め、浄化槽普及率を上げ、重要課題である水環境の対策において、最良の施策と考えます。

柳川市の生活排水浄化率は、平成17年度31.3%であり、県内の浄化率81%からしても、かなりの低さであります。観光産業、宝の海、有明海再生に向けても、一日も早い生活排水対策は必要であります。また、この事業は市民にとってもメリットが高く、皆様方御存じのように、合併浄化槽実態調査におきましても、合併浄化槽に変える希望があるという問いにも高い数値を示しております。

市民も一日も早いこの事業の開始を熱望しており、この事業の推進こそが水郷柳川にとって最重要課題である、また、未来に禍根を残すことにもなりかねません。よって、議案に対し、賛成討論といたします。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、9分から9分30秒の時間をいただきます。

私は、市長提案の本議案であります議案第121号及び議案第122号に対し、反対の立場で討論します。

市長提案の市町村型の一番の売りは、5人槽で見た場合、個人負担が466千円も少なく済みますよということにあります。つまり、個人型では568千円もの負担なのに、市町村型ではわずか102千円で済みますと訴えられております。

しかし、執行部の提案説明を受けるたびに疑問を感じるようになりました。なぜでしょうか。個人型であれば、個人と業者の交渉でかなりの値引きが生じてきます。世間は5割引き、6割引き、ひどいところでは7割引きの時代となっております。大きな額であります。合併浄化槽であれば言わずもがなであります。であれば、個人型の負担額568千円は、大幅に少なくなるのではないのでしょうか。

それに市町村型では、すべて市が指定した業者に限っております。つまり、業者の

選択はだめということです。一方、個人型では、個人がやるわけですから、自由に自分の好きな業者を選べる利点があります。

市長が、国から100億円もらってきているということだけが客寄せパンダのように先行しておりますが、これも12月4日の全員協議会の中での私の質問に市長は答えられ、この事業が始まったらと注釈をつけられました。つまり、100億円はまだ市に入っていないということであります。市長が国から100億円もらってきてあるとの声を聞いて、多くの皆さんは、何でんかんでんで102千円で済むんだと思い込んでおられる節があります。実は、本体だけが102千円の負担でありまして、台所、トイレ、ふる場などの水回り、それに水路から本体までの引き込みについては、すべて個人負担となっておりますと説明しますと、ほとんどの人が「そうじゃろう。どげん思うたっちゃ、102千円で済むはずなはずやんのも」と、やっぱりそれならと、しり込みされている人も出てきております。

さて、市の負担はとなりますと、市町村型では253,325円、個人型では114千円であります。つまり、個人型に比べ、市町村型が139,325円、市の負担が多くなります。それは当然であります。個人負担が多ければ、市の負担は少なくて済みます。反対に、個人負担が少なければ、市の負担が多くなります。

次に、設置した後の維持管理であります。個人型では、すべて個人でやるわけですから、市の負担はゼロで済みます。ところが、市町村型では、5人槽4千円から41人から50人槽27,500円の9段階に分けた使用料を毎月払ってもらうことになります。市の算出では、すべて完納、未納者ゼロ、こんなことってあるでしょうか。学校給食費だって払わない人が相当数あって、頭を痛めているという社会問題になったばかりであります。どこの社会に、徴収率100%で計算を立てるところがありませんか。首をかしげたくになります。

次に、人件費となりますと、18年度から26年度まで、建設として正規職員5名、月額200千円の嘱託職員3名、月額100千円の嘱託職員2名、日額5,900円の臨時職員3名、合わせて13名もの職員を投入することになっております。さらに、27年度から56年度まで、維持管理として正規職員2名、日額5,900円の臨時職員1名、合わせて3名の職員を投入することになっています。そこで、人件費の合計額が1,047,077千円、これだって、市がやっているということもあって、苦情等がかなりの数来るのではと心配もされます。すると、とてもじゃないが、この人数ではパンクする危険が大と言わざるを得ません。いや、必ずパンクするはずです。つまり、人件費は計画をはるかに上回るのではないのでしょうか。

そんなこんなで、市の持ち出し額3,825,383千円は、大幅なる増額申請を余儀なくされるはずです。この合併浄化槽事業は、下水道事業債及び合併特例事業債でやるわけであります。つまり、借金であります。据置期間5年、償還期限30年、年利率2.3%となっております。子や孫に多額の借金を残す公共事業となります。一方、柳川市の普通交付税は1年に3億円も減らされている状況にあります。既に我が柳川市は300億円の借金があります。こんなこ

とをしていたら、柳川市の財政はたちまち破綻してしまいます。第二の夕張市となって、赤字再建団体の泥沼へのめり込んでしまう危険が大であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、私は、議案第121号及び議案第122号に対して反対であります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤でございます。私は、市長提案に賛成をいたします。

柳川市の汚水処理は、平成16年度末で28%弱、全国平均、あるいは福岡平均ともに80%であります。この柳川市の汚水処理率の低さが、水郷柳川のイメージダウンの大きな要因の一つになっています。生活雑排水が処理されずにクリークに流入し、ヘドロが堆積する大きな原因にもなっています。クリークの水が少なくなると、ヘドロによる悪臭が発生し、観光客のひんしゆくを買っております。また、生活雑排水の垂れ流しが有明海の環境悪化の要因になっているのも事実であります。

柳川市にとって、汚水処理率の向上は喫緊の課題であると言わなければなりません。しかし、従来の手法ではスピードが遅く、浄化率が90%を超えるのは20年から30年ほどかかります。観光も競争の時代、水郷柳川は観光の面でおくれをとってしまいます。また、有明海の再生も待ったなしですし、クリークのヘドロも軽減できません。

こうした中で、小泉総理が進めていた構造改革の一環として、地域再生計画の中の水郷柳川の水環境再生計画が福岡県、柳川市の申請で内閣府より平成17年6月に認められました。全国予算800億円の中の100億円を確保し、10年間で1万基の合併浄化槽を設置し、平成26年には浄化率90%を達成しようとする画期的な事業であると思います。

従来の個人設置整備事業は、個人が浄化槽管理者と契約して、汚泥の処理、水質検査等をしてもらうことになっておりますが、浄化槽の管理を怠り、浄化槽が機能しなくなり、垂れ流しの状態にあるものが散見されるようになったために、浄化槽は市町村が適正に管理すべきだということで、今回の市町村型設置整備事業が実施されるようになったと聞いております。

そのために、従来の個人型に比べれば、補助率が大幅にアップされています。国、県の補助は、個人型が制度的に事業費の24.62%、市町村型が制度的に事業費の65.17%、すなわち市民と市の負担は、個人型が75.3%であるのに対し、市町村型は34.83%と、市民と柳川市の負担が制度的に半以下になっております。これは矢ヶ部議員が先ほど言われました、個人と個人で契約をすれば割安な値引きがあったりすると言われましたけれども、それは個人対個人で違いますし、業者でも違います。しかし、市町村型では一律5人槽で102千円という非常に公正、公平な制度であると思っております。

また、市町村型は個人型に比べて、市職員の数をふやさなければならないから、人件費がかさみ、財政を圧迫するとの指摘がありますが、現在の柳川市の職員は、合併により適正な数よりも77名もオーバーしているわけで、新たにこの事業のために職員を採用する必要はありません。余剰人員を喫緊の課題のために配置転換を行うことは有意義なことだと思います。

また、先ほど近藤議員から、合併浄化槽の市の所有に関するリスクの話がありましたけれども、このリスクの問題は個人であっても同じであります。

そういった面で、市町村型整備事業で早急な浄化率の向上を図り、水郷柳川のイメージアップ、有明海の早急な再生が図られることはぜひとも必要と思いますので、市長提案には賛成をしたいと思います。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論される方はありますか。

1番（島添陰也君）（登壇）

議長の発言の許可を得ましたので、反対の立場で討論いたします。

もとより、このたびの提案は条例案でありますので、その是非を問うのが常道かと思いますが、このことは戸別合併処理浄化槽を設置するに当たって、市町村直営方式で推進することを前提としたものであります。したがって、その事業の内容について論議もあることかと思えます。したがって、この事業の内容そのものについて検証してみたいと思えます。

柳川の水の浄化について、異議を唱える者は一人もおりません。水の郷、観光都市を標榜しながら、下水道普及率が31%という実態は、まことに遺憾なことであります。

そのためには、下水道整備や合併浄化槽の設置事業を推進するだけでは十分ではありません。なぜなら、柳川は勾配差の小さい平坦な地域に、大小のクリークが市内全域を囲繞して縦横に循環しております。したがって、至るところによどみが発生し、所によっては変色したり、悪臭さえ発しております。だから、根本的に水の浄化を実現するためには、上下流の水利慣行を調整し、樋門の改修を図ったり、定期的にしゅんせつするなどして流れをつくることなどが、あわせて必要であります。

さて、このたびの合併浄化槽設置事業を推進するに当たって、市町村直営方式で実施するという提案に反対する第1の理由は、この提案が合併協定に違背しているからであります。

合併協定第32項の2に、「小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。」と明確に規定されております。そのための要綱も存在します。このことは、現行の個人設置方式で推進していくという方針が合併協議会で決定されていることを意味します。

第2に、前期議会で2度継続審査となり、結果として廃案になった案件を、何らの修正も加えないで、全く同一の内容で提案するということは、議会軽視の何物でもありません。

さらに、市町村直営方式について検証すれば、すなわち、市が公共工事として直接発注して設置した浄化槽を、市が公共施設として所有し、維持管理、改修、改築などの業務をすべ

て市で実施していくということであります。そこにはさまざまな問題点が発生することが予測されます。

一つ、民間工事に比べて、設計基準、設計単価が高く、工事全般において高値どまりが想定されること。二つ、工事発注から維持管理に至るまでの人員増、したがって、人件費の増嵩。使用料滞納の問題。四つには、耐用年数を過ぎた浄化槽の改修、改築のための国の補助制度は準備されておらず、その際、市の一般財源の繰り出しは膨大なものになること。数え上げれば切りがありません。この心配、問題点については、先ほど矢ヶ部議員の方から詳細に数字を示して説明がっておりますので、私はその具体的なことについては省きます。

それなのに、石田市長は、この事業は合併協定のBランクに属するので、方針変更もいいのだと答弁したり、10年間の予算総額が107億円であり、そのうち、市の一般財源からの繰り出しが41億円もあるのに、あたかもその全額が国庫補助であるかのように、また、トイレや台所といった水回りから浄化槽まで、浄化槽から排水口までの配管工事は個人負担で、平均5ないし600千円はかかるのに、そのことについては余り触れずに、浄化槽設置工事に係る個人負担102千円のみを強調して、工事全体が102千円で済むかのような誤解を招きかねない説明を市内各所で行っております。

さらに、議会筋から詳細な財源内容内訳の説明を受けた業者代表が、そうなると、他の公共工事へのしわ寄せを心配すると、それには人件費を削って、その財源を捻出するので、心配は要らないなどと説明しております。人件費削減は合併協議会で、合併後10年間の年次計画で60億円強の目標が定められております。それ以上の削減を図るとしたら、減俸や減給といった措置をとるほかないと思います。果たして、そのようなことが議会や職員組合などの了承なしに可能でしょうか。また、一つの公共事業にそのような財政運用を行っていいものでしょうか。なぜ石田市長は、そうした無理を冒してまでこの事業を強行しようとするのか、全く理解できません。

したがって、断固、この提案に対して反対するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんこんにちは。21番の大橋恭三でございます。賛成討論を行います。

その前に、先ほどの質疑で太田委員長におかれましては、大変御苦労さまでございました。大変だったと思いますが、質疑に対して、的を得ていないところが少しあったと思います。こういうふうにして、私たちは重大なことを決しなければならないということを考えますと、やはりもう少し主観を……（「討論の趣旨を外れとる」と呼ぶ者あり）討論ですよ。自分の主観を入れなくて、公平にさせていただいたかたかたと思っております。

そういうことで、私の賛成意見を述べますけれども、御案内のとおり、私は一般質問の中

で下水道事業のおくれと事業費の増大を質問いたしました。

完成目標年次、平成33年度とあるのが、ひょっとしたら40年以降にずれのかもしれない。現実的にはおくれるだろうということでございました。しかも、見直しがあって、380億円の巨費を投じながら、2万4,800人分の処理ができない。今現在設置されている浄化槽の分を差し引いても、柳川市の半分近くがまだまだ未処理のままでございます。おくられているからやるのです。やらなければならない。そして、先ほど太田委員長は大変重要なことを言われました。合併協議会の中でこういうふうに決まっているじゃないかと。大変大事なことだと思います。そういうことは尊重しなければならないと思いますが、よく考えてください。石田市長がその後の3月の市長選挙でマニフェストを示して、そして、選ばれたわけです。皆さん、議員必携や、あるいは公務員法というのをよく見てください。市長が選ばれて、そして、選挙民の信託も得た政策というものは、我々議員も、そして、職員も、市民も大事にしなければならない大事な問題なんです。その中に、今石田市長が皆さんのおっしゃっているように懸念される、差し引きをすれば悪いところがあるかもしれません。だけでも、市民のためにやっているのではないのでしょうか。私はそのように感じております。

汚水処理対策の重要性、緊急性を考えれば、やって当然であります。やらなければなりません。同じことを何遍も言いますけれども、そのようなことで、今回の委員会の否決という決定は、余りにも理由の説明が乏しい。このことは言えると思います。

私は、決まることには異議は申し上げませんが、もっと本気で慎重に議論をしましょう。それだけです。終わり。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方ありませんか。

8番（森田房儀君）（登壇）

私は、執行部原案に対する反対の討論を申し述べさせていただきます。

大きく内容的には、今矢ヶ部議員、あるいはほかの方々が反対討論として申し上げられましたように、大きな問題はもう私は申し述べません。ただ、私は条例を逐一、逐条的に見てまいりますときに、極めて大きな間違いがあり、かつそれは市及び市民に対して大きな負担を強いる条例であるということでもあります。

今、大橋議員からも、水をきれいにすること、環境を優しくすること、このことについて述べられましたけれども、このことについてだれも反対する人は一人もおりません。（「そうです」と呼ぶ者あり）これは総論賛成です。しかしながら、政策として出されてきた場合には、各論反対の部分がどうしても出てくるわけです。そのことを議会としては理解をしていただかなきゃならん。これが第1です。

それから、市長のマニフェストがこうだから、これが何よりも優先しなければならん。そんなばかげた話はありません。それじゃ、我々議会は何ですか。市長がおっしゃることにつ

いて、半数以上の方が支持をされたかもしれません。しかし、その中には、これはちょっと行き過ぎだと思いながらも、しかし、AさんよりもBさんの方がいいんじゃないかと、そういう感覚で指示をなされた方もおいでになると思います。しかしながら、我々議員は、その立派な市長さんだけれども、その市長さんが行き過ぎたり、間違ったりするときには、当然議員としてチェックをしてくださいよと。いわゆる新生柳川が健全なる運営を続けていくために、新しい地歩を固めていくためにも、議会も大事なんです。だからこそ、市長がいつもおっしゃっているんです。議会と執行部というのは、行政の両輪であると。両輪なんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、市長のマニフェストがそうだから、そうじゃなきゃならんという、そういう考え方では健全なる柳川市の発展というのはあり得ないと私は思います。

私が、まず条例的に大きな疑問を持っておること、これは第5条なんです。いわゆる職員は市長の委任をしたものはどこにでも住宅の中に入れると。実は、これは歩道をつくったり、散歩道路をつくったり、そういった場合に、道路をつくっていただくと、うちから窓の中をずっと見らるっと。これは私のプライバシーが侵されてしまいますと。そういう道路ならつくっていただかなくて結構です。随所にそういう反対の声が上がってつくれなかった道路も随分あるんです。それと同じなんです。いわゆる屋敷の中にまず入って、保守点検はだれもやります。やりますけれども、いわゆる権力でもって入れるということがだめなんですよ。業者が入って、それは業者とその管理者、所有者とお互いにあうんの呼吸で許し合うことは、それはそれで結構です。しかしながら、行政、公権力がそこに入り込むというのは、どういうふうに進んでいくかわからないんです。そしてまた、無償で用地を貸与しなければならない。無償で用地を貸与するということは、貸与する人、市に貸しますよという人には、いわゆる浄化槽を102千円でしてあげますよと。でけんという人には、それはされんならばしてやらんばん。市はそういう人にはしてあげませんよ。公権力による差別がここに生まれてくる。だれもが個人財産の中に公的な人、あるいは公的な財産を置くということに非常に大きな抵抗があるわけです。そのところを、余りにも理解をしておいでにならない。

それからまた、10条、これは使用料なんです。これは5人槽で4千円、いわゆる48千円です。これはどういう積算の基礎があったのかということで職員の方にお伺いをいたしました。11条検査の5,600円、それから、プロアーは77千円、これは7年間で割ると約11千円です。プロアー代が。そんなばかげた話があるか。プロアーは5人槽で8千円なんです。これは大体10年はもつんです。バルブが故障した場合には、それをかえれば15年はもつんです。ところが、法定の年数として7年間だから、だから、77千円で見えております。そんなことをおっしゃるわけです。8から10人槽の浄化槽のプロアーでも18千円なんです。そういうものを77千円です。これは何なのかと。行政が行うことによって、低廉な価格で市民に安心して使用できるような体制をつくっていく。

例えば、神奈川県二宮町は2千円です。あるいは、静岡県富士市は2,500円です。滋賀県びわ町、これは月に2千円です。そういう形で、びわ町は、職員に採用された場合には一番最初に浄化槽の管理士の免許を取りなさいということで、職員に全部浄化槽の管理士の免許を取らせて、低廉な価格でいかに市民に貢献できるような、そういう体制をつくるかということをおやりになっている。

ところが、私どもの柳川市では、こういう危険極まりないような市町村型の事業を実施する前に、あるいは考慮する前にもっとやるべきものがあるのではないかと。それは何なのか。今現在の段階でも、いわゆる浄化槽の敷設については非常に安い価格で本当はできる。しかしながら、補助金なんかはまるで飛んでしまうような、いわゆる見積もりが業者から出されてきておる。

したがって、315千円かの補助金が例えば出たとする。その部分については、浄化槽1基について七十七、八万円の見積もりを出す。実際にはその4割ぐらいでしかない。だから、その補助金はそのまま吹っ飛んでいくんです。それにあわせて、全部見積もりを並べてもらおうと、個人的にはだれもが値切ることができない、そういう専門的な分野がありますので、そういうものを行政がもう少し力を入れて、市が少なくとも水道業者として指定をして、この人たちが中心になって敷設をしていくとするならば、その人たちに補助金はこういうふうに生かしてくださいよと。そうでないと、あなたたちの見積もりを見ておると、補助金はまるでどこかに飛んでしまうじゃないですか。そういったものをちゃんと行政努力をして、市民の方に安くてサービスできるような行政努力をしていないではないか。もっとそれをやるべきじゃないか。

ところが、いわゆるだれかがおっしゃっていました。料金の高どまりではないか。当然そうなんです。ランニングコストから見ますと、20年しますと30千円違いますと600千円違うんですよ、ランニングコスト。そのときは安いように見えます。しかしながら、全体的に見ていきますと、これはランニングコスト的に非常に高いものになっている。料金も高どまりをしている。おまけに、今現実的に、いわゆる210円の、1受け210円の料金が、くんだ後に、くみましたからその技術料を下さい、10千円、その上にとるわけですよ。そんな行政の監視の行き届かないような状況でやっておって、今度はこれをやりますよ、こんなことを言ったら、またどう変わるかわからない。行政がもっともっと努力をしていかなきゃならんというのが反対の第3であります。

それから、18条及び19条、指定管理者制度の問題であります。このことは極めて大きな問題。課長からも3年先ぐらいには条件が整いますれば、PFI方式に切りかえますということをおっしゃいました。今はまだ市町村型だということですけども、じゃ、いわゆる浄化槽の設置、あるいは資材の購入、あるいは管理、このことを行政に任せるといふことなんです。今るる申し上げましたが、今までの業者の中でも極めておかしな管理運営がなさ

れておるし、いわゆる料金が高どまりであるし、その上にまいっちょ上乘せをして技術料を取るといような管理をしておるのに、少なくとも私の想像する限りにおいては、これは今の既存業者に委託、管理、保守点検等については管理を行うということであろうと思うわけです。特に、浄化槽の設置に関する部分については、当然また管理業者を指定していくであろう。そうすると、この人たちにもまたいろんな利便性を図るような状況ができてくるのではないか。いわゆる料金等については、この事業全体について権力が余りにも集中し過ぎる。そうすると、どこかで権力が集中することによってよどみを生じてくる。腐ってくるおそれがある、そのことをまず心配するわけでありまして、そういった問題等を考えてまいりますときに、この条例は極めてずさんであると言わざるを得ないというふうに私は感じまして、この議案第121号及び122号の条例については、反対の討論をさせていただきました。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案に対する教育民生委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

議案第121号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

お諮りいたします。議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する教育民生委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決い

たします。

議案第122号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

お諮りいたします。議案第127号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第131号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時 休憩

午後2時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第134号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第134号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第134号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本工事は、市内三橋町中山にある柳川市菅桜ノ木団地について、老朽化に伴い建てかえが必要なことから、現在進めております本市三橋町中山地区のまちづくり交付金事業の一つとして実施しようとするものでございます。

本案は、柳川市菅桜ノ木団地（仮称）新築工事のうち、建築工事にかかるものでございまして、去る12月4日、12社による一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み、254,100千円で、宝栄・松田特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市上宮永町416番地5、株式会社宝栄工業、代表取締役古賀章が落札いたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり2階建ての建物2棟を整備するもので、それぞれ3DKの構成で、1号棟で10戸、2号棟で12戸と、計22戸を供給する予定でございまして、完成は来年8月の予定でございまして。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案の時間のため、暫時休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

午後2時16分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第134号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第135号～議案第136号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第135号 医師・看護師等の増員を求める意見書について及び議案第136号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書についての2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

議案第135号及び議案第136号について、提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）

こんにちは、19番太田です。議長のお許しを得ましたので、議案第135号 医師・看護師等の増員を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

全国の看護職員の労働実態調査によると「十分な看護が提供できている」との回答は1割にも届かず、4分の3がやめたいと回答しております。医師や看護師等の不足は深刻化しており、患者の生命を預かる医療現場の実態は、かつてなく過酷化しております。このような実態を改善するために、政府に対し、看護職員等の確保対策、予算の拡充や診療報酬の改善を要望するものです。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案の理由の説明といたします。

続きまして、議案第136号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

さきに成立した医療制度改革関連法により、今後6年間で療養病床の6割が削減されることになりました。また、療養病床入院患者の中でも、医療の必要度が低いとされる患者については、食費、居住費が保険給付から外されたり、入院基本料が大幅に引き下げられたりしました。このままでいけば、多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない医療難民、介護難民があふれることは明らかなです。このような実態を防ぐため、療養病床の削減計画の見直しを政府に求めるものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに決定いただきますようお願い申し上げます、

提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 23 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第135号 医師・看護師等の増員を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第136号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 5 処分要求書について

議長（田中雅美君）

日程 5 . 処分要求書についてを上程いたします。

矢ヶ部広巳議員の除斥を求めます。

〔矢ヶ部広巳議員退場〕

議長（田中雅美君）

本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長（森田房儀君）（登壇）

議長の命を受けまして、ただいまより平成18年12月19日午前10時より12時20分まで、懲罰特別委員会の審査結果について開催いたしました懲罰特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託された「処分要求書（矢ヶ部広巳議員に対する処分要求の件）」について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第98条の規定により御報告申し上げます。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきでないとする。

引き続き、本委員会における審査の過程について御報告申し上げます。

本委員会では、まず本件が惹起した事実関係について確認を行い、委員会の進め方等を協議いたしました。その後、提出者であります藤丸正勝議員より、処分要求の提案理由について説明を求め、質疑終了後、本人であります矢ヶ部広巳議員より一身上の弁明を聴取いたしました。その後、質疑を行い、矢ヶ部議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきか否かの審議に入りました。協議に入りまして、委員各位より真剣かつ真摯な意見が出され、十分な精査が行われたものと思っております。

特に、本委員会において協議を進める中で、「本定例会に関係議案が上程され、この中に規定する指定管理者などの条項に対し多くの疑問が出され、問題視されている中で、議員による議員控室での不用意な発言や本会議の具体的な固有名詞の発言は、諸般の事情を考慮しても当を得ていない。」との厳しい意見が各委員よりなされました。

なお、本件については、本会議の議事録が訂正された部分もありますので、具体的な説明は控えさせていただきたいと思っております。

次に、矢ヶ部広巳議員に懲罰を科すべきか、また科すべき場合には、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰に科すべきかについて協議いたしました。懲罰を科すべきでないとの動議が委員全員から出され、協議、討論、採決の結果、賛成多数で懲罰を科さないことに決定いたしました。

なお、議員を侮辱するような発言には、厳正に対処しなければならないが、今回のような事態に陥った責任は、単に議員だけの責任とも断定できず、「そうだ」と呼ぶ者あり）市長

の発言が問題惹起の引き金に（「そうだ」と呼ぶ者あり）なったこともまた事実であり、新生柳川市の議会にぬぐい切れない汚点を残すことにもなりかねないと深く憂慮するものであり、（発言する者あり）何びとといえども議会に臨む以上、慎重の上にも慎重に、格調高い品格をもって対処するよう強く指摘して、懲罰特別委員会の報告といたします。

ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で、懲罰特別委員長報告は終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました委員長報告に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

3 番（浦 博宣君）

特別委員長にお伺いをしたいと思います。

私、質問します前に、非常に残念でたまりません。といたしますのは、矢ヶ部議員におかれましては、前町長の肩書で市議員に当選をされてまいりました。本当に私は、人格形成、立派な方だと思っておりました。しかしながら、何の根拠もないうわさ話を取り上げ、ましてや控室での発言を、さも本当のように取り上げられました。恐らく傍聴をされていた皆さん方は「えーっ」「まさか」というような感じを受けられたんじゃないかと思います。今後、こういうふうな何の根拠もないうわさ話を、根も葉もない、そういうふうな名前を出される、一般質問が今後また行われるのであるならば、非常に我々柳川市議会議員としても残念に思うところであります。

今回、科すべきでないということでございます。何でそういうふうな根も葉もないうわさ話、控室で発言等をされた議員が懲罰を受けられないのか、そこをお聞きしたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

懲罰特別委員長（森田房儀君）

まず、冒頭にちょっとお断りをおきたいと思いますが、これは両議員に対しての一身上の問題でありますので、非公開、秘密会という形でこれを行いました。したがって、具体的に申し上げられると、この秘密会、非公開の部分について、極めて違反性を生じてまいりますけれども、あえて質問がございましたので、申し上げたいと思います。

これはうわさ話じゃないんです、確認をしました。これは本人が明確に、いわゆる議員控室でおっしゃったと、そのことを明確に当事者も言っておられるし、それから、間違いなく

おっしゃったと本人も私もそう申しました。しかし、これは議員控室における冗談であります。冗談ば、そげんまともにとってもらうなら困ると、そういう答弁であったと思いますけれども、最後に私が申し上げましたのは、何びとも格調高い品格を持つべきであるというのは、議会中における議事堂の中で、こういうことをおっしゃることについては、やはり問題があるということを議員各位からも指摘をされたわけでございます。

以上であります。

3番（浦 博宣君）

先ほど、何か冗談であったというようなお話があったということですが、この神聖な議会議場の中で冗談めいたことも言っていいんでしょうか。それは人を傷つけることになりますので。（「そうだ」「議長」と呼ぶ者あり）

懲罰特別委員長（森田房儀君）

これは要求をされた方がそうおっしゃっているんですよ。それはいわゆる当事者本人が私は冗談で言いましたと、矢ヶ部議員がおっしゃったわけじゃないんですよ。

3番（浦 博宣君）

だから、冗談でおっしゃったことを何でまともにもこの議場の中で取り上げてお話をされなければならなかったのか。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

何で冗談か冗談でないかをあんたが決めるか。本人がそうおっしゃっているんですから。（「だから、私が聞きよるじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、冗談じゃないから冗談じゃないんですよ、これは議事堂において、（「議事堂じゃない」「議事堂じゃない、控室」）と呼ぶ者あり）全部が議事堂ですよ、4階は。何をおっしゃいますか。そういう認識しかないんですか、あなたは。（発言する者あり）ばかなことを言うて、答弁のしようもないじゃないか。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。（「議場と議事堂と控室は違う」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。私も旧柳川市の一員でございまして、矢ヶ部議員から旧柳川市のA議員、元B議員、大和町のC業者、D業者が市長と組んで、合併浄化槽の設置の受け皿づくりをしていると、そして不当な利益をしているというような発言がありましたので、私と木下議員は議長に対しても、疑惑究明を求める申し出を出しております。そういった旧柳川市のA議員、元B議員、大和町のC業者、D業者はどなたかということが究明されたのでしょうか、その点、お伺いします。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

実は処分要求につきましては、特定の名指しをして出されておりますので、それ以外のこ

とにつきましては、一切私の方では処分をするための調査というものはいたしておりません。ただ単に、その該当者のみについて審査をいたしたところでございます。

13番（伊藤法博君）

同じ発言の一連の中で、根拠が、そういう実名をされた方も、根拠があったのかどうか、そういう実態があったかどうかですね。それとも全くの作り話ででっち上げであったのかですね。もし、うわさの域を出ない発言での一般質問であったら、やはり議会軽視も甚だしいし、市民を愚弄するものの何物でもないと思います。そういった面で、そういったことの有無があったかどうか、事実があったかどうか、これは非常に懲罰を科すか科さないかの重要な判断になると思いますので、そのところをお聞きしておるところです。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

そのことにつきましては、全く審査をいたしておりません。

13番（伊藤法博君）

それでは審査をしなくて懲罰を科す必要がなかったという判定を下されたということですか。それはおかしいじゃないですか。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

今、申し上げましたようにね、処分要求をされたのは、いわゆる自分のことについてのみ要求をされているんですよ。ましてや、これは議事録をさかのぼって拝聴してみましたところが、御本人も明確に「もう取り消せばいいですね」と議長から言われて、「はい、それで結構です」、「それじゃ矢ヶ部議員から取り消して結構です」ということがあって、「それでいいですね」と議長から言われたときに、「はい、わかりました」と、当事者も明確に御答弁をいただいておりますので、それ以上のことについて私どもが付託を受けていない部分までの調査はいたしておりません。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

21番（大橋恭三君）

21番の大橋です。まず最初にお聞きしますけれども、矢ヶ部議員が用いられた手法で、あの範囲なら、ああいう話ならしていいのかどうか、それをお聞きします。矢ヶ部議員は、御案内のとおり優秀な議員さんでありますし、小説も書かれます。能弁であります。しゃべるのも上手です。ですから、法132条の制約があることは、十分お知りだと思います。そのことを考えるなら、先ほど委員長がおっしゃったように、真ん中から下の方のくだりのように、やはり議員としての倫理、モラル、いろいろなものがあると思います。そういうことを考えて、言ってはならないこと、してはならないことが必ずあると思います。それは何かと言いますと、市長に対してどういう人たちがということで聞き出されて、名前を挙げなさいと、くださいと市長が言われました。待ってましたとばかりに藤丸正勝君の名前が出たわけです。

こういう手法が通用するとは思いません。だから、矢ヶ部議員がおっしゃっている範囲でなら言っていいのか、それから、こういう手法についてどう思われるか、お願いします。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

その場合に明確におっしゃっていましたね、「うわさではない」と。いわゆる議員控室において、だれだれがこうおっしゃったと。だから、それはうわさではないと、自分がそうおっしゃったことだから、はあそうかと思ったということで、本来、おっしゃらなければ、それが一番いいんですよ。ところが、おっしゃっていらっしゃるということと、それから、ここでも申し上げましたように、やっぱり指定管理者制度の導入という非常に微妙な浄化槽管理条例的なものを出されているときにこういうことを言われる。例えば、冗談であったかもしれない。しかし、言った人はそうかもしれませんが、聞いた人は、そうでもないのじゃないか、御本人がはっきり言われている以上は。だから、そういうふうに出せと、恫喝的な発言要求によって出されたことも無理からぬ部分だと、うわさではないと、こう本人がおっしゃったということと言われたわけですから、このことについて、議会の低下とか、そういうことではないと。だから、最後のところに、やっぱり格調高い品格を持って議会には臨むべきである、議場に臨むべきであるということは、私は言うておりません。議会に臨むべきだと。

4階は議事堂なんです、全部。だから、そこにそういう関係した議案等が出されている中で、不用意に冗談だったかもしれませんが、出されることがそういう誤解を招くおそれがある。だから、一般事務である以上、そういう誤解を招くようなことがあった場合には、当然聞くということは、私は正しいことだ。議員である以上、そのところを明確に自覚をしてもらっておかなきゃならんということをおっしゃるわけですよ。（「あの範囲ではだめ」「もういっちょ」「もういっちょあるんです」「もう一つある」「あの範囲ではしゃべっていいわけですか」「一般質問で」と呼ぶ者あり）

私がしゃべっていいとか悪いとか申し上げるべきことではございません。ただ、審査の過程によっては、ああそうだったのか、そういうこともあり得ると。しかし、やはり議員である以上、あるいは答弁席においてになる皆さん方も議場でいわゆる発言、そういったものについては十分、新柳川市である以上、格調高いものでなくちゃならんということをおっしゃっているところでありまして、ある意味では両者にやっぱりきれいに対応してくださいよという委員会の意向も含めた報告になっておると私は思います。

21番（大橋恭三君）

議事録といいますかね、読ませていただきますと、専らのうわさでありますから、市長に対するうわさ話から入っていかれてですよ、そして、藤丸正勝君に関しては、今、委員長がおっしゃったように事実だと、それは控室の中で雑談で、げなげな話の中でやっていることを聞いた。私は本人が言っているから間違いはないだろうと、そういう手法なんですよ。それ

でこれはちゃんと押さえておかないと、今後の議会運営が今でさえこれだけ（「そうだそう
だ」と呼ぶ者あり）になっているのに、泥沼化すると思うんですよ。

ですから、これは委員長、大変だと思えますけれども、きちっと判断を下して、私はこれ
は藤丸議員は、もともと懲罰にするとか、最初おっしゃらなかったと思います。皆さん御案
内、「取り消してください」、議長に動議を出されて、取り消していただくことでおさまる
はずだったわけです。ところが、なかなか自分のプライド、自分の方に重きを置いたがため
に誤ったのではないかと思います。ですから、この辺をやはり考えていただいて、そういう
手法はいけませんとはっきり言ってもらわないと、（「そうだ」と呼ぶ者あり）今からの私
の発言がめっちゃめっちゃになるわけです。その辺、どうですか。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

大橋議員は非常にいいことをおっしゃっていると思いますよ。ただ、あなたの論法を裏返
しますと、議員控室でなら何を言ってもいいということになるわけですよ。だから、双方や
はりある程度の落ち度があったかもしれない。しかしながら、懲罰を科すべきことまでは言
っていないということを言っているわけですよ。だから、議事堂の中において、特に本会議
中の議事堂の中において、そういう安易な発言、冗談めいた発言、あるいはいわゆる議員を
誘導するような冗談、そういったことは絶対言ってはならんということをおっしゃるん
ですよ。おわかりでございますか。

21番（大橋恭三君）

今、最後に　　最後と言ったらおかしいですけども、森田議員から、言ってはならない
と、そういうことはやはりふさわしくないということをおっしゃったと思います。であるな
ら、やはり本人にもそれを伝えたかどうか、それを確認したいわけです。それをしてもらわ
んといかんと思うんですけども、その辺が一つ。

それから、今後、委員長には大変だと思えますけれども、もう一遍この問題を契機に、こ
ういうことがない対策を講じていただきたい。それはできるでしょうか。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

それはまた別の問題でございましてね、（「別問題じゃなか」と呼ぶ者あり）ただ、両方
にそういうふうになっているわけですし、私は絶対にそういうことは、私は逆に執行部の発
言についても問題があるという気持ちを個人は持ってとるんですよ。だから、非常に大事な
部分は品格だと、ですね。だから、もうどこでもだめなんですよ、そういうことは実際に。
だめだけれども、本人も納得をされているんです、「はい、わかりました」と。じゃ、結果
的には、議事録を見ますと原因はないんですよ。だから、そののところをいつまでもそうい
うふう論議を持ってこられると私も答えようがない。私の担当する分野ではない部分が相
当ありますので、私はこれ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

5番（梅崎昭彦君）

ちょっと一言お尋ねいたします。

先ほど委員長より、やはり議場では格調高い、品格を持って臨むべきであるとおっしゃられました。私は実にそのとおりだと思います。しかし、今回本会議場におきまして、うわさ話とかげな話と、こういう発言を許すのであれば、やはりこれは私は言論の自由のはき違いでありますし、また今後、こういうふうな話のあるげなばなん、うわさ話のあるげなばんということをつくり上げて相手をおとしめることができると、このようなことになるんじゃないかな（「そうだ」と呼ぶ者あり）ということを私は心配をするわけであります。

そこで再度、委員長の聡明なる御見解をお願いします。

懲罰特別委員長（森田房儀君）

私は聡明でも何でもないので、もうそれこそどうしようかなと判断に苦しんだ部分も確かがございます。ただ、これはうわさ、げなげな話ではないと本人が明確におっしゃった部分があるという事実もあるわけですね。それから、うわさ話をどうのこうのとおっしゃいますけれども、私は議員の質の問題だと。これは言うのか言わんのか、それは議員個人のやっぱり品格の問題だと思いますね。だから、こげん言うたけんがらと、そんなら逆に言いますと、議場において、はい、わかりましたと、了解をいただいているのが1日、2日たったら、また別な角度から妙な形で出されてくる。私は藤丸議員の方から出された部分について、これが懲罰に科すべきか科すべきでないかということだけを委員会で審議をしているわけですから、今も申し上げましたように、私の担当する範囲以上のことについては、私は答弁はできませんので、御承知おきください。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論は会議規則第52条の規定により、反対討論から行います。

反対討論をされる方はありませんか。

3番（浦 博宣君）

これは委員長報告に対して反対でいいんですよね。

議長（田中雅美君）

はい。

3番（浦 博宣君）

3番浦です。懲罰特別委員会、委員長報告、懲罰を科すべきでないに対し、反対討論を行います。

地方自治法第132条に「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、

又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とあり、会議規則第102条では「議員は議会の品位を重んじなければならない。」とあります。いわゆる議会の品位の保持をうたっています。

今回、一般質問の中で合併浄化槽関連について、市長との関係で受け皿をつくろうとされている旧三橋町E議員がいるとされ、名前を出して発言されました。このことは議員控室での昼食時のことだということです。法の場合での発言であればいざ知らず、市民のうわさ、控室での会話を全く確認もされず、矢ヶ部議員みずからの思惑で発言されたことは、第132条、102条を侵す重大な発言であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）前町長という肩書で当選された市議会議員として、あるまじき発言と考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）よって、委員長報告、懲罰を科すべきでないという結論には、断固として反対するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。 ありませんか。

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、処分要求書について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、矢ヶ部広巳議員に懲罰を科すべきものではないとするものであります。本件を委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、矢ヶ部広巳議員に懲罰を科さないことに決定をいたしました。

ここで、矢ヶ部広巳議員の除斥を解きます。

〔矢ヶ部広巳議員入場〕

議長（田中雅美君）

お諮りいたします。一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程6とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置についてを追加日程6とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置について

議長（田中雅美君）

日程6．一般質問等に関する真相解明特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員をもって構成する一般質問等に関する真相解明特別委員会を設置し、一般質問等に関する真相解明についての調査をこれに付託し、調査を終了するまで、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する一般質問等に関する真相解明特別委員会を設置し、一般質問等に関する真相解明についての調査をこれに付託し、調査を終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました一般質問等に関する真相解明特別委員会の正副委員長の選出については、本会議終了後にお願いしたいと思っております。（「議長」と呼ぶ者あり）

三小田議員、何でしょうか。

25番（三小田一美君）

緊急質問でございます。

議長（田中雅美君）

ただいま三小田議員から緊急質問をしたいとの申し出がありましたが、ここで議事整理のために暫時休憩をとります。

午後3時14分 休憩

午後3時29分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま三小田議員からピアス跡地の賃貸借契約延長の件とアスベスト除去の緊急質問の件を議題として採決をしたいと思っております。

三小田議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7として発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、三小田議員のピアス跡地の賃貸借契約延長の件とアスベスト除去の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7とし、発言を許すことが許可されました。

追加日程第7 緊急質問

議長（田中雅美君）

三小田議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）

三小田です。どうも議長、お取り上げいただきまして、全員だったのかなあと私は、そういうことで思っておったら、何人が少なかったようでございますが……

議長（田中雅美君）

マイクを上げてください。

25番（三小田一美君）

はい。残念でなりません。これも本当に人命にかかわることだから、ぜひ緊急に質問をさせていただいたわけでございます。

それでは、緊急質問をしたいと思います。

私の一般質問の中で答弁を、この前の一般質問の中で答弁をさせてくれと、そういうことでおっしゃられておりましたので、それも追加しながらお聞きをしたいと、そういうことで質問をしたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、緊急質問をいたします。

質問は3点であります。まず1問は、瑕疵担保についての懸念であります。石田市長は8月31日の島添達也議員の一般質問において、9月の中旬に結論を出す旨の答弁をされています。また、12月12日の質問でも、12月22日までには覚書を提携する予定と答弁をされていますが、賃借契約と瑕疵担保責任に関する覚書は取り交わされていますか。それについてお尋ねをしたいと。よろしくお願いをしたいと思います。

それと2問目でございますが、隠れた瑕疵担保責任を規定した平成15年7月25日、契約締結の不動産売買契約書第12条の規定を賃貸借期間延長に、見合った期限までに延長するための覚書締結の協議が持たれているようですが、議会が7月10日の特別委員会報告で強く要望をした内容は、石田市長は御承知のことと思います。

議会は、百条委員会で究明の結果、市財政に負担を及ぼさないための完全撤去をピアス社に求めたものでもあります。今まで石田市長からの答弁は、ピアス社が誠意をもって対応すると返事をしているとのことでもあります。市長は覚書の締結に当たって、単に期限の延長だけではなく、市長がたびたび説明をされているようにアスベストの存在を全く知らなかったということが真実であれば、アスベストについてはピアス社は売り主としての説明もせずに売却に及んだわけですので、瑕疵担保責任は100%ピアス社にあると認識をされている。もしくはピアス社にだまされたと思ってあると確信をいたします。

そこで覚書の条項にアスベストの撤去については、ピアス社に全責任があることを明確に記載をしていただきたい。そうでしょうもん。

また、今後も次々と延長していきますと、アスベストを吹きつけている建物を貸し付けている所有者の責任が、いずれ生じてくることは否定はできません。発症まで数十年と言われております病気でありますので、またオペもしないとなかなか難しいと、そういうテレビ、新聞等でも出ております。5年後、10年後に発症者があらわれ、また、柳川市の責任が問われ

ない保証がないとは言えません。

市長は、数十年後は自分はいないので無用な心配とお思いでしょうが、市長の御見解をお聞かせを願いたいと思います。もう何回でんは言いませんよ、市長。

3番目の質問でございますが、アスベストが原因の被害がもしも発生した場合であります、貸し主の都合により解約は解除でくる規定が盛り込まれていますか。

また、アスベスの危険性が明らかになり、健康被害が社会問題化、また、そこで働いている方々の健康が心配される中、従業員の精密な健康診断などがなされているのか、それをお尋ねをしたいと思います。

一応、石田市長は答弁がさせられん何のちて、この間も一般質問でありますから、ゆっくり御答弁をもらいます。

絶対に起こり得ない保証はだれにもできないわけであります。現実に全国に至るところで訴訟が提訴されています。職員室の天井に吹きつけられていたアスベストが原因でないかという裁判も起きています。

そこで、柳川市の行政責任者として建物を貸す以上、聡明な市長としては真剣にお考えいただきたいのと存じます。事は人命にかかわる問題でもあります。お尋ねします。合併をして、弱い財政力をお互い補い合い、何とか生き残り策を講じている新柳川市が、一応は飛散防止策を講じているということで、継続をして貸し続ける手続を進めている市長の心中が私には理解ができません。傍聴者も来てある。テレビも見てある市民の方にわかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

また、撤退するので、工場用地を買ってほしいと言って町に買わせておきながら、市長の雇用の件もあるのでとの申し入れを受け、簡単に操業を延長したピアス社の態度も全く信用できません。市長は本当に市民の健康、また安全に対して、真摯に受けとめて責任を感じるのか、危機意識があるのか、それもお尋ねする。

なぜ、そこまで市長がピアスを擁護しなければならないのか、私はわかりやすく御説明をお願いしたい。また、今回契約を延長なさるんなら、この契約書にアスベストの即時除去を盛り込んでいただきたい。

一応、1回目の質問を終わります。

市長（石田宝藏君）

本来ならばこの議員も5期も6期もやっていらっしゃる議員さんで過去の経験、委員長さんもやられていますので、この緊急質問というのが標準会議規則にありますように、昭和48年の行政実例のある中で天変地変、そういうものについては本来はできるわけですよ。しかし、こういったものが緊急質問にそぐうのか、そぐわないのか、これは今、議会の承認を得られましたので……（「議長、私はそれを言いよっとじゃなかですよ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと答弁中ですから、ちょっと待ってください。（「人命にかかわることだから私が聞いておるわけです、市長にですね」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

人命にかかわる問題ではございません。そういった喫緊の問題であるならば、私がさまざまな責任を問われるんですよ。市民の皆さんにどのように説明しなきゃいけないのか、さきの12月12日の島添議員の一般質問にお答えをいたしました。協議が調べば、12月のこの定例議会の22日の会期末には間に合うでしょう。しかし、交渉、きのう大阪の方からもやり取りをやりながら、契約書の中身を、覚書の中身を詰めておりますけれども、私としては納得いかない部分もございまして、また、議会の皆さん方に先般、案として送ったもの、こういったものを送って、できれば26日までに議会にお約束していますからということをお願いしているところでございます。中身については、これからさまざまな議論を呼んでいくと思いますので。

ただ、市民の皆さん方に心配をかけるようなことは私はしていない。また、それなりの措置もやられておる。いかにも三小田議員がおっしゃるようなことは市中に飛散をしているような、そんなイメージでありますけれども、安全性は完全に確保されております。

25番（三小田一美君）

3問しておりますから全部順序よくですね、私、ゆっくり読んどります。（「いやいや、もう答える必要ないです」と呼ぶ者あり）市長、あなたも一般質問の中でも答弁はさせなかった何のかんのちゅうてそういうことをおっしゃられたから、ゆっくり私も勉強してきておるわけですよ。いつでん待ってますから、いろいろ。

議長（田中雅美君）

三小田議員。

25番（三小田一美君）

はい。

議長（田中雅美君）

答弁が足らんやったちゅうわけですか。

25番（三小田一美君）

はい、そうです、全部の答弁はしてないわけです。

議長（田中雅美君）

もうする必要ないわけでしょう、どげんじゃい。

市長（石田宝蔵君）

いや、これはもうお答えする必要はない質問でございます。今申し上げたとおりでございます。まだ中身も26日まで詰まっておりますので。

25番（三小田一美君）

市長、私はゆっくりわかりやすくしとるわけですよ、ですね。それをあなた、親切ちゅうか、そういうことで私に答弁するのが市長の務めやないですか。私は、いつも市長は言うてあるでしょう、安心・安全とですね。だから、私の質問にお答えをすればいいじゃないですか。

賃借契約、瑕疵担保責任に関する覚書の取り交わし、それも簡単じゃないですか、それを言えばいいじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）瑕疵担保、これはもう明らかになっとっじゃないですか、当然。私は、ずっとこの答えば出していかやんごとになる。私は執行部やないですよ。ぜひこれをお答えしていただきたい。

それと、この私が言いました延長をされたとき、健康被害、のう、社会化問題になった場合、それは心配要らんち市長言うてあつですね。それは、それこそ盛り込んで、こんな貸されるなら、その契約書の中に盛り込んでいただかんといかんわけですよ、アスベストの除去も。なぜ市長はそういう考えをなさらないか、私は心配。なぜしないですか。

現にアスベストが、工場長が上も吹きつけもしよっ、土壌汚染もして何でもしとっち、工場長が言うてあるわけですよ、百条の中で視察に行ったと。そして、おまけに島添議員の一般質問の中でも契約すつときですよ、あなたアスベストついとらんやっただけな。ちょっとんかことは、でたらめなことを7万7,000の方が許されますか。

ほんなら緊急でした質問が意味がない。私はもうこのアスベストの除去、それを組み入れていただくなら、私はもう決議も何もしないわけですよ。あなたがそういうことを言われるなら、答弁もされないなら、怖くて信用されない、はっきり言うて。怖い。7万7,000からの市民は許されないですよ。もしも生じた場合、そういうことはないかもわからない。もしも生じた場合、アスベストが。被害が出るわけね、従業員さんもだつてですね。それは10年先か何かわからない、それは。新聞、テレビ等にもありよる。国、県あたりも指導はしてある。もうこれは法律で決まっておる。その場合はどうしますか、市が責任ば問わやんですか。柳川市が莫大なお金ですよ。1人80,000千円ずつやるなら何十人おられますか、ピアスには。まちとあんと答えばしてくれんですか。そうすつと私も大きか声出さんでもいいとですよ。何でん答えられん。そうでしょう、皆さん。

あん、伊藤議員、何ば笑いよんなはつですか。私は人命が大事だから聞きよるわけですよ。ちょっとそこですな……

議長（田中雅美君）

三小田議員。

25番（三小田一美君）

はあ。

議長（田中雅美君）

要点をかいつまんで答弁をもらうところはもらうと。

25番（三小田一美君）

あ、そうですか。

議長（田中雅美君）

そうやってくれんですか。

25番（三小田一美君）

いや、答弁は今されたけんですね、私の気持ちも……

議長（田中雅美君）

いや、どの答弁は、されん答弁もあると思いますけど、される答弁もあると思いますので、今先ほどの質問の中に幾つか答弁もらわんやんところがあったでしょう。

25番（三小田一美君）

はい、ありました。

議長（田中雅美君）

それをかいつまんで答弁をもらってください。

25番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございます、議長。もう3回目けんですね。

議長（田中雅美君）

いや、もう3回と決まりはありませんけど、常識としてですね。

25番（三小田一美君）

はい、わかりました。

それでは、まず一つ目、貸し主の都合によって契約が解除できる、これは規定は絶対盛り込んだかにゃいかんわけ、契約の中にですね。

また、アスベスの危険性が明らかになるから、これも健康被害、また社会問題化、そこで働いている方々の健康が心配されるから、そういうことで健康診断もなされているのか、それも一応尋ねておるわけでございます。

それと、アスベストの存在ですね、全く知らなかったということが真実であればですよ、アスベストについてはピアス社が売り主として説明をせず売却に及んだわけですのでねわかりますか、瑕疵担保責任は100%ピアス社にあると認識をされて、もしくはピアス社にだまされたと思っていると私は確信をいたします。

その覚書の条項に、アスベストの撤去については、ピアス社に全責任があることを明確に私は思っておるわけですか、ですね、市長。それもお尋ねする。

それとまた、健康上、それはもう石田市長がいつもそういうことでおっしゃられるから、安心・安全、本当に市民の健康を安全に対し、真摯に受けとめて責任を感じているのか、それも私は非常に危機、また意識がしておるわけであります。だから、市長もこの間の一般質問の中でも、私もいろいろこう聞きよるけどですね、答弁はされんやんやった何のて、こう

おっしゃられるけど、今回は、親切にですね、皆さん方が傍聴もお見えになられとるから、ぜひこれを聞きたい。

そして、（発言する者あり）今回は延長をなされると、そういうことを御報告……

議長（田中雅美君）

大橋議員、ちょっと雑音なやめてくれませんか。（発言する者あり）

25番（三小田一美君）

今回、市長、契約の延長に対し、やはり契約書にアスベストの即時除去を盛り込んでいただきたい。どうですか、はい、お聞きします。

市長（石田宝藏君）

本来、まだまだ契約が調っていないので、こんなことはまた申し上げるべきでないし、また申し上げられない状況にあるということをお先ほどから申し上げておるわけでありまして。

ただ、職員さんの健康審査とか、そういうものは、当然事業主として従業員を法律に基づいて健康審査をやらなきゃいけませんので、やっていないとすると事業主は大変な問題になるわけですが、これは私は承知いたしております。完全に私はやられておるといふふうに思います。

それから、安全が担保できるか、安心が担保できるかということですが、何か三小田議員がおっしゃっているのは、何か物すごく毒が、有害物質が出ているようなイメージですけども、そんなのは一切出ていないと報告を受けております。（「まだありますばってん、市長、まいっちょ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）

契約途中じゃないですか、交渉途中じゃないですか。

議長（田中雅美君）

三小田議員、契約の途中で今からその詰めに入ると市長は答弁しておるとは思いますけど、その辺の、どうぞ。

25番（三小田一美君）

市長、今アスベスは何かあれんごたっですね、今の御答弁じゃ、いっちょん病気にならんようなですね、そういう（発言する者あり）私がですよ。それは見解の相違かもわからない。けど、私はそういうふうにならなかつたわけに聞いたわけにございますが、この議会は平成18年2月17日かね、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の証人喚問で、承認のピアスアライズ株式会社専務川島良一氏は、ピアスアライズ株式会社の負担で工事を行うことで責任を果たしたいと証言をしているなどなどの理由があるわけですね。それは市長も御存じでしょう、わかりますか。もうこれで終わりでしょうかね、質問は。

議長（田中雅美君）

いいですよ、いいけど、簡潔に、要点をかいつまんでしてもらわんと時間ばかりむだにな

ると思いますので、よろしくお願いします。

25番（三小田一美君）

いや、それは私じゃなくて市長に言うてください。

議長（田中雅美君）

市長も、そしたら答えられんところは答えられませんかとはっきり（「言ったじゃなかですか、議長」と呼ぶ者あり）ちょっと途中で終わるわけにはいきませんので、ちょっと待ってください。どうぞ。

25番（三小田一美君）

はいはい。

議長（田中雅美君）

どうぞ、三小田議員。

25番（三小田一美君）

今、横から「よかつじゃなかですか」と、そげんお声のある……（「私言わせてもらえばいいという意味じゃなくてですね、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）横からですね……

議長（田中雅美君）

ちょっと三小田議員、そんなら一問一答で言ってください。

25番（三小田一美君）

はいはい。

議長（田中雅美君）

一問一答で答えられんとは答えられんと市長が言うと思いますので、そうすると納得いくと思います。

25番（三小田一美君）

はい、ありがとうございます。（発言する者あり）

それなら市長、まあ一回聞きますけどね、この市長の考え方は何かどうも私を感じるの、貸し主、家主さん、そういう考えじゃないみたい、私に答弁なされるのは。やはり貸したやつはあなたは責任は何かよそにこのピアスの会社が何年も被害に遭うたときは、会社が持つと、それはもってのほかなんですよ、法律の変わっとなんてですよ、法律が。国、県に聞いてんですか、この間、姉齒のそういう横の雑談になるかもわかりませんが、姉齒のああいう関係で法律が変わっております、国も県も。貸したやつが責任なんですよ、簡単にあなた言われますけど、もしも生じたときはどうしますか。私が聞きよつとは、健康被害が生じたときは。どうすつてですか私に聞きよるわけですよ。本当にピアスの会社が持っていたら、それは結構だと思う。

まあ一回聞きます。それで、もしも今回この契約の延長、その契約書にアスベストの即時

除去、盛り込んでいただきたい。私はそれはずっと言います。そっでだめなら私は決議します。市民をなめちゃだめ。

市長（石田宝蔵君）

だから、今契約書の中身を詰めておると言ってるでしょう。市民をなめておるわけでも何でもありませんよ、私は市民の皆さんは大事です。7万7,000人の代表として、愛しています。だから、慎重の上にも慎重にやらなきゃいけない。百条委員会でも御議論なさったでしょう。証言もごらんになっているでしょう。そのことを踏まえて今交渉をやっているわけですから、そういった点で御理解いただきたい。

しかも、今回のやつについては、貸し主であるということは認識はしているんです。しかし、百条委員会の中でも実態が出てきたように、双方とも承知おきしていなかった事案である。重要説明事項の中にも宅建法の中にも、そういうものをきちんと説明しなきゃいけないという法律的な定めがなかったから、私どもは双方ともに誠意を持って協議しなきゃいけない。川島専務の証言のあるとおりに、向こうとしても精いっぱい。

だから、貸し主は今市ですけども、ピアスとしてもその責任を感じていらっしゃるんです。それをあしたせろとか、それは今やっているところでありましてということを繰り返し御説明申し上げて、そして市民の皆さんは何よりも心配いただいている。このことは、深く真摯に受けとめておりますし、重要な懸案事項であるということも位置づけて、慎重の上にも慎重にやっているところでもあります。

25番（三小田一美君）

もうこっでよろしゅうございます。なぜそういう気持ちばはよですね、私に答弁せんですか。市長、今回、まだ今から頑張って26日まででしょう、タイムリミットはですね。だから、契約書にぜひこれを入れていただきたい。即時ですね。ころころころころ変わられないよに、よろしゅうございますか。

議長（田中雅美君）

三小田議員、要望のようですけど、要望が何点かあったとを一応市長に要望として伝えて終わってください。

25番（三小田一美君）

いやいや、あのですね……

議長（田中雅美君）

幾つかあったでしょうが。

25番（三小田一美君）

今お答えをもらっておりますからね、市長、今回ですね、ちょっとよかでしょうか、契約の延長、この契約書にアスベスの即時除去を盛り込んでいただきたいと、そういうことをお願いをしたいと思いますので、もう一回よろしくお願ひしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

何遍言われても、先ほど答弁したとおりでございます。

25番（三小田一美君）

さっきとはですね、市長。

議長（田中雅美君）

声のちょっと、トーンは上げてください。

25番（三小田一美君）

聞こえんやったからですね、まあ一回ちょっとお願いします。またずっと繰り返し、繰り返し言われましたですね。

市長（石田宝蔵君）

先ほどお答えしたとおりでございます。

議長（田中雅美君）

三小田議員、これを最後にしてください。

25番（三小田一美君）

はい、もうわかりました。

そんならですね、今回の契約を委員長に対して、契約書のアスベスト即時除去を盛り込んでいただくと、そういうことで私は理解をして質問を終わります。答弁は要りません。

市長（石田宝蔵君）

一方的な御理解をしていただいちゃ困ります。

25番（三小田一美君）

それでは、私はアスベストの即時除去を求める決議案を提出をしたいと思います。私はふわっと行くつもりやったけどですね、そういうあやふやな御答弁もしていただくと、7万7,000の市民を大事にされん。

議長（田中雅美君）

これで三小田議員の質問を終了いたします。（「議長、私、決議をしたいと思います。提出します」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「いや、4人おっ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「一応、議長そういうことで……」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩をいたします。

午後4時1分 休憩

午後4時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

25番（三小田一美君）

決議案を一応取り消させていただきたいと、そういうことで議長、よろしくお取り計らい

を、市長の親切な御答弁を私、ちょっと忘れておりましたから、いっちょよろしくお願ひしたいと思います。

議長（田中雅美君）

これで三小田議員の質問を終了いたします。

これをもちまして、平成18年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後4時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 山 田 奉 文